

平成27年第4回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（12月4日）	頁
1. 議事日程	11
2. 出席議員氏名	14
3. 欠席議員氏名	14
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	14
5. 議会事務局職員出席者	14
6. 開 会・開 議	15
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	15
8. 日程第2 会期の決定	15
9. 日程第3 報告	15
10. 日程第4 認定第1号 平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	15
11. 日程第5 認定第2号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	25
12. 日程第6 認定第3号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	25
13. 日程第7 認定第4号 平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	25
14. 日程第8 認定第5号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて	25
15. 日程第9 認定第6号 平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	25
16. 日程第10 認定第7号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	25
17. 日程第11 認定第8号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について	25
18. 日程第12 認定第9号 平成26年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	25
19. 日程第13 議案第58号 平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分について	37
20. 日程第14 議案第60号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	38
21. 日程第15 議案第61号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用に関する条例の制定について	45
22. 日程第16 議案第62号 志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	50

23.	日程第17	議案第63号	志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	51
24.	日程第18	議案第64号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	52
25.	日程第19	議案第65号	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	52
26.	日程第20	議案第66号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	53
27.	日程第21	議案第67号	志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について	55
28.	日程第22	議案第68号	志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について	55
29.	日程第23	議案第69号	志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について	56
30.	日程第24	議案第70号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について	60
31.	日程第25	議案第71号	志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について	61
32.	日程第26	議案第72号	有明開田の里公園の指定管理者の指定について	62
33.	日程第27	議案第73号	有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について	66
34.	日程第28	議案第74号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について	66
35.	日程第29	議案第75号	志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について	67
36.	日程第30	議案第76号	城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について	68
37.	日程第31	議案第77号	志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について	68
38.	日程第32	議案第78号	志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について	69
39.	日程第33	議案第79号	鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	72
40.	日程第34	議案第80号	字の区域変更について	73
41.	日程第35	議案第81号	平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	73
42.	日程第36	議案第82号	平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	79
43.	日程第37	議案第83号	平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	80
44.	日程第38	議案第84号	平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	80
45.	散会			81

第2号（12月8日）

1.	議事日程	82
----	------	----

2. 出席議員氏名	83
3. 欠席議員氏名	83
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	83
5. 議会事務局職員出席者	83
6. 開 議	84
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	84
8. 日程第2 一般質問	84
小野 広嗣	84
野村 広志	109
青山 浩二	133
9. 散 会	145

第3号（12月9日）

1. 議事日程	146
2. 出席議員氏名	147
3. 欠席議員氏名	147
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	147
5. 議会事務局職員出席者	147
6. 開 議	148
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	148
8. 日程第2 一般質問	148
八代 誠	148
平野 栄作	158
小園 義行	185
9. 散 会	206

第4号（12月22日）

1. 議事日程	207
2. 出席議員氏名	209
3. 欠席議員氏名	209
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	209
5. 議会事務局職員出席者	209
6. 開 議	210
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	210
8. 日程第2 報告	210

9.	日程第3	議案第60号	志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について…	210
10.	日程第4	議案第61号	志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用に関する条例の制定について ……………	211
11.	日程第5	議案第62号	志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正す る条例の制定について ……………	212
12.	日程第6	議案第63号	志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 の制定について ……………	213
13.	日程第7	議案第64号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて ……………	215
14.	日程第8	議案第65号	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について ……………	215
15.	日程第9	議案第66号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について…	216
16.	日程第10	議案第67号	志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条 例の制定について ……………	217
17.	日程第11	議案第68号	志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定 について ……………	219
18.	日程第12	議案第69号	志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管 理者の指定について ……………	220
19.	日程第13	議案第70号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について ……………	225
20.	日程第14	議案第71号	志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について…	226
21.	日程第15	議案第72号	有明開田の里公園の指定管理者の指定について ……………	227
22.	日程第16	議案第73号	有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について ……………	228
23.	日程第17	議案第74号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定 について ……………	228
24.	日程第18	議案第75号	志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定につ いて ……………	228
25.	日程第19	議案第76号	城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について ……………	228
26.	日程第20	議案第77号	志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について ……	228
27.	日程第21	議案第78号	志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について ……………	228
28.	日程第22	議案第80号	字の区域変更について ……………	233
29.	日程第23	議案第81号	平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号） ……………	234
30.	日程第24	議案第82号	平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	240
31.	日程第25	議案第83号	平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）…	241
32.	日程第26	議案第84号	平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）…	242
33.	日程第27	陳情第10号	「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」	

		についての福祉施策に関する陳情書	243
34.	日程第28	議案第85号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第7号）	244
35.	日程第29	同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	245
36.	日程第30	発議第3号 志布志市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について	246
37.	日程第31	発議第4号 志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	250
38.	日程第32	議員派遣の決定	250
39.	日程第33	閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長）	251
40.	日程第34	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）	251
41.	閉 会		251

平成27年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
12月 4日	金	本会議	開会・会期の決定 26年度決算関係（委員長報告・採決）・議案上程
5日	土	休 会	
6日	日	休 会	
7日	月	休 会	
8日	火	本会議	一般質問
9日	水	本会議	一般質問
10日	木	委員会	常任委員会
11日	金	委員会	常任委員会
12日	土	休 会	
13日	日	休 会	
14日	月	休 会	
15日	火	休 会	
16日	水	休 会	
17日	木	休 会	
18日	金	休 会	
19日	土	休 会	
20日	日	休 会	
21日	月	休 会	
22日	火	本会議	委員長報告・議案上程・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
認定第1号	平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成26年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第58号	平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分について
議案第60号	志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第61号	志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について
議案第62号	志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第63号	志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第64号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第65号	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第66号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第67号	志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号	志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について
議案第69号	志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について
議案第70号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
議案第71号	志布志市やちくふるさと村の指定管理者の指定について
議案第72号	有明開田の里公園の指定管理者の指定について
議案第73号	有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
議案第74号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
議案第75号	志布志市やちくふれあいセンターの指定管理者の指定について
議案第76号	城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
議案第77号	志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
議案第78号	志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について

- 議案第79号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第80号 字の区域変更について
- 議案第81号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第82号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第83号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第84号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 陳情第10号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」についての福祉施策に関する陳情書
- 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 発議第3号 志布志市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 発議第4号 志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 議員派遣の決定
- 閉会中の継続審査申し出について
（総務常任委員長）
- 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 小野広嗣	1 志布志市まち・ひと・しごと“こころざし創生戦略”について	(1) 地方では、進学や就職を機に転出する人が転入者を上回る社会減が、人口減少に拍車を掛けており、いかに社会減を食い止め、人を呼び込むかが問われている。本市ではこの課題に今後、どのように取り組むのか。 (2) 地方創生のポイントは、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることにある。本市では若い世代の経済的安定や、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援を今後、どのように推進するのか。	市長 市長
	2 市道の安全対策について	(1) 市道昭和・弓場ヶ尾線と市道上町線の交差する地点は、見晴らしが悪いうえに信号もなく、極めて危険である。市は、危険回避のためにこれまで警察とどのような協議をしてきたのか。	市長
	3 市営住宅の入居要件について	(1) 市営住宅の入居申し込みの際、連帯保証人をつけることを義務づけているが、最近では、連帯保証人を確保することが困難な時代状況にある。現状を踏まえた、緩和措置を講ずるべきではないか。	市長
	4 道徳教育について	(1) 文部科学省は本年3月、特別な教科として格上げする小中学校の道徳について新たな学習指導要領を告示した。本市ではこのような動向をどのように認識し、学校全体の道徳教育の要となる道徳の時間の充実を図るのか。	市長 教育委員長
2 野村広志	1 福祉・保健行政について	(1) 認知症の現状について (2) 認知症への理解と普及・啓発について (3) 認知症の容態に応じた体制整備について (4) 認知症の方と、それを介護する方に対する支援について	市長 市長 教育委員長 市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 野村 広志	2 市民が安心・安全に暮らせる環境づくりについて	(1) 街灯、防犯灯の管理状況と、防犯上危険箇所の把握状況について ① 現状について ② 設置計画及び修繕計画について ③ GIS情報による管理体制について ④ 街灯、防犯灯のLED化について (2) 防犯カメラ設置について ① 現状について ② 課題と今後の設置計画について	市長 教育委員長 市長 教育委員長
3 青山 浩二	1 人口増対策の取り組みについて	(1) 定住促進住宅用地確保について	市長
	2 税外収入について	(1) 市の財源確保のため、公共施設の命名権売却（ネーミングライツ）の導入に対する考え方について問う。	市長 教育委員長
4 八代 誠	1 農業振興について	(1) 茶業振興について、茶業農家に関わる降灰対策の水利用の現状と、今後の課題について問う。	市長
		(2) 大筋合意した環太平洋連携協定（TPP）を受け、政府では大綱が決定し、大幅な国の予算増が予想される。農林水産業対策費を受けて、本市の農林水産業に対するインフラ整備をはじめとする対策について問う。	市長
5 平野 栄作	1 指定管理者制度について	(1) 平成19年度から導入されているが、具体的にどのような効果があったのかを示せ。 (2) 次回から指定管理の期間が5年間に延長されることになるが、事業の評価方法についての考え方を示せ。 (3) 利用者の利便性向上や更なる利用率アップを目指すためには、管理者のスキルアップと類似施設管理者間の連携が必要だと考えるが、この点について今後の方向性及び考え方を示せ。 (4) 施設や備品類の老朽化が大きな課題であるが、長期的な修繕や改修及び更新計画を指定管理者側に示した上で今回の指定に至っているのか。	市長 教育委員長 市長 教育委員長 市長 教育委員長 市長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 平野栄作	1 指定管理者制度について	(5) 委託料を積算する際に、必要経費の算定が必要となると思うが、地域住民からの声も反映させた内容（住宅隣接部の維持管理）となっているのか。	市長 教育委員長
6 小園義行	1 政治姿勢について	(1) 庁舎等在り方研究委員会の取り組み状況を問う。	市長
	2 マイナンバー法について	(1) 通知カードの配布が進んでいるが、住民には正しく理解されているとは思えない。今後の対応を問う。	市長
	3 課設置条例について	(1) 今回、農政畜産課を設置するとの提案だが、T P P等対応は十分できると考えるか。	市長
	4 道路行政について	(1) 県道の改修等の、県との対応について問う。 (2) 志布志町大性院地区の改修について、県と具体的な交渉が進んでいるのか。	市長 市長
	5 嘱託職員等の待遇改善について	(1) 一時金の支給や、時給の見直しについて考えを問う。	市長
	6 商業振興について	(1) 「地方版総合戦略策定」にあたって、中小商工業者の声を今後どう反映させていくのか。	市長

平成27年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成27年12月4日（金曜日）午前10時15分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 認定第1号 平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成26年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第58号 平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第14 議案第60号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第61号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第62号 志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第63号 志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第64号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第65号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第66号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第67号 志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第68号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について

- 日程第23 議案第69号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第70号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第71号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第72号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第73号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第74号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第75号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第76号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第77号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第78号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第79号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第34 議案第80号 字の区域変更について
- 日程第35 議案第81号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第36 議案第82号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第83号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第84号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

出席議員氏名（18名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環

欠席議員氏名（1名）

20 番 福 重 彰 史

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭
松山支所産業建設課長 上 室 徹 郎	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時15分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成27年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、市ヶ谷孝君と青山浩二君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの19日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの19日間に決定いたしました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。
陳情第10号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第24期事業報告書及び収支決算書、第25期事業計画書及び収支予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

—————○—————

日程第4 認定第1号 平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第4、認定第1号、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件は、平成26年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○平成26年度志布志市一般会計決算審査特別委員長（鶴迫京子さん） ただいま議題となりました認定第1号、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、10月7日、8日、9日、13日の4日間にわたり、執行部から関係課長ほか、担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、主な質疑と答弁について報告いたします。

はじめに、教育総務課・学校教育課について報告いたします。

教育総務課長、学校教育課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、奨学金の26年度までの滞納状況と回収方法についてただしたところ、未納発生後、直ちに督促状を発送し、特に高額未納者を重点的に徴収の努力をしているが、一度も返還されない人が6名いる。督促や保護者相談等行っているが、税金のように滞納処分ができないので、根気強く理解が得られるよう努力しているとの答弁でありました。

26年度の、「いじめ」の総件数、解決・未解決の件数と、学校訪問の回数についてただしたところ、報告によると、小学校25件、中学校83件である。定例教育委員会において、全ての事例を解決しているとの報告を受けている。

学校訪問は、5名のソーシャルワーカーと1名のスーパーバイザーにより実施している。9月を例とすると、スーパーバイザーの方が、家庭訪問を含め70時間、その他の方は平均28時間の勤務状況である。登下校以外の時間帯も含め、家庭訪問や保護者との話し合いなど、こまめに活動をしていただいているとの答弁でありました。

自立支援事業を3名の指導員で行っているが、身分としては教員と指導員のどちらの立場なのか、また、在席日数の考え方についてただしたところ、支援員の立場で公募している。在席日数については、出席日数でカウントしているとの答弁でありました。

この教室に通所できない子供の把握をしているのかとただしたところ、27年7月時点で、小・中学校あわせた不登校生は18名、その内、「ふれあい教室」への通所者が4名である。残りの14名は30日以上欠席となっている。また、これとは別に、学校へは登校するが、教室に入れない状態の中学生が4名おり、不登校扱いでは無いとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

生涯学習課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、スポーツ少年団の全国大会等への支援事業と、その交付金額についてただしたところ、各種スポーツ全国大会出場補助金の中で、26年度は、剣道2団体に14万9,000円、ソフトボール1団体に2万1,000円、計3団体に対して、旅費相当分の2分の1を交付しているとの答弁でありました。

市の文化協会は、合併後も旧町単位での活動を継続しているが、その後の合併に向けた検討状況についてただしたところ、27年度の総会において提案し、1年間かけて統一する方向で協議し、28年4月の統一を目指し準備を進めているとの答弁でありました。

次に、監査事務局分について報告いたします。

監査事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市では、監査事務局と議会事務局の局長が兼務である。県内でこのような事例が無いことや、議会事務局内の業務状況等を現場の意見として強く訴え、個別の局長を選任すべきと考えるがとただしたところ、議会、監査、執行部は独立した組織として臨むべきと考えている。27年度は、県各市監査委員会の会長市となっている。また、監査兼務行事と議

会行事が重複する部分が多く支障もある。このことも踏まえ、執行部には伝えていくとの答弁がありました。

次に、議会事務局分について報告いたします、議会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会中継に伴う市民アンケートの実施状況についてただしたところ平成25年10月から11月の期間に、B T V志布志局で独自の聞き取り調査を実施している。1,000世帯を対象とし、797世帯の回答で回答率79.7%。「議会中継を視聴している…21%」、「ほとんど視聴しない…41%」、「市民チャンネル自体を視聴しない…38%」という結果であったとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

会計課長の説明を受け、質疑に入りましたが、質疑は無く、審査を終了いたしました。

次に、建設課分について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、道路維持費のうち、伐採関連の予算は、合併後どれくらい減額になっているか。また、県道の維持管理もかなり遅れているが、予算がどれくらいカットされているのかとただしたところ、経常的経費については、毎年5%程度のカットで現在に至っている。ただし、維持費については、補正等で対応し、伐採関連経費として課内予算の3分の1を充当している。また、集落道については、起債事業での予算配分を受けている。現状では国からの補正による増額は、あまり無い状態であるとの答弁でありました。

市道と県道の区別がつかない人も多い。道路管理、伐採に関しては市民の苦情が一番多い。これまで以上の予算を年次的に措置していかないと解決しない。ふるさと納税が3億に届きそうな状況で、今まで無かった収入が出てくれば、緊急的措置として財政面での折衝をすれば、配慮は可能であると思う。強く要望すべきではないかとただしたところ、現状では、業者委託の分についても、人手不足で手が回らない状況もある。伐採や管理の手法、作業の機械化、作業班の増員等を要望していくとの答弁でありました。

公営住宅解体整備事業で解体できない物や、空き家状態であるが、貸し出しできない状況にある物の把握はしているのかとただしたところ、市全体で595戸を管理しており、99戸が政策空き家である。政策空き家については、撤去が望ましいが、長屋づくりであるため、一部に入居者が残っているなどのケースで困難な事例もある。全体の空き家の状況は把握しているとの答弁でありました。

空き家となっているが、個人の財産が残っていて解体できない物もあるのかとただしたところ、市内3件の物件について、荷物が残り解体できない状態にある。現在、相続関係等調査中であるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、草の根技術協力事業への、一般財源の持ち出しは無いのかとただし

たところ、経費の全ては、JICA（国際協力機構）からの補助金で対応しているとの答弁でありました。

一般財源ではなく、補助金で対応していることを、市民に広く周知すべきであると思うがとただしたところ、事業に要する財源的な部分までは周知していなかった。現在も、この事業の一環としてサモアから、研修のため来市している。このこととあわせて広報紙に掲載し周知したいとの答弁でありました。

ごみ処分場が満杯になるのは、何年後の予測かとただしたところ、現在の最終処分場は、平成2年の供用開始で、当時は15年経過で満杯の予測であった。平成23年に測量を実施し、50数年後という予測が出された。あくまでも予測なので、市民へは今後30年程度という説明に統一しているとの答弁でありました。

当初の予測と大幅に乖離しているが、理由についてただしたところ、平成16年から、生ごみの分別収集が開始され、処分量が大幅に減少しこのような予測結果となったとの答弁でありました。

次に、農政課分について報告いたします。

農政課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、やっちくふるさと村の経営状況と、指定管理期間の3年間は短いのではないかとただしたところ、平成27年7月から、現指定管理者による営業を開始している。一日当たりの平均売上額の推移は、25年度…35万3,000円、26年度…36万8,000円、27年度9月末現在…44万4,000円となっており、右肩上がりである。集客数とは異なるが、レジカウント数の27年9月末現在で、29万3,621カウントである。

指定管理期間については、「3年間だと初期投資がしにくい」と社長から聞いている。次期管理期間にも意欲を持たれ、参加の意向であるとの答弁でありました。

「茶レンジ風邪なし運動」の問題点として、「毎日ボトルを持参する生徒の数が少なく、アンケート回収率も低かった」とあるが、この結果を受け、学校や教育委員会への働き掛けはしなかったのか。また、アンケート結果の数値的なデータについてただしたところ、27年度の事業開始に向け、保健課、企画政策課と対策を協議してきた。校長会での説明、全小・中学校の訪問によるお願い、及び茶葉やボトルの配布にあわせて再度のお願いをしてきた。取組率の思わしくない中学校へは、市長が訪問し、お願いする予定である。アンケート結果としては、インフルエンザ罹患率との因果関係は証明されていない。反省点として、重症化についての追跡調査が必要と感じたとの答弁でありました。

次に、総務課、選挙管理委員会分について報告いたします。

総務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新規消防車両の決算額が計上されているが、火災の現場は混乱を極める。その中で一般の方も含め、事故等が発生しないよう的確な現状把握が必要である。そのような対策を踏まえ、新規購入の消防車両へドライブレコーダーの搭載は考えられないかとただしたところ、消防車両以外の公用車数台には搭載されている。現場の混雑解除に大きな効果が見込

まれると思われるので、幹部会等に諮り、前向きに検討するとの答弁でありました。

次に、畜産課分について報告いたします。

畜産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、肉用繁殖雌牛導入事業貸付金については、多額の不用額が発生しているが、要因についてただしたところ、松山において、計画頭数21頭に対して14頭の導入実績となり、計画頭数を下回った。理由としては、自家保留牛が導入牛を上回ったためであるとの答弁でありました。

畜産関係の貸付金に対する未納の状況についてただしたところ、肉用繁殖雌牛導入に伴う貸付については、市が農協に貸付を行い、農協は市貸付額と農協貸付額を合算し農家へ貸し付ける制度となっている。現時点での未納は発生していない。乳用牛導入に伴う貸付については、酪農組合が貸付農家の牛乳販売額から定額を天引きし、償還勘定に積み立て、その中から償還する仕組みになっており、同じく未納は無いとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

耕地林務水産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業基盤整備事業の今後の見通しについてただしたところ、平成27年度の当初要望は7路線であったが、予算措置されたのが2路線と厳しい状況にある。今後は、採択に漏れた路線を優先的に要望していく形になる。別途、多面的機能支払交付金のメニューである、農道長寿命化事業を併用して取り組みを進めたいとの答弁でありました。

未登記処理業務の決算額が計上されているが、道路用地として提供された土地が、なぜ未登記となったのかとただしたところ、旧有明町において50万円事業という制度があり、地元及び地権者の同意を得て、道路の拡幅や舗装を行ってきた。工事先行で、分筆・移転登記が未了となったケースがあった。現時点で、市道・農道それぞれの所管課で未登記分の事務処理を年次的に行っているとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

農業委員会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地法改正により農業委員会制度も変わる。26年度決算を受けて、制度改正に向け、次年度の総体予算はどうなっているのかとただしたところ、関係法案が、平成27年8月28日に成立し、28年4月1日施行予定である。予算配分の詳細については、県農業会議より11月頃に示される予定だが、現段階では国において調整中である。農業委員に対しては、6月の定例会において、農業会議を招き研修会を開催した。また、事務局に対しても、今後、県農業会議主催の説明会が予定されており、その中で詳細な部分が示されるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

福祉課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、福祉タクシーの志布志地区の運行形態と、特例者の申請受付を本庁のみとしている現状についてただしたところ、志布志地区の運行については、可能な限り松山、

有明のように乗車を希望される場所の近くまで入り込むよう柔軟な対応をお願いしている。今後も利用者のニーズに対応できるよう努力する。特例者の申請窓口については、統一性を持たせる意味で本庁に集約してきたが、今後は支所での受付も検討していくとの答弁でありました。

路線変更も含めた、次年度以降の考え方についてただしたところ、民業圧迫という観点も考慮し、慎重な対応を心がけたい。今後は、公共交通施策の面も含め、企画政策課や港湾商工課とも連携し協議していくとの答弁でありました。

生活保護の申請から、判定までの審査内容についてただしたところ、申請後14日以内に判定する。審査事項として、世帯員の生活歴、資産の保有状況、預貯金の状況等を調査し、国の基準に照合し判定する。期間が必要な場合、最高30日までの延長が可能であるとの答弁でありました。

生活保護者が、保護受給を助長するような発言もあると聞くが、苦情は寄せられていないか。また、指導による改善がされているのかとただしたところ、指導により就労に至ったケースは19件、保護廃止となったケースが1件であり、更なる努力が必要である。受給者への制度読み聞かせや、不正受給者への法的措置、見守り活動の充実を励行し、苦情等への徹底した対応を心がけたいとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

保健課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、子宮頸がん予防ワクチンの副作用を新聞報道等で目にするが、本市ではそのような事例は発生していないのかとただしたところ、予防ワクチンが定期接種となった年度に、初めて接種された方、お一人が1週間程度、けいれん等の症状で入院された経緯がある。その後、普通の生活に支障が無い状態に快復しているとの答弁でありました。

特定健診受診率70%を目標に、職員はビブスを着用して啓発に当たっているが、現状での受診率についてただしたところ、受診率の推移については、25年度…51.7%、26年度…53.6%である。27年度は、集団検診時に雨天が続き、現段階で230人程度減少している。10月以降、全職員による戸別訪問を実施し、昨年度の受診率を上回りたいと考えている。また、市長が13の医療機関を訪問し、個別受診や情報提供への協力依頼を実施したとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、家屋全棟調査業務の事業費は、24年度から26年度までの3年間で、約1億円である。新築家屋調査と比較して、棟数の割には契約額が大きいと、適正な契約額であると認識しているのかとただしたところ、新築家屋の調査業務は、木造・非木造・附属屋ごとに単価設定し、評価額を出すもので、当該年度の新築家屋のみが対象である。全棟調査は、在来家屋を一筆ごとに立地条件に応じた補正係数を算出し、評価額を決定するなど調査内容に相違がある。近隣自治体の委託額と比較しても低価格で、適正な契約であったと理解しているとの答弁でありました。

市税の徴収率が、全体で0.1ポイント上昇しているが、県内のランキングはどうだったか。また、

滞納者に対する不公平感から、誤った情報がひとり歩きすることがある。誤った確証の無い情報については否定することが必要だと思うが、とただしたところ、徴収率のランキングは、県内19市の中では昨年同様第3位、県全体では二つ上がって8位であった。誤った情報については、把握していないが、対応については、法令に基づかない根拠の無い話は否定しながら、法令遵守の業務遂行を心がけている。また、そのような情報を聞いた場合は、教えていただければ説明に伺いたいとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

情報管理課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、通信設備活用事業において設置した、フリースポットの設置場所及び今後の予定箇所についてただしたところ、26年度は、新橋、泰野、尾野見、香月、安楽、志布志、伊崎田、有明、川西の各地区公民館へ設置した。今後は、セキュリティ及び経費の関係上一旦休止するとの答弁でありました。

告知放送端末を113台設置しているが、新築に伴う設置分か。また、公共施設及び銀行や郵便局など人の多く集まる場所への設置状況についてただしたところ、113か所の内訳については、23年度の事業完了以降、未設置世帯及び新築等に伴う分である。市の公共施設全67か所については設置済みである。28年度までは市民優先で設置を進め、公共施設以外の施設については、それ以降検討していくとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

企画政策課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、各種審議会における、女性委員の登用率は目標を充足しているのかとただしたところ、国は、30%を目標としている。本市の目標を32%に設定したが、審議会委員を役職で割り当てる団体が大半で、女性登用に結びついていない。職名ではなく、代表者という形での選任を各課にお願いしている。目標達成のため、今後も女性登用率の向上に努めるとの答弁でありました。

ふるさと志基金の現状についてただしたところ、27年10月12日現在、1億4,069万2,010円となっている。1億円を突破し、特産品を32品目追加した。更に、上限額を引き上げ、将来的には上限を撤廃する方向で考えている。9月より港湾商工課内に専属の職員を配置したので、特産品協会とも連携し、特産品の掘り起こしに努めるとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、安楽大迫工業団地等の塩漬けとなっている箇所については、解消の見込みはあるのかとただしたところ、昨年度、1件の問い合わせがあり、決まりそうになったが周辺環境が条件に合致せず販売に至らなかった。所管課としては、用途変更の手続きを不動産検討委員会や企画調整委員会に諮り、協議を進めるとの答弁でありました。

国際バルク戦略港湾の指定を受けたが、現状どのような動きがあり、どのような要望をしてい

るのかとただしたところ、平成23年の指定以降、県が民間事業者と協議を継続してきた状況で、T P P問題の方向性が見えないため整備が進まなかった。今回、合意に至ったことで動向があると考えている。国内指定港の管理者による協議では、五つの指定港において同レベルの発展が望ましいとの意見であった。今後、国・県の動向によっては、決起大会等を開催し各自治体から声を上げる必要があると考えているとの答弁でありました。

「国は、港湾利用企業の出資も必要と考えている」と聞いたが、その方向性についてただしたところ、港湾整備の事業化に当たり、国・県・利用企業それぞれ3分の1を負担しなければならないと聞いている。企業負担割合の軽減を望む声が出ている。国へ要望を上げていくとの答弁でありました。

オラレまちづくり基金からの繰り入れは、現在、2,500万円程度となっている。基金の用途目的として、「教育振興や商工業振興に活用できる」とされているが、教育振興への活用実績についてただしたところ、28年度、小学校に入学する児童に配布する、防犯ブザー購入費用として、27年9月議会提案の補正予算にて計上したとの答弁でありました。

まちあるき観光拠点事業で、駐車場、トイレ等を整備するための土地を購入しているが、具体的な整備計画についてただしたところ、志布志町N T T跡地の駐車場を整備する。市が土地を購入し、県が事業を実施する。駐車場、休憩所、トイレ、築地塀等の整備を計画しており、事業費8,815万2,000円で一部着工している。事業完了は、平成28年3月8日の予定であるとの答弁でありました。

J R志布志駅舎整備計画書策定の予算を26年度計上されていたが、議会に対して、計画書の内容は示されたのかとただしたところ、計画策定は終了したが、各部門の機能、初期投資費用、経常経費の検証に時間を要しており、現段階での公表が厳しい状況である。もう少し内容及び運営方法等を庁内で精査し、方向性が固まった段階で議会にお示しし、御意見を伺い、最終計画としたいとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。

財務課長から、項間流用に対する謝罪及び説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指名競争入札29件のうち、7件が特殊工事ということで電子入札から除外されているが、特殊工事の内訳と、電子入札から除外された理由についてただしたところ、特殊工事の内訳は、区画線工5件、遊具設置1件、ボイラー設置1件で、工法に特殊性があり、市内格付け業者のみでは対応できない工種である。市外業者を指名に含める場合や突発的な工事等の場合は、やむを得ず郵送による入札としているとの答弁でありました。

財務課長及び各課からも謝罪があった予算流用について、監査意見書にもあるように、内部統制の在り方がある意味未熟であり、再発防止の徹底が必要と考えるが、監査意見書提出から議会上程までに予防策等についてどのような議論があったのかとただしたところ、予算を管理する財務課として大変反省している。再発防止策として、職員に対する地方自治法及び財務規則に関する研修の実施、財務会計マニュアルの整備、予算取り扱いに関する注意喚起等を財務課長名で通

達し、周知徹底を図った。また、内部事項だが、財務会計システムの見直し改修を行った。今後の再発防止に努めるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ予算流用の件について、市長への総括質疑が必要との結論に至りました。

総括質疑における、主な質疑といたしまして、委員会内外の議員からは、9月定例会での様々な不手際により謝罪が続くと、執行部のチェック機能が希薄でずさんだという意見がある。再発防止に向けて、庁内一体となった意識改革が必要であると思うがとただしたところ、今回の項間流用については、地方自治法第220条第2項をわきまえていれば起こりえなかった。内部でも議論を重ねたが、これまでの研修が日常の業務の中で基本項目として培われていなかったことが原因だと思う。

また、システム改修に起因する部分もあるが、いずれにせよ公務員として基本中の基本であり、予算執行の事務処理の中で遵守しなければならない。今後は、システムを改修し、手続きにおいても財務課長を経て流用する流れを明確にし、再発しない内容になっている。

また、大きな問題点として、上司も把握できていなかった点である。今回の件に関しては、それぞれの職責において始末書の提出を求め、自省を促したとの答弁でありました。

チェック体制の強化等、再発防止策が議論されているようだ。二度と起こらないように法令遵守の規範意識が必要である。得てして「あそこがやったんだ。自分達の課じゃなかった」という感覚があると思う。そういった点を変えていかなければ再発するのではないかとただしたところ、御指摘のとおりと思う。全員が自分のこととして認識するよう指導した。課長会では、何回も対策について取り組むよう申し渡しており、財務課も今月中に研修を開始するということであり、研修を重ねれば理解が進み、法令遵守が徹底されると思う。更に研修を深め、このようなことが無い形に持っていきたいとの答弁でありました。

以上、全ての審査を終え、質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、今回、予算執行にあたり、項間の流用があった。地方自治法に照らし合わせても、法令違反であり、監査意見書でも指摘されている。委員会審査の中で、関係課、財務課、市長からも、反省と今後の対応策が示されたが、議会として予算審議をする上で、法令違反にあたる予算の執行は認められないという立場にある。それ以外の予算に関しては、様々な議論がされたが、おおむね適正な予算執行がなされたと評価するところであるが、法令に違反する予算執行という一点において不認定としたいとのことでありました。

ほかに討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。

起立採決の結果、認定第1号、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定については、起立少数であり、不認定とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今委員長の方から報告がありました。ただですね、ちょっと私が聞き漏

らしたかもしれませんが、今回の項の間の流用ということで、それぞれ陳謝等々あったんですが、具体的な、どの課でどういったことが行われて、いわゆる地方自治法第220条第2項、ここに抵触しているよといった報告が、少し私の理解が足りなかったものですから。具体的には委員会の中で、どの課で、どういったことが行われたのかというのがありましたら、審議されなくて、おおまかなこととしてあったかどうかということを含めて、具体的にどの課でこういったことが、項間の間での流用だったということが、もし議論、質疑等々、また答弁もありましたら、お知らせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（上村 環君） 答弁準備のためしばらく休憩いたします。

○
午前11時02分 休憩

午前11時07分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○平成26年度志布志市一般会計決算審査特別委員長（鶴迫京子さん） お答えいたします。

建設課の委員会に入る以前に、建設課長からの説明がありましたが、委員会内においては、謝罪を含め、内容の説明がありましたが、委員会においては、委員会以前に詳細な説明を受けましたので、委員会の中では特にありませんでした。

○18番（小園義行君） そういうことで、審議の中で、そういうことがあったということで理解をいたしました。

あわせて、先ほど委員長報告の中で、最後「起立少数」ということで、採決の結果が報告あったんですけども、全会一致だったのかどうか、これは報告が志布志市の会議規則で、そういうふうになっているということもあって、そうだったのか。全会一致と言われると、全員がそうだったのかということも含めて、ちょっとお聞きして、答弁が難しければいいですよ、そのことだけ少しお願いをします。

○平成26年度志布志市一般会計決算審査特別委員長（鶴迫京子さん） ただいまの質問にお答えいたします。

起立少数という表現ではありますが、起立はゼロでありました。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、不認定であります。したがって原案について採決します。

お諮りします。認定第1号、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立少数です。したがって、認定第1号、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定と決定しました。

—————○—————

日程第5 認定第2号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第8号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第9号 平成26年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第5、認定第2号から日程第12、認定第9号まで以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも、平成26年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成26年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（平野栄作君） ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第9号まで、平成26年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

本委員会は10月20日、21日の2日間にわたり、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、認定第2号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

冒頭、保健課長より今回の決算において予算を流用する上で、項間流用という不適切な処理があった点について謝罪、及び説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、流用の経緯について、詳細な流れをただしたところ、8款、保健事業費の2項、保健事業費から、1項、特定健康診査等事業費へ、報償費22万6,000円の流用を行った。健康診査結果報告会及びフロムしぶし元気アップ体操における謝礼金に不足が生じたため、項間の流用をしたものであるとの答弁でありました。

予算不足が発生してから、項間の流用が発覚するまでの経緯についてただしたところ、予算が

不足したのが26年10月23日であり、事業終了日である26年6月30日に遡及した日付で流用伝票を起票した。決算書点検時に担当課で気づき、財務課に報告したのが27年7月上旬であり、同月30日に決算監査で指摘を受け、同8月4日市長へ報告したとの答弁でありました。

流用伝票の起票以降、決算書の点検に至るまで誰も気付かなかったのか、また、この事をどう考えるかとただしたところ、今回の事案を踏まえ、毎月末に予算の執行状況及び残額を確認し、流用が生じないようにする。9月14日に財務課長名で、「流用の際は起案文書に理由等明記し、財務課合議の上決裁終了後に流用伝票を起票する」という指導があった。また、重要案件は持ち回り決裁とする旨を確認し、法令順守のため研修会等に積極的に参加するなど、課内で話し合ったとの答弁でありました。

26年度の特設健診受診率が53.2%の見込みであるが、26年度決算を終え、目標値70%の達成に向けどのような姿勢で臨むのかとただしたところ、受診率50%未満の61自治会に対して説明会を開催し、国保会計の状況や受診メリットの周知を行い、公報誌で医療費の現状を公表した。更に健康づくり推進員及び職員による受診勧奨のための戸別訪問を実施した。また、27年度は、市長と医療機関へ協力をお願いした。今後は、長期的な取り組みとして、農協や商工会による受診情報提供のネットワークを構築し、若年層の受診率向上を目指し努力するとの答弁でありました。

被保険者は減少傾向にある中で、一般被保険者療養給付費が7,000万円程度増加している。どのように分析しているのかとただしたところ、被保険者は、毎年300人程度減少している。26年度は、年度当初にがん等の治療者が多かったことが要因である。今後も医療費削減に努力するとの答弁でありました。

被保険者証の期限切れ分は、郵送で返還するようになっているが、他自治体では返還を求めないところもある。経費削減の面からも見直す必要があるのではとただしたところ、被保険者証は8月更新である。新たな保険証を送付する7月に返信用の封筒を同封し回収している。県も回収を指導しているが、自治体間でバラツキがあるようだ。今後は、各自で廃棄処分ができるよう検討していくとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、項間流用についての総括質疑が必要との結論に至りました。

総括質疑における、主な質疑といたしまして、一般会計と同様の誤りが特別会計でも発生している。10人の決裁を経て誰も気付かない組織の在り方をどう思うかとただしたところ、職員が地方自治法第220条第2項を正しく理解しているのか疑問なので、十分な職員研修が必要と考える。今後の対策として、財務マニュアルを作成し全職員に配布する。また、もうひとつの要因が、電算化された伝票を正しいと思い込み、決裁時のチェック体制が機能しなくなっている。職員が法制を意識して事務に従事するような体制をつくりたいと思うとの副市長答弁でありました。

発覚後、各課ではどのような対応を行ったのか、とただしたところ、関わった全職員に始末書を提出させ、反省及び注意喚起を行った。それぞれが反省していると思うとの副市長答弁でありました。

財務課長に見解をただしたところ、予算を管理する財務課として申し訳なく思い、深く反省している。発覚後、各課の聞き取りを実施し協議を重ねてきた。今後の予防策として、予算流用に関する財務課長名の通知文を配布、電算システムの一部変更、勤続5年未満の職員を対象とした研修会を実施するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、国保税の収納について当局の一定の努力は認められるが、依然として滞納が発生し大変な状況である。高齢化社会に移行する中で、予防保全の観点での努力も見受けられたが、事務の増加に対する保健師の配置等が不十分である。被保険者の負担解消のため、改悪された国の負担率を戻すよう声を上げていく必要がある。また、地方自治法上不適切な項間の流用がなされており、この1点を持ってしても認定には当たらない。とのことでありました。

ほかに討論は無く、起立採決の結果、認定第2号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立少数により、不認定とすべきものと決定しました。

次に、認定第3号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

担当課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、後期高齢者医療保険広域連合からの受託事業として、重複・頻回受診者訪問等を行っているが、26年度の実施者数と改善状況についてただしたところ、重複受診者が15人で延べ28人、頻回受診者が5人で延べ8人、リハビリ等の重複・頻回受診者が12人で延べ19人、合計32人で延べ55人である。訪問指導の成果として、重複受診者15人のうち9人、頻回受診者5人のうち2人、リハビリ等の重複・頻回受診者が12人のうち7人、合計18人の方が指導後の改善により、訪問指導の選定基準に該当しなくなったとの答弁でありました。

保険料が、26年度新たに滞納となった方と、過年度分から継続している方の実態をどのように把握しているのかとただしたところ、滞納者の実数は32人であり、現年・過年ともに滞納がある方が11人である。その方々については調査を行い、実態を把握している。11人以外の方は、現年のみ未納であり、お知らせ等で通知し、納付を促しているところであるとの答弁でありました。

現年・過年ともに滞納がある11人の内、保険証未交付者は何人いるのかとただしたところ、保険証の未交付者はいない。27年3月末で、1か月の短期保険証の交付を受けている方が、7世帯8人であり、全員交付を受けているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、短期保険証が8人に交付されており、普通徴収の方がこういう状況である。年金額1万5,000円以下の方が普通徴収ということを考慮すると、短期保険証発行で済む問題ではなく、制度そのものが、そういった状況を作り出し、病気になっても病院に行けないという状況がある。そのような方は、次の支援制度へつなぐべきである。大方の努力は認めるが、制度の在り方等を含め認定には当たらないとのことでありました。

次に、賛成討論として、制度上、各自治体が抱える問題もあると思うが、決算上の小さな課題

は見受けられるものの、認定することに賛成であるとのことであります。

ほかに討論は無く、起立採決の結果、認定第3号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号、平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

担当課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、成果説明書に保険給付等事業の問題点が記載されているが、問題点の詳細についてただしたところ、5期と6期の介護保険計画では、施設整備を盛り込んでいないため、在宅生活をいかに支えるかが課題となる。在宅サービスの強化、医療的なサービスとの連携・充実が今後の問題であるとの答弁でありました。

要支援・要介護者の認定者数についてただしたところ、26年度3月末と27年6月末で比較すると、要支援1…256人が277人となり、21人増加。要支援2…229人が224人となり、5人減少。要介護1…371人が381人となり、10人増加。要介護2…326人が324人となり、2人減少。要介護3…270人が273人となり、3人増加。要介護4…310人が307人となり、3人減少。要介護5…296人が277人となり、19人減少。総体的には、2,058人が2,063人となり、5人増加しているとの答弁でありました。

市内の施設には、最大で何人入所可能かとただしたところ、介護老人福祉施設が3か所で定員196床、介護老人保健施設が3か所で定員201床、介護療養型医療施設が1か所で定員40床、合計437床であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、制度導入から十数年が経過するが、施設入所待機者の状況などは、変化が感じられない。介護度3以上でないと特別養護老人ホームに入所できない状況と、要支援1・2を介護保険から除外するなど、対策が不十分である。また、介護報酬の引き下げにより、施設運営に支障が出る懸念もあり、制度上の欠陥も含め問題である。低所得者にとって保険料が大きな負担となっており、それを緩和するための法定外繰入も一切行われていない。当局の努力は認めるが、認定には当たらないとのことであります。

ほかに討論は無く、起立採決の結果、認定第4号、平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

担当課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「志布志地区機能診断業務委託料」の診断結果として、今後、施設の更新について検討が必要である。との記述があるが、具体的な内容についてただしたところ、地区内の配管を平均的にピックアップして調査を行った。ポンプ機器類、コンクリートの劣化確認、電気機器及び施設内の目視検査等、市内4か所の施設を調査した。診断の結果、緊急性を要する

ものは確認されなかったが、既に供用開始後12年から20年経過している。最適整備構想策定業務で財政的なものを含めた整備計画を策定することで、今後の見通しを立てていくとの答弁でありました。

毎年、1億7,000万円程度一般会計から繰り入れられていることと、維持管理に多額の投資が必要となる可能性を考慮すると、合併処理浄化槽への切り替えが必要な時期がくるのではないかとただしたところ、農業集落排水事業をどうするかという議論は、今後必要であるが、これまで約90億円近い投資をしている。この事業については、継続の方向で進めなければならないとの答弁でありました。

26年度の不納欠損処分、77万4,170円についてただしたところ、実質1名分である。6年間43期分を処分した。平成20年以降、納付が無く、裁判所に配当要求の手続きを行い時効中断となった。何度か競売にかけたが落札せず、22年1月15日から時効期間が再開し、27年1月14日をもって5年間の時効が成立し、今回の不納欠損処分となったとの答弁でありました。

本庁課長が不在であり、審査中断も頻繁である。決算審査に臨む姿勢としてどう思うかとただしたところ、議会優先ということで、課内で十分協議し、日程調整も依頼したが合わなかった。しかし、今回の草の根技術協力事業は、担当課長抜きでは研修が成り立たないということで、市長に報告し、委員長に相談していたとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑答弁を踏まえ、総括質疑が必要との結論に至りました。

総括質疑における、主な質疑といたしまして、審査の過程において、資料不足等による中断が多かった。更に本庁課長が不在で、新任の職員が多い。委員会審査に臨む姿勢と、組織の在り方についてどう思うかとただしたところ、基本的に人事異動は4月である、今回の審査まで短期間ではあるが、新たな仕事について内容を把握する必要がある。また、十分な資料を準備するのが基本である。このことについては、今後徹底を図る。人事異動により、若干の業務停滞はやむを得ないが、そういった面についても、市長と十分協議しながら進めていくとの副市長答弁でありました。

あえてこの時期に、課長自身が出張しなければならなかったのか。むしろ、経験を蓄積するという意味では、中堅職員を派遣した方が良かったのではないかとただしたところ、課長本人からの相談も受けたが、今まで交流事業に関わった経緯もあり、国も重視している事業である。事業の経緯、進捗も含め携わってきた人でないと分からない部分もあり許可した。今後は人材育成の面も考慮し、進めていくとの副市長答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第5号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号、平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

担当課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、休止状態が続いているが、新たな事業導入は行わない方向かとただしたところ、方向性を示すため、県から工法的なアドバイスも受けている。また、地域住民の意見を把握するため、志布志1丁目から3丁目の合併処理浄化槽設置補助金の交付対象外である事業者を対象にアンケート調査を実施した。318件に配布し、131件の回答で回収率41%であった。既に何らかの形で浄化槽化されている事業者が92%で、公共下水道が将来的に必要である…55.5%、街中等に限定すべきである…11.8%であり、合わせると67.3%の方が必要性を認識されている。今後は、一般世帯を対象としたアンケートも必要に応じ実施していくが、更なる調査、分析を行い市長に進言していくとの答弁でありました。

期限を限定し、結論を出すべき時期に来ているのではないかとただしたところ、市長に対して、結論に至るようなデータ等も示せない状態が続いた。判断に至る努力をするので、もうしばらく時間を頂きたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第6号、平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

担当課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公課費として5万円が計上され、全額不用額となっている。理由についてただしたところ、マイクロバスの重量税である。3月末の車検だったが、指定管理者の期間満了と重なったため、交代時の負担を考慮し、4月車検となるよう調整したため、27年度予算対応となったとの答弁でありました。

売上げが1,400万円程度減少しているが、実績の内訳についてただしたところ、宿泊1億5,416万3,000円、売店1,657万3,000円、婚礼185万円、宴会4,007万4,000円、ビアガーデン607万6,000円、レストラン744万5,000円、温泉3,459万円、合計2億6,077万1,000円であるとの答弁でありました。

管理者の交代は、施設の管理・運営を利用者側からの視点で見ることが大事である。管理者交代のたびに不都合が発生している。また、27年度からは、納付金2,000万円プラス剰余金の20%という契約になっているが、納付金制度の継続も含めた管理運営の方向性を、決算にあたり協議されたのかとただしたところ、利用者は、管理者が代わることで、環境の変化に馴染めず苦情もあった。サービス低下にならないよう、安定した管理・運営をしていただきたいと考えている。そういった面も含め、納付金制度が安定してくれば、指定期間延長や、募集の方法についても検討の余地が生まれるとの答弁でありました。

管理者の交代に伴う、利用者からの苦情は寄せられたのかとただしたところ、交代直後、風呂のチケットの件で問い合わせがあった。本来なら休館して準備を整えオープンすべきであったが、営業の状態でも引継ぎしなければならず、利用サービスの低下になってしまった。交代後の営業状

況だが、夏休み前までは、台風等の影響で宿泊のキャンセルが相次いだ、夏休み以降挽回し、その後は順調に推移しているとの答弁でありました。

今後大きな修繕計画があるのかとただしたところ、修繕計画書を作成し、年度ごとに予算化して対応している。施設の根幹に関わるものは優先的に対応しているが、空調関係の改修予定があり、27年度予算において、設計を委託しているとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第7号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定については全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

担当課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地下水源調査の検査結果についてただしたところ、電気探査による水脈把握の後、120mのボーリング調査を実施した。1日当たりの揚水量218 tで、水道水質基準39項目のうち、9項目において不適合となったとの答弁でありました。

結果として水道水質基準で不適合となった。調査の契約内容はどうなっていたのかとただしたところ、近隣の事業所で地下水を利用している事実と、県埋立地でも直近で5本掘削していたので、おおむね使用可能な水源が確保できるという前提で普通の請負契約であり、検査合格するまで掘削するという契約にはなっていないとの答弁でありました。

食品製造業を誘致するには、大量の水が必要となる。上水のみでの供給で対応可能かとただしたところ、鉄道跡に、口径150mmの上水管が布設されており、一日当たり最大280 tの供給が可能である。不足する場合、港からの供給ルートを検討する必要があるとの答弁でありました。

地下水利用と、上水利用の負担比較について、試算しているのかとただしたところ、上水道の使用量を280 tの最大値とした場合、月額80万円の水道料となり、新たな井戸を掘削する場合2,000万円相当が必要となるとの答弁でありました。

地下水の検査結果が出たのはいつかとただしたところ、平成27年3月であるとの答弁でありました。

水源を確保してからの分譲開始でなければ、分譲後に訴訟などに発展する可能性もある。追加の上水確保ができるまで分譲を遅らせる等、事業を一時休止すべきではないかとただしたところ、再度の調査が可能かどうか建設課と調査結果を検証し、可能性がある場合は、再調査を試みたい。無理な場合は、上水道で対応する方策を検討し、工業団地として販売可能な対策を講じるとの答弁でありました。

分譲地への問い合わせ状況についてただしたところ、9月から分譲を開始したが、1年前から工業団地としてのセールスを行ってきた。その時点を含め、14社から問い合わせがあり、製造業4社、倉庫業9社、養殖業1社の内訳である。その内、倉庫業1社が、9月11日に申込書の提出を完了しているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、総括質疑が必要との結論に至りました。

総括質疑における、主な質疑といたしまして、水質検査の結果が思わしくなかった。製造業の誘致は厳しいのではないか。また、水の確保について様々な答弁があったが、現状での公募開始には疑問が残る。調査結果が判明した3月の時点で、何らかの対応策を協議する必要があったのではないか。新たな水源確保も簡単ではない。今後どのような対応をするつもりかとただしたところ、現在、募集要項に基づき、11月12日を期限とし製造業及び工場関連倉庫業へ募集をかけている。市が掘削した水源を提供する条件での販売ではない。今後、食料品製造業等の水を大量に使用する企業の応募があった場合、具体的な水供給について協議する必要があるとの副市長答弁でありました。

ボーリング調査においては、良好な調査結果が出るまで何回でも掘削してもらおう「責任堀」の契約は結べないのか。また、約2,000万円の契約額は妥当な価格かとただしたところ、温泉掘削においては「責任堀」の実例があったようだが、水道水関係及び今回のようなボーリング調査でも行われなことを確認している。契約額については、県の登録単価を採用しており妥当であるとの副市長答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第8号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定については全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号、平成26年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

担当課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、給水人口が減少する中で、施設の維持管理費は継続的に発生する。現在の給水単価、供給単価で運営を維持できるのかとただしたところ、全国的な問題となっているが、一般家庭での平均水道料金は、県内19市の中で3番目に安い。給水人口減と節水器等の普及により使用量も減少傾向にある。漏水等への対策に力を入れ無効水量削減の努力を続けていくが、先々は水道料金の値上げも検討しなければならない時期が来るのではないかと考えるとの答弁でありました。

未収金の状況についてただしたところ、企業会計は出納閉鎖期が無く、3月末の納期限後の収入金が決算に反映されず、800万円程度の未収金となっているが、27年9月末現在の26年度分未収額は15万4,250円であるとの答弁でありました。

監査意見書の中で、「固定資産台帳に遺漏が発見され、9,798万5,119円の修正を行っている。」とあるが、内容についてただしたところ、合併前の松山町と有明町は簡易水道事業であり、資産台帳が無く合併協議の中で資産台帳を作成し、合併後、上水道事業と同一料金体制でスタートした経緯がある。このことから、現状と資産台帳が合致していなかったため、今回の企業会計制度の改正にあわせ修正を行ったとの答弁でありました。

建設仮勘定の内容についてただしたところ、主なものとして、国道沿線の押切線の歩道設置工

事に併行して管布設を施工しているが、全線完了後の通水となるので、現段階では過去数年分が仮勘定として残っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第9号、平成26年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定については全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から認定第9号までの報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 認定第2号について討論をします。

私も26年度の特別会計決算審査特別委員の一人であります。本日、本議会において、平成26年度の志布志市一般会計歳入歳出決算が不認定という議決がなされました。先ほど委員長報告のありました反対討論とあわせて、今回一般会計から3億8,067万8,149円の繰り出しがされております。繰り出しのところが不認定ということで、26年度の国保会計は繰り入れをしているわけでありまして、そういったことももってあわせまして、この認定に当たらないという立場で討論したいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は、不認定であります。したがって、原案について採決します。

お諮りします。認定第2号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立少数です。したがって、認定第2号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、不認定と決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 認定第3号について、反対の立場で討論いたします。

平成26年度の志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算においても同じく一般会計から1億6,990万9,234円の繰り入れを受けております。繰り出しの方が不認定という議決がありました。そのことをもって、私は認定に当たらないという立場で討論としたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第3号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 認定第4号について討論をします。

認定第1号の議決を受けて、今回26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、先ほど委員長報告の反対討論とあわせまして、この会計は4億7,907万1,000円の繰り入れを一般会計から受けております。繰り出す側を不認定とした立場上、私は、この決算については、認定に当たらないという立場で討論としたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから認定第4号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第4号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 認定第5号について討論をします。

特別委員会の採決においては、一般会計の議決がされていない状況で審議に参加をしたところであり、本日、26年度の一般会計の歳入歳出決算が不認定という議会の議決を受けて、今回、認定第5号については、一般会計から1億7,659万2,000円の繰り入れを受けております。繰り出す側を不認定とした立場上、とてもそのことをもって繰り入れた側はいいよと、そういうふうには、整合性を持ってもおかしいという立場で、私は、委員会では賛成をしましたが、不認定という立場で反対としたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから認定第5号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 認定第6号について討論をします。

本日、認定第1号で平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定が本議会において不認定という議決がありました。よって、26年度の志布志市公共下水道決算については、252万500円の繰り入れを受けております。私は、特別委員会の決算の時は賛成をいたしました。今日の一般会計の決算について不認定という立場をとった以上、繰り出す側を不認定ということで、繰り入れる側はいいよと、そういうことには勢いならないと、そういう立場で、私は、認定第6号については、不認定の立場で討論としたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから認定第6号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 認定第7号について反対の立場で討論をします。

私は、この国民宿舎特別会計歳入歳出決算について委員会では賛成をいたしました。ですが、今日認定第1号で一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で臨みました。議決は不認定でありました。この認定第7号、国民宿舎会計には9,231万6,000円の一般会計から繰り出しがされて、繰り入れを受けております。同額を受けております。そうした立場から、繰り出す側を不認定とした立場上、繰り入れる側はいいよと、そういうことには勢いならないというような立場でありまして、認定第7号について不認定という立場で討論としたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから認定第7号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 認定第8号について、反対の立場で討論をしたいと思います。

認定第8号についても、特別会計の決算委員会では賛成をいたしました。ですが今日、認定第1号で26年度の志布志市一般会計歳入歳出決算認定については不認定という立場であります。本議会もそのことを議決をしました。そのことを受けて、この認定第8号、志布志市工業団地整備事業特別会計は、一般会計から2,100万円の繰り出しを会計として繰り入れを受けております。そういった立場上、26年度の一般会計歳入歳出決算において不認定という立場で私は臨みました。よって、この認定第8号も繰り入れを受ける側の決算としては、私自身が矛盾を感じます。そういった意味で、認定第1号を不認定とした立場上、この認定第8号は、不認定という立場で討論をしたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから認定第8号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 認定第9号について討論をします。

これまでと同じく、私は特別委員会では賛成をいたしたところであります。ですが今日、認定第1号で一般会計の26年度歳入歳出決算を不認定という立場で私もありました。この本議会も一般会計、繰り出す側を不認定としたところであります。よって、水道会計は4,319万4,000円繰り入れを受けております。そういったことで、繰り出す側を不認定とした以上、繰り入れる側はい

いよと、そういうふうには私自身おかしいと、生き方としても問題だなというふうには私は、私は思うんですよ。そういった立場で、私自身が認定第1号に不認定とした以上、認定第9号についても不認定という立場で討論としたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから認定第9号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第9号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

○

日程第13 議案第58号 平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第58号、平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

本件は、平成26年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成26年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第58号、平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、10月20日、執行部から関係課長のほか、担当職員の出席を求め、審査を行いました。

担当課長の説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、討論に入りましたが、討論もなく採決の結果、議案第58号、平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 先の認定第9号で、私は不認定という立場で臨みました。この決算の結果、剰余金の処分ということでありますが、認定第9号で不認定とした立場上、この議案第58号についても反対という立場であります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

議案第58号に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで市長より、発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

○市長（本田修一君） 議案第60号の提案の前に発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

この度、平成26年度の一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険特別会計歳入歳出決算において、議会の不認定という結果を受けたことにつきまして、志布志市市政始まって以来初めてのことであり、私自身議会の決定を厳粛に受けとめ、その責任の重さを痛感しているところであります。市長として深く反省し、心よりおわび申し上げます。

今回の反省を踏まえ、職員一丸となって実効性のある再発防止策に取り組んでいるところであり、職員一人一人が日々緊張感を持ち、責任を持って職務遂行に当たるとともに、適正な事務執行に努めてまいりますので、引き続き議員の皆様のご御理解と御協力、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

—————○—————

午後0時07分 休憩

午後1時08分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第14 議案第60号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第60号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政組織の再編に伴い、課の統廃合及び各課に置かれる係に合わせて事務分掌の見直しの措置を講じるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 議案第60号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の改正について、補足して説明申し上げます。

今回の条例改正は、平成28年度組織再編計画に基づくものであり、当該計画は行財政改革委員会に諮問し、同委員会において調査審議し、その結果了承するとの答申を受けたものであります。

それでは、付議案件説明資料の4ページをお開きください。

まず、本庁の組織において農政課及び畜産課を統合し、農政畜産課とするものであります。これは口蹄疫、鳥インフルエンザ等の伝染病等が発生した場合、スピードが求められるこれらの有事の対応に現畜産課の職員数では、マンパワーが不足していること、その際には職員一人当たりへの負荷が大きくなること等が考えられることから、迅速に初動体制を整え、市民への対応及び職員へ掛かる負荷の平準化を図るために統合するものであります。

次に、港湾商工課の組織において、観光物産係を観光係とし、新たに特産品係を設置するものであります。これは、ふるさと納税に係る既存商品の掘り起こし、新商品開発等の事業を実施するため、観光物産係を観光分野と特産品分野に分け、それぞれ特化させることにより、更なる観光及び物産振興の推進を図るものであります。これらを踏まえ、条例改正の主な内容につきまして説明申し上げます。

同じく付議案件説明資料の1ページをお開きください。

第1条の改正規定中、農政課及び畜産課を農政畜産課に統合するものであります。第2条の港湾商工課の改正規定は、同課にふるさと納税を所管する特産品係を新設することから、事務分掌に特産品に関するものを加えるものです。

同じく2ページをお開きください。

第2条の農政課の改正規定は、農政課及び畜産課の統合に伴い、課名を農政畜産課に改めるとともに、同課の事務分掌に畜産業に関するものを加え、畜産課の項を削るものです。

附則第2項及び第3項による条例の改正規定について説明申し上げます。

今回の課設置条例の一部改正に伴い、既存の他の条例を改正する必要がある場合は、当該既存の他の条例の改正は、その改正の原因となった条例の附則で、これを改正することができることとなっているところであります。

よって、農政課及び畜産課を統合したことにより、農業振興対策条例及び議会委員会条例の一部を改正する必要があることから附則で改正するものであります。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、長岡耕二君から発言通告が提出されておりますので、まず長岡耕二君の質疑を許可します。

○14番（長岡耕二君） 説明がありました。農政課と畜産課を統合するということですが、その中でメリット、またデメリット、想定される全てを考えてもらいたいというふうに考えています。

そして、今現在いろいろな中で、TPP交渉が締結され、農産物、畜産物ともに本市でどのような影響があるかということもありますし、予断を許さない状況であります。新年度に向けて対応策等十分な協議が必要であるかと思いますが、こういう時期に専門性のある両課を統合し、市民の生産者やいろいろな対応ができるのか、まず本市は畜産関連の産業として日本最大の飼料工場もあり、二つのと場もあるわけです。その中で、ほかの地域とは変わって、特別に影響が多大なものが予想されます。そういうときに、こういう統合をして大丈夫なのか。また、そういう対応をどのようにしていくか、また関連産業のことも協議したのか、そして、このまちへの影響というもの、他の地域に比べれば多分なものがあるような気がいたします。そういうところも含めて協議したのか質疑いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、農政課と畜産課を統合するメリットでございますが、先ほど総務課長の補足説明の中で、農政課と畜産課の統合については、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の伝染病等が発生した場合、スピードが求められる、これらの有事の対応に現畜産課の職員数ではマンパワーが不足していると、その際の職員一人当たりへの負荷が大きくなるということ等が考えられます。このようなことから、迅速に初動体制を整え、市民への対応及び職員へかかる負荷の平準化を図るということのために統合するというところで説明させていただいているところでございます。

また、デメリットにつきましては、2課を1課にするということで、課長職の管理分野の範囲が拡充されるために、課長職の業務量が増加するということが見込まれますが、課長補佐以下の職員数については、本庁、支所とも現体制を維持していくという考えですので、行政サービスが低下することはないというふうに考えております。

また、課の統合により、市民や生産者からの要望について十分対応が可能なのかということですが、統合した場合に、これまでと同様な対応が可能かを農政課及び畜産課で協議し、現在の体制を維持し、係間の協力体制や情報の共有化を図ることにより、対応可能という結果になったところでございます。

また、TPPに関しましては、議員御指摘のように、どのような影響があるのか不透明な状況にあります。まず、農政部門であります。市の主要産物に対する影響は限定的、あるいは特段の影響はないと国は示しましたが、長期的には輸入相手国の変化等により価格の下落も懸念される所です。

畜産部門につきましては、関税削減による畜産物価格の下落が心配される所ですが、

T P P 関連政策大綱によりまず経営安定対策が法制化されれば、不安の払拭につながるものと捉えております。また、大綱にあります体質強化対策としまして、生産拡大等の対策もうたわれておりますが、国庫補助事業に関しましては、これまでと同様に取り組むことで、生産者の方の要望に応じてまいりたいと思います。

また、関連産業等の連携でございますが、今までそれぞれ連携を取ってございまして、統合したとしても現在の連携先との関係においては維持されるというふうと考えております。

○14番（長岡耕二君） メリットは、今市長が言われたとおりであろうかと思っております。私が一番心配するのは、やはり輸入が増えたら、やはり現実的に考えてみてください。牛肉・豚肉が輸入され、鶏肉に影響がないということは全然ないと思っております。志布志市の場合は、牛肉・豚肉が輸入されたら飼料は要らないんですよ、と場も要らなくなるんですよ。そういうところを想定した時は、志布志市の産業というものは、畜産飼料工場があり、そして農家があり、と場がある。他の地域に比べたら多大なる影響があるような気がいたします。やはり農家だけじゃなくて、関連産業がかなり厳しい状況になるということも対応しなければいけない。そして、農家の部分ですが、国・県は生産者の部分は、ある程度政策として考えておりますが、関連産業を持つ志布志の場合は、もうちょっと行政の方で対応を考え、国への要望、そして、そういうところも考えて対応しなくてはならないというふう考えています。

統合よりはT P P 対策室なるものが必要ではないかというふうには私は考えています。なぜかといいますと、やはり考えてみてください。飼料が要らなくなったら運送の方々も大変なことですよ。一日志布志港から700台ぐらいの飼料バルク車が出るわけですよ。それだけのものが牛肉が豚肉が鳥が輸入されたら、飼料はその分だけ必要でなくなるわけですよ。そういうところを考えたら志布志市というのは、この関連産業で成り立っているわけですから、大きな問題が発生するような気がいたします。そういうところを本市だけではなくて、本市は特に国や県への要望というものを将来を見据えて対応していかないといけないのが現実だろうと私は思っています。そういうところも含めて、統合というものを、考えないといけない現状じゃないかなというふうに心配しておりますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

T P P の影響につきましては、今、国の方で影響度についての部門別に随時発表があるところがございます。まだ、その中身について詳細に定まらないということもございますが、しかし影響がある場合には、国の方は農業部門においては対策をとるということをしております。そしてまた、今お話がありますように、国全体の今後の畜産業に対する影響ということになるろうかと思っておりますが、本市において、そのことについては畜産業関連の企業の方々においては、特に現段階で将来的に取扱高が減少するというようなことについては、考えておられないような状況じゃないかなというふうに思っています。

また、そのことが担保として維持されるためには、この今整備が進められております都城志布志道路、そして東九州自動車道路の整備促進について、特に力を入れて欲しいという要望がござ

いますので、そのことについて関係機関、関係地域と連携しながら要望を重ねて、この地域の志布志港の畜産業関連の企業が更に維持できるように、できれば発展できるような形にもっていきたいということでございます。

そしてまた、県の方でも、この志布志港の整備につきまして、平成23年5月に国際バルク戦略港湾指定を受けていますので、それについて、しっかり前に進めるようにということで、今港湾計画の改定に向けて具体的に進められているところでございますので、そういったのが具体的に事業が進めるようになり、また道路網が整備されるとなると、この志布志港における貨物の取り扱い、そしてまた、飼料の取り扱いにおいても、今以上の広域的なエリアが対象になってくることが考えられますので、そのような方面からの整備促進を希望されているということでございます。

○14番（長岡耕二君） この議題も総務委員会に付託となるようですので、統合の時期、そしてT P P対策、農家への対策、そして関連産業への対策というもの、本市では限界があるかと思いますが、真剣に委員会で協議していただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 一般質問も通告してましたけど、この議案に対する質疑をします。

今回提案理由が、行政組織の再編に伴いうんぬんということでありました。今回の行政改革推進会議にどういった形で、今回出されているのはごく少ないやつですよ。28年度の組織見直しをどういう観点で議論して、諮問をしたのかということが一つであります。

そして、今回答申を得たということでありましたが、その委員会の中で、いわゆる約2時間ですよ、1回きりですよ。2時間の審議の中でね、今長岡議員の方からも質疑がありましたように、これ慎重に調査審議をされたというふうには思いますよ。その2時間でね、どんな議論が出されて、意見、要望が付されたということではありますが、そこについてどういったものが出されているのかというのが2点目です。

そして、今回たまたま統廃合ということでもありますので、農業生産額として志布志市が26年度でいいですけど、全体で幾らだったのか。そして、その中で畜産に占める割合、金額は幾らなのかというのをお示しをいただきたい。

そして、一番冒頭に言いました28年度の組織の見直しと再編ということでありましたので、来年度退職者が何人いて、今年度、新採予定が何人、もう試験も終わってると思いますけれども、何人採用予定なのか、そこについてお示しをしていただきたい。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、それぞれの担当課長に答えさせます。

○総務課長（萩本昌一郎君） まず1点目の今回の提案に至りましたこれまでの経過でございますが、年度当初に業務量調査の結果等を検証しまして、その後6月にかけて行財政改革の推進本部等の会議を開催したところでございます。その中で、これ以外のことも提案をしまして協議をさせていただきました。その協議の経緯につきましては、7月から8月にかけて、これ以外、今回提案していること以外も含めまして、組織機構の見直し、個別協議というものをそれ

ぞれ所管課にさせていただいたところでございます。そして、その会議の結果、今回提案しているような内容でまとまりましたので、10月、行財政改革推進本部会議を開きまして、最終的に今回のこういった形を会議で承認をしていただき、11月になります。11月12日、先ほど御質問がございました行財政改革推進委員会の方に諮問をしたところでございます。

そういった経過を経てここにきておりますが、御質問がありましたように、行財政改革推進委員会本部会議につきましては、11月12日に開催をしたところでございます。議員のおっしゃったような形で、一日でのそういう諮問をいただいたところでございますが、委員会におかれましては、いろんな角度からいろんな御意見等が出たところでございますが、今私どもが提案理由等で説明しました、そういう内容等を御理解いただきまして、最終的には答申をしていただいたところでございます。答申の際にいただいた意見が3点ほどございまして、申し上げますと、今回の見直しで、まず1点目ですが、統合された部署についても住民サービスの低下をまず招かないように十分注意してもらいたいというのが1点でございます。

それから、今回条例改正の中には出てきておりませんが、全協で説明しました、あわせて支所の方の統合も考えておりました。そのことにつきましても、松山、志布志両支所間の係の名称とか、そういったものについては、できるだけ統一する方向で、今後も組織見直しを検討してもらいたいということ。

それから最後に、やはり今回、志布志支所の方については、提案に至りませんでしたけれども、委員会の中でも志布志支所の来庁者数の多いということも話題になりまして、そういった志布志支所の利用客が多いときも、窓口業務が遅滞なくできるような形で、今後も組織見直し等については、十分注意して対応していただきたいというような御意見等があったところでございます。

それから、生産額については、担当の方から申し上げますが、最後にございました28年、来年の3月31日で定年退職は12名でございます。今回、新規採用の採用試験をしまして、つい先日発表いたしました。一般職員で6名、それから保健師を募集しておりました。保健師で2名でございます。現在8名の合格を出したところでございますが、あわせて土木技師、それから茶業の専門職員等を募集しておりましたが、これにつきましては現在追加で募集をしておまして、1月に再度また試験を行う予定で計画しているところでございます。

以上です。

○農政課長（今井善文君） 農業粗生産額についてでございますが、耕種部門におきまして、102億円でございます。畜産部門で195億円、畜産部門が65%を占めているという状況でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（東 宏二君） 今、課統合の中で、畜産課と農政課が統合するということでございますが、やはり今、農業生産高も今、課長の方から出ました190億円以上ということで、畜産の方で売上をしていると、今、大事な時は、畜産農家が高齢者になっておりますよね、その中で、今は畜産の底上げをしていかないといけない時期にあらうかと思っております。であればやはり、畜産課というのは、今後はやはり、いつかは統合になるかもしれませんが、今の時期では、ち

よっと早いのではないかというような気もしているわけです。先ほど言われました鳥インフルエンザとか口蹄疫とか出た場合の対処ということもございましたが、このことが発生した場合は、市職員、また我々全員で、これは防疫をしていかなければならない。これは理由にならないと思うんですね。やはり今の畜産行政がどうなっているか、この辺のことを考えたときに今だろうかと疑問に思うんですが、その辺の考え方、今後の畜産行政に対して、やはり志布志市は生産牛が多い、酪農いろいろ養豚ございますが、やはりそのものをですよ、課が無くなった場合、衰退するかしないかは分かりませんが、行政の力、我々の力かもしれませんが、その辺のことも十分感知しながら、やはりこの統合は考えていかなければいけないと思うんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の場合、子牛生産専門とか、あるいは肥育牛専門という方々は極めて少ないということもございます。多くの方が小さな農家でございます。その方々が、今後やめていく段階になっているということになっているようでございまして、特に、今回のTPP関連で、そしてまた、高値相場が推移しておりますので、そういった観点から畜産を廃業というような方が増えていると、しかしながら、頭数は微減でございまして、その減った分については、多頭飼育の方々が引き受けておられるという状況でございまして、そういった方々に対する様々なサービスの提供、あるいは情報提供ということにつきましては十分されていると、そしてまた、今後も課の統合によって、それが損なわれることはないというふうにと考えてございまして。

農業生産額において、そのようなことで、価格、取扱高が推移していくということであるわけですが、先ほども言いましたように、少し高値があるから、そのような影響もあるのかなというふうには思っているところでございます。

○17番（東 宏二君） TPPの交渉もどうなるか分かりませんが、妥結するのではないかというような動きでございしますが、やはり今出ていることは、やはり地元の肉、鶏、いろいろなものを付加価値を付けて、逆に輸出するというような構想もあるということ聞いております。であれば、その費用、またいろんな飼料関係で肉も変わってくるというようなことも聞いております。その辺がことが、やはり担当課ということがなくなれば、農政畜産課ということですが、畜産も入りますが、やはりそこに責任を持つ課長なり、いろいろな人がいなければ、やはり本市の畜産行政も下火になっていくような気がしてたまりません。やはり、そのこともですよ、十分把握しながら、今後どういう統合されて、どういう位置付けをされるのか分かりませんが、その辺のことを、体制ですよ、今の体制でいくということでございますが、やはり課長補佐級を置いて、そこに責任を持たせるのか、それとも農政畜産課長が全部責任を持ってやるのか、その辺はまだ見えないことでございますので、その辺のを分かっておればですよ、その辺の考え方があればお示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） これにつきましては、十分今の農政課、そして畜産課を中心として協議を重ねてきたところでございます。今お話があったように現有体制は崩さない、課長職を兼務

させるんだというようなことで話を進めてきたところでございます。先ほども申しましたように、畜産の取扱高が大きいわけですが、少ない人員体制で維持してもらってきております。それには、様々な施策を盛り込んで、それを実施してきてもらったからということでございますので、そのことについては、今後も変わらない形で進めていくと。そしてまた、港・飼料関係については、港湾商工課の方もかんでおりますので、こちらも十分活用させていただきながら、その企業の方々には十分説明申し上げて、対応してまいりたいということでございます。

○17番（東 宏二君） 多頭飼育と言われました。我が市は、高齢者の方々が5頭、10頭というような形で生産に励んでおられるわけですね。この方々が、やはり所得が下がっていくと生活にも大変な困難を支障するわけでございますので、やはりその辺はですよ、そういう目的を持った課統合でなければならない。だから、やはりこの時期、今、子牛の値段もいいですけども、今後我が市には増頭計画を持つような形で、皆さんが畜産をして良かったというような行政をしていかなければいけませんので、その辺は、よく考えながら、こういう大きな問題もクリアできるような形で、やはり絶対間違いのないような、課統合にしていただければと思っております。その辺は、また総務委員会でいろんな意見が出ると思っておりますので、その辺のことは、市長も頭に置いてですね、やはりこの体制を崩すわけにはいきませんので、ぜひその辺は、やはり努力していきながら、できれば課統合は、私は反対のような気持ちでございますが、総務委員会の中でどういう結論が出るか分かりませんが、その辺のことは総務委員会の中で協議をしていただければと思っております。

市長、最後になりますが、増頭の計画を持ちながらですよ、やはり志布志の畜産農家が利益が出るような提言をできるようなことを後押ししていかなければなりませんので、その辺のことの市長の考え方をもう1回お願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畜産においては、本当に相場が不透明なところがある業種なんですけれども、このところずっと高値が続いておりましたので、増やす方がいるのかなというふうに思ったら、あに凶らんやで、なかなかそういう状況に無いと、私どもとしましては、1頭でも増頭できるような様々な事業は、提示してきているところでございます。また、更に農家の方々の御意見を聞きながら、これを取り切るために、あるいは増頭に向けた形で、どういった事業が可能かということは十分お聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第15 議案第61号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第61号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく、個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） それでは、ただいまの議案第61号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の5ページをお開きください。

まず、条例制定の趣旨について説明申し上げます。

社会保障番号制度、マイナンバー制度の導入につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、国民に12桁の個人番号が付されたところであります。

今後、社会保障、税、災害対策等の分野において活用することにより、国民の利便性の向上、行政運営の効率化等が図られることとなります。個人番号の利用範囲に関する条例の制定につきましては、番号法では個人番号を含む特定個人情報の厳格な保護措置が講じられ、社会保障、税、災害対策等に関する事務に関し、法で定める事務以外において、個人番号を利用することを禁止しているところであります。

国・県と市以外の機関との情報連携は、番号法に基づき総務省が設置し管理する情報提供ネットワークシステムにより行うこととされているところですが、市の内部におきまして、個人番号を利用する情報連携を行うためには、番号法第9条第2項の規定に基づき当該個人番号の利用範囲を条例で定める必要があるところであります。これらを踏まえまして、個人番号を利用した効率的な庁内連携を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、条例の概要を説明申し上げます。

第1条は、趣旨規定です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めることを趣旨として規定するものであります。

第2条は、定義規定です。条例中の用語の意義について、番号法の規定を引用し定義するものであります。

第3条は、市の責務に関する規定です。

市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために

必要な措置を講ずることと、国との連携を図り、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施することを規定するものであります。

第4条は、個人番号の利用範囲に関する規定です。番号法第9条第2項において、地方公共団体が社会保障、税または災害に関する事務において、個人番号を利用するためには、当該個人番号の利用範囲を具体的に定める必要があることから規定するものであります。第1項において、市長又は教育委員会が個人番号の利用範囲を具体的に定める事務として、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とすることを規定し、第2項におきまして、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用することができることを規定するものであります。国が整備する情報提供ネットワークシステムを利用することなく、庁内連携による特定個人情報の利用に関する規定でございます。

第5条は、委任規定です。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しています。

なお、この条例は、マイナンバー法附則第1条第4項に掲げる規定の施行の日と同じく、平成28年1月1日から施行するものです。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） まず1点目です。別表第2ですか、これ、利用範囲が規定されてるんでしょうが、それがどういった内容になっているのかというのが一つです。

そして、二つ目に市の責務として、「国との連携を自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする」、これは具体的には何を指しているのかというのが2点目です。

そして、三つ目に情報提供ネットワークシステム、これは総務省が設置して管理するんですね、このシステム、中身を少しちょっと教えてください。

そして四つ目に、条例を制定する趣旨として掲げてありますが、この番号を利用することによって、国民の利便性の向上というのが図れると、行政運営の効率化はよく理解できますね。国民の側から見た時に、この番号法を実施するということあわせて、どういったものが国民にとって利便性が向上するのか、そのことについて、具体的にこういうことですよというものを教えてください。四つです。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきまして、担当課長に答弁させます。

○総務課長（萩本昌一郎君） まず、今回法で定める別表第2の具体的な事務について、どういったものがあるかというようなことの御質問でございました。

これにつきましては、非常に多数の法定事務というのが定められておりますので、分かりやすく、例えば、私どもの現在の市で一例を申し上げますと、例えば、課を申してちょっと恐縮なんですが、福祉課におきましては、児童扶養手当とか老人保護措置費、それから保健課におきましては、国民健康保険医療費等給付事業、介護保険申請事務、それから建設課では公営住宅管理事務、こういったものが法定事務というふうに定められておりまして、うちで言いますと、具体的

な事務になっていくのではなかろうかというふうに把握しているところでございます。

それから、ちょっと順番を、すみません、申し訳ございません、違うかもしれませんが、国民の利便性うんぬんというものにつきましては、今盛んによくマイナンバーについて言われておりますように、マイナンバーを利用することによって、国民の方々がいろんな行政、各機関の中で申請、そういったことをする事務等におきまして、添付書類の削減等がマイナンバーを利用することによって要らなくなると、こういったこと等が具体的にはあるところでございまして、そしてまた、今検討されておりますように、このマイナンバーを使って、いろんな生活のところでこういったものが使えるようになるというふうな、今研究がされているようでございますので、そういった意味で身分証明も含めまして、国民が持つことによって、いろんなそういうメリットというか、そういったものが出てくるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

それから、国と連携しながら進めるということでございますけれども、特に、国が定めているこういう法律のもとで、今先ほど法定事務を申し上げましたけれども、市の方では同じような形で独自利用事務というのもやっているところでございまして、今後また、こういったマイナンバー等を使いながら、法定事務と同様にそういった効果があるのであれば、こういった独自利用事務についてもマイナンバーの利用を進めながら、市民の方々の利便性を図っていくというようなことになろうかと思えます。

なお、その際には、どういう独自利用事務にこういうマイナンバーを使うのかといった、そういったことにつきましては、また今回こういった条例の中で、今回は法定事務だけですけれども、独自利用事務にこういったのを使いますよということを皆さん方に御相談したり、議決いただきながら実施をしていくということになろうかというふうに思えます。

情報ネットワークシステムでございますけれども、これは総務省が設置し、管理するシステムでございます、それぞれの国の機関、それから国・県、それから地方公共団体、こういったところをマイナンバーを使いながら、情報のネットワークを作っていくという、そういうシステムでございます。

○18番（小園義行君） 非常に不勉強で、今課長の説明を聞いても、よく私自身も理解がいかないところです。それぞれあります。一般質問等も通告していますので、今の答弁を受けて、8日の日の一般質問で、いろいろ質問を今度はしたいと思えます。

もう1点、第4条第2項、ここで「市長又は教育委員会は、別表第2の第2欄にかかる事務」、さっきおっしゃいました。たくさんの方がありますよという、「に必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって、自らが保有するものを利用することができる」、市長と教育委員会ができるということです。ただし、法の規定によって、情報提供ネットワークシステム、国が設置した、それをして管理している、それを利用して他の個人番号利用事務実施者、市長や教育委員会、公的などところじゃないですよ、民間だというふうに僕は理解するんですが、「ここから当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない」と。あなた方がそれ

を別なところから受ける時は、これを利用できることができませんよということですよ、そういう理解でいいんですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 第4条の第2項で「市長又は教育委員会」というふうに記載ございますけれども、これにつきましては、法で定める別表第2にあります事務につきましては、市長又は教育委員会の方が所持する事務に限られているということで、このような表記になっているところでございます。他の、例えば議会であるとか、他の監査であるとか、いろんな委員会とかあるわけなんですけれども、これ以外の機関につきましては、別表第2に掲げる事務が無いので、市長又は教育委員会ということでございます。分かりやすく申し上げますと、社会保障、税、災害対策等に関する事務が別表第2に無いことから、市長、教育委員会にはありますので、こういった書き方になっているところでございます。

それから、当然情報提供ネットワークシステムを使いまして、マイナンバーにつきましては、利用されるわけなんですけれども、庁内連携におきましては、庁舎内の今回提案している法定事務につきましては、庁舎内でこれを定めることによって、マイナンバーで情報の庁内連携ができるということで、このような規定をしているところでございますけれども、ネットワーク、御質問がございましたように、庁内連携でなく、他のそういった機関等から、こういった事業を実施する場合に、ここに書いてありますような事務の施行に関しまして、そういう情報の提供を受ける場合につきましては、この条例に関わりなく、それが実施できるというようなことでございます。

○18番（小園義行君） ちょっとすみませんね、ここは非常に大事なところで、情報漏えいがあるてはいけないという立場から、こういうのがたぶんされていると思うんですよ。だから、今言いました、「ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号を利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない」ということは、その上を見るとですよ、個人情報で自らが保有するものを利用することはできるけれども、市長や教育長でも他の個人番号利用事務実施者から情報を受けることができる場合は、この限りでないということは、非常にここ難しい判断じゃないですか、この条例をそのまま理解すればですよ。だから一番心配しているのは、情報提供ネットワークシステム、これ中間サーバーというわけですが、全国2か所に設置しているんですよ。そこでこういうやり取りがあって情報がばーっと漏れたら、もうどうしようもないよ、これ、ということをお心配を僕自身は、この条文から見たときするんですけれども、市長、教育委員会ほうんぬんということでできますよね、これね。ただし、法の規定で、その下の場合、別な人がそこを利用したときですよ、利用して、情報番号をですよ、受ける場合は、できませんよというふうに僕はこの条文で見ると理解するんですけれども、それは違うんですか。

○議長（上村 環君） 答弁準備のためしばらく休憩いたします。



午後1時58分 休憩

午後2時20分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



○市長（本田修一君） ただいま小園議員の質疑に対しまして、答弁の準備に時間がかかりまして誠に申し訳ございませんでした。

担当課長に答弁させます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 大変申し訳ございませんでした。

御質問の第4条の第2項の規定でございますが、第2項の本文につきましては、市役所の庁内での情報連携を行うための規定でございます。御質問のただし書の規定につきましては、法の規定がある場合につきましては、本文の規定は適用しないとするところの規定であるところでございます。

それから、個人番号利用事務実施者につきましては、これは国、行政機関の長と限られたものでございますので、情報漏えい、そういったものにつきましての、第2条で規定がございますように、個人番号利用事務実施者ということの規定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○18番（小園義行君） 第4条の第2項の、この、ただし、うんぬんというところは、さっき言いました。この役所の人です、情報提供ネットワークシステム、いわゆる二つあるそれを使ってやる場合は庁内ではいいでしょうということですよ、でも民間の実施する人がした時には、あなた方も、それはできませんよというふうに理解していいんですね、今の説明でいくと、そういうことを聞いているんですよ。

○総務課長（萩本昌一郎君） 個人情報提供ネットワークシステムにつきましては、いわゆる行政機関の長とか公共団体の機関、それから独立行政法人、地方独立行政法人、そういった定めがございますので、そういった方々が実施者ということで利用できるものでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第16 議案第62号 志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第62号、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、市町村の基本構想の策定の義務付けを廃止する措置が講じられたため、引き続き本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止することを議会の議決すべき事件とするものであります。

内容につきましては、本則に第1号として、市の基本構想に関する規定を加え、第2号として、定住自立圏形成協定に関する規定を改めて加えるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第62号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第17 議案第63号 志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第63号、志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、平成27年9月30日に、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、地方税に係る申請書等の記載事項に個人番号又は法人番号を追加する措置が講じられたことに鑑み、市税に係る申請書の記載事項の法人番号の定義に関する規定を加える等の必要があるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（木佐貫一也君） それでは、議案第63号、志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、本年9月定例会におきまして可決いただきました、平成27年志布志条例第26号、志布志市税条例の一部を改正する条例を改正するものでございます。

改正の概要を付議案件説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。説明資料の8ページをお開きください。

第2条は、この後説明いたします第36条の2から第139条の3までの各条に法人番号の文言を追

加することに伴いまして、第2条の改め文を削るものでございます。

第36条の2は、市民税の賦課徴収に関連しまして、申告を義務付ける事項につきまして、法人番号を追加するものでございます。

第63条の2は、区分所有建物の持ち分割合の補正方法の申出書を提出する場合、記載事項に法人番号を追加するものでございます。

第89条は、公益のために使用する軽自動車税の減免申請書に、法人番号の記載を追加するものでございます。

第139条の3は、特別措置保有税の減免申請書に、法人番号の記載を追加するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

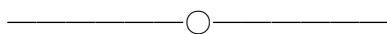
御審議よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第63号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第18 議案第64号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第64号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法別表第1に規定する事務の処理に関し、個人番号を利用する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、国民健康保険税の減免に係る申請書の記載事項に個人番号を追加するものであります。

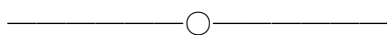
なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成28年1月1日から施行するものであります。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第64号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第65号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第65号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、職業能力開発促進法の一部改正による同法の条の繰り下げが行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第2条第2項の職業能力開発促進法の引用条名を「第15条の6第3項」から「第15条の7第3項」に改めるものであります。

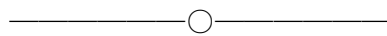
なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成28年4月1日から施行するものであります。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第65号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第20 議案第66号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第66号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法別表第1に規定する事務の処理に関し、個人番号を利用する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改め、及び、介護保険法第115号の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るため、当該事業の経過措置の期間を1か月短縮するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第66号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、事務処理に関し、個人番号を利用する措置が講じられたため、また附則の総合事業につきまして、

介護保険条例の一部を改正を行うものでございます。

付議案件説明資料の12ページをお開きください。新旧対照表でございます。

介護保険料の徴収猶予に係る申請、介護保険料の減免申請について、第1号被保険者及び同一世帯員のうち主たる生計維持者について、氏名、住所及び個人番号の記入を求めるものでございます。

第10条第2項第1号中の「及び住所」を「、住所及び個人番号（交付行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2第5項に規定する個人番号をいう。次条第2項第1号において同じ。）」に改めるものでございます。

第11条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改めるものでございます。

附則の介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置の第2項中の「平成28年3月31日」を「平成28年2月29日」に「同年4月1日」を「同年3月1日」に改めるものでございます。

付議案件説明資料13ページを御覧ください。

介護予防・日常生活支援総合事業の概要ですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険制度の見直しが行われ、要支援1、2の方についてのサービスが提供されている予防給付のうち、訪問介護と通所介護について市町村で独自に取り組みができる地域支援事業に移行されました。

介護予防事業につきましても、見直しが行われ、これまで一次予防事業、二次予防事業と区分して実施してきたものを地域の実情に応じた効果的、効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から一般介護予防事業として、全ての第1号被保険者を対象とした予防事業として見直しが行われ、介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年3月31日までに全ての市町村が取り組むこととなっております。

介護保険制度の見直しのところで、改正前と改正後を示してございます。改正前の要支援1、2の訪問介護、通所介護について、介護保険制度の予防給付で実施していましたが、介護保険制度の見直しにより適用除外となり、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へと移行し、介護予防・生活支援サービス事業として訪問型サービス、通所型サービスなどを行うことになりました。また、地域支援事業で実施してきた一次予防事業、二次予防事業も見直され、一般介護予防事業として市町村が取り組むこととされました。2の経過措置を短縮する理由ですが、総合事業の実施時期につきましては、事業所及び利用者への周知等の準備期間を必要と判断し、平成27年3月の議会において、介護保険条例を改正した際、1年間の経過措置を定め、平成28年4月1日から実施するとしてきたところでございますが、事業所説明会やサービス意向調査等を行い、当該事業の円滑な実施を図るため体制整備に努めてまいりました。現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスについて、平成28年3月1日からの実施が可能であると判断し、実施時期を変更するものでございます。以上でございます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第66号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

○

日程第21 議案第67号 志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第67号、志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、最近における子牛の価格高騰に鑑み、肉用牛の肥育経営の安定を図るため、肥育経営安定対策貸付基金の貸付限度額を引き上げるものであります。

内容につきましては、第3条中の略称規定を削り、第4条第1号中の「50万円」を「60万円」に改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第67号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

○

日程第22 議案第68号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第68号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、志布志市蓬の郷のふれあい交流センターの指定管理者の指定について、説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷のふれあい交流センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市蓬の郷のうち、ふれあい交流センターの指定管理者となる団体を株式会社蓬の郷とし、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとするもので

あります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第68号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第23 議案第69号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第23、議案第69号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、志布志市蓬の郷のふれあい交流センター以外の施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷のふれあい交流センター以外の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市蓬の郷のうち、パターゴルフ場、親水公園、多目的広場及び宿泊施設等の貸付地を除く民宿村の指定管理者となる団体を特定非営利活動法人志布志みどりのプロジェクトとし、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 議長にお願いがありますけれども、私、総務委員会の所管でもありますので、委員会の中で質疑してもいいかと思うんですけれども、それと、今まで指定管理者で受けてたのは、我々NPOオアシス水環境会でありまして、私もその当事者なんですけれども、質疑をしてよろしいですかね。

○議長（上村 環君） 構いません。

○9番（丸山 一君） 過去3年間、我々NPOがかなり整備をしまっていました。以前は、親水公園の中の三つの池は、水面が見えないぐらいホテイアオイとオオカナダモが生えてたわけですね。平成の名水に選ばれて、それを見に来た人が、これはなんじゃろかいというような状況であったわけです。それを我々NPOは、撤去いたしまして、上池、中池、下池の水面が見えるぐらいにしました。それとトンボが、平成の名水に申請をした時には、確か38種類とか、市民環境課長が確か言ったような気がするんですが、ほとんどトンボも見られないような状況であったわけですが、今、ガマを植生をいたしまして、かなり増えてきております。それと真ん中にありま

す鎮守の森も荒れ果てておったわけですがけれども、それもかなり木を切ったり、整理をしたりしてきれいにできてきているわけです。港湾商工課長なんかは、ほとんど来てませんから、現場はどういうふうな状況になったか御存知ないかと思うんですけれども、我々の過去の3年間の総合評価はどうなったんだろうと。

今回の指定管理を見ますと、我々のこれと、やっちくふれあいセンターだけが公募でありまして、あとは全部非公募なんです。どこにそういう差があるのか、我々の3年間の評価は何だったのかということをしていただければお答えいただければ有り難いかなと思う。

ただ、今回の場合は、芝を刈ったり木を切ったりするのは誰だってできるわけですよ。プレゼンの中でいろいろ言われておりますけれども、我々だって素人の中にも専門家も何人もいましたし、毎日常駐をして、きれいにしてきた自負があるわけですよ。来年からの3年間でどうするかというふうなこともやっていたのにこういうことが起きるから、どうも納得いかないところがありますけど、答弁をお願いします。

○議長（上村 環君） 丸山議員、我々という言い方は控えてください。

[丸山一君「はい」と呼ぶ]

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 私も港湾商工課にまいってから、逐次施設は監視をしたり、行っておったつもりでおります。

平成25年から特定非営利活動法人NPOオアシス水環境研究会に本体と分離した形で指定管理をお願いしたところであります。そういった中で、当然仕様書、募集要項に基づき適正に管理がされておったということで、所管課としてはそういう評価をしておったところであります。特に、自主事業といたしましては、旧水車小屋を利用したオアシス展示館、ミニ水族館等が好評を得ておりまして、これは新聞等でも紹介をされたところでした。そして、田んぼ跡地で菖蒲園の設置、それから鯉のぼりの設置等を自主事業として運営、管理をしていただいたところであります。

特に、ビオトープ等々の改修作業については、自主事業としての取り組みで、非常に積極的に運営管理をしていただいたことも評価しておりまして、当然3年間の運営管理については成果があったという評価をしておるところでございます。

○9番（丸山 一君） あまり現場に来られてない課長の割にはよく見ているなという気がいたします。今、課長から答弁にありまして、NPOではそれぞれの実績を挙げたなという自負はあるわけですね。元水車小屋の所にも水槽を20数個置きまして、その中で池における水性動植物を展示をして、子供たちに見れるようにしてあげたと。昨年池田湖の大うなぎほどではないんですけれども、それよりちょっと小さいぐらいの大うなぎが見つかりまして、それも展示されておりまして、見に来ている人たち、まして子供たちから非常に喜ばれておりまして、蓬の郷の目玉商品になったなというふうな考えております。

それと、中池と下池の間には水車も造って、これも保育園の子供たちからは非常に喜ばれて、楽しんでおられるわけですね。ですから、そういうことを考えれば、NPOでやったことはなんだったんだろうというふうに思うわけですね。ですから、どうもこう、じっくり来ないなという

のが今回の議案提案であります。

課長がいろいろ評価をされましたけれども、指定管理をする上では、やっぱり過去の実績とかそういうことを見て、どういうふうにするかというのを僕は考えるべきではないかと思うんですけれども。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 指定管理者制度の指定管理者の相手方の決定については、公募が原則となっているところです。そういった意味で、非公募としての案も想定して検討したところでしたが、非公募の要件に該当しないということから、今回公募に至ったところであります。

○9番（丸山 一君） 今一度はっきり分からなかったんですけれども、他の施設が非公募であって、今回のこの2件だけが公募という、その明確な差はどこにあるんですかね。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 本市の公の施設に関わる指定管理者制度に関する指針が策定されてありまして、その中で指定管理者の選定方法については、原則公募を行うということが示されておるところです。その中で、当面公募せずに選定できる施設、選定する施設という項目がありまして、その中に5項目ほど内容が記載してありますが、この中に該当しないということから公募に至ったところであります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回のですよ、この蓬の郷のふれあい交流センター以外の施設の指定管理の指定についてということで、今も少し出ていましたけど、今回募集の説明会に1団体しか来なかったというのは、いわゆるこの志布志のみどりのプロジェクトさんだけで、今まで現在もされているNPOさんは来られなかったというふうに理解するんですが、そういう理解でいいのかということです。

二つ目に、実績があるところは他のやつも含めて3年から5年というふうになっているんですけど、今回初めて受けられる、これ議案が通ればという意味ですよ。でも、これ最初から5年で、もうしてあるんですね。そうした主な理由というのは何なのかというのが二つ目です。

三つ目に、今回この受けられる志布志みどりのプロジェクトの理事長さんですけど、あと役員の方、理事の方ですね、少しそれをお願いします。

そして、あわせて今も丸山議員の方から出ていましたけど、少し管理を受けられるところが変わるというのは、非常にデリケートな問題がありますよね、これね。そういったものに対する適切な配慮というのが、事前にですよ、こういうことでいきますというようなことも含めて、公募しますよとか、いろんなことも含めて、現在指定管理を請け負っていただいているその団体に対して、ここだけという意味じゃないですよ、他もひっくるめて、そういう丁寧な説明なりというのがあったのかというのが四つ目としてあります。ちょっとお願いします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 公募に対する説明会については、議員おっしゃるとおり、新たに今回指定候補者となりました業者が1社参加されたということです。

それから、3年を5年にした理由ということにつきましては、やはり指定管理の3年間の場合には、2年後には再び選定業務が発生することになりまして、請け負った指定管理者が落ち着いた

て運営することが困難という声も聞かれております。そういった意味から、指定期間の設定のあたりましては、施設の設置目的を達成するための必要条件のほか、経営サイクル、指定管理者のモチベーションなどを総合的に勘案いたしまして、所管課から指定管理者検討委員会に提案いたしまして、行政改革推進本部で決定をしていただいたところであります。

それから、みどりのプロジェクトの役員、会員ということですが、志布志町の内村庭志園さん、有明町の太崎造園さん、志布志町の福山緑地建設さん、それから志布志町の有限会社前田緑化園さん、それから志布志町の又木ガーデンさん、それから又木庭園建設さんで組織されている団体であります。

それから、四つ目の指定管理者が替わる度にサービス向上の低下につながるのではないかとということで、当然管理者が替わることによりまして、運営方法等変わってくる部分もありますので、そういった環境の変化に対応していただくための市民へ情報提供については努めているところでもあります。

そしてまた、指定管理者の期限満了となる時期にまいりましたら、そういった現請け負っている指定管理者等とも協議をいたしまして、仕様書、募集要項どおりの管理運営の仕方をお願いをして、引き続きというような形でお願いするところですが、公募の場合は選定委員会が決定いたしますので、その決定された指定管理者に再度募集要項等に基づく管理運営をお願いするところであります。

○18番（小園義行君） ということは、今後この指定管理の関係は、引き続き新しい指定管理者になられた場合でも、もう5年というふうに今の答弁だと理解をするんですが、それでいいんですね。

それとあわせて、今回ですよ、NPOの方は当然公募になっているというのは知っておられたんでしょうね、そうでないということにならんと思うんですけど。実際はですよ、自分たちでそういう何か瑕疵があるとか、そういうことでなくて、一生懸命やっておられるというのがあった上で、今回のこの選考委員会に臨まれたんでしょうから。今、一番最後に私がちょっとお聞きした、少し選考委員会が決定したということで課長はおっしゃったんですけど、当局としてもですよ、それ現在受けていただいているところに、今回は3年の任期が切れますので、公募でまたやりますということは、明確にお知らせをしたのかしなかったのか、そこだけで結構です。お願いします。二つね、それ含めて。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 当然、指定期間満了に伴いまして、次の選定方法については、現指定管理者にも通知をしたところでした。

[小園義行君「今後5年にするのか」と呼ぶ]

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 現段階では、指定管理者の候補者として5年間を設定しておりますが、途中の管理運営等、そういったものにおいて不備等々があった場合には、指定の取り消し等、そういったものもございますので、原則は5年としておりますが、そういった環境の変化によっては5年が短縮される場合もあるというふう認識しております。

指定管理期間については、その都度、期間満了に伴いまして、指定管理者検討委員会で協議するようになっておりますので、所管から期間を提案して検討委員会で、他の施設と整合性を取りながら決定をしているところであります。

○18番（小園義行君）　うちの所管ではありませんので、実際こういう非常にデリケートな問題ですよ、これね。そういった意味で、「選考委員会が公募でやるって決めた」というふうにおっしゃってるんですけど、当局としては3年間の実績等々を踏まえてですよ、非公募でもいいのではないかという、そういう判断に立てなかったのか。もしくはやっぱり選定委員会の方にお任せした方がよいというふうにされたのかというのは、どちらですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君）　公募でやるという判断をしたのは、選考委員会ではなくて、指定管理者検討委員会で協議をしていただいているところです。

〔小園義行君「今回これもそうなの」と呼ぶ〕

○港湾商工課長（柴 昭一郎君）　今回も当然指定管理者検討委員会で、この公募、指定期間等々を決定していただいて、行政改革推進本部会議で決定しております。

この選考委員会については、募集のあった業者について選定をしていただく機関でございます。

○議長（上村 環君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第24 議案第70号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君）　日程第24、議案第70号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君）　提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、ダグリ公園の公園施設のうち、海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫の指定管理者となる団体を株式会社谷口製作所とし、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君）　これ全体ですけど、仮にこの議案が否決されたとしますね、そうした場合に、12月の最終本会議で否決されたら、再度公募なり非公募なり、そういうのを当局としては、全ての案件ですよ、考えておられるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議案を提案するということですので、可決していただきたいということですが、仮に否決になった場合は、直ちに再公募ということになります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第25 議案第71号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第25、議案第71号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふるさと村の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者となる団体を有限会社フォックスカンパニーとし、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 指定管理者がうんぬんということではございません。先ほどからも出ましたように、あらゆる所管課から、こういう形で提案されております。教育委員会も非常に多いんですけど、所管ですので、そちらの委員会の中でお聞きしますけれども、このフォックスカンパニーの議案71号分については、この付議案件説明資料の38ページです。これを見ますと、よろしいですかね、市長、分かりました、38ページ。一番上に施設所管課は松山支所の産業建設課ということで評価をされております。非常に私はシビアに評価されているというふうに思います。三角（△）が多いんですけども、民間ということで、行政が望むような、下の方にいくと決算とかうんぬんについては、厳しいのかなと、ですからそれなりの評価がされております。でも、他のいろんな今回指定管理者が出ておりますが、軒並み二重丸（◎）とか丸（○）で、非常に問題点は無いような評価がされております。ですから、私は、この評価の仕方を誰がどういう基準でしているのか、担当の多分所管の人が、こんとは二重丸（◎）や、こんとは丸（○）やがというぐらいの評価でしているのか、この評価の基準をまず教えていただきたい。このことについては、一般質問も出ていますので、私の方はその程度に抑えたいと思いますけれども、これを見て私は非常に真面目に評価されているのかな、シビアに評価されているのかなと感じたところで

す。お願いします。

○松山支所産業建設課長（上室徹郎君） お答えいたします。

指定管理者の業務評価表につきましては、資料の39ページに二重丸（◎）、丸（○）、三角（△）、掛ける（×）、横線（—）というふうにご5段階で評価をつけるようになっていただいております。評価の仕方としましては、担当者がこの項目に沿って評定をいたしまして、担当課長が検査して、そして総務課にお送りするというような流れで行っております。

○総務課長（萩本昌一郎君） お尋ねの評価表でございますが、指定管理にあたりましては、今、先ほどからでございますように、所管課からの提案を受けまして、検討委員会とか行革委員会とかいう形で最終的に決定をしまして、こういった形で議会にお願いしているところでございます。

今お尋ねの評価表につきましては、これは、指定管理の指針がございますので、指針に基づきまして、こういう形でそれぞれの施設を所管する所管課の方にお願いをしまして評価をしていただいて、指定管理のこういった選考の際の参考にしていただくというような形で評価をしていただいているところでございます。

○8番（西江園 明君） 各課の職員は、今総務課長が言った指針に基づいて評価しているというふうに理解して、全てそういうふうに整合性が採れているというふうに理解していいんですかね。あと、それでないと、また次で聞かなきゃいけないもんですからですね、お願いします。

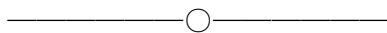
○総務課長（萩本昌一郎君） 指定管理におきましては、毎年指定管理者から1年間の年間の指定管理に関する実施報告書等が上がってくるとことでございます。その報告書に基づきまして、今38ページでお示ししている、こういった志布志市におきましては共通の評価表を使いまして、同じように各施設につきましてこういった形でそれぞれの所管課が、指定管理者から上がってくる実施報告書を基にして、この評価表に基づいて、それぞれここにあるような評価をしているというところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



日程第26 議案第72号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第26、議案第72号、有明開田の里公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、有明開田の里公園の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明開田の里公園の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明開田の里公園の指定管理者となる団体を志布志市開田の村管理組合とし、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） これは本田市長が組合長ですね。これも同じような考え方なんですけれども、次44ページですよ、付議案件資料の。例えばですよ、これの中ほど下の事業運営という、中ほどの、「施設の目的に沿って事業を実施している」という二重丸（◎）という評価がされております。これは3年前は横棒（－）で「該当なし」だったんですよ。それがいきなり二重丸になってる。そして、その下の「広報活動」というのも「該当なし」前は横棒（－）だった、今回は丸（○）なんですよ。これのこういう評価をした理由をちょっとお示してください。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 開田の里公園につきましては、次の農業歴史資料館と一体となった管理をしてもらっているところでございますけれども、その評価の点につきまして、同じ評価をしているところがございます。1点目の自主事業につきましては、田舎暮らしのわくわく体験等の事業が非常に充実しております、年間24人の研修を2回行っているというようなこと、それから全体的な体験活動が年間400人を超える事業に進んでいるということが1点でございます。

それから、広報活動につきましては、26年度からホームページを立ち上げまして、写真等でいろいろな広報をされているということの評価したものでございます。

以上です。

○8番（西江園 明君） これ以上聞くと、また一般質問に影響します。

今の課長の答弁聞くと、それはですよ、委託事業じゃないんですか、自主運営事業ってあくまでも市から委託された業務以外のことをNPOというか、そういうふうにするのが自主事業だというふうに、この字から見ればそういうふうに理解するんですけど。その活動の中で人数が増えたうんぬんというのは、それは委託業務の中じゃないんですかね。その辺のところはまた所管ですでお聞きしますけれども、そういう評価の仕方というのが、こういういきなり該当なかったのがポンち二重丸（◎）になったというのをちょっと聞いているんですよ。前は該当はなかったんですよ、この分については、いきなり今回出てきた、それを聞いているんです。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 今御指摘のとおり、前回のところはバー（－）になっていたところでした。今回全体のところを見直しまして、該当なしというのはやっぱりおかしいというようなことで見直しをしまして評価をしたところがございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

○18番（小園義行君） また1点お願いします。この指定管理料の関係ですけど、法人の方から出て来るその金額が今後5年間という形で僕たち理解していいのかですね。指定管理をやるということは、その経費の削減ということがあって指定管理をさせているわけですけど、そこについてのいわゆる公募したやつは5年間のやつが向こうから出されますね。非公募のやつについて

は、前年と一緒だよみたいなことになっているわけですけど、そこの指定管理料を今回議案の議決をしますね。そこにさせますよということで、その28年度以降の指定管理料というのは、それぞれが幾らというふうに当局としては考えておられるんですか。向こうの法人が出してきたもので良いというふうに思っているのか、そこについて全ての議案ですよ、これ。関係ありますので、その基本的な考え方だけ教えてください。どこの所管ということじゃないですよ。

○総務課長（萩本昌一郎君） 指定管理に係ります制度検討会、それから行革等総務の方で担当しているところでございますが、指定管理料につきましては、それぞれの指定管理者から出される指定管理料を基にこうして提案、今回の場合は5年間というような形で、こういう提案をさせていただいているところでございますので、今回5年間ということでございますので、この指定管理料で5年間と今のところは考えているところでございます。

それから、協定書を結びますが、それから年度協定ということもございますので、大きなそういういろんな事情の変動等、そういったもの等があれば基本的にはここに示されている価格でございますけれども、大きなそういう変動等のそういう要因があってもというような場合には、年度協定の中で検討していくということになるところでございます。

○18番（小園義行君） いや、私たちは議会は、これで議決していかにといかんわけですよ、だから、いわゆる当局が向こうの法人が出してきたものでそれでいいですよということでね、言葉は悪いけど、丸投げみたいなことで果たしていいのかと。指定管理の在り方というのは経費の節減、削減、いろんなことがあってされている中で、当局の思いがそこに全然反映されていないものを議会としては、いわゆる、その人を議決をして法人を決定する際にですね、当局のこの施設を、この法人に指定管理者になっていただきますよというものに対して、指定管理料を算出する根拠というのが明確でないと、今回公募と非公募があるからこのことを聞いているんですよ。一番最後で聞こうと思いましたが、現実には教育委員会サイドはですよ、市長部局がちゃんとしたそういった議論がされた上で委任を受けて議会に臨んでくるんですよ、そうした時、いろんな質疑をしたときに、言葉が悪いけれども、詳しいところまで答弁が難しい場合が多々ありますので、当局の姿勢として、指定管理の在り方というものについて、今回新たに5年間というのをあなた方が設けられたのであれば、そのことに対しての指定管理を導入する制度の良い面として、経費の削減とかそういったものがありますね。私たちに議決を求めているのであれば、当局がこれですという金額が無い限りですよ、私なんかは、その法人の人を呼ぶんですか、そんじゃあ、委員会に。そういうことじゃないと思うんですよ。そういう議論がされて、公募と非公募がそれぞれこうですよという明確なものがないと、議決の仕方としては曖昧になってしまうと心配があって、今お聞きしてるところです。

○総務課長（萩本昌一郎君） 指定管理につきましては、今議員が申されましたように、指定管理をお願いするというような、そういう目的がございますので、それに基づいて私ども協議、検討させていただいて提案をさせていただいているところでございます。

それから、当然金額等の決定につきましては、あらかじめお願いするときに仕様書等をお示し

しながら、そして、積算をしていただいて、提案をしていただくという、そういう形になりますので、私どもとしましては、その積算を提案されたその金額等を十分に仕様書等と勘案させていただきながら、決定をさせていただいて、こうして提案をさせていただいているところでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、基本的にはこの金額でいくわけでございますけれども、年度協定といったもの等もございまして、大きな変動等がある場合につきましては変わる可能性もいくらかはあるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○18番（小園義行君） ということは、今この議題になっているここについてはですよ、次年度は、ここにはないわけですね、ここにありませんよね。そして、こうきて、指定管理料、収支計画書は作成されているかということで、指定管理料提案額、これはいわゆる法人が提案したんですよ、この金額ね。それで、これまでとの間ではゼロですよと、当局としては過去3年間の関係と、今後5年間のそこをですよ、その金額で了とした大きな根拠はなんですか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） それでは、43ページの例で御説明いたします。開田の里公園の分でございます。43ページの方に、まず私どもが積算をしました基準額というのがございます。その基準額が324万2,000円ということでございまして、これについては27年と28年度は変わらない金額でございます。その基準額に対しまして、開田の村管理組合からの事業申請書の中では基準額と同額で申請が出されたということでございます。

そして、5年間はこの金額で基本協定を結びますので、この5年間はこの金額でいくというものでございます。ただし、先ほど総務課長からありましたように、毎年度協定を結びまして消費税の改正とかそういうことがあった場合には、年度ごとに協定を結んでいくということでございます。

○18番（小園義行君） 今課長答弁されたんですけど、本来はこの指定管理の在り方というのを市長部局としてどういうふうにするのかということで答弁が欲しかったんですけど。実際、今課長の方でおっしゃるのであればね、総務課長がそのことをちゃんと答弁した上で28年度、いわゆる来年度以降の案でもいいでしょう、これ、当局としてこの金額で、いろいろ議論した結果こうですということのそれがあって、私たちが議決をしていくということの方がなんかいいのかなと。次年度以降のやつが言葉では見えないですよ、これ、ここにですね。そういう議決をする際に来年は幾らになるのけといたら、法人が出したものでそうですということじゃなくて、当局が明確にこういう年間幾らでおたくにさせていただきますよということを明確にちゃんとしているという、その根拠が欲しいわけですよ。そうしないと、ずっといわゆる8年間同じ金額ですよ。それで果たして、じゃあいいのかということにもなっていくじゃないですか。指定管理制度を導入した一番の大きなことというのは、経費を削減していくと、いわゆる市の持ち出しを少なくするというのが大きなメインだったはずなんです、そういうのが全くない中で、それでいいよということには、いきよいならんのかなという思いがあって、もう1回、市長部局の答弁をお願いします。

○総務課長（萩本昌一郎君） 先ほど生涯学習課長の方から答えましたけれども、基本的にこちら側の基準額というのがございまして、それを参考にしながら指定管理を希望される方に積算を出していただくというようなことございまして、基本的には、その私ども基準額内で収まったものにつきましては、今回お示ししているように、年数も5年間ということであらかじめ言っておりますので、それで提案をさせていただいているところございまして、今後5年間よっぽどなことがない限り、この金額で皆様方をお願いというような形になろうかと思っております。全ての施設においてそういう形で実施をしているところございまして。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

ここで、3時45分まで休憩いたします。

○

午後3時25分 休憩

午後3時41分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

日程第27 議案第73号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第27、議案第73号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明農業歴史資料館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明農業歴史資料館の指定管理者となる団体を志布志市開田の村管理組合とし、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第73号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

○

日程第28 議案第74号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第28、議案第74号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、コミュニティセンター志布志市文化会館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者となる団体を特定非営利活動法人志布志生涯学習センターとし、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 少し、ここ分りにくいから教えてください。

実際、志布志町公共施設管理公社というのは、今回のこれで無くなるんですかね、ちょっとよく分からないところです。特定非営利法人志布志スポーツクラブと生涯学習センターがあるわけですね。平成4年からずっと志布志町公共施設管理公社というのがあって、それをやってきたんですけれども、今回のこの提案によって志布志町公共施設管理公社というのは無くなるんですか。

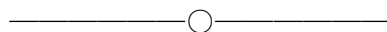
○生涯学習課長（樺山弘昭君） 53ページの5のところにも少し書いておりますけれども、平成4年から志布志町公共施設管理公社というのがあったわけですが、これにつきましては、現在特定非営利法人志布志スポーツクラブに変わっております。平成24年にNPO化されているということでございます。現在、文化会館の指定管理と志布志運動公園の指定管理者を行っているということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第29 議案第75号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第29、議案第75号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふれあいセンターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者となる団体を株式会社サンエス総合ビルメンテナンスとし、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとするものであります。

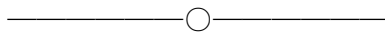
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第75号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第30 議案第76号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第30、議案第76号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、城山総合公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、城山総合公園の運動施設の指定管理者となる団体を公益社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとするものであります。

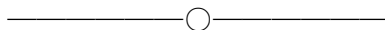
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第76号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第31 議案第77号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第31、議案第77号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志運動公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の

2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志運動公園の運動施設の指定管理者となる団体を特定非営利活動法人志布志スポーツクラブとし、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第77号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第32 議案第78号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第32、議案第78号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市有明体育施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市有明体育施設の指定管理者となる団体を公益社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 指定管理が最後ですので、ちょっと確認。今私、付議案件資料の82ページを見てるんですけども、先ほどのやり取りで、この中で指定管理料の考え方なんですけれども、これは私の理解は執行部、行政側がこの場合は2,084万6,000円でどうですかというふうに相手側に投げかけるもんだというふうに理解をしてるんですけども、先ほどのやり取りを聞いてますと、請け負う側の場合、ここの場合はシルバーですかね、の方から提案があって、それで決めて基準額との差がゼロというふうに理解、もう1回、そこ確認をお願いします。

○総務課長（萩本昌一郎君） 指定管理料の積算につきましては、あらかじめ施設の指定管理を希望する者から出していただく前に、こちらの方から指定管理に関わる基準額というものをお示しをすることでございまして、その範囲の中でお見積りをくださいというような形で指定管理を希望される方をお願いをしまして、出していただいた数字を基にして、今回みたいな形で提案をするようなことでございまして、今お話になりました82ページのものにつきましては、私どもが出しました基準額と同額で希望される方が提案をされたということでございます。

○8番（西江園 明君） 普通の入札みたいに見積りを取ってですよ、というふうに受け取ってしまうんですね、ですから、これでどうですかと、オッケーということは、向こうも基準額との比較はゼロということは、こちらが2,084万6,000円でどうですかと提案した、向こうも、はい、いいですよとなったら、基準額は全て差はゼロですよ、他の分もですよ。そういうことが実際あり得るのかというふうに思ったりもするんですよ。ですから、こっち側が目的は経費の削減、予算の削減ですから、当然提案があつて、本当は請け負う人は、まだ多くでしたかったけれども、市の提案がそうになっている。そのための非公募ですよ、それだったら公募ですればまだ安くできたかもしれんという意見が出てくるんですよ。ですから、この、もう1回、提案額というのは、今総務課長が言ったのは、こっちから、これで幾らでいいですか、どうですか、2,084万6,000円どうですかと提案した。向こうの方からも見積りを取ったら2,084万6,000円だったと、だから差額がゼロというふうな、だから基準額との比較はゼロというふうに理解していいのか。まるっきりこっちの提案、他の何件か、相当指定管理者もありましたけれども、全て見積りと執行部の提案と同額というふうに理解していいんですかね。

○総務課長（萩本昌一郎君） 指定管理を希望される方らの、そういう見積りにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、こちらの方からお願いする予定の施設につきまして、こちらの方の基準額は幾らですよという形を相手方にお示しをしながら、その範囲の中で指定管理料としての見積りをお願いして、こちらの方に出していただいて、その中で検討するというところになっていてございまして、今御質問がございましたように、82ページのこの例におきましては、同額の範囲内で指定管理をというようなことで、差額がゼロというような形で出ているところがございます。

○8番（西江園 明君） 総務課長、ちょっと答弁に気をつけてくださいね。今、総務課長は提案したこの範囲内で見積りをお願いしますというふうなお願いをした結果がゼロ。範囲内ということは以下ですよ、ですから、その辺のところの発言をよく気をつけてですよ、答弁してもらわないと、そういうふう到我々も思うんですよ。提案した額以下で当然出てくるであろうというのが予算の縮減とか、経費の節減につながると思うんですよ。全て全部ゼロだから聞いてるんです。ですから、この提案額の考え方ちゅうのをですよ、もう1回確認します。

○総務課長（萩本昌一郎君） 申し訳ございません。答弁がちょっと足らずに申し訳ございませんでした。こちらの方から基準額としてお示ししている金額につきましては、当局が考えているところの上限額だというようなことでお示しをして、その中で見積りをいただいているところがございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） その金額のことですけれども、例えば、今の議題となっておりますね、これも25年、26年、27年でそれぞれ違うんですよ、これね。他にもそれぞれ3年間とか違うんですよ。今回だけ提案5年間同額という形でなっているというところが、だからさっきから何回も聞くんだけど、果たしてそれでいいのかということなんですよ。これ、一番最後の議案になった有明

体育施設ですよ、25年度がここに84ページに出てるでしょう。26年度もほら、若干こうやって変わってきますよね。そして、27年度は約200万円近く増えているわけですよ、こういったものが当たり前だと思うんですよ、これが。ここにこの議案として出ているのは5年間同額ですよ、これ、実際ね。果たしてそれでどうなんだろうと、途中でいろいろ変わったときには、議会にお願いをして、それを変更とか、いろんなことがあって認めてくださってやるのかね。僕たちが今回議決するにあたっては、きちんとしたそういうものがないと難しいよ、以前はそういうのがきちんとされて議決したというふうには私は思ってますけれど、今回5年間ですのよね、そこについて、84ページの25年度、26年度、27年度で終わりますけれども、この経緯はどういうふうにして、こういうふうに変額が来てきたのかと、それを議会に報告したんですか、含めてですよ。ちょっと他のやつも聞きたいんですけども、それはもういいです。さっき聞いたけど出てこないからさ。ここだけ教えてください。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 指定管理料でございますけれども、これまで3年でございましたので、3年間基準額は同額ということでございましたけれども、毎年度管理料については積算の見直しを毎年度しているところでございます。その内容としましては、電気料の改定がございましたり、消費税の改正がございましたり、燃料代とか、もろもろの部分は毎年度積算はしているところでございます。今回につきましても5年間同一ということでございますけれども、5年間基本的には基本協定で同一で結びますけれども、金額については毎年度契約していくという形になります。

○総務課長（萩本昌一郎君） 生涯学習課長の方でただいま答弁いたしましたけれども、今回お願いしているのは5年間の指定管理ということでお願いしているところでございまして、金額等につきましても、毎年度当初予算等をお願いするというようなことございますので、先ほど生涯学習課長の答弁したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○18番（小園義行君） ということは、毎年当初予算で有明の体育施設、ここについては指定管理料を今年度はこういうふうにするというふうには提案があるんですね、毎年ね。そういう形で、じゃあそれがなぜこうだったのかというのは、その時その時で議論しないといかんということですね。基準額はずっと変わらないよと。ということは法人から上げてくださいますよとかね。そういうことが来ない限りは、こういう形にはならないということですよ、基準額があるんだからですよ。その時に、いや駄目だよということになれば、その金額でいいんだろけど、上げてくださいますよとか、下げてくださいとはないかもしれんけど、上げてくださいますよと来たときに、その基準額というのが、どうなのかということにもなってきますので、「指定管理料」ってここに書いてあるからですよ、そういうふうには思うんです。基準額は変わらないけど、毎年全ての施設が当初予算で出てくるということですね。

○総務課長（萩本昌一郎君） 指定管理料の金額につきましても、毎年度当初予算で施設ごとに金額を皆さん方にお示しし、協議をさせていただいているところでございます。なお、今ございましたように、今回はこういった基準額の中でお願いいたしますが、年度協定という形で結びます

ので、諸事情等の変化によっては、それが変わる可能性もないわけではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

○

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第33、議案第79号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第33 議案第79号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（上村 環君） 日程第33、議案第79号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について、説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する同組合同規約別表第2の1の事務に係る組合市町村に垂水市を加えること等に伴い、同組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成28年4月1日から鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務に垂水市及び伊佐北始良火葬場管理組合を加えるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。

議案第79号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第34 議案第80号 字の区域変更について

○議長（上村 環君） 日程第34、議案第80号、字の区域変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第80号、字の区域変更について、説明を申し上げます。

本案は、県営経営体育成基盤整備事業に伴い、本市内の字の区域を変更するものであります。

内容につきましては、大字有明町野井倉の字井手上の土地の一部を字宇中に、字和田上の一部を字下段に包括するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第80号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第35 議案第81号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（上村 環君） 日程第35、議案第81号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第81号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、ふるさと納税特産品事業、保育所等整備交付金事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） 議案第81号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に6億4,869万9,000円を追加し、予算の総額を217億5,801万4,000円とするものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございます。変更のみでございますが、県の地域振興事業の追加採択に伴い、松山総合運動公園テニスコート増設事業分の過疎対策事業を900万円減額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。8ページをお開きください。

まず、歳入の14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、生活介護や就労継続支援等、福祉サービス利用者の増加に伴う、自立支援給付費支給事業の増額のため、介護給付・訓練等給付費を1,080万円増額。国民健康保険の保険者支援制度の拡充に伴い、保険基盤安定制度負担金を2,485万9,000円増額。子ども・子育て支援新制度本格施行に伴い、保育所運営費を7,198万2,000円増額しております。

9ページの2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、地方創生先行型の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付金を1,000万円計上。2目、民生費国庫補助金は、介護施設等のスプリンクラー設備の整備として、地域介護・福祉空間整備等交付金を1,041万7,000円計上。子ども・子育て支援新制度本格施行により、扶助費対応に変更になったことに伴い、地域子ども・子育て支援事業補助金を1,651万1,000円減額しております。

10ページをお開きください。

15款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金は、子ども・子育て支援新制度本格施行に伴い、保育所運営費を3,599万1,000円増額。国民健康保険の保険者支援制度の拡充に伴い、国民健康保険医療費助成負担金を1,002万8,000円増額しております。

11ページの2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、追加採択により松山総合運動公園テニスコートの増設事業分の地域振興事業補助金を1,000万円増額。2目、民生費県補助金は保育所整備に伴う安心子ども基金総合対策事業補助金を8,903万5,000円計上。子ども・子育て支援新制度本格施行により、扶助費対応に変更になったことに伴い、地域子ども・子育て支援事業補助金を1,651万1,000円減額しております。

12ページをお開きください。

17款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、申し込み件数の増加による増額を見込み、ふるさと志基金寄附金を2億円増額しております。

13ページの18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として2億1,506万5,000円増額しております。

14ページをお開きください。

20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、事業計画変更による事業費減に伴い、独立行政法人国際協力機構草の根技術協力事業費を1,363万5,000円減額しております。

15ページの21款、市債は、県の地域振興事業の追加採択に伴い、松山総合運動公園テニスコート増設事業分の過疎対策事業を900万円減額しております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

17ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、申し込み件数の増加を見込み、ふるさと

納税事業に係る委託料など1億1,081万1,000円増額。ふるさと志基金への積立金を2億円増額しております。

23ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、保険者支援制度の拡充と財政安定化支援事業の増額に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を5,209万6,000円増額。3目、自立支援費は自立支援給付費支給事業、自立支援医療費支給事業を合わせて2,883万4,000円増額。4目、老人福祉費は介護施設等についてスプリンクラー設備を設置する地域介護福祉空間整備等事業を1,041万7,000円計上しております。

24ページをお開きください。

2項、児童福祉費、4目、保育所費は、老朽改築による保育環境整備など、保育所の施設整備に要する経費の一部を助成する安心子ども基金総合対策事業を1億2,950万5,000円計上。子ども・子育て支援新制度本格施行に伴う変更により、延長保育促進事業を4,796万1,000円減額し、児童福祉扶助費を1億9,219万2,000円増額しております。

25ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費は、事業計画変更による事業費減に伴い、草の根技術協力事業実行委員会補助金を1,363万5,000円減額しております。

最後に給与費でございますけれども、年金一元化に伴い標準報酬移行後の事業所負担金額の確定のため共済費を減額及び人事異動に伴う調整を行っております。

以上が、補正予算第6号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照ください。よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、小辻一海君から発言通告が提出されておりますので、まず小辻一海君の質疑を許可します。

○5番（小辻一海君） 所管外につき発言通告をいたしておりましたので、説明資料のページをお願いします。

説明資料13ページ、生涯学習課所管になります体育施設整備計画業務委託事業について質疑をいたします。

この委託事業のグラウンド・ゴルフ場については、過去に何回か同僚議員の一般質問で論議され、市長の答弁で、「平成31年までの志布志市スポーツ振興計画に基づき、志布志運動公園を中心にした範囲の中で最も適した場所を検討して28年度を目標に整備していく」と答弁され、今回の補正で現地調査費として、グラウンド・ゴルフ場整備現地測量業務委託料が計上されたものと理解しているところです。そこで、この場所についてでございますが、本日の議案上程の前に開催されました全員協議会の中で説明がなされたところですが、検討された場所が一般質問で市長の答弁された志布志運動公園を中心にした範囲の中でなく、安楽大迫工業団地になったことを初めて知り驚いたところです。この団地は旧志布志町の時、地場産業を育む環境整備を急務な課題として、食品製造業の団地化を図ることを目的に曲瀬の安楽駅前跡地に造成を図ったもので、当時

議会で多く論議され、平成15年度に食品関連団地として約1万8,600㎡の造成を完了し、水質調査の結果、2回の水質調査、ボーリングを行い、用水確保を行って総事業費が8,670万円ほどだったと記憶しているところです。

現在は、安楽大迫工業団地として地域振興課の普通財産として所管替えされ、多方面に利用されやすくなっていることは理解しますが、このグラウンド・ゴルフ場が志布志市スポーツ振興計画に基づく志布志運動公園を中心にした範囲内の場所から安楽大迫工業団地に至った経緯をお尋ねします。

また、安楽大迫工業団地は、先ほど申し上げましたが、総事業費が約8,600万円ほどかかって、旧志布志町の時に食品製造業の関連団地として計画を図ったところで、今日の平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてのところでも特別委員長の方で、このところに昨年安楽大迫工業団地に企業から立地の協議があったけれども、環境が折り合わず立地ができなかったという報告もありました。

また、食品製造業立地を目標に臨海工業団地を整備されたわけですが、水質の関連で、食品関連企業は多分望めないのではないかと思うところですが、この食品製造関係企業立地希望が、もし他の会社からあった場合に、やはりこの用地確保ということで、その時にはどうなされるのか、そのことから、この食品加工団地と一緒にした形で、しおかぜ公園北側の臨海工業団地分譲申し込みが始まって、多くの企業の申し込みや問い合わせがきていますので、1年間または半年期間は1工区、2工区の臨海工業団地を分譲できなかったところに分譲あっせんをしていただく努力はできないものかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

スポーツ振興計画に基づく施設整備としまして、グラウンド・ゴルフ場整備に係る現地調査に要する経費を計上したところでございます。

場所につきましては、ただいまお話がありますように安楽大迫工業団地跡を予定しているところでございます。この安楽大迫工業団地につきましては、合併前の志布志町で平成15年度に造成し、企業からの照会はあったものの、その一部はこれまで分譲には至ってないところでございます。

市における工業団地につきましては、現在臨海工業団地を新たに造成しているところであり、将来的にも志布志港周辺に位置付けていくこととしており、当該安楽大迫工業団地は、その役割を終えたのではないかと考えております。このようなことから、当該安楽大迫工業団地につきましては用途を変更し、普通財産として新たな有効活用策を政策調整会議等で検討したところ、グラウンド・ゴルフ場用地として活用し、健康の推進及びスポーツ振興の拠点とするという結論に至ったところでございます。

今までお話がありますように、グラウンド・ゴルフ場の整備については、運動公園を中心にとこの検討を進めてきたところでございますが、平成26年度から具体的な検討を進めてきて、志布志運動公園周辺を候補地としまして、体育館及び香月公民館の間の市有地などを検討

しましたが、現在みなとまつり、スポーツ大会等の駐車場として利用されております。今後も国体などの開催があることから、駐車場の確保も必要であるということでございまして、志布志運動公園周辺では難しく、次の候補として安楽工業団地としたところでございます。

教育委員会から活用案の希望を出しておりましたが、関係課での協議、そして2回の政策調整会議等を経て最終決定をしたところでございます。

また、今後食品関連の企業が進出希望ということがあった場合には、現在お話ししますように、平成17年から分譲開始している安楽大迫工業団地につきましては、分譲に至ってないということでございますので、今後につきましては臨海工業団地、あるいは志布志港周辺にまとめるということにしたところでございます。

○5番（小辻一海君） そうすると、安楽大迫工業団地は、もう企業誘致の努力をされないということですね。最後の方に私は、食品加工団地としてあっせんする努力は一緒にできないかということと言ったんですけど、そっちの回答がまだきてないんですけど。

○市長（本田修一君） この安楽大迫工業団地につきましては、今まで1年に1回、あるいは2年に1回ぐらい企業の進出打診があったところでございますが、そのことについて詳細に検討を重ねた中で、結局それぞれの企業において進出が至ってないところでございます。そのようなことから、今回新たな用途変更いたしまして、新たな活用を目指そうということでございます。

○5番（小辻一海君） では専用のグラウンド・ゴルフ場が完成の場合、市長が先ほど申されましたけれども、グラウンド・ゴルフ協会、いろいろなところから来ているということで、私の思うところには高齢者の健康維持、それから子どもから高齢者まで3世代の交流につながるだけでなく、市長の目標とされる医療費の低減にもつながり、また、現在さんふらわあ志布志交流全国グラウンド・ゴルフ大会等も多く行われて、多くの人が集まることで、地元の経済効果が非常によく現れると思っているところでございますが、安楽の大迫工業団地の区画で、果たして専用のグラウンド・ゴルフ場の活用が可能なのか。また、駐車場、それから、あそこは、ちょっと前排水が悪かったんですよね、排水関係、トイレ、水道などの施設面、更に県道から入り口の狭い道路の改良、東側の河川の堤防の強化等々いろいろなことを考えた場合、多額の整備費が必要になってくると考えますが、28年度を目標に整備されるとのことで、施設整備計画業務150万円を現地測量業務委託料として計上されたわけですから、計画的なものでなければいけないものと考えますので、規模によりますけれども、その28年度を目標に整備されるグラウンド・ゴルフが専用の駐車場、トイレ、水道などの施設整備費がおおよそ概算でいいですけど幾らかかるか、それから財源確保はどのような計画でされるか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 今回測量調査の予算を計上させてもらっているところでございます。コートについては、6面から8面を想定しているところでございますけれども、駐車場の在り方、それからトイレ、休憩所、そういったものをどの程度のものにするのか、配置計画がどのようなになるのかによりまして、それから排水計画等もございまして、今回測量設計をする中で、

全体の事業費とも積算してまいるところでございまして、現段階におきまして、おおよその事業費の積算は、まだできていないところでございます。

以上です。

○5番（小辻一海君） 28年度を目標に整備されるわけでしょう、ということは、もう来年度ですよね、ですよね。それであって、まだ整備の規模、それも分かっていない、財源確保もできないということですか。それで28年度が間に合うんですかね、まあいいでしょう。

この整備希望などや駐車場関係、排水関係、トイレ、水道などの施設面やその場所の件、そういうことについてグラウンド・ゴルフ協会の皆さんと十分に協議をされていたんですかね。

○議長（上村 環君） 小辻議員、ほかに質問があれば一緒にいいですか。

○5番（小辻一海君） いいです。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 市長からありましたように、スポーツ振興計画を策定しまして、その中で、グラウンド・ゴルフ場の整備というのも考えているところでございます。26年度から現地調査等をいろいろしてまいった結果、グラウンド周辺ということでも検討したんですけど、なかなか難しかったということで、現在次の案ということで、企画しているところでございます。少し予定よりも測量設計等の準備が遅れているところですが、今回の調査の中で具体的に説明していきたいと思っているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） グラウンド・ゴルフ協会、また競技団体の皆様方とは、これまで協議を重ねているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） ちょっと1点お伺いしますけれども、企画費の中で説明資料は2ページですけれども、上段の方にふるさと納税特産品事業というのがあります。この中で、その財源の使用目的のところの内訳ですけれども、特産品発送業務委託料に1億円計上してあるんですけれども、1億円という発送業務はどんな事業なんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） お答えいたします。

今回ふるさと納税の関係で大幅に補正をいたしてございます。今御指摘のありました委託料の1億円につきましては、特産品の返礼をする品物等を含んだ形での予算になります。これは観光特産品協会に委託をいたしますので、その申し込みをされた中での商品等の価格と、それから郵送料、そして観光特産品協会の委託業務を含めての1億円と、寄附をいただいた部分の2分の1という形で今進めてございますので、そういった意味で、今回2億円を計上してございますので、その半分の1億円を委託費と、含めた形で支出をするということでございます。

○8番（西江園 明君） でしょう、そういうふうに特産品協会に委託するわけでしょう。この表現を見ると発送業務に1億円、結局物品も含めて、特産品協会への委託料ということでしょう。全額1億円そのまま特産品協会に委託するわけでしょう。そこで品物を買うとか、そういう手間を含めた郵送料とか、そういうふうに理解していいんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 2ページの表現がちょっと不適切まではいきませんが、分かりづらかったのかなというふうに思いますけれども、今議員御指摘ありましたとおり、これについては、特産品協会の方に委託という形で支出をするということになります。

これについては、先ほど申しましたとおり、特産品の品物の経費等も含まれているということでございます。

[西江園明君「終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は、それぞれ所管の常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第36 議案第82号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第36、議案第82号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、国の保険者支援制度の拡充に伴い、一般会計繰入金等を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,209万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ54億875万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を4,651万6,000円、財政安定化支援事業繰入金を558万円それぞれ増額するものであります。

11ページをお開きください。

歳出の予備費は、5,209万6,000円を増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第82号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第37 議案第83号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第37、議案第83号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第83号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、地域密着型介護予防サービス給付費、特定入所者介護サービス費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,514万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ41億3,527万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。予算書の7ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を504万円増額するものであります。

8ページをお開きください。歳入の県支出金の県負担金は、介護給付費負担金を310万円増額するものであります。

11ページをお開きください。歳出の保険給付費の介護予防サービス等諸費は、地域密着型介護予防サービス給付費を100万円増額するものであります。

12ページをお開きください。歳出の保険給付費の特定入所者サービス等費は、特定入所者介護サービス費を1,700万円増額するものであります。

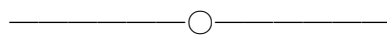
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第83号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第38 議案第84号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第38、議案第84号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第84号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、一般管理費に要する

経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億191万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の使用料及び手数料の使用料は下水道使用料を74万6,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を74万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第84号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

7日までは休会とします。翌8日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時44分 散会

平成27年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成27年12月8日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

青 山 浩 二

出席議員氏名（17名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
19 番 上 村 環	

欠席議員氏名（2名）

18 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史
--------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、市ヶ谷孝君と青山浩二君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは、皆様おはようございます。

質問に先立ちまして一言、昨夜すばらしいニュースが飛び込んできて、もう市長も御存知のことかと思いますが、全日本歌唱力選手権ですかね、そこで本市出身の坪田先生が見事優勝を勝ち取るという状況が生まれました。僕も実は、9時ぐらいから今日の一般質問の準備にかかっていたわけですが、子供が、準決勝の段階で、全然知らなかったんですけども、準決勝の段階で「お父さん志布志が出てるよ」と言うもんですから、「何」って、のぞきに行ったら準決勝で、そこで見事に1位に勝ち抜かれて、それ以降は、もう決勝へ向けて目が離せないわけですよね、坪田先生よりうまい人が出てきたらどうしようという気が先立ちまして、なかなか進まない。そして、インターネット通じて〇×で、いろいろできるわけですね、評価ができる。子供と交代で、他の歌っている方々に対しては×をしっかりと入れていくという、こういうことをやったわけですけども、最終的に見事優勝ということで、本当に思わぬところから日本一が、また生まれたなど。志布志市にとって、また市長にとって、またすばらしいことだなどと思いますし、市長、何もされてないわけですけど、市長の手元にこぼれ落ちてきたというような、すばらしいニュースでありました。そういった意味では、ここにですね、「424、志布志」というマークを入れて歌っていただいた。日本全国の志布志市出身の方々が、どれだけまた喜ばれたかなと思いました。そういった意味では、本年成人式もありますしね、いろんな方を呼ばれる予定になっているかもしれないけれども、1曲、2曲ぐらい成人式で披露してもらうのもいいのかなというふうに思ったところです。そういった意味では、本当に非常にさわやかな思いで、今日はこの場に立たせていただいております。どうぞ市長の方も、さわやかな答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速質問通告に従って質問してまいります。

はじめに、志布志市まち・ひと・しごと“こころざし創生戦略”に関して2点質問をいたします。

人口減少や東京一極集中に歯止めをかけ、将来に向けて魅力ある地域づくりを目指す地方創生に向けて、本市においても人口の現状分析や将来展望を目指す人口ビジョンと、今後5か年の政

策目標や具体的な施策をまとめた志布志市まち・ひと・しごと“こころざし創生戦略”を策定されました。その中身については、かなり多岐に渡りますので、今回は2点の角度から質問をいたします。

一つは人の流れについてであります。地方では、進学や就職を機に転出をする人が転入者を上回る社会減が、人口減少に拍車をかけているのが現実であり、今後いかにこの社会減を食い止め、人を呼び込むのかが問われていると思いますが、本市ではこの課題に今後どのように取り組まれるのか、まず伺いたいと思います。

次に、地方創生のポイントは、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることにあるとよく言われております。国も結婚、出産、子育てについては、結婚希望の実現率を80%に、夫婦の予定する子供の数の実現割合を95%にしようと目標を掲げております。そこで本市では、この若い世代の経済的安定や結婚、出産、子育てへの切れ目のない支援を今後どのように推進されるのか伺いたいと思います。

次に、市道の安全対策の観点から質問いたします。市道昭和・弓場ヶ尾線と、市道上町線の交差する地点は、見晴らしが悪い上に信号もなく、極めて危険な状態にあります。交差する3か所に一旦停止線がありますが、郵便局側からが優先となっており、時にものすごいスピードで駆け上がってくる車もあります。そこで市は、危険回避のためにこれまで警察とどのような協議をされてきたのか伺いたいと思います。

次に、市営住宅の入居要件について質問をいたします。

市営住宅の入居申し込みの際、連帯保証人を付けることを義務付けておりますが、最近では市民相談を受けるたび、連帯保証人を確保することが困難な時代状況にあることを痛感いたしております。連帯保証人の存在による滞納の抑制効果、滞納の際の連帯保証人からの督促効果などから、住宅を賃貸する上で必要な措置かもしれませんが、長引く景気の低迷の中で、税金を滞納せざるを得ない世帯が増えていることや、連帯保証人のリスクを考えたとき、連帯保証人を確保することはとても難しいことだと今思っております。そこで、この現状を踏まえた緩和策を講じ、時勢に応じた対応をしていくことが必要ではないかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、道徳教育について質問いたします。

文部科学省は本年3月、特別な教科として格上げする小中学校の道徳について、新たな学習指導要領を告示しました。道徳教育を充実する方策として、子供たちに社会に主体的に参加する意識を高めたり、生命倫理や情報倫理といった多様な価値観が必要な題材を活用したりすることを求めています。本市ではこのような動向をどのように認識をし、学校全体の道徳教育の要となる道徳の時間の充実を図るのか、教育長はもとより市長にもお考えを伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小野議員の一般質問にお答えする前に、私も昨日のテレビは見ておりまして、本当に議員御指摘のとおり、私が何をやるわけではないんですけども、日本一がまたできたなど、本当にうれ

しく思ったところでもあります。坪田先生は、実は先日行われました国文祭において、志布志市の志エッセイフェスティバルの第1日目、2日目でミュージカルがあったところですが、そのミュージカルの中でメインのボーカルということで、歌を披露していただいたところでした。2日目に他の行事があって、2日目は別な方がされたんですが、そういうことで本市の出身者ということで、今回そのような応援をもらいながら、志エッセイフェスティバル、そしてまた、国文祭を盛り上げていただいたところで、本当に有り難いなというふうに思ったところでございます。今後また、いろんな場面で坪田さんの応援をもらいたいなと思ったところでございます。

それでは、小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、志布志市まち・ひと・しごと“こころざし創生戦略”についての人口減少の問題でございます。人口減少対策につきましては、議員のお話のとおり、出生率が比較的高い本市の特徴を踏まえますと、自然減よりも若者の流出防止と若い世代、特に20代から30代の子育て世代のU・Iターンの増加により、社会減に歯止めをかけることがより重要となっております。そのための施策として、本年10月に鹿児島労働局と雇用対策協定を締結しましたが、当協定に基づき、若者等に地元企業を紹介する就職相談会を開催するなど、地元就職促進について検討してまいります。U・Iターンに関しましては、実績のある農業公社研修事業の受け入れ拡大をはじめ、地域おこし協力隊の継続的な受け入れや、お試し移住体験ツアー、婚活ツアーを実施し、志布志に来て良さを知らしてもらいながら、移住者の獲得に努めてまいります。

また、定住促進住宅用地の分譲や空き家改修費補助金を創設し、空き家バンクの登録件数を増加させるなど、移住定住の受け皿づくりを行いたいということでございます。

さらに子育て支援につきましては、全国的に見ても充実した内容であると思っておりますので、志布志の魅力や移住定住支援策とあわせて情報発信を強化してまいりたいと思っております。

また一方で、志布志に若者を呼び込むためには、仕事をつくることが必要不可欠でございます。総合戦略におきましては、仕事づくりに関しまして八つのプロジェクトを創設しております。本市の基幹産業である農林水産業の成長産業化や企業誘致の促進、志布志港の利用促進、商店街活性化など、志布志の強みを生かし取り組んでまいりたいと思っております。

観光振興においても、人を呼び込むだけでなく、雇用の創出につなげてまいりたいと思っております。

本市におきましては、これまで志ブランド日本一の確立を目指し取り組みを進めてまいりましたが、総合戦略におきましても、志布志の多様な地域資源の強みを生かして、地域の稼ぐ力、住みやすさを強化して、若者の流出を抑制し、流入を促進する攻めの地域経営戦略を産・官・学・金・労の力を結集して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、妊娠、出産、子育てにおいて、そのような方面からの御質問でございます。結婚についてでございますが、本市では少子化対策の入り口としまして、結婚支援を位置付けて、結婚したい意欲があっても機会に恵まれない未婚者に対しまして、出会いの場を提供する出会いサポート事業を創設しまして、支援を行っているところでございます。

今後の取り組みとしましては、他の団体と連携した結婚支援や単発のイベント開催に終わらな

い、細やかなフォロー体制を整えることが必要であると考えております。総合戦略におきましても、相談員を委嘱しまして、相談室を開設することを盛り込んでおります。また、県の「世話やきキューピット事業」や「花婿・花嫁きもいりどん事業」等、他自治体の先進事例を参考にしまして、事業を組み立てていき、結婚を希望する男女がより多く結婚できるよう支援の充実を図ってまいりたいと考えます。

次に、妊娠、出産、子育て支援についてでございますが、市では安心して妊娠、出産、子育てができるように、妊娠期の母子手帳発行時から就学前まで保健師、助産師、管理栄養士等が健診、相談、教室、訪問等を行いながら、発育に応じた助言や支援、情報提供を行っております。総合戦略におきましても、子育て支援メールマガジン、不妊治療費助成の拡充、妊娠期の歯科検診等盛り込んだところがございます。また、本市においては、従来から子育て支援日本一を目指し積極的に取り組んでおり、子ども医療費の無料化や保育料の4割軽減、保育所の園舎建て替え等の施策を実施してまいりました。総合戦略におきましても、志布志市子ども・子育て支援事業計画に基づく保育園の定員増や放課後児童クラブの対象年齢拡充に伴う空き教室確保、専用施設の整備等を盛り込んだところがございます。若い世代の経済的安定につきましては、以上のような支援策とあわせて、女性の活躍を推進し、仕事と家庭の調和が求められるところがございますので、働く女性に対する就業支援、雇用環境の改善に取り組んでまいります。先ほど申しました仕事の創出に努めるとともに、今後、国の動向を注視しながら、切れ目のない妊娠、出産、子育て支援の着実な推進を図ってまいりたいと思います。

次に、市道昭和・弓場ヶ尾線と市道上町線の安全対策でございます。御質問の交差点につきましては、駅前国道から大原へ向かう2車線の道路と上町商店街の1車線が交わり、大原からの下りと上町線左右の3方向は一時停止の規制があるところです。特に、朝夕の通勤通学時や港へ向かう車も多く利用されており、今年5月、地域住民より、どの路線が優先か判断しにくいとの声もありまして、大原から下りカーブのすぐ後に、交差点となる危険な状況であるので、信号機の設置ができないか要望を受けまして、同月25日所管の警察署へ要望書を提出したところでございます。

次に、市営住宅の入居の際の連帯保証人についての御質問でございます。お答えします。

連帯保証人の現状を踏まえた緩和措置についての御質問ですが、御承知のとおり、本市の条例の中では、特別な事情があると認める者に対し、保証人の連署を必要としないとすることができるとあります。このことを踏まえまして、まず入居申し込みの際の連帯保証人の緩和措置の現状でございますが、災害被災者、DV被害者、生活保護受給者で連帯保証人の確保が困難と認められる場合に限り、連帯保証人の連署を免除している実例が数例ございます。しかしながら、単身の入居者が亡くなられた場合の家財処分費や住宅使用料、家賃の確保、その収納率向上の観点から、連帯保証人の緩和措置につきましては、慎重にならざるを得ないところでございます。

次に、道徳教育についてのお尋ねでございます。お答えします。

近年の核家族化、少子化、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、子供が身

につけるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど、学校や家庭、地域における教育力の低下が指摘されています。学校では、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成、たくましく生きるための健康や体力といった生きる力を、家庭では、命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理感を身に付けさせる活動を展開しなければなりません。また、地域においては子供たちの日常を見守り、家庭における子育て支援や、青少年健全育成等の取り組み、大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。このように、学校、家庭、地域が互いに連携を図りながら、確かな学びと豊かな育ちが志布志市で展開されることを目指しまして、志を高く掲げ、学ぶ意欲にあふれる子供たちの育成と、志あふれる市民づくりを更に推進するために、志布志市教育大綱を今年6月に策定いたしました。高い志と慈愛の精神による志のあふれるまちづくりの中心となるのは道徳教育であります。今後とも道徳教育の振興を積極的に図り、学校、家庭、地域の連携のもと、志を高める教育の推進に取り組んでまいります。道徳教育に関する本市の現状につきましては、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） おはようございます。

今議会でも教育委員長の委任がございましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

これまでの、道徳の時間における課題といたしまして、道徳の時間が各教科等に比べて軽視されがちであること、読みもの資料の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が多いことが挙げられます。また、発達段階など十分に踏まえず、分かりきったことを言わせたり、書かせたりする授業も見られます。さらに、社会問題となっているいじめ問題の対応についても大きな課題となっております。このような背景から、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から検定教科書を導入し、考え、議論する特別の教科道徳が実施されます。先ほど市長の答弁にありましてとおり、高い志と、慈愛の精神による志のあふれるまちづくりの中心となるのは道徳教育と捉えております。本市におきましては、全小中学校において道徳教育推進教師を中心とした指導体制の整備がなされており、道徳教育の全体計画を作成するとともに、1単位時間の学習展開を含めた年間指導計画を策定して道徳の時間の充実に取り組んでおります。

また、全ての学校において保護者や地域の方々に道徳の時間の授業を公開する機会を設けております。教育委員会といたしましても、今年7月に志を高める教育推進会議を立ち上げ、志を高める教育推進に向けた具体的な方策の検討を進めております。また、通山小学校と有明中学校を道徳教育実践モデル校に指定し、道徳の時間を中心に全教育活動を通じた道徳教育の在り方について研究実践を進めております。今後、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から施行される特別の教科道徳について道徳教育実践モデル校の取り組みと先進地の例に学びながら本市の子供たちの志の心が健全に育まれるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） それぞれ今お答えをいただきました。人口減少の対策の観点から今回また、質問をさせていただいているわけですが、それに先立って、一つだけ、ちょっと苦言を呈し

ておきたいなというふうに思うわけですが、9月定例会の際に、全員協議会におきまして、市民アンケート等をまとめ、そしてこれまでの庁内での議論、そして委託業者からまとめ上がったもの等を含めて、ある程度整理されたものを議会にお示しをいただきまして。A3判で3枚程度で、1時間ぐらいで説明があったわけですね。それを受けて、その時に担当課長の方からも、今後いわゆるまちづくり委員会、そしてパブリックコメント、そういったものを経て、そして、必要に応じては作業部会等も通し、できれば10月末に国に上げて、それと同時に公表したいと、公開したいというような話があったわけですが、実は、私の方でいろいろと調べていきますと、議会が9月30日に最終本会議を迎えているわけですね。そして、その翌々日の2日の日もしくは5日、両方ありましたけれども、その日付で実は、今回質問をしております、この創生戦略に関して、もう公表されてるんですよ。これが二日違い、最終本会議、せめて最終本会議に間に合ったら良かったのになというふうに思いますよね。そして、あの説明の際も、あれはあれでいいでしょう、A3判で3枚、でもあれ全部箇条書きですからね、具体的な中身については、議員は知る由もないんですよ。あれを経た上で、今回のこの創生戦略70ページぐらいありますね、これをお示しいただければ、それを持ち帰って、議員もそれぞれの意見を述べられたと思いますけれども、そこで箇条書きで述べられて、それで議員に説明をしたで終わっているんですね。議会にも説明を終えて、今公表いたしましたって、10月2日の分に載ってるんですよ。これは、非常に議会に対して失礼な在り方だなと思うんですけども、まずもってそこについて、市長、見解をお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

総合戦略策定につきましては、国の上乗せ交付金の交付要件としまして、総合戦略を早期に10月末までには策定することを要件とされておりました。当初からこの10月末というのを目標に策定作業をしていたところでございますが、9月7日の全員協議会におきまして、今後のスケジュールとして今お話がありましたように、全員協議会説明の後、まちづくり委員会への説明、パブリックコメントの期間を設ける。そしてまた、必要に応じて作業部会をする。そしてまた本部会議も開催しまして、戦略として策定して、そういうスケジュールを経ながら、遅くとも10月下旬を目標としていたところでございます。

結果的には、まちづくり委員会及びパブリックコメントにおいて、内容の変更を伴う意見がなかったため、本部会議並びに有識者会議を開催する必要がなくなり、当初の予定より早く策定、公表になったということでございます。このことにつきましては、そのような内容がございましたので、もっと早く皆様方に簡略版として9月7日については、お話し申し上げたところでございますが、その時点で取りまとめました素案を配布しまして、説明申し上げるべきだったというふうに反省しているところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

○13番（小野広嗣君） 事やかましく言おうという思いでこの場に立っているわけではないんですよ。ただ、そういった手順というのは、すごく行政の仕事として大事でありますよね。議会と、いわゆる執行部との信頼関係というのも、そういったところから損なわれていく可能性もあるわ

けで、今後のこととして、丁寧な進め方をお願いしておきたいというふうに思います。

一方でですね、市長、おっしゃるように、国がですよ、こういった戦略を5か年計画をつくりなさいというふうに、地方自治体にも投げかけて、県がつくり、本市においてもつくっていく、すごい急がされる流れでしたよね。僕もすごく思うんですけども、これはこれで取り組まなければいけないことなんですけど、まあ今後の人口減少対策として、この5か年で、今後の将来人口に対する展望をしっかりと開いてきなさいと、そして様々な多岐にわたる施策を打ちなさいと、そして、それを策定しなさいというふうに言う。だけれども、いろいろ考えるんですけども、地方自治体は地方自治体において、数十年に渡ってですよ、合併してからのこの10年もそうですけども、様々な努力をしながら対策を練ってきた。そして、それを急に国が5年でやりなさいって言ったって、そう簡単にできることではないよなど、ハードルが高いなというふうにすごく思うんです。そういった中で、今回の公表されました志布志市まち・ひと・しごと ころざし人口ビジョン総合戦略ですね、これを早めに本定例会が終わるまではなんとかという話でしたので、議会の皆さんにもお届けをしていただきたいというふうに思いますが、これを見て、いろんなプランが、これまでも議会に示されましたけれども、これだけ総合的に練り上げたプランというのは、近來ないなど、すばらしく良くできているなというふうに思っています。当然御苦勞があったことと思いますが、市長が、実際出来上がってきたこのビジョンですね、これを読まれた率直な感想をですよ。人口減少に関しては、市長、これまでも議論してきておりますので、それはそれとして、今後の展望、最初の40ページぐらいが人口対策の現状分析ですね。そして、それを受けた上で創生戦略として、本市としてはこのようにやって5か年対策を打っていきますというのが書かれているわけですが、そこについて市長の率直な御感想を手短にお願いできればと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回のまち・ひと・しごと ころざし総合戦略につきましては、一昨年安倍内閣の方で、まち・ひと・しごと創生プランの戦略を策定しなさいというような方向性が出されたところでございました。昨年でございます。

それで、その基になるのが、昨年の5月に発表された人口動態についての50年先の予測がされた発表がございまして、本市においても46.9%ということで、50年後には人口が減っていくという厳しい数字が突き付けられたところでございます。私どもは、そのような50年先ということの想定というのは、今までしてなかったわけでございますが、実際問題として、そのようなことが予測されるとなれば、危機的、壊滅的な状況になるということ認識したところでございまして、こういった観点から言うと、日本全国の地方自治体において、このような将来が予測されるということの数字の発表があったということは、日本全国の自治体にとってインパクトのある発表になったというふうに思っています。

ということで、しからば、そのような壊滅的な状況にならないために、どうすればいいのかということ考えたときに、まず人口をどういったふうに増やせばいいのというような観点から戦略プランは練り上げていったということございまして、私どもとしましても、作業部会をそれ

ぞれのテーマごとに積み上げをしまして、短期間で、そして、かなり密度の高い作業部会がされたところでもございました。そのような意味合いから、今議員の方でお話があったように、かなり内容の濃いプランがつくられているということのお話があったところで、私自身もそういったふうに思っているところでもございます。今後においては、このプランに基づいて、しっかりとできることから積み上げを重ねていくことが大切というふうに思うところでもございます。

○13番（小野広嗣君） 市長の方でも率直に、非常によく練られたプランが出来上がったなど、あとはそこに実効性、これがどう伴っていくのかということになるんだろうと思いますが、このプランは箇条書きでありましたけれども、企画政策課長から出された時にもありましたように、国の概算要求額がすごく厳しいという状況の中で、今後、財源措置としてどうすればいいのかという問題もあると思いますね。そういう意味では、本市が行っている事業の見直し等もきっちりやりながら、新しい事業の取り入れというのをやっていかないと、なかなかこのプラン通りには進まないなど。そういう意味では優先順位と俗に言われますけれども、企画政策課長もそういったものをしっかり見極めていかなきゃいけないという流れがありました。

そこで少し気になるんですが、この5か年計画があって、その優先順位の見極め、ここはどういう流れの中で見極めが進んでいくのか、そこを少しお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

来年度以降につきまして、国は新型交付金を創設するというところでもございますが、現実として財源は厳しい状況ではないかと思っております。

現在、各課から事業の集約を行っております。今後査定を行う予定としておりますが、まずもって人口減少対策を最優先すべきということでもございますので、他の事業に優先して、このことに取り組んでまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長の方から人口減少対策ということで、本市は消滅都市としてランク付けではギリギリセーフだったわけですが、それでも危機感を持って、市長が昨年以降、臨んでいらっしゃるということで、すごく理解をするわけですが、2012年国勢調査の状況を見て、それから見たときの5か年計画、そして72年という、この50年間ですね、ちょうど、ここを見てるわけですが、昨年も議論したわけですが、自治体によっては長寿課であるとか、あるいは50年課という課をつくったりして、人口対策に取り組んでますよねという話や行ったわけですが、それはそれとして、庁内で今後いろいろと検討されるだろうと思いますが、この創生戦略を本当くまなく読ませていただきました。そして、市民の皆さんから上がったアンケート調査もかなりの量ですが読ませていただきました。それで見えてきたことというのは、いっぱいあるわけですが、その全てをここで議論するわけにはいきませんので、この創生戦略の中から3ページ分ぐらいに僕自身でまとめたんですが、絞り込んでいったんですが、その中の一つとして、市長自身が先ほども答弁されたように、私も冒頭申し上げました。自然減と社会減の問題、いわゆる社会動態と自然動態の動きを考えたときに、自然動態への施策というのは長期的になりますね、時間もかかりますね、すぐ結果が見えないという部分があります。でも、この社会動態に対して社会減

に対しては、しっかりとした施策を打てれば対応ができるということがあります。そういう意味では、市長も先ほど述べられたように、若者の流出防止、社会減に対する歯止めというのが、すごく大事になってきますね。そうなった場合に、いわゆる社会減を食い止めるにはどうすればいいのか、結論になりますけれども、これはもうひとえに様々な施策を打って魅力あるまちづくりを推進するしかないわけですね。志布志に住んでいたい、志布志にそのまま居続けたい、志布志というまちに行きたい、両方ありますから、この魅力をどうつくるのかに尽きるわけですが、その中で、先ほどありましたように、人の流れ、移住・定住、そういったときに、先ほども総合相談みたいな相談員とか出ましたけれども、やはりアンケートの結果を見ると、それぞれの施策に対して相談するところが無い、ワンストップの窓口が無い、そういった声がすごく上がっていますね、それに対して今後取り組んでいくという流れがあるんですが、その具体的な方向性を再度求めておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

若者をこの地域に呼び込むということにつきましては、今現在でも様々な事業に取り組んで積極的にやっているところでございます。そして何よりも、そこに仕事をつくるということが大切だということで、そのことについても取り組みをしているところでございます。それぞれの分野において、それぞれの推進をしているところではございますが、今お話がありましたような形で総合的に、そのような対策、推進をしている部署は無いということでございますので、今後考えてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長の方から「今後を考える」ということでございますので、後で提案も含めて述べさせていただきたいというふうに思います。

1点だけ、若者、あるいは女性対策の支援とか、いろいろ冒頭で市長が述べていただいたんですが、大きな人の流れを今後つくるという上では、この東京への一極集中を止めるんだという流れが国もありますね。ですから、東京圏、大都市圏からのいわゆる高齢者、もう仕事を終えた方々、こういった方々をどう呼び込むのかということも大事であるというふうに言われてますね。そして、そういった高齢者の方々に志布志に来てもらって、志布志で、いわゆる後半の人生、趣味を生かしたり、まちづくりに参画してもらったり、様々なことを経験してもらおうというスタイルといいますかね、そういったことが大事かなというのが国の姿勢としても出てきていますね。国は、日本版CCRCという言い方をしていますね、これは直訳をしていくと、継続したケアといえますか、それを提供する退職者のための地域共同体と、こういった流れですね。アメリカがこういった流れをしっかりとやっていて、「終（つい）の棲家（すみか）」というような言い方をしているわけですが、全アメリカに2,000地域ぐらい、こういった共同体組織をつくっているということが言われています。そして、国も本腰を入れて、この施策に取り組むという流れになって来ていまして、実はこの春に、こういった流れをつくって、来年からもうモデル事業をスタートさせますよということを地方自治体に落としてるんですが、そのことによって、202の自治体が、いわゆるそこに一緒に推進をしていきたいという意向を述べているんですが、そのことについての情

報は、本市ではどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になられた内容につきましては、先般安倍内閣の方で、そのような方向性が示されたところでもございました。

その中身を見てみますと、現在地方創生に関しまして、若者世代を増やして、そして次の世代に増加をつなげていくということが、地方創生事業の本質でございまして、そのような中で、こうして日本版のCCRCについて、大都市圏の高齢者の急激な増加が将来的に発生するというところで、その時に地方の方で比較的余裕のある施設を活用して、そして、健康でアクティブな生活を実現してもらおうということでございますので、このことにつきましては、もっとその後の医療や介護の面からも十分検討していかなければ、私どもの地域では、そのことについて難しい内容になるのではないかなというふうに思っているところでございます。ただ、今お話がありましたようにモデル地区が定められて、先進的に進められるということになりますので、その先進地域を見つめながらも、私どもの地域で取り入れることができるところは、取り入れてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） いろいろと研究もしていただきたいんですが、東京一極集中を考えたときに、どういうことが起こるかといったら大介護時代が発生するわけですね、東京圏にですね。そして、そうすると、いわゆる地方からまたもや昭和30年代、40年代、金の卵と言われて労働力をどんどん引っ張られた、ああいった流れが介護の観点から起きてくるんですよ。だから、我が町から、そういった介護従事者なるべき人を持っていかれないような施策を考えなきゃいけない。そういう点では、こういった高齢者を呼び込んで介護従事者も地元で賄うと、こういうリズムというのは大事なんですね。もう少しそこらは進んで研究していただきたいなというふうに思います。

それはそれとして、人口減少という観点で市長も述べられましたので、その観点から言えば、例えばですね、大分県の豊後高田市、ここはもう人口減少都市として昨年なっているわけですね。もうすさまじい危機感を持って取り組んでくる、そういった中で、やはりどこに光を当てたかという、やはり子育て支援ですよ。子育てがしやすい環境づくりというのをわずか1年で取り組んで、いわゆる転出より転入が87人増えるという状態、逆転現象が1年で起こったという、だから、どんどん視察にも行っています。やっぱりそこへいくと、うちもやってますけど、やっぱり住宅支援とか、住宅費の補助だとか、様々やってますよ。うちも切れ目なく、市長も今後やっていきたいということで、今やってますよ、子育て日本一を目指すということで、様々やっていますけれども、まだ足りない分はですね、そういった先進地のことをしっかり学んでいただいて、予算措置の問題もありますけれども、取り入れるものは取り入れていくと。教育長もちょっといらっしゃいますけれども、うちでも土曜、私の方からも、これまでもお願いをして、今スタートしていますけれども、土曜授業がありますね、土曜日にですね。あの土曜塾をこの豊後高田市は、もう2002年からずっとやっています、3教科ですかね、やってて、これを徹底してや

っていくことによって、基礎学力なんか大分県でトップ級になってるんですね。そういった観点からのいわゆる転入もあるわけですよ。ですから、子育て支援の環境づくりというのは、その学力の観点からも生まれるんだなということを感じたところでもあります。そういった意味では少し、提案じゃなくてですね、こういった情報として今お示しをしているところでもありますので、参考にいただければと思うんですが、いろいろと子育て支援でまちづくりをしているところを学んでいくと、いっぱい全国にはそういったモデルがあるんですが、本市でも先ほど市長が言われました、「こんにちは赤ちゃん運動」と前言ってましたね。新生児に対する訪問、指導、こういったことに近いシステムをやっぱり作っているところがあるんですが、確か浦安だったと思うんですが、新生児、子供たちに対するケアプランを作っているところがあるんですね。いわゆる子供の育成支援のための講座を開いて、そして、その講座を学んで、そこで更に、そのことに対する理解が進んだ方々に、今度はもっと高度な講座を設けましてね、そして子育て支援のためのケアマネージャーとなってもらいますよ。そして、市の臨時職員として雇用するんですね。そして、ケアプランを妊娠の時と産前産後、そして1歳の時、最低で3回にわたってケアプランを家族と一緒に作って行くんですね。そうすることによって、子育てがしやすい、情報が入りやすい、安心してそのまちで暮らしていけるという流れを作っていくんですね。そして、そのケアプランを作り上げたら、市の方からギフト券が届くとかですね、様々なことをやっています。この若い世代におけるケアプランを策定していく流れというの、すごく大事なかなというふうに思ったところですが、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

それこそ、昔なら三世代同居ということで、おじいちゃんおばあちゃん、そしてまた、お父さんお母さんたちがいる、そういった家庭が普通でありまして、そのような形での様々な支援というものは、地域で、また家庭で培われたのではないかなというふうに思ったところがございます。

しかしながら、現在の段階では、それぞれが独立して、それぞれの世帯の中で行動していくというようなのが普通になってきておりますので、ただいまお話がありましたような様々な場面で、それぞれ独自に考えなきゃならないような時代になってきているということについては痛感しているところがございます。そのような方々にとりまして、一貫したケアプランを提示できると、また応じられるという体制については、今現在、私どものところでは取っていないところがございますが、先ほども申しましたように、そのことについても、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、このケアマネージャーの認定制度、こういったものに関しては、ちょっと頭にしっかり入れていただいて、前向きに取り組んでいただければと、すごく本市にとっても有効じゃないのかなというふうに思いますのでね、お願いしたいと思います。

あと、今回こういった創生戦略に対して質問をする背景には、実は11月に総務委員会で所管事務調査が行われました。そして、その所管事務調査の中で、やはり学んできたことをしっかり行政の側にもお伝えしたいなという思いがありました。9月議会でも申し上げましたけれども、時

として職員の皆さんと一緒に、目的は一緒ですからね。一緒になって、研修した方が良かったと思うことが、議会で研修に行ったりすると多々あると言いましたね、今回も特にそうでした。企画政策課長とか、あるいは、この人口減少の担当の係長とか、一緒に行っていたら良かったのになと思いつつ帰ってきたんですが、そのことについて、少し市長にお話をしたいと思いますが、富山の南砺市という所に行きました。ここも合併をして、そういった名称になっているわけですが、ここは今年の4月1日の段階で、いち早く「南砺で暮らしません課」という、暮らしません課の課は、課長の課、何々課の課ですね。「南砺で暮らしません課」という課を作り上げた。なぜ作り上げたのかといいますと、先ほど市長も、るる本市が取り組んでいる支援策を述べていただきましたけれども、各課にまたがってるんですね、多岐に渡って。またがっているものを移住・定住にしても婚活にしても、先ほどありました子育て支援にしても、様々な課にまたがっているものを一極集中にしようと、ワンストップにしようということで、今年の4月に四から五つだったと思いますが、ある課を一つのこの「南砺で暮らしません課」に集中をしたということですよ。そして、それも市役所にその課を置いてるんじゃないんです。本市で言えば、ショッピングセンターアピア、あそこの2階に配置しているような状態を思っただけがいいと思います。今後、駅の有効利用ということで改築等も行われますし、あそこらも中心になってきますね。そこに、この課を置いていく。そして、この創生戦略、創生戦略の課というのも、その二つの課だけそこに置いてるんですよ。そして、そこを窓口として、土曜・日曜も休みなしです。平日に月2回休みを取るだけ、そして夜7時まで対応するという念の入れ方ですね。そうやって移住・定住にしても婚活にしても、子育て支援に対しても対応をしていくという窓口の一本化をやってるんですが、本市でも、そういった取り組みというのはできないことではないんだろうなというふうに思ったんですが、市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

南砺市につきましては、資料を用意させてもらったところでした。読みまして、本当にすごい取り組みをされているというふうに思っております。ただ、本市におきまして、今お話がありましたように、そのような課、係が渡るところを一括して、このような部署に収めて、そして土・日また夕方7時まで対応できる部署を設置するのかということにつきましては、今まで考えもしなかった内容ですので、少しまた勉強させていただければというふうに思っています。

ただ、私どもとしまして、本当に人口増、そしてまた、その人口増に対応していただける方に対するいろんな案内というものについては、本当にそれぞれの部署がやっていて、なかなか全体として伝わってないなということは、いつも感じていることではございます。そういった意味で、例えば、いろんな媒体を通じて情報発信をしようということをしているところですが、今後、今お話がありましたような部署についても検討をしていくことも必要かなというふうには思ったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 南砺市の資料が届いていたということで、びっくりしましたけれども、僕の方では、そういうことは一切申し上げてないんですがね、どっかから流れたんでしょうね、

まあいいでしょう。南砺市の件は、そういうことでありましたけれども、やはり、そこでコーディネーターが当然出てきますよね、移住・定住にしても、本市がさっき言われました総合相談員とか言われています。すごく今回の志布志市がまとめた、この創生戦略を見ていくと、移住・定住に関して総合相談員を設置するとか。あるいは、Uターン者とかIターン者に対する窓口も一本化しなければならないから、そういった相談員を擁立する。あるいは婚活に対しては、婚活に対する結婚相談員を用意する。あるいは言葉としては「コンシェルジュ」という言葉を使って、そういったのを設けると、いわゆるこういった戦略の中の文章として名称が定まってないというふうにして思えてならないのですよね、市長どうですか、率直に。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

それぞれの作業部会ごとに、こうして総合戦略をまとめたということでございますので、その方中で対応できる体制づくりというものについては、それぞれの専門において言葉が違ったのかなというふうには思ったところでございます。

市民の皆様方にとって、要望する、そしてまた自分が実際に不足している面について、どういった所に相談すればいいのか、どういった形で相談すればいいのかということを考えるならば、ある程度、市民にとってもイメージがすぐつかめるような形での表現というのは必要かというふうにして思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今回質問通告をして、人口の流れ、人の流れをどう呼び込むのかと。そして、結婚、出産、育児、ここへの支援はどうするのかという大きな枠組みでの質問でありますので、その一つ一つ細部に渡っては触れられないわけですが、大きなくくりとしたときに、移住・定住これは大事ですね。そのために先ほど言いましたように、後段で同僚議員からも若者の定住促進ということもあるでしょう。家賃補助であるとか、あるいは市営住宅への入居、後で出ます若者の入居の関係を今後考えられないのかとか、様々あると思うんですね。今回研修を終えて、すごいなと思ったのは、志布志市は医療費の無料化も高校までやっていますので、これも素晴らしい。妊婦健診も、僕もお願いをしたところですが、単独でやっていただいて、今後それをまた広げていただくという方向に見えていますので、すごくいいなと思っているんです。

少し気になっているのは婚活なんですね、先ほど市長も言われたように、イベントを打って、それで終わりとするような一過性のものであってはならないというのがすごく今回勉強してつくづく感じました。ここは1月から12月まで多い時には月に2回ほど、様々な計画が練られて、その方々に寄り添うがごとくずっとこのことに取り組んでいるんですね。それも応援隊が当然必要なんですよ、「なんとおせっ会」という、おせっ会の会は、何々会の会ですね。特に「なんとおせっ会」というおばちゃんたちのグループがありまして、この方々が一生懸命になって、婚活に取り組んでいただいているという状況があります。ここに「なんとおせっ会婚活応援団」という資料ですが、これ市長の分まで僕が持って帰ってきたんですよ、これ、A I P 48ってあるでしょう、これ上を見ると、あなたと私を結ぶ赤い糸プロジェクト、48はもじってるわけですが、月4組ずつの婚活によるカップルが生まれて、1年間で48組のカップルを作り出したいという目標なんで

すね。今のところ20組とかそんな感じなんですが、こういったことを具体的に、その「なんとおせっ会」の方々と一緒になって、1年を通じてずっとやっているということが、具体的な中身は資料をまた見ていただきたいと思います。やっていると。本市の場合は以前からずっとされていますけれども、イベントを1回、2回打って、それで終わり、そういった中からもカップルが生まれてますけれども、まだまだ少ないですね。やはり継続して寄り添うがごとく、志布志市の市民となつていただくんだという思いで、家族と同じような思いで接していかないと、なかなかこういった世界での成果というのは生まれません。本市の場合は、志布志市外へ出て行かれるような流れでも婚活をやっていますね。南砺市は違うんですよ、南砺市で暮らすということが全て条件ですから、そこまでやはりやっていかないといけない。やる気度、本気度がもう全然違うんですよ。そこらはどうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましても、婚活につきましても取り組みをしているところでございます。しかしながら、今お話がありましたように、かなり単発的な形になってしまっているなど。そしてまた、例えば、他の団体においても、この婚活事業に取り組んでいただいているということで、そちらの団体とのそういった連携というか、一連の流れの中でしているということになってないということについては、どうにかしなきゃいけないというふうには、常に思っていたところでございます。どのくらいの密度で、またそして、こういった企画を盛り込みながら、ということになるかというふうに思いますが、今お話になりました南砺市の例でいくと、本気度が足りないというふうには思ったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長の子育て日本一を目指すとか、移住・定住に関する姿勢というものは、前向きなわけですので、その思いをもう少しですね、職員の皆さんにも伝えていって、また職員の皆さんの方も市長の思いに応えられるようなですね、いい関係で前向きに取り組んでいただきたいと思います。

こればっかしやっつくわけにきませんので、もう1点だけ、同じく福井県の坂井市というところにも、いわゆる本市が取り組んでいる空き家対策、そういった観点からもうちょっと学んできましたけれども、もう1点だけにさせていただきますが、ここは三国港町家プロジェクトというのを組んで、いわゆる本市も本年から空き家対策をやっていますね。ちょうど昭和商店街、上町通り、あの一角に空き店舗を改築して、とりあえずは情報発信の場とするんだという流れ、その様子を見ながら今後どんどん開いていくんだという流れですけれども、そういったことをやっていく中で、例えば今回も改修をしますね、改修をしたり、ここでもやっているんですが、やっぱり街並みの景観とか、そういったものを大事にして、今まであるものをどう生かすかという形でやっているんですよ。そして、そうしたところに市外から例えば、喫茶店をやる、家の中でもやるし、外の方でもテラスとして使えるとか、様々な工夫していました。もう明治時代、江戸時代の建屋も何とか改修して、そこでやっぱり商売をしてもらおうとかですね。ただ新しいまちづくりだけではないですね、やはりこの町家というものをしっかり大事にする。ですから今の志布

志支所から向こうへ、東町の方へ行く流れというのは、やはり歴史あるまちづくりというのが基本になっていますので、今後この空き店舗の施策を展開する上では、こういった町家的な視点と
いうのを絶対残しておって欲しいという思いがあるんです、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

上通りの方に今回多機能型拠点施設を開設いたしまして、まずそこから情報発信していこうと
いうことを考えているところでございます。

そして、同時に空き店舗につきましても、調査をしまして、改修によって、その空き店舗が活用
できるという所がありましたら、それらの所に取り組みをしまして、移住・定住で呼び込みな
がら、その空き店舗を活用していこうというふうには考えているところでございます。今お話に
ありました町家、歴史ある建造物ということにつきましては、私自身も、そのものはしっかり残
していかなければならないということについては、特に考えているところでございます。ただ、
その時に全体の通り、全体の街というところで統一性が取られた形で、そのことについては、取
り組まなければならないというふうに考えますので、また改めてそのような場を設けまして、方
向性を見出してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今、市長申されましたように、全体的なバランスということがあります
ね。当然僕はその観点から、研修に行って質疑をしているんですよ。こういったプロジェクトを
一地域に固めてやって、言えばお金を投入していくということに対して、合併していますからね、
本市と同じように。3か町で合併している、まさしく一緒なんですよ。そういったときに、他の
地域からの理解が進むのか進まないのかという質疑もそこでさせていただいたんです。そうす
ると、やはりワークショップなんかを展開して、相当数語り込んで、その結果、理解されました
ということでした。やはり理解をしていただきながら、まちづくりというのは進めていかないけ
ませんので、そういったことも含めてですね、今後時間をかけながらでしようけど、このことは進
めていっていただければと思います。

次へ移りたいと思います。昭和、上町線、僕自身もあの界隈に住んでるわけで、市長、率直に
言って、先ほど、要望も上がってます。私もこれまで建設課に、2回この件では足を運んでいろ
いろとやり取りをさせてきましたけれども、なかなか進まない。なぜ今回わざわざこういう質問
をしたのかといたら、市長自らがですね、要望書は出したということでもありますけれども、い
わゆる県の公安委員会等に行ってますね、直接市長がトップ会談をするぐらいやらないと、これ
は進まないんじゃないですか。どうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのお話にありました交差点につきましては、私、この御質問がありまして、改めて確認
したところでした。確かに、道路の幅が広い道路の方が優先道路ということになるわけござい
まして、駅前から町原、大原に向かう線が2車線でございますので、当然あちらの方が優先道路
で、上町線は1車線しかございませんので、そちらが本来ならば一時停止ということになる交差
点であると思います。しかしながら、下りの部分が短いと、そしてまた、カーブからすぐ交差点

になるということで、危険度があるということで、そちらの部分についても一時停止ということになっておりまして、ただ、駅前から上に上がる部分のみ優先道路になっているようでございます。そういう意味で、なかなか分かりにくい交差点だなということについては、実感したところでございます。そしてまた、信号機があれば、かなりその流れもスムーズになるのかなというふうに思ったところでございます。ただ、今申しましたように、下りの分につきましては、少し交差点までの距離が短いので、かなり前の方にも予告の信号機も必要になるのではないかなというふうに思いましたので、今後そういった観点から所管の方に要望してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） そういった経緯を経ていくことも大事なわけですが、今市長がおっしゃるようにね、ここに、もう当然御存知ですけどね、上から下りてくるのは、一旦停止ですよ。でも、ここ一旦停止しない車が結構あるんですよ。下に下り抜けていくというか、一方は、一旦停止せずに下から上がり込んできますね、もっとすごいのは、ここ中通りあるでしょう、中通りから、ここから加速してぐっと上がってくる車もあるんですよ。そして、右折してくる車もあるんですよ、大変な所です。それで、ここはもっと狭いですね、横山カメラさんの前の所の道路はもっと狭い。これ、駅通りから、駅というか、郵便局から上がってくると、国道220号から上がってくると、これ広いんですけど、我々が小さい頃から、この上の坂を小西の坂、小西の坂というんですけど、この坂が狭くなってますね、すごく狭あいになってて厳しいんですよ。それと、もう一つは、両脇に一つ葉がずっと植わってますね、こちらから来ると一旦停止が手前にありますから止まる、止まっていったときに一つ葉があつて、これは軽乗用車から見ても、僕のワゴン車の高い所から見ても、両方が一番手前の一つ葉が邪魔になって見えないです。実際これが、このおかげで事故をやっている人もいますから、ここらはもう、いつになったら解消するんだというのがすごくあります。

建設課とやり取りをした時に、警察署の動きとしてはどうなのかといたら、僕は、びっくりしたんですけども、白線等が薄くなっているから、まずそこから手直しをしますという話、まあそれはそれでやっていただきたいことなんですけれども、もっとやっていただきたいのは、信号機の設置ですよ、やはり。そこに対してどうなのかなというのがあります。それとですね、この鹿信の前、みなとタクシーの乗り場をちょっと過ぎた所、ここに警察署の車が止まって、この一旦停止をしょっちゅう見張ってますね。もうそんなことよりも、信号機の設置を早くしてくれよと僕は言いたいですよ。みんな朝夕忙しい中ですからね、そういったことも含めてどうですか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

今、上町通りから一つ葉が視距の妨げになっているということでございましたので、少し下の方の枝を落として、見通しの改善を図るということで、もう既にその対策は終わったところでございます。

それから、警察の方との協議の中では、確かに今おっしゃられた白線が消えているということで、その方についてもですね、警察の方は必要性ということではございますが、予算の関係で翌

年度送りというようなことは聞いているところでございます。建設課の管理する道路でございますので、我々がする白線のラインとかですね、そういうのも必要なことではないかと思っておりますので、そちらの方につきましても、また市長の方と相談しながら予算化して対策をとっていきたいと考えているところでございます。いずれにしましても、信号機等の設置につきましては、引き続き要望を重ねてまいりたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） これまでもそういった動きを建設課がしていただいていることは、僕は存じあげた上で今回市長に対して質問しているんですからね。だから、トップがしっかり動いてくださいよというそれだけなんですよ、質問の趣旨は、要望を続けてまいりますじゃなくて。志布志警察署を通して、県の公安委員会に上がっていくわけですがね。県の公安委員会に直接行って、市長がそれなりの部署の責任者と会って、お願いをすると、この重さというのは全然違うと思うんですよ。そこを一度ぐらいやってくださいよと言いたいわけですよ、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今までそういった形で要望の実現のために私自身が動いたということがなかったもので、今回につきましても担当の方で要望を重ねているということでしたので、そのようなことで実現していけばいいのかなというふうに思っておりました。ただ、今お話がありましたように、私自身が出向いて、直接要望を申し上げるということについては、やぶさかではございませんので、行ってまいりたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） 私も2回、建設課とこのことに関してはこれまでやり取りをしてきて、建設課が一生懸命になったにしても時間のかかることだなというのは、もう見え見えでしたからね。あまりにも、白線の段階なんだなっていう感じでしたから、警察側の対応がですね。やはりそこに対して地域住民の思いと、あそこを頻繁に通る人たちの思いと、市警察署との思いの乖離がありすぎるなというのがすごくするわけですよ。子供たちは、志布志高校、あるいは尚志館高校へ行く人たちが自転車であそこを横切っていきますよ。そして、通学路でもありますから香月小学校はあそこは通れませんけれども、下の大道路まで歩いていきますね、上からの子供たちも、あそこで一旦止まりますよ、上からおりてきて、感心に。すごく危ない、そして、市役所へ行く道路、住んでる人はだんだんだんだん減っているけれども、車の量は本当に多いです、増えているんですね。当然通山地域が人口が増えていっていますので、通山地域から車でどんどん市役所に見える方たちも増えていっているんですね。そういった状況を総合的に考えて、やっぱりあそこに対策をしてもらいたい。いつも三つの停止線があって、3台がお互いににらみ合う、譲り合う。そして、下の方も止まる場合があるんですよ、そういう状況。そして、文化会館でイベントなんかあった時には大変なことです。上から降りてくる車が数珠つなぎでならんできて、いわゆる上町通り、昭和通りから出ていく車は、ずっと待ってるんですよ、待ちきれずに上から下りてきた車が、どうぞというような雰囲気がある、動かないから、出たとたんで出てくるんですよ、もうそんな状態ですよ。ですから、そこに対する認識は市長も分かっているかと思っていますので、ぜひとも早急な解決策が取れるように動いていただければというふうに思います。

建設課の方も課長の方から先ほど答弁があった。現段階でできることをしっかりやっていただきたいと思う。それで一つ葉、一つ葉に対しては、僕は確認してるんですよ、ずっと。あの一つ葉自体がない方がいいんです、手前の1本だけはね。それと郵便局側から上がってきて、又木鮮魚店の方に左折する際も見づらいですからね、そこもちょっと考慮をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に移りたいと思います。住宅の政策ですね。このことに関しては、先ほど市長の方からも述べられたとおりで、現状は先ほど市長が言われたとおりです。ですから、その現状をどう変えていくのかということで質問をしているんですが、この連帯保証人のハードルが市としてどう捉えてるかは別にして、高いなというふうに思うんですね。保証人を一人見つけるだけでも大変な中に、もう一人、二人見つけるというのが基本ですね。話し合いの結果によってとか、協議した結果によって一人という場合もありますけれども、基本窓口にいった時に二人ということと言われる。そして、市内でということと言われる。市内でなければ県内でということと言われる。そして、それが二人となってくると、大変な状況ですよ。このことを時代状況を考えたときに、もう少し市内で早い時期から検討があってしかるべきだったんじゃないかなど。先進自治体なんか見ていくと、こういった連帯保証人の要件をもう取ってるところがあるんですよ。そして明文化しているところもあるんですよ。どうなんですか、いわゆる地方自治体の裁量に任せられている部分がありますからね、それぞれ自治体によってバランスが違ってたりするわけですけども、やはり本市にあっては、本当に市営住宅の趣旨がですよ、低所得者対策でもあるわけでしょう。低廉な住宅をやはり提供するという、その本旨からのとった時に、この連帯保証人の在り方ということ自体がおかしいですよ、本来は。本当に市民に冷たいシステムだなというふうに思うんですけども、やはりそこは時代状況を考えて、DVであるとか、生活保護世帯であるとか述べられました。それは十分分かっていますよ。でも、その条件でくれない高齢者の方々とか、いっぱい出てきていますね、そういったことの配慮。そして、実際入居して、入居するときには保証人がいたけれども、保証人になっている方々が亡くなった。そして、「すぐ見つけてください」と言ってくる、「見つからないんですよ」とくる。お互い高齢者ですから大変な状況ですよ。こういったことに対しても配慮をするべきだけれども、お役所仕事として通り一遍の当たり前のこと伝えるものだから、それがすごいプレッシャーに入居を希望する人、あるいは現に入居されている人にとっては出てくるんですね。そこらについて、どういう協議がこれまでなされているのかお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありました連帯保証人が亡くなった場合ということにつきましては、管理規則に基づいて変更の承認申請書の提出を求めているということでございます。そしてまた、そのような時に、どうしても見つからないということがございますので、そのことについては、引き続き提出を求めるといような形にしているようでございます。この連帯保証人の連署につきましては、それこそ戦後ずっとこのことで、まず市民の財産の担保の保全というような観点から、債

務の保全というような観点から、こういった形にされてきているものではないかなというふうに思っています。まだ、その時においては、たぶん地域とのつながりが結構多い、そしてまた、御家族、御親族の方々それぞれおられるというような状況である社会構造だったのではないかなというふうに思います。現段階においては、高齢者のみの単独の方々の多い時代になってきているということでございますので、ただいまお話し申し上げました。免除の取扱要綱等につきましては、他の自治体も参考にさせていただきながら研究をさせていただければというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 市長、実際現状はですよ、研究をしている暇がないほど、「連帯保証人はずして欲しい」という声というのはあるんですよ。今年になって2件、僕も相談で受けてますからね、これまでも何回となく受けています。当然我々にも保証人になってくれませんかということだって出てくるんですね。そうすると、際限なくなりますよ、我々市民相談を受ける立場からいったらね、先進自治体の事例うんぬんと言われますけれども、保証人の免除規定をしっかりと条例でうたってるところもあるんですね、現に。そして、二人だったところを一人にする、全く状況によっては保証人なしという自治体もあるわけですよ。じゃあどういうふうにしてるかといったら、代替措置をとってるところがありますね。いわゆる保証人てなると、いわゆる家賃の不払い等があったときに、それをかぶるというリスクも高いですね。そして、まあ何よりも、保証人になる時の印鑑証明書、書類、そして納税証明書がありますね、所得証明書、これを出させますね。この段階でもうアウトですよ、アウト。国は、こういったことは必要ないと言ってますよ、ただ、先ほど市長が言われたように、地方自治体において、いわゆる市民の財産という観点から見たときに、その保全のためとかいうことは分かります。だけれども、時代状況が変わってきている流れの中で、そういったことでくくっていくと、一人でさえ保証人になってもらえるハードルが高い、そういう状況なんです。そこの見直しも含めて、何回となく協議がなされていけばいいんだけど、協議がなされたような経緯も見られない。まあ「特別な事情があるとき、市長が認めるときは」というのが、どの条例にもうたってありますのでね、その項目を使って協議をした結果オッケーですよ、というケースが過去にもあったと思いますが、それではなくて、しっかりと免除規定等を条例にしっかりと打っていくということ。

そして、例えば二人を一人にする、そのための明文化、そして、その場合でも納税証明書あるいは所得証明書なるものをどうするのかという問題ですね。今は、現実的に市営住宅に入られる方と同レベルの、いわゆる所得であれば保証人として見ますよという緩やかさはあるんです、現実あるんです。だけれども、それもさじ加減一つで全然違う。そして、今度は70歳以上ぐらいの方々の保証人を認めないとは言ってませんが、まず1回目、2回目行った窓口では認めてませんよ、どうですか、そこらは。認めない方向ですよ。僕が実際相談を受けていますから。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

70歳以上の方を1回目で認めないということでの質問ですが、多分所得の関係とか、そういうのがございまして、なかなか1回目は認めなかったケースはあると思っております。

○13番（小野広嗣君） 今のを聞かれてどう思われます。1回目の相談に行く、そこで蹴られる

んですよ、やっと見つけた保証人、それが蹴られるんですよ。それでショックで駆け込んで来られるんですね、それでやり取りをすると、何とかかんとかやり取りする中でオッケーを取れたりとかいうことはありますけれども、一般の市民の方々は、そういったやり取りというのはできないじゃないですか。だから、もう少しですね、市営住宅に限らないんですけれども、市民の思いに対して寄り添うがごとく、優しい接し方というのを職員の皆さんにはして欲しいなというふうに思うんですね、決まりごと、決まりごと、決まりごとって言うけれども、実際ですよ、70歳以上が駄目だと書いてあるわけじゃないですからね。そこは、その職員の方が今までの流れの中のお仕事の中で言われているわけですから、どうですか、今のお話聞かれて。

○市長（本田修一君） 70歳以上というのは明文化されてないということで、そのような前例に従った形で処理がされていたのかなというふうに感じたところでございます。

執務をする、そしてまた申請書を受け取る側としましては、ある一定の明瞭なる明文化されたものが基になるということでございます。それらに基づきながら、その申請される方々の現状をお聞きしながら、できるだけ対応を重ねていくということが必要かというふうに思いますが、今お話になったケースでは、そのようなことが取れなかったということについては、改めて指導していきたいなというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 一つ一つ時代に即応した対応をし、何でもありでいいって言ってるんじゃないですからね、行政の仕事ってそんないい加減な仕事はないわけですので。時代状況を考えながら市長を中心として、この問題に関しては、どうしていくべきかというのを議論し、その都度、やはり変わっていくということが大事になろうかなというふうに思うんですね。それで、保証人を取らないところがどういう代替措置をとってるのかというのを申し上げますと、いわゆる保証人が必要なのは不払いがあったときの対策でもあるし、連絡が取れるということも大事なわけですよ。ですから、志布志市においても、まず保証人の一番手、ここは市内の方がいませんかということから始まるわけですね、市内に知り合いがいますと、だけれども、こっだけ不景気ですから、その保証人になろうとされる方に滞納があった場合、そこから話がまた全然進まないという問題。国保の滞納状況を見れば分かるでしょう、市長。ここであえて数字的なものは言いませんよ、びっくりされるから皆さんが、市民がですね。大変な状況ですよ、こういった状況の中で探せって言ってるんですよ、そこの判断もしてくださいね。そういう状況の中で、じゃあ他の自治体でどういうことをやっているかといったら、いわゆる、その保証人、連帯保証人としてのリスクを背負うことに対してはちゅうちょをされる方が多いが故に、連絡責任者という形で、その入居条件の中に明文化して、そこにサインをして届け出をしてもらうというシステムをやっているところあるんですよ。現実的に市にとって大事なことは、連絡が取れるということが大事ですよ、突然逃げられたりする場合もあるわけですから。ごくごく親しい人、そういった連絡責任者という形で時代に即応して取り組んでいる自治体も出てきてるわけですね。そういった人であれば、その人が払うわけではないけれども、御相談ですけどということで、督促に関しても、そちらへ入ってそちらからお話をさせていただくという方法だって、督促ができる場合だってある

わけですよ。だから、本当に臨機応変に多岐な観点から、この物事は進めていっていただきたいなど、こういった事例をお聞きされてどうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたような形で、連帯保証人を変えるということについては、そのようなやり方ができるということについては、すばらしい内容ではないかなというふうに思います。ただ、その場合にも先程来お話し申し上げておりますように、もし亡くなった場合の処理の問題、あるいは家賃が滞納された時の滞納された分の処理の問題というものが、ある程度見通しがついた形でないと、そのような方向性ということについて、また議論が必要だというふうには思うところがございますので、十分そういった観点からも研究をさせてもらいたいということがございます。

○13番（小野広嗣君） 市長が言われることも分らんわけではないんですよ。けどその観点は、別途例えば税務課を中心とした、いわゆる督促、その観点から、どういうふうに取り組んでいったらそういったことを生み出さないで済むのかなと、そういう観点での議論も必要ですよ。一方では、僕が言っているような角度の緩和策も議論するべきですよ。だから、両方が相まっていかなきゃいけないというのは理解するわけですが、時間が無いんです。このことに関しては、こっだけ高齢化社会になっていって、近所間の人間関係も薄れていく、そういった中で、家族でさえ疎遠になっている人たちだっていっぱいいる時代ですよ。そういった中で、印鑑証明書を取って所得証明書まで出していかなきゃいけない。これはハードルは高いということをお聞きして皆さん方は、そういったことでお困りなることはないのかもしれませんが、やはり現実には、そういった場面に即する我々であったり、当事者、大変な状況ですよ。少しそこに対する認識を深めて、早め早めの対策をお願いしたいなというふうに思うわけですが、このことに関しては、先ほど冒頭でも言いましたけれども、例えば、入居されて、これまで入居されている方の保証人が高齢で亡くなった、保証人が亡くなったからもう一人、二人出してるんですよ、もう一人、二人必要だからもう一人出してくださいと。その時の条件も、高齢者はちょっと遠慮してくださいというのがあるんですよ。あったんです、現実には。これは、いつまで二人目を見つけなきゃいけないという現状では決まってるんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 市の条例によりますと、期日をいつまでというのはうたってございません。「速やかに」ということでしておりますので、なるべく速やかにというふうな取り扱いだと考えております。

○13番（小野広嗣君） 今課長答弁されたとおり、私も条例読んでますので、まさしく「速やかに」ってなってるんですよ。その「速やかに」ということをどう受け取るかというのは、その職員の対応いかによって全然違うもんね。すごく急がせる職員もあれば、その方の状況を見て、やんわりと待っている場合もある。これ、対応まちまちなんです。こういったことも含めて、やはりちょっと是正していただかなきゃいけないなということがあります。これは申し添えておきます。

あともう1点、現段階で連帯保証人になってらっしゃって、保証をしている、その入居されて

いる方が滞納があつて、なかなか滞納が収まらないといったときに、連帯保証人に何とかしてくれと、肩代わりしてくれとか、あるいは連帯保証人の方から督促してくれとかいうタイミングというのはどうなるんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 基本的には3か月の滞納がございますと、督促やらそういう指導いたしまして、やむない時には連帯保証人へ連絡するというような形を取っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） ということは、3か月を超えた段階で、連帯保証人にきっちりいくんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 最近は3か月を越えたらある程度指導をいたしまして、それが実行されない時は、連帯保証人の方へいくようになっております。

○13番（小野広嗣君） なぜこういう問いをするのかといいますとね、やはり、これも自治体によって違うんですよ。その期間をうたっているところがあるんですね、期間を、速やかにじゃなくて。今、うちの場合は3か月間の滞納があつた後に分納の指導とか様々して、なおかつそれで駄目だった場合に連帯保証人に行くということですが、これを7か月間とか月を切つてですね、7か月間の猶予は見るとかですね、うたっているところもあるんですよ。だから、本当に曖昧性のある表現というものもどうなのかなと、曖昧性がある故に良さもありますね、でも一方で職員による温度差が出てくるということもありますので、そういったことも含めて、今後検討を加えていていただきたいなというふうに思います。

実際、じゃあ保証人になって、保証人のもとへ肩代わりしてくれというのがどれぐらい生まれるのかと、どれだけの状況が建設課で掌握できているのかということを知りたいわけですが、冒頭親御さんが保証人になっている場合は、親御さんが支払うというケースは過去にもそれなりにあつたらしいんですが、それ以外のケースで、そういう連帯保証人の肩代わりというのはあるんですか、結構。

○建設課長（中迫哲郎君） 合併してからでございますが、これまで9件ほど連帯保証人の方から納付していただいたということは実績がございます。

○13番（小野広嗣君） 親御さん以外でということですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 申し訳ございません。その連帯保証人が親かどうかというのは、ちょっと区別していないところでございました。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。そういった部分の掌握もしていかないと分析できないじゃないですか。親だったら責任を痛感して支払いますと、また支払う能力があつた場合ですね、そういうことが生まれるわけですけども。

もう1点、所得の問題等々がありますけれども、実際高齢になっていって所得が少なくなりますがね。所得が少ない、70歳うんぬんという議論をさっきしましたけど、所得はなくても資産はあるという方はいらっしゃるよ、その資産価値を認めて70歳以上でもオッケーですよと、僕が言ってるのは二人目のことを言ってるんじゃないですからね、一人目をそのまま残した場合と

しての議論ですからね。そういった考え方とか議論はされてないんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

今そのことについては議論はしてないところでございます。

○13番（小野広嗣君） だから、冒頭から言っていますように、時代の状況に鑑みて行政の仕事というのは臨機応変に進めていかなきゃいけないというのは、そのことなんですよ。そういった観点からだって保証人にはなれるでしょう実際は、そこは、どうですか市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

動産、不動産で考えたときに、不動産を有している方が、その保証人の資格があるかどうかについては、少し私自身分らないところがございます。ただ、今の段階でいきますと、所得証明ということが必要性というふうに言われてますので、いわゆる動産の価値は考えてないというような形の処理になっているということでございます。

また、連帯保証人としての立場で連帯の債務の弁済が求められる時に、それでは、その不動産が処分できる内容になるのかどうか、少し研究してみなければ、このことについては対応は難しいのかなというふうには思ったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 先ほど言ったことと、少し矛盾することになるんですよ、市長。70歳以上でも、いわゆる保証人にはなれるわけですよ。なっていないと厳しい時代になってるんですね。でも、その対象者が所得が低いという時代ですよ、年金生活者、年金でも本当にギリギリの方々がいっぱいいらっしゃいますのでね。そういったことを考えた時に、資産をお持ちであれば認めますよという方向性で進めているところもあるわけですから、しっかりとそういった議論もしていただきたいと思いますなと、これは要請をしていきますので。

最後の質問に移ります。道徳のいわゆる教科化ということで、考えていくわけですが、市長には、先ほど壇上で答弁いただきましたので、もう時間もないですので、教育長といろいろと議論をしたいと思えます。

本来はですね、道徳だけではなくて歴史教育まで踏み込みたかったんですけど、ちょっと時間がないなと思って、道徳1本にさせていただきました。そういう意味では、先ほど教育長が述べられた、僕はですね、学校間の格差、そして教師間の道徳教育についての格差、これがあるなと思ってます。そして実際、学校において道徳の授業をなおざり、学校というか教師によってなおざりというか、他の時間に活用したりやってるところがあるんですね。こういったことに対して教育委員会は、しっかりした指導をしていただきたいと思いますというのも質問の趣旨です。どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今、小野議員言われますように、道徳の授業が教師間、あるいは学校間による格差があるというのは確かに事実かと思えます。他の教科に比べて、先ほど答弁しましたように、教科書が無かったり、それから指導方法の共通理解というのはなされてなかったりというようなことで、どうしても教師間の教科に、道徳に対する意識というのが低い教師も確かにおります。そういうこと

を踏まえて、年間35時間という時間が決められておりますので、週1回の道徳の時間は確実に確保するという点については、繰り返し指導しておりますが、ただ、今議員御指摘のように、その中身が本当に道徳の時間に匹敵するような内容になっているのかということについては、確かに教師間の格差、あるいは学校の格差があるのは事実かなと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 市長も教育長も言われたように、高い志の中心に据えられるのは、道徳教育だということを言われるわけですね。そうであったら一番なおざりにしちゃいけない、道徳の時間だけじゃない、学校全体の授業、地域、そして家庭であっても全てが道徳だというのが考え方ですよ、教育のですね。だから、そういった場合に、どうしても聞きたいことがあります。これは今、中学校の1学年、2学年の「明日をひらく」という道徳の教科書ですね。聞きたいのは、「わたしたちの道徳」を文科省が去年から配布していますね。これが学校現場であまり使われてないですね、そして家庭に持ち帰らせていないんですよ、これはどういうことですか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど申し上げましたように、道徳というのは教科書がない、その代わりに副読本とか、今ここにありますように、文科省から出されております「わたしたちの道徳」というのを活用するようになっております。毎年道徳教育の推進の状況については調べておりますけれども、「わたしたちの道徳」について「活用していますか」という調査に対しては100%「活用している」というような、そういう実態調査が出てきているわけですが、ただ、「わたしたちの道徳」全てを、その内容項目全てを活用しているかということ、そうでもないことは事実かと思えます。そして、その「わたしたちの道徳」は実際は家庭にも持ち帰って、保護者の方にも見てもらうというのも一つの趣旨としてあるわけですが、そのところがまだ十分できていないというのは事実かなと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 市長、御存知ないでしょう、これ読まれました、僕は全部読みましたよ、教育長どうですか、読まれてどんな感想ですか。

○教育長（和田幸一郎君） 「わたしたちの道徳」は、低学年、中学年、高学年、そしてまた、中学校とあるわけですが、内容につきましては、文科省が示されている様々な内容項目に沿ったものでありまして、以前の「心のノート」に比べれば、読みもの資料というのがたくさん入っておりますので、非常に心に届く、感動しやすい、そういう内容になっているのかなというふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 「心のノート」に比べると量も増えてますね。そして、内容も豊富ですよ、古今東西の哲学者、文学者の格言。そして最近活躍された方々のコラム、そして読みもの、書物、網羅されていますね。だから、最初に安倍総理の肝入りで、こういったものが進んだから、どうも右がかりなものじゃないのかなという誤解があったのかなと思うんですよ。昨年、全国でアンケートを取ったら、7割から8割が家庭に持ち帰らせていないというのが分かった。使っていないという学校が半分あったと、今の志布志中学校でも今2年になって、これほとんど使ってませんよ。調査の結果と全然違いますよね、家庭教育が大事、地域教育が大事、家庭でもこれと一緒に読み合って勉強すればすごいと思いますよ、語り合いの場として、そこどうですか、現

状を今聞かれて。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど道德というのは、教科書がないということで、いろんな資料を使うわけですけども、学校が主に使っているのは、学研の道德の副読本というのを主体に使っております。文科省が出されている「わたしたちの道德」、それから県の教育委員会も副読本ということについては、いろいろ出しておりますので、全て「わたしたちの道德」だけを使うわけではございませんでして、学研の副読本とか文科省の「わたしたちの道德」とか、それから県の教育委員会から出されておる様々な副読本、そういうものを使っていくということになりますので、多分学校の実態調査からいきますと、わたしたちの道德を何回か使えば、もうそれで使ったことになるというような、そんな実態調査の結果になっているのかなというふうに思っておりますので、わたしたちの道德を全て網羅して毎時間の授業で使っているという実態調査ではない、そのところは、私たちも認識してるところでございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） この中身を見ていくと、決して偏った本じゃないですよ、本当に公平・中立、そして、まず日本が基本にあって、地球市民を育てていくという、もうそこに貫かれてますよ。何も上に押し付けたような内容にはなってません、僕も細かく見ました。そういうきらいがあって使われないのかなという気もしたんですよ。なぜ持ち帰らせていないのか、そこはなぜなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 本来の「わたしたちの道德」がどのような活用する方法があるのかということについて、私たちの指導がまだ十分行き届いてないんだろうと思います。道德教育というのは、先ほど議員言われましたように、学校だけで取り組むものではありませんので、どうしてもやっぱり学校だけではなくて、家庭、地域の協力も必要であるということになりますと、道德の教育について保護者にも地域の方にも関心を持ってもらうということからいきますと、本来はもっともっと「わたしたちの道德」を家に持って帰って、親も一緒に学びあう、そういうことが今後さらに求められるのかなと思いますので、今後指導の方につきましても、「わたしたちの道德」の基本的な使い方について、再度指導の徹底を図っていきたい、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 本市に限ったことではないわけですが、やはり、この趣旨を見ていくと、学校で家庭で地域でしっかりこれを学びあっていきたいと思いますというのがありますね、昨年もこういうことがあったわけですね。昨年はもっと下りてなかったわけですよ。そして、結局はその当時の政務官なんかも言ってますよ、「学校に置き去りにされた、わたしたちの道德がかわいそうに泣いてる」って表現までして、新聞にも載りましたよ。それがまさか、うちのまちでは違うだろうなと思っていたら、全く家に持ち帰らせていない、どこでこの道德の話が家庭でできるのかという思いがすごくしたから、今回こういう質問をしている中の半分は、そこは趣旨があるんですね。だから今教育長が言われたように、そういった取り組みをしっかりと学校現場に落とさせていただいて、これだけをやれと言ってるんじゃないですよ、しっかりこういったものが出ているわ

けですから、活用を推進するように言ってください。

○教育長（和田幸一郎君） 「わたしたちの道徳」の使い方については、まだまだ私どもの指導が十分されていないというところを実感いたしましたので、今後指導を徹底していきたいと思いません。

あわせて、この道徳教育というのは、先ほど言いましたように、学校、家庭、地域との連携というのが非常に大事だと思います。志布志市の道徳教育の取り組みで、私どもが常々言っているのは、道徳の時間という授業を保護者に必ず年1回は見せるようにという取り組みをしております、この前の「地域が育む鹿児島県の教育県民週間」においても、全ての学級が道徳の授業をすると、それを見て欲しいという取り組み等をしておりまして、21校それぞれの学校が道徳の時間を保護者にも提供して、道徳の時間に關心を持ってもらう、道徳教育に關心を持ってもらうような、そういう取り組みをしておりますので、今後とも家庭、地域、そういうことの含めた上での道徳教育の推進に更に力を入れていきたい、そういうふうに思っております。

[小野広嗣君「終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） 皆さん、こんにちは。

真政志の会、野村でございます。12月に入りまして、せわしく感じる今日でございますけれども、市民生活に関わる深い項目について、大きく2点ほど通告をしておりますので、通告に従いまして、一問一答方式にて順次質問をさせていただきたいと思えます。

まず、高齢化の進展に伴い、更に増加の傾向が見込まれる認知症問題についてお聞きをいたします。このことは、以前にも少し質問をさせていただきましたけれども、また6月議会においても同僚議員により、かなり深いところまで突っ込んだ議論がなされているようでございますが、改めていろいろとお聞かせいただきたいと思います。

介護保険法によれば、認知症とは「脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく、脳の機質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度まで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義されているようであります。最近においても、テレビや新聞等の報道において認知症が原因と予測される残念な事件や事故が多く報道され、その数は近年増加の傾向にあるように思います。

本市でも同様の事案がいつ起こっても不思議ではない現状ではないでしょうか。認知症は早期に発見し、治療すれば進行を遅らせることや、改善の可能性もあるとされておりますが、同時に早い段階から適切な診断、治療ができるケア対策の強化が不可欠とも言えます。そのような中、本市でも様々なサポートやケア体制が整えられており、国の示した認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランに沿って施策の組み立てがなされております。

また、本年3月に発行された高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険計画、事業計画の中でも前回のものよりもページ数をかなり増やして取り組みが列記されているようでございます。その

重要性については、本市も十分に認識をされているものと思います。

そこでいくつかお伺いいたしますが、まずは認知症の現状について、6月の段階で当局が把握をされております、「自立度判定基準Ⅱ以上の認知症の高齢者が1,435人おられ、65歳以上で14%である」という答弁をいただいておりますが、このことの調査の遡っての調査と申しますか、その前の調査された段階からでも結構です、年度別に認知症の高齢者の数の推進について、まずお示しをいただけますか。

○市長（本田修一君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

要介護認定者のうち、認知症高齢者の自立度判定基準Ⅱ以上の方の推移につきましては、平成24年度からの推移になりますが、平成24年度が998人、平成25年度が1,194人であります。平成26年度が1,435人で増加しているところでございます。今後の見通しとしましては、団塊の世代が75歳以上となる10年後の平成37年度には、およそ2,150人に達する見込みでございます。

○3番（野村広志君） 数字は分かりました。この数字でございますけれども、要支援、要介護認定を受けている人に限った数字でしょうか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○保健課長（津曲満也君） 要介護認定者で示した数字でございます。

○3番（野村広志君） では、この要支援、要介護認定を受けている人ということでございますが、65歳以上、また70歳以上でも、この要支援、要介護認定を受けてない人、俗に言われる認知症予備軍と言われる方も含むと思いますけれども、その方々への調査と申しますか、当局としてどのように捉えているのか、ございませんか。

○保健課長（津曲満也君） その件については、調査していませんので把握していないところでございます。

○3番（野村広志君） このことについては、まだ調査をされてないということでございましたけれども、今お示しいただきました平成24年度から25年度に向けて増加しているのが196人、認知症の方が増加しているようでございます。

また、25年度から26年度に向けては241人増加しているという報告でございました。把握されているだけで、という数字でございますけれども、本市の中で認知症とされている方がこれだけ増えているということを正直申しまして、非常に私びっくりしたところでございました。この数値を聞いて、市長、率直な意見としてどのようにお感じになられておりますか。

○市長（本田修一君） 私自身も、今数字を述べまして、急激に増えて来ているなど、そしてまた、将来の予測としても大変な状況に達するなというふうには思ったところでございます。

○3番（野村広志君） この認知症予備軍であるとか、若年性認知症についても昨今、大きく報道され、ますます危惧されているところではございますが、このような状況を踏まえながら、対応が急がれるところではございますが、新オレンジプランの中から、これからいくつか質問させていただきますけれども、まずは認知症の理解を深めるための普及啓発の推進についてでございますが、学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の推進において、本市が定めてい

る高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険計画の中ですね、この冊子になるかと思えますけれども、認知症についての今後の取り組みの中で、前回、第5期計画の中では、「教育委員会と連携を図り、認知症について先入観の少ない年代、児童生徒を対象に啓発活動を行う」とありますが、これは今年3月に出たものだと思いますけれども、6期については、その部分が削除されているようであります。そこでお聞きいたしますが、この計画の中で課題等も上がっております、「認知症に対する正しい知識と理解を高めていく必要がある」と明記されておりますので、早い段階で、高齢者社会の現状と認識、認知症の人を含む高齢者に対する正しい知識と理解を深めるような教育の必要性は大変に重要であると考えております。ぜひとも継続的な取り組みをお願いしたいと思いますが、そのところについての見解をお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域での認知症の方への理解を深めて、そしてまた、地域で生活が継続できるように支援をするためには、子供の頃からの学ぶ機会を作ることが重要であるというふうに考えております。認知症は、身近な病気であります。また、軽度認知障害時期は、基本的なケアと環境を整えることで、その人らしい生活が継続できることや、認知症の原因によって内服治療が有効な認知症もあるということを中心に啓発しているところであります。

児童生徒を対象とした取り組みにつきましては、認知症への理解とともに、高齢者に対する思いや、生老病死を学ぶ大切な機会になるため、継続的に学校教育と連携をとって実施していく考えであります。

○教育長（和田幸一郎君） 学校教育の取り組みについてお答えします。

今後、急速に進むと思われる高齢化社会を考えますと、認知症の方を含む高齢者に対する正しい知識と理解を深める教育は、大変に重要だと考えております。

現在学校では、社会科や総合的な学習の時間等において、福祉に関して学ぶ時間が設けられております。小学校では、地域の高齢者の方を学校にお招きして、昔から伝わる遊びやグラウンド・ゴルフをしたり、給食を一緒に食べたりするなどの交流活動を行っています。

また、校区内の老人福祉施設を訪問して、高齢者と交流している学校もあります。中学校においては、キャリア教育の一環として、老人福祉施設での職場体験学習を行うなど、高齢者への理解を深める教育活動を行っているところであります。今後も、このような交流活動を継続しながら認知症に対しても正しい取り組みを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（野村広志君） 午前中に引き続き、質問をさせていただきたいと思います。

先ほどのところから引き続きですけれども、もう一つお伺いいたします。認知症のサポーター育成講座が本市でも平成26年度には、延べ16回、432名の受講者が講座を受け、サポーターとして修了をしておりますが、子供たちにおける小中学校での認知症サポーター育成講座、俗に言うジュニアサポーターの育成講座ですね、オレンジ教室とも言われているようでございますけれども、子供たちに認知症について正しく理解をしてもらい、認知症の人とその家族を温かく見守る応援団になってもらうことを学校教育の中で取り組んでいただくことは、大変に意味深いことであると思っておりますが、現状についての取り組みの状況について、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年度より、児童生徒に対しましても、高学年を対象に認知症サポーター養成講座を実施しております。

本年度は、安楽小学校、志布志小学校、尚志館高校で養成講座を開催いたしました。今後も教育委員会と連携をとりまして、このような機会を増やしていくとともに、受講した子供たちが、地域の一員として活躍する機会を提供していけるように取り組んでまいります。

また、市内全域の学校で実施できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 認知症サポーター養成講座については、地域包括支援センターが事業主体となって、市内の学校や青年団等の社会教育団体を対象に開設しており、平成27年度における教育委員会関係の実績は、10月末現在で4団体の144人が受講しています。受講した小学6年生の感想を紹介しますと、「私は、親戚に認知症の人がいるので、認知症のことが詳しく分かって良かったと思いました。もし、認知症の方と出会ったら、いつもより優しく声をかけてあげたいと思いました」といった感想や、「私は、この講座を受けて認知症の方が何か間違っても怒らずに、優しく接してあげたいです。そして、認知症の方が困っていたら助けてあげたいと思います」という感想を書いています。子供たちは、この講座で学習したことを家族のことや将来のことと結び付けながら、自分のこととしてしっかり受け止めています。このような子供たちが、将来高齢者に優しい地域の担い手となっていくものと確信しております。

教育委員会としましては、今後も関係機関との連携を図りながら、認知症の方を含む高齢者への理解を深める教育を推進してまいります。

以上でございます。

○3番（野村広志君） 今、教育長の方から子供たちの意見ということで話がありましたけれども、非常に学ぶことが多かったのかなと思っております。これからの超高齢化社会を考えた時に、今の小学生の高学年や中学生たちが、10年後には、この超高齢化社会を支えていかなければならない年代になっていると思われれます。彼らに今のうちから正しい道德教育、先ほど小野議員の質問の中にも道德のことについても出てまいりましたけれども、仮に、まちをさまよっている高齢者の方々を見たときに、子供たちが自分たちがどうすればいいのか、どういう行動をとればいい

のか、どこに連絡をすればいいのかなど、正しい知識と理解を早い段階から、学校教育の中に取り入れていく必要がやはりあるのではないのでしょうか。ぜひとも事例等を検証しながら取り組みを進めていただきたいと思います。と思っております。

では、もう一つお聞きいたします。医療・介護などの有機的な連携の推進について、症状や状態に応じた適切なサービスの提供の流れを示した認知症ケアパスの運用についてでございます。

以前答弁の中で、認知症ケア計画を作成する、ともありましたが、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

認知症の方や、その家族の方々にとっては、大変に精神的にも肉体的にも不安定であり、不安にならざるを得ないわけですが、その方々が少しでも安心してこの志布志市で暮らせるようにサポート体制から治療体制に至るまで、切れ目のない支援の行程表を示してあげるとは、その関係者の方々にとっては希望であり、生活をしていくための大きな支えになるものだと考えております。

また、この新オレンジプランの中にも第6期介護保険事業計画の策定にあたっては、各自治体で作成した認知症ケアパスを踏まえて、人生の最終段階まで生活機能障害に合わせて介護サービス料の見込みを定めるよう求められております。その中で、本市の中で計画についての考え方をお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

認知症ケアパスについてでございますが、自分や御家族などが認知症になった場合、認知症の方の生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケアの内容等をあらかじめ認知症の方とその家族に提示するためのものになります。

志布志市において、どのような施設やサービスがあり、志布志市で認知症の方が暮らしていくために何が足りないかを把握するということで、認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供につなげることができるものと考えております。

本市におきましては、今年10月に国が指定している研修である、認知症地域支援推進研修を6名受講したところであります。このメンバーを中心に、現在認知症ケアパスの作成を検討しているところであります。本年度中に作成を行い、市民の方へ情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 本市の認知症の方が安心して暮らしていけるために、何が必要であり、何が足りないのかなどを示した症状に合わせたケア体制を示すことは、認知症の方、本人を含め、介護されている家族の方への安心パスのような気がいたします。認知症地域支援推進研修を受講された方々が6名いらっしゃると、その6名のメンバーを中心に、本人や家族はもとより市民に寄り添えるような内容の検討を早急に図っていただきたいと思います、お願いしておきたいと思っております。

では、もう少し具体的にお聞きしてまいります。実態に応じた認知症の施策の推進や相談業務を行うこの認知症地域支援推進員についてでございますが、10月に6名の研修が受講されたと

いう答弁が、今いただいたところでしたけれども、この認知症地域支援推進員の業務内容について少しお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

サロン、転倒予防教室等で、高齢者支援や地域での相談対応、更に認知症サポート医との連携のもと、必要な支援につなげるなど、認知症の人とその家族が安心して生活できるよう活動してまいります。

○3番（野村広志君） では、この認知症地域支援推進員の方々ですけれども、市の職員になるわけですか。

○保健課長（津曲満也君） 認知症地域支援推進員ですけれども、保健師が3名、在宅保健師が1名、在宅看護師が2名受講しております。市の職員は、保健師3名でございます。

○3番（野村広志君） 市の職員が3名、在宅の保健師が1名と、在宅の看護師が2名ということでもよろしかったですか。早急に業務に当たっていただきたいところですが、いつ頃から具体的に業務に当たられるのかということと、もう1点は、この方々は保健課に付けるという形になるのでしょうか、それとも包括支援センターで所属しながら活動されていくという形でしょうか。そこら辺をお示しいただけますか。

○保健課長（津曲満也君） 実施時期につきましては、この受講した研修、保健師3人が整備が整った段階から始めていこうと考えております。なるべく早い段階でしていきたいと考えております。

その包括か保健課内でやるのかということは、今検討中でございます。現在市の職員が調査し1月に、先ほど申しましたが、1月に会議を開く予定でございます。どこでやるかについては、先ほど申したように検討してまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 1月から、この地域支援推進員の方々の活動を考えているということでございますが、市民に寄り添うような形での推進員の方々の活動がしやすい形で、所属を設けていただければなと思っております。

保健課付きになるのか、包括支援センターで活動した方がいいのかということは、十分に担当課の方で協議をいただければなと思っております。

各関係機関と十分に連携協力をして、いち早くこの環境の整備と運用に取り組んでいただきたいと思っております。

所管課におかれましては、多岐にわたる事業推進を国の示すガイドラインに沿って着実に実施をしていただいていると思いますが、こと認知症の問題につきましては、かなり以前より大きな社会問題化しているという現状があります。しっかりとしたアンテナを張っていただきまして、市民が安心して、この志布志市で暮らしていけるように適時敏速に対応していただきたいをお願いをしていきたいと思っております。

では次に、介護者たる家族等への支援についてお伺いをしてまいります。

前段でも述べましたとおり、認知症の介護者や家族の方々にとりましては、大変な御苦勞や御

心配の日々が絶えないと推測いたしております。やはり、この介護者の家族の支援については、介護が長くなれば長くなるほど負担や心労が増すわけですし、最近の報道でも認認介護などという、更に複雑な状況も多く見受けられようになっているとのことでもございました。

そこで伺いたしますが、高齢者福祉計画の中でも家族会の立ち上げ支援であるとか、認知症カフェへの取り組み、孤立を防ぐための相談や交流会の実施等の計画がなされているようでもございますが、具体的な支援の計画についてお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

認知症カフェについてでございますが、現在市内の2か所で開催されております。今後は、サロンなどの高齢者が集う場への支援の拡充をする中で、認知症地域支援推進員が出向き、高齢者の方同士で語り合い、不安のある方が専門職と出会う機会が得られ、相談支援へつなげられるような体制づくりを行ってまいりたいと考えております。

また、認知症を持つ家族の方が交流できる家族会の立ち上げを促進してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 大分改善されてきたとはいえ、偏見であるとか、抵抗であるというのが、なかなかまだ拭い去れないというのが、現状があるようでもございますけれども、この認知症についてですね。認知症カフェという形での推進も考えていらっしゃるということでもございましたけれども、この少しでも参加しやすい環境ということを考えてときに、この名称についても少し考えてもらえるといいのかなと思っております。例えば、オレンジカフェであるとか、ほっとカフェとか、道草カフェなどと、いろいろと各自治体で工夫をされて参加しやすいような形で取り組みをされているようでもございます。また、各集落の中には、今多くの空き家等も目立つようになってきております。こういった場所を活用しながら、こういったカフェ等の設置、ないしはサロン等の設置等が身近なところでできるような検討を計っていただければなと思いますが、そこら辺について市長、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

ただいまお話がありました市内の空き家につきまして、例えばオレンジカフェ、あるいはほっとカフェ、道草カフェというような形での活用というものについて、私どもにおいては、今の段階ではなかったところでございますが、今後、空き家の調査が進むにつれて、そしてまたその活用策について、検討の中で今お話があるような形での活用も考えてまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 検討を考慮していただけるということでもございましたが、この認知症施策の中で、新オレンジプランの中でも求められておりますけれども、認知症カフェなど施策の企画とか立案、そういったもの、認知症の方その本人や家族の方の視点を反映させるということで、企画に参画をさせる取り組みというのが盛り込まれているようでもございますが、そういったことも考えながら施策の組み立てをしていただければなと思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいま御提案がありました内容につきましても、今後検討してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） ぜひとでもですね、その認知症の人やその家族の視点というものは、切実なものがあると思われま。ぜひとでも貴重な意見や体験として、今後の施策に生かしていただけるよう切にお願いをしておきたいと思っております。

では次にまいります。9月議会の中で、小野議員の質問の答弁で、「平成30年度までには認知症初期集中支援チームを設置する」と答弁されておりましたが、この支援チームについてお聞きいたします。

全市的に高齢者の訪問調査等を行い、早期発見、早期治療に結び付けていくことになると思うわけですが、認知症ケアへの取り組みとして、このチームの設置に向けた具体的なスケジュールを今お示しできる範囲で結構ですのでお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

現状としましては、認知症の恐れがある場合でも、専門医の受診につなげることは本人、家族の意思によりまして、困難な部分があります。実施に当たりましては、医療職と介護職のペアで認知症の恐れのある方を訪問し、認知症サポート医の助言を受けながら適切な医療・介護等の支援が受けられる体制づくりを行うものであります。

認知症初期集中支援チームにつきましては、平成30年度までに設置する予定としておりますが、その取り組みを早めるため、本年度職員1名にチーム員研修を受講させることでありまして、28年度中に支援チームの立ち上げができないか検討しているところでございます。

○3番（野村広志君） 今答弁いただきました。これは認知症の恐れのある方だけを調査ということでしたが、それで間違いないでしょうか。

また、何歳ぐらいを対象として予定されるのか、また対象者の想定される人数とか分かっているらっしゃれば教えていただけますか。

○保健課長（津曲満也君） 今の段階では具体的に分かっておりませんが、複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及び、その家族を訪問し、アセスメント、家族支援など初期の支援を包括的、集中的に、おおむね6か月でございまして、自立生活のサポートを行うチームでございまして、40歳以上の方を対象にしていきたいと思っております。人数的には今のところはまだ分かっていないところでございます。

○3番（野村広志君） 40歳からということでしたが、これ認定医ですかね、認定医の方が6名いらっしゃるということで、先ほど報告いただいたかと思うんですけども、この6名で実際対応できる状況でしょうか。また、実際に訪問されて本人の聞き取りや、いろいろな支援をしていくわけですが、本人を含む介護者、その家族の方々も含めてのケアまで行っていくのかどうか、そこまでちょっと分かれば教えてください。

○保健課長（津曲満也君） 今、議員も申されましたサポート医でございまして、市内には6名いらっしゃいます。その家族支援の方々についても包括的、集中的に家族の方々に対しても支援していきたいとは考えておりますが、人数的に多くなりますとサポート医6名では足るかどうかということも考えながら、今後も検討してまいりたいと思っております。

○3番（野村広志君） 今6名のサポート医という形で、なかなか対象者が多くなると難しいのではないかとということもありました。本市は6名ということでありましたが、全国的に、なかなかこのサポート医という方が少ないということも報道にもされておりますし、その中でも鹿児島は比較的多いということでもございましたが、6名が多いのか、少ないのか、少し対象者との兼ね合いもありますので、何とも言えないんですけども、先行事例として薩摩川内市においてでございますが、2014年より3年以上かけて要支援、要介護認定を受けていない70歳以上の全ての高齢者約1万6,000人を対象に独自の訪問調査を実施し、認知症の予備軍の対象者の絞り込みを行っております。個人情報を含めたデリケートな部分を聞き取っていくわけで、大変な時間と労力を要しているようでございますが、実態を正確に把握をし、早い段階で専門職が積極的に支援に当たり、結果的に高齢者の介護保険料の負担を抑えることができれば、期待があるところでございます。

しかしながら、やはり課題もあるようでして、核となる専門医、認知症サポート医が不足し、チームの設置及び普及が全国的にも進んでないのが現状であるようでございます。

認知症は、早期発見が重要であり、医療機関への受診が遅れて状態を悪化させるケースも多く、家族などが物忘れなどの異常、異変に気付いて、受診されるまで平均で9か月半ほどかかっているという調査結果もあるようです。

厚生労働省の推計によりますと、10年後には65歳以上の高齢者のうち、5人に1人は認知症になると言われております。どうか本市でも早急な対応が図られなければならないと感じておりますが、市長、このことを聞かれてどのように感じておられますか、満足のいく調査になると考えておられますか、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに答弁申し上げましたとおり、団塊の世代が75歳以上となる10年後には2,150人が認知症になるということもございますので、大変著しい伸びがあるんだなというふうには思ったところでございます。

ということで、ただいまの話があるように薩摩川内市の方で予備軍の調査がされたということも参考にさせていただきながら、このことについては対応してまいりたいなというふうに思ったところでございます。

○3番（野村広志君） 市長におかれましても、問題の深刻性については十分に理解をされていらっしゃるようでございますし、本市としてもしかるべき敏速な対応が図られるものと期待をいたしたいと思っております。

では、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進より、安全確保の観点からお聞きしてまいります。

高齢者福祉計画の中で一昨年、認知症徘徊（はいかい）模擬訓練を実施しておりますが、実施内容について少しお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） 実施内容でございますが、地域住民の認知症への理解を深めると、そし

てまた認知症の方への接し方、声掛け実践ということができるところを、目指すために、地域の関係を強化しまして、認知症の方も地域で受け止められるよう徘徊（はいかい）模擬訓練を社会福祉協議会で実施しております。昨年度は2回、本年度も実施の計画をしているところでございます。

○3番（野村広志君） 全国的にもこの認知症の患者、大変に危惧されているのが、この徘徊（はいかい）問題ではなかろうかなと思っておりますが、認知症の周辺症状ということで、BPSDとして位置付けられ、認知症が進行し、判断能力が著しく低下や多動の症状が出てしまい、じっとしているのが難しくなることで徘徊が起こるようで、ひとたび外に出てしまうと大変な危険にさらされることになるわけですし、その対応については、非常に悩ましい問題であるのかなと思っております。このような徘徊の症状により、認知症の方の行方不明者は、年間に全国で1万人を上回るとも報告がございます。たとえ地域住民や警察の方に保護されてたとしても、認知症の進行が進んでいる場合、自分の名前や住所を正しく伝えられずに、身元の確認に支障を来す事案も多数報告をされているようでございます。

では、実際に本市の中で認知症の進行により徘徊の危険性のあるBPSDの方がどの程度いらっしゃるのかというのは、当局の方では把握されていらっしゃいますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

徘徊（はいかい）の恐れのある方につきましては、全体の把握はできていないところであります。

しかし、近隣福祉ネットワークによりまして、徘徊を心配するような事案があった場合、商店やガソリンスタンド等と連絡を取り合うような体制、協力事業所が106あるわけでございますが、そのような体制は作っているところでございます。

○保健課長（津曲満也君） ただいま市長が申したとおり、徘徊（はいかい）の危険性のある方については把握しておりませんが、推計でございますけれども、要介護認定者のうち、自立度判定基準Ⅱ以上の方で、居宅生活者の割合で推計いたした場合、およそ700人程度になるのではないかと考えているところでございます。

○3番（野村広志君） 今課長の方から700人程度という衝撃的な数字をお聞きしたわけですが、なかなか正確な徘徊（はいかい）危険者の把握は現状は厳しいのかなと思っておりますけれども、実際に本市の中にその危険性を持たれた方がいらっしゃる可能性があるということで、社会全体として、やはり見守る体制づくりは非常に重要であるのかなと思っております。今、市長の方から答弁いただきました近隣福祉ネットワークですか、市内の協力事業者が106あるということ、今答弁いただきましたけれども、目印になるようなのぼりであるとか、ポスター、散らし等で啓発をされながら、事業者として協力をいただいているかと思っておりますけれども、この事業者の方々への役割と申しますか、どこまで対応できるかというか、どこまでお願いをしていくのかということと、また、この事業者が実際にどれぐらい使われ、使われたというか、実績があるのかというのを少しお聞かせいただきたいなと思っております。

それとあわせてもう一つ、この事業者の方々、こちらからお願いをして協力事業者になっていただいているところであると思いますけれども、認知症に対する予備知識をどの程度まで求めてお願いされているのかお示しいただけますか。

○保健課長（津曲満也君） これにつきましては、ちょっと資料がございませんので、しばらく時間をいただきたいと思います。

○3番（野村広志君） では、分かったところでお願いしたいと思います。本市でも悲しい事件や事故にならないように、何らかの対策をとっていかなければなりませんけれども、この徘徊（はいかい）についてのこと、瞬時に察知ができる、徘徊先の把握ができる徘徊探知機の導入について少し伺います。これ様々なものが今出ているようで、また活用されている自治体等もあるようでございますが、係る費用の助成等について検討していただけないか、見解をまずはお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えします。

徘徊（はいかい）の方を見守る手段としまして、様々な機器がございます。そして、それもまた必要かというふうに考えます。現在まで費用や機器の維持管理、本人の利用方法等を検討したところでございますが、機器の選定をするにあたり一長一短があるところでございます。更に検討を継続しまして、まずは認知症の方が地域で生活することが自然である地域づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

○3番（野村広志君） 当然、こうした機能だけに頼るわけではございませんけれども、やはりあわせて地域の皆さんが全体として見守っていくという、今お話をされたとおりネットワークの組織は不可欠かなと思っておりますが、お互いに補完し合いながら徘徊（はいかい）の見守りができる仕組みづくりが理想であるのかなと思っております。本市の中でも徘徊SOSネットワーク事業であるとか、地域において徘徊の見守りのシステムといった取り組みが組み込まれているようですし、ステッカー等であるとか、こういった機器であるとか、様々な先進事例等も大いに参考にさせていただきながら、本市に見合った徘徊の見守りシステムの構築をつくり上げていただきたいなと思っております。

では、認知症の問題のところでも最後になりますけれども、運転免許証の自主返納事業についてお聞きいたします。

新聞やテレビなどで大きく報道されております。また記憶にも新しいことと思いますが、大変に悲しい事件が発生をいたしました。この問題は単に認知症だけの問題にとどまらず、高齢化社会を始めとする社会環境の変化による核家族化や人口の減少といったもろもろの情勢など関係しているのではなかろうかと推測するところでございます。本市においても交通手段がなく、仕方なく日常の足として車を運転していらっしゃる高齢者の方が多くおられると聞いております。当然運転免許証を持っていらっしゃる方の個人の権利として、強制的に返納はしてはなりません、悩ましい問題であると考えております。

そこでお聞きいたしますが、最初に答弁いただきました認知症の方で自立度判定基準Ⅱ以上の

高齢者が1,435人おられるということでございましたが、その方々の中で、免許書の保有状況についての把握はなさっていらっしゃるのかどうか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

要介護認定者の自動車免許の保持状況については、把握はできていないところでございます。

○保健課長（津曲満也君） 先ほどの近隣福祉ネットワークにより商店やガソリンスタンド等と連絡を取り合うような体制ということで、どのようなことがされているかということでございますが、連絡先、社協とか包括、警察の連絡先が置いてあります。

あと、現在は研修はしていないという状況でございます。今後サポーター養成講座で研修等に組み入れていきたいと考えております。

近隣にある事業者への協力の求め方ですけれども、近隣の方についての連絡をお願いしているところでございます。

実績については、今のところないところでございます。

○3番（野村広志君） こちらからお願いをしながら見守りをしていくと、市内にこうした106の事業者という方がいらっしゃいますけれども、この方々が、やはりもう少し増えてきて、近隣の福祉ネットワークという形で見守りができるようになっていけば、わざわざそういう機器等に頼らなくても済むということも考えられますので、あわせてこういった制度も広げていただけるといいのかなと思っております。

ではこちらに戻りますけれども、免許証の保持状況については、把握されていないということで答弁いただいたところでしたが、市長、個人情報の問題もあろうかと思っておりますけれども、このことは、要介護認定を受けている方の調査項目には入っていないということですかね、この免許の所得うんぬんについてというのは、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） その認定の内容には入っていないところでございます。

○3番（野村広志君） 先程来話をしています可能性と危険がそこにあるのであれば、せめてこの現状の把握だけでもですね、当然要介護認定の項目に入っていないければ調査されていないのもあろうかと思っておりますけれども、個人のいろいろな権利であるとか、状況等もあろうかと思っておりますけれども、当局として把握ができるのであれば、ぜひとも今後は、そういったことを考えていただければなと思っております。

では、この運転免許の返納後の高齢者の交通手段についてお伺いをいたします。

先日、ある高齢者の方から免許の返納をされたと聞き、少しお話を聞いたところでございましたが、その方はやむにやまれず運転をしてきたと、もう限界であると、これ以上運転をすると周りに迷惑を掛けると、返納を決断されたということでございました。また、御家族の方からも強い要望があったと聞いております。しかし、その方は、これから病院に行くにも買い物に行くにも、子供たちや孫の世話にならないとどこにも行けないと嘆いておられました。この方は、まだ近くに御家族の方がいらっしゃるからいいですけれども、そうでない方、まさに死活問題であろうと思っております。高齢者が安心して住み続けられる環境の整備は、国や県はもとより、地方自治体

の最大の責務であるといえます。本市は、福祉バスなどの運行の実施をしておりますが、とても十分と言える体制ではないと思われまます。大きな予算を伴う事業であります。市民の切実な言葉をしっかりと未来に向けて、施策の実現につなげていただきたいと思います。市長、このところで、最後に市長の見解をお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましては、運転に不安を感じている方、家族から返納を勧められている方の運転免許の自主返納を支援することを目的に、平成25年度より実施しております。

全ての運転免許を自主返納した65歳以上の市民の方にタクシー利用券1万円分を1回限り交付しております。まず運転免許の返納窓口となっております志布志警察署で、免許返納の手続きを行っていただきまして、その後市役所で本事業を申請していただき交付しているということでございます。

○3番（野村広志君） 今も言いましたように、大きな予算を伴う事業等、福祉バス等ですね、あろうかと思ひます。しっかりと施策を打っていただきまして、高齢者の方々が安心して住み続けられるような施策を打っていただきたいなと思ひしております。全ての施策について、最終的には市長の英断によるものが多いと思ひます。我々の質問は、常に市民の声に裏付けられた声なき声であると思ひしております。市民に寄り添い共に支え合い、生き生きと笑顔で暮らせるようなまちに今後とも傾注していただきたいと思ひしております。

次に移りたいと思ひます。

市民が安心・安全に暮らせる環境づくりについて、まずは街灯・防犯灯の管理状況と、防犯上の危険箇所の把握状況についてお聞きしてまいりたいと思ひます。

はじめに街灯・防犯灯についてでございますが、特に今の季節、夏場と違ひまして、夕方早い時間より外は真っ暗な状態であります。この街灯や防犯灯は、犯罪の防止や抑止の観点から見ると、とても重要な役割を果たすと思われまます。

そこで、本市における街灯・防犯灯の設置状況について、市民が安心・安全に暮らせる環境と呼ぶにふさわしい設置状況であるか、現状をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市では自治会が自治会内に設置する防犯に関する街灯、また信号機が設置されている交差点や横断歩道、集落間及び通学路等に道路照明を設置して管理しております。自治会が設置する防犯に関する街灯につきましては、総務課で所管してございまして、平成26年度実績で2,479基が自治会で維持されております。

また、道路照明につきましては、建設課で管理してございまして、1,963基を設置、管理してございまます。

○3番（野村広志君） 現状について、今お聞きしたところですが、数だけ今お聞きしたところですが、現状を市長も何回か街灯の問題についても同僚議員の方から質問等があったかと思ひま

すけれども、率直なところ、市長は現状が満足いくような設置状況にあると思われておりますでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 現状につきましては、ただいま申し述べたとおりでございますが、それぞれの通学路について不足しているところがあると、あるいは暗くて危険で犯罪が発生しそうな所もあるということについては、その都度その都度対応させてもらってるところでございます。

○3番（野村広志君） 当然、県道や市道に全ての街灯や防犯灯をつけていくわけには、なかなかまいりませんけれども、以前の答弁の中にも市長の方から「交通量の多い幹線道路や通学路を中心にしながら整備を進めていく」という答弁をいただいたところではございますが、順次進められていることと思っておりますけれども、ではもう一方で、今市長の方からも少しありましたが、防犯上の危険箇所についてでございますが、把握の状況を少しお聞かせいただきたいと思っております。このことは、特に通学路など防犯灯が少なく、危険であると思われる場所や、若しくは不審者の出没事例などが予測される場所など把握されていることをお聞かせいただきたいと思っております。志布志警察署管内の状況で結構ですのでお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志警察署管内におきましては、市内におきまして、不審者出没事例、声掛けとか、つきまとい事案でございますが、これが平成25年度では6件、平成26年度で13件発生しているということでございます。それらが発生した場所の把握につきましては、学校では、それらの危険箇所点検の実施によりまして、把握し、それらの情報を掲載した危険箇所マップを作成しまして、発生箇所の周知を図っております。

そのほか、公民館、自主防災組織等により、過去の災害発生箇所や災害の発生する恐れがある箇所について、防災マップを作成していただきまして、把握している状況であります。その他にも交通事故の発生箇所や通学路交通安全推進会議等において、危険箇所を把握している状況であります。

また、自治会独自に把握されている箇所もあろうかというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 補足して説明を申し上げたいと思います。

全国的に子供を狙った犯罪が発生しておりまして、今年7月にも大分県あるいは奈良県において、児童が連れ去られるという凶悪な事件が発生いたしました。また、先週も他の市から不審者事案の情報提供を受けまして、各学校へ指導を行ったところであります。

子供たちがこのような犯罪に巻き込まれないために、学校においては学校職員と保護者で、校区内の災害、それから交通事故、不審者等の発生が予想される危険箇所の点検を実施しまして、危険箇所マップを作成し、保護者への周知と子供たちの指導に活用しています。また、不審者対応訓練や子ども110番駆け込み訓練等を計画的に実施しているところであります。今後とも毎年度、危険箇所マップの見直しを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○3番（野村広志君） 現状については理解させていただきました。

この通学路について、少しお聞かせいただきたいと思いますが、今、特にこの時期、夏場とは違いまして、中学生など部活動帰りは、大変に危険な状態も見受けられると感じているわけですが、徒歩で帰る方や自転車の方もおられるわけですが、場所によっては保護者の方々も心配、大変に心配されておまして、一部の女子生徒などは帰りのことを心配されて、迎えにいかれる保護者もいると聞いております。通学路の安全点検は当然行われておりますが、大方昼間に行われていることが多いと思われまます。今度は、ぜひこういった点検、暗くなった時の点検、ないしは防犯街灯の状況であったりとかを含めながら、通学路の点検等も行っていただきと思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 今議員御指摘のように通学路の安全点検というのは、昼間に行われているのが一般的ですけれども、今後のことを考えまして、現在、危険箇所点検というのは、交通事故、災害、不審者等、様々な視点から危険予知することが大切だと考えております。各学校が作成している安全マップというのは、毎年見直しを行っておりますが、今議員御指摘のように夕方の暗くなった時の危険性も視点に加えながら、今後危険箇所点検を実施するように指導してまいりたいと、そんなふうに考えております。

○3番（野村広志君） 今教育長から前向きな答弁をいただきましたので、ぜひとも通学路の状況について、防犯灯の設置状況等も含めながら検討をしていただきたいなと思っております。

次に、街灯、防犯灯の設置基準についてお伺いをいたします。

各自治体は国土交通省の街路灯や防犯灯の設置基準に準じて整備が進められていると思いますが、本市においても設置基準については、設置申請をする側においても分かりやすく公平性のあるものでなければならないわけですが、この設置基準についての現状を少しまづはお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

総務課で所管しております防犯街灯につきましては、設置に係る補助と維持管理に係る助成を行っておりますが、特に設置基準等については設けておりません。

なお、設置に係る補助である防犯街灯設置事業補助金は、新設または増設の場合に、自治会からの補助金申請に基づきまして補助を行っている状況であります。

また、建設課におきましては、道路管理者としての照明設置基準は道路照明施設設置基準に準じまして交差点や横断歩道、集落間及び通学路等を優先的に整備するものとしております。

○3番（野村広志君） 設置基準に従って、計画的に安心・安全な環境づくりが行われなければならないわけですが、市民にとって、このことが分かりやすく相談しやすい状態ではないかと思っております。

現在、先ほども答弁ございましたが、街灯の方は建設課であり、防犯灯については、総務課や地域振興課が対応しているということで、市民にとっては街灯としてついている街灯については区別がないと思われまます。そこでお聞きいたしますが、各設置基準や設置要綱の違いはあるかと思いますが、この街灯と防犯灯の草分けについて、少しお聞かせいただきたいと思っております。どこ

からどこまでが街灯とし、こっちからこっちは防犯灯だよという、何かそういった草分けというのが、当然、集落内であるとか、集落と集落をつなぐ道路であるとか、大きな枠組みはあろうかと思えますけれども、そこら辺について少しお聞かせいただけますか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 防犯灯の方は、今ございましたように、総務課の方で管理をさせていただいていることをごさいますて、基本的には自治会内で、自治会の皆さんが防犯上必要だと思われる所を要望していただいて設置をしていくと、それに対する設置費の助成が2分の1、その後の維持管理費が1件当たり1,700円というような形で、総務課では助成をさせていただいているところをごさいますて、あくまでも自治会内の自治会の皆さんによる防犯上等の判断による設置ということへの助成でございます。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

今、総務課長の方で防犯灯の集落内の設置ということをごさいますてましたが、建設課における街灯につきましても、それ以外の集落を結ぶ所、また、先ほども市長の答弁ありましたとおり、交差点や横断歩道とか急カーブとか、そういう危険箇所等の設置をしているところをごさいます。基本的には通学路を今中心に優先して整備している状況でございます。

○3番（野村広志君） 今集落内と、それ以外ということごさいますてが答弁があったかと思えますけれども、これは大きな違いがございまして、当然、集落内であれば設置の2分の1、今答弁ありました2分の1で、管理費については年間1,700円を補助していただいているということですから、それ以外の街灯という部分での建設課が管理をする分については、市の管理の分ということで、集落においては、当然管理が無い方が負担はかかりませんので、できれば街灯にさせていただきたいと思うのが集落の方々の思いではないのかなと思うわけですが、そのところは、しっかりとした線引きが今の中で、自治会内と、それ以外という線引きということでありましたので、行政の中ではしっかりと線引きがされていると思えますけれども、では、このことについて、もう少しちょっとお聞きしたいんですけれども、仮に集落内の防犯灯についてでございますが、公民館であるとか、集落が負担をして設置をしているわけをごさいますけれども、かなり老朽化している街灯等も見受けられるようございまして。そういった中で新設については、2分の1の助成をいただいているようございましてけれども、補修についてでございますが、そこについての補助金というのは規定がないように、私の方でもちょっと担当課に聞いてみたら、そういうことでしたが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 御質問のとおり、新設と、それから維持に対しては助成の方を今現在行っておりますけれども、既存の施設の修繕等については、特に助成の措置は無いところをごさいます。今後、かなりの基数がございまして、市内全体を検討させていただきまして、今後そういったものが必要なのかなのか、検討していく必要があるのか、じっくりを調査をさせていただきたいというふうに思います。

○3番（野村広志君） これは旧町以前からついている街灯と、街灯の基準もバラバラと申しますか、いろんなタイプの街灯ないしは防犯灯が付いていますので、そういったもので、一律には

なかなか統一はできないかと思えますけれども、しっかりと整理されて、そこに対して答えを出していただければなと思っております。このところでもう1点、これは比較的街灯の方であると思えますけれども、防犯灯は集落内に付いているということで、街灯については市道に付いてる所が多いと思えますけれども、せっかく街灯を付けていただいている、集落と集落の間を街灯を付けていただいているんですけれども、これは高所伐採の関係もあろうかと思えますけれども、「両サイドに雑木が生い茂り、街灯の機能が半減をしているという箇所が多く見受けられる」という苦情が何件かきております。当然伐採の関係上もあろうかと思えますけれども、対応に付いては、付いてるものが機能しないというのは、電気は付いておりますけれども、その足元しか照らしていないということで、横には雑木があって、全然機能をしていないという状況があるでようでございます。そこについて、早急にこれを対応していただきたいなと思えますけれども、把握されていらっしゃるのでしょうか、どうでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、街灯が付いてるんですけれども、周りが木が生い茂って、光が下まで届かないという所は、少しはあるということでは把握してはるんですが、そういうところに気付いたら、なるべくそういうところを高所伐採とか、そういうのは指示はしているところでございますが、なかなか交通量が多かったりとか、というようなことで徹底した管理ができていないところでございます。

○3番（野村広志君） この街灯については、車で夜通ると、あまりよく分からないと、車で走るとライトで照らしてますので、なかなか分かりませんが、街灯の無い所、ないしはそういった雑木があって足元しか照らしてない街灯の所を歩いてみますと、非常に暗くて怖いと。街灯の距離の感覚も50m、100m、基準に沿って設置されているようでございますけれども、歩いてみると、非常に分かるなど、私も何箇所かそういった場所を歩いてみましたけれども、非常に暗いな、怖いなど思ったところでございました。ぜひとも箇所を把握されまして、対応していただければなと思っております。

所管課の方々にも、市民の要望に応えるべく日夜頑張っていていただいておりますけれども、手を挙げて強く要望すれば街灯等を設置していただけたらとか、何も言わなければ、いつまでも後回しになるとかではなく、設置基準であるとか設置計画に基づいて、公平性をもって市民の声を反映させていただきたいものだと思っております。

次に、この設置基準に基づいてのデータ管理をGIS情報など活用がなされていないのか、少しお聞かせいただきたいと思えます。GIS正式には、Geographic Information System、日本語で言いますと、地理情報システムでございますが、本市でも、各課所管課において運用がなされていると思えますが、そのGISは位置や空間に関する様々な情報をコンピュータを用いて重ね合わせて、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させるすばらしいシステムであると思われれます。このGIS情報を活用することによって、例えば、防犯であるとか、ひとり暮らしの高齢者、空き家、災害の危険箇所など、所管課を越えた情報の一元化が図られると思えます。

街灯や防犯灯のところで、分かりやすく説明をいたしますと、航空写真や白地図の上に、まずは設置基準や設置計画の情報を乗せます。その上に総務課や地域振興課が持つておられる防犯灯の設置されてる情報と、その転写範囲を乗せます。その後また、建設課が持つていらっしゃる街灯の情報と転写範囲をそこに重ねると、そうすることによって、光の当たらない暗がりの場所がはっきり分かってまいります。当然、全てをそれは改修はできませんけれども、同時に設置計画の有無も把握できるわけですし、そのような情報を基にしながら新設する計画を進められるということは、非常に理想であるのではないのかなと思っております。当然これ、設置基準もございしますので、そのことと照らし合わせながら、このGISのメリットを生かすということは、職員の皆さんの職務の負担軽減を図ることや、業務の効率化に結び付くことではないのかなと思っておりますが、ぜひとも活用に向けた当局の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在GISシステムを庁舎内で、内部事務として整備・運用しておりますが、総務課の所管する防犯街灯につきましては、紙ベースで設置位置を管理してる状況でございます。

また、建設課分につきましては、道路照明位置図を作成しており、市民からの問い合わせの際、使用しているところでございます。防犯街灯位置もおおむね明記してありますので、現在のところシステム化を考えてないところでございます。なお、現在運用しているGISシステムに街灯、防犯街灯の項目を追加し、管理することは、システム上可能であります。整備に当たっては一元化することにより管理の手法や、それに関わる費用等を調査し、検討してまいらなければならないというふうを考えているところでございます。

○3番（野村広志君） システム上は可能ということ、担当課長もいらっしゃいますが、何か課題というか、難しい状況がございませうでしょうか、担当課長どうでしょうか、システム上。

○総務課長（萩本昌一郎君） 総務課の方では、先程来お答えしましたように、防犯街灯の方を管理をさせていただいてるところでございまして、市長がただいま答弁しましたように、紙ベースで管理をさせていただいてるところでございまして。

なお、先程来議員の御質問のように、街灯と防犯街灯ということで同じような種類なんです。ちょっと所管が違うということで、管理が一元化しておりませんけれども、そういったところを含めて、今後システム化するときに、どれぐらい費用があつて効果があるのか、そこらの基本的な精査を内部で実はしてないところでございまして、私ども総務課に限りましては、ただいまの防犯街灯はGISでの管理はしておりませんけれども、防火水槽であるとか、消火栓、そういったものにつきましては、GISの方で管理をさせていただきながら、市民の皆様の安心・安全の方には、現在活用させていただいているところでございます。

○3番（野村広志君） 現在、このGISは本市でも各課で単体で使用になっているようでございますが、この構築されたデータの活用については、当然セキュリティの問題であるとか、今話がありました一元化した時の管理体制であるとか、クリアしなければならない、もろもろの問題があろうかと思っておりますが、ぜひとも前向きに協議を重ねていただきまして、実現に向けた検討を

図っていただければなど、願いをしておきたいなと思っております。それでは、街灯・防犯灯のとのところで最後になりますが、LED化についてお聞きしたいと思います。まずは街灯・防犯灯のLED照明の移行の進捗状況についてお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在総務課では、自治会で維持管理している防犯街灯のLEDへの移行数については、把握しておりませんが、防犯街灯設置事業の補助金申請の内容を確認しますと、平成26年度実績分の22基中、17基がLEDでの設置、今後さらにLEDで設置するものが増加するということを予想しております。なお、この事業では既存施設のLED化への修繕については、補助の対象としていないところであります。

また、建設課におきましては、年次的にLED化を実施しております。平成25年度においては、34基、全体で352基の修繕をしているわけですが、そのうちの34基、平成26年度においては、316基修繕のうち8基をLED化したところであります。なお、今年度は12月1日現在で、253基修繕のうち、17基LED化を行っております。

○3番（野村広志君） 現状については理解をいたしました。年次的に進めているということでございますけれども、なかなか進んでいないのかなというのが実感でございますけれども、通告しておりましたので、現在の街灯・防犯灯のものを先ほど数もいただきましたけれども、全てLED化した時の試算が出されていると思われそうですが、シミュレーションしている試算で、LED化した場合のメリット、デメリットについて、当局の見解をお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

仮に建設課が管理している道路照明全てをLED照明に移行しますと、1基当たり4万円程度の経費が必要と思われしますので、7,600万円程度の費用がかかるということでございます。

一方、電気代につきましては、契約ワット数に変更されることから、1基当たり月額150円程度の減額が予想されることありまして、総額で340万円程度の削減が見込まれます。ということでございますので、これらのことからメリットとしましては、電気料の削減や長寿命化による交換回数が減るなどの手間が省けると、またデメリットとしましては、初期の整備に多額の費用がかかるということでございます。

○3番（野村広志君） メリット、デメリット、一長一短あるかと思っておりますけれども、国は2030年度の温室効果ガスの排出量を13年度比で26%の削減目標を立てております。

また、先月電力消費量の少ない発光ダイオードLEDの照明の利用を促すために、蛍光灯や白熱電球の生産や輸入の規制を強化するという方針を固めて、2020年度以降、全ての照明の供給をLEDにするということを目指すという発表をいたしました。

先ほど出ました市内全域の街灯を合わせて1,963基ですかね、自治会管理の防犯灯が2,479基のようでございますが、この街灯や防犯灯を全てLEDに変えることは、国が示す温室効果ガスの排出量の削減目標にとって何ら逆行するようなものではなく、今後、国のエネルギー政策にも同調されるものではなかろうかと思っておりますけれども、市長、このことについての見解をお聞かせい

ただけますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

ただいまお話がありましたように、国の方で、そのような方針が示されるということになりますと、当然補助事業等が導入されるということになるかと思えます。それらのことを導入しながらLED化を進めてまいりたいと思えます。

○3番（野村広志君） 当然導入費用には大きな予算がかかると考えられておりますし、国も重い腰を上げて取り組むということでございますので、補助事業等が出てくるかと思えますけれども、いろいろな導入の形体を考えていただければなと思えます。

例えば、全てリース方式によるLED化の取り組みをしている自治体が全国にいくつか出て来ております。このリース方式でございますが、初期投資は、わずかで済み、リース契約期間の保守メンテナンスを含む契約など、自治体の形体に合わせて取り組める点が利点であります。これに、先ほど出ました補助金のことで、環境省の一般社団法人低炭素社会創出推進協議会による地域における街路灯などへのLED照明導入推進事業という事業がございます。この有利な事業等を取り入れながら進めていければと考えておりますが、市長いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

当面は、老朽化や修繕に合わせまして、必要に応じてLED化をしてまいりたいということでございます。そしてまた、今お話がありましたように2020年以降については、LED化を図りなさいという方針が示されますので、そのことにつきましては、先ほども答弁しましたように、補助事業等を導入しながらLED化を進めてまいりたいと思えます。

○3番（野村広志君） リース方式についてでございますけれども、今、市長はあまり、まだ考えていらっしゃらないということでございますが、この環境省から出ている財団の補助金というか、事業の方ですけれども、リース契約をしなければ、この事業は入らないという事業であるみたいでございます。初期投資の部分については、非常に有利なリース、リースがいいかどうかということは、またいろいろ議論していただかなければならないところでございますけれども、そういった導入方法もあるということ十分に検討していただきまして、この問題について当たっていただければなと思っております。先進事例等も多く報告をされておりますので、ぜひとも導入に向けた協議をしていただければなと思っております。

また、他の自治体でもそうだったんですけれども、こういったものを進めていく中で、実際に今の街灯をLEDに変えるということで、LEDの推進委員会みたいなもの、仮称ですけれども、実際にそういった委員会を作っている自治体等もあります。しっかり検証や研究がなされて、より良い形でLEDへ移行が行われ、市民の安心・安全につながることを望ましいと思っておりますので、どうかこのLEDについて、もう少し前向きに検討をいただければなと思っております。

また、今、街灯や防犯灯に対して、特化した形でお話をしておりますが、市内の公共施設、この議場の照明等もそうですね、同様の事が言えるのではないのでしょうか。ぜひともこちらの方も

検討いただければなと思っております。これは一説に、特にナイターの照明、グラウンドなんかについているナイターの照明、あれの照明、ワット数がかなり大きいということで、あれをLEDに変えるということで、この効果は非常に大きいということを知っております。基本料金だけで年間に数十万、数十万の減額になり、初期投資を2年ないしは3年ぐらいで回収できるのではないかと試算も出ておりますので、ぜひとも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、市長、最後にそこをお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） ただいまお話がありますように、この議場においてもLED化を将来的には進めていかなきゃならないということで、先ほどもお話しましたように、当面は老朽化、そしてまた、修繕に合わせてやっていくんだということでございます。そしてまた、大幅な形でのLED化ということにつきましては、補助金等、そしてまた、今お話がありましたリースも、また十分検討をさせていただきたいと思いますが、そのようなものを導入しながら目標年次に従ってLED化を進めてまいりたいというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会の方も様々な施設を管理しておりますが、老朽化、修繕に際しましては、できるだけLED化を進めていきたいというふうに考えております。

具体的な例を申し上げますと、東日本大震災を受けまして、天井落下の防止ということについて、国から工事をするようにという指示があったわけですがけれども、これは国からの補助が半分ほどありましたので、それを受けて、市内の体育館天井落下の防止工事をしたわけですがけれども、松山中学校を例に申し上げますと、松山中学校の天井の照明は1回1回降りてこない、そういう方式でもありますので、この機会にということで、全てLED化に変えました。そういうことで、優先順位を決めながら、今後ともLED化を進めていけたらなど、そういうふうに考えております。

○3番（野村広志君） 今市長の方からありました修繕等についてもじっくり見ていくということでございましたけれども、さっき答弁の中で修繕については、補助金の対象にしてないということでありましたけれども、各自治体や公民館が設置している街灯について、機具が老朽化していて、実際機能していない街灯も中には見受けられます。そういったものを実際に機能しているものもございますけれども、多く機能しているものがあるわけですがけれども、そのものを仮にLEDに変えるという場合も補助金の対象には、今ならないわけですね。そういったものも含めながら、LEDの推進という形で考えていただけると、自治体としても、そうすることによって電気代の負担というのは、各自治体も軽減されてまいりますので、あわせて協議いただければなと思っております。では、LEDのことについては、お願い申し上げておきますので、ぜひとも前向きに検討いただきたいなと思っております。

次に移りたいと思います。防犯カメラの設置についてでございます。

最近、テレビ、新聞等を見ますと、大変に痛まし、悲しい事件、事故が連日報道されております。このことは、我が町志布志市でも起こりうる可能性を秘めているような気がしてなりません。特に子供たちや高齢者が被害になるケースが目立ち、社会秩序の混迷には目を疑うことも度々で

ございます。そういった中、当然あってはならない事件や事故、犯罪ではありますが、いざ起こってしまった時、加害者の特定に大きく寄与しているのが防犯カメラであります。この防犯カメラであります、今お話したとおり、加害者の特定にも大きな力を発揮いたしますが、その防犯カメラの設置、存在による抑止力には、事件、事故を未然に防ぐことが大きな関係をしているものと思われま。そういった中、現在の本市の防犯カメラの設置状況について、まずはお示しをいただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市では防犯カメラとは設置の目的は異なりますが、不法投棄抑制の観点から、市内に不法投棄監視カメラを5台設置しております。

また、防災用の監視カメラを11台設置しており、防犯用の監視カメラの設置はされてないところがございます。

また、民間においても深夜で営業しているコンビニや大規模店舗等におきましては、入り口付近や店内にカメラの設置が見受けられるところがございます。

○3番（野村広志君） 今答弁がありました、ごみの不法投棄等の問題で5台と防災上11台ということでしたけれども、特にごみの不法投棄等で設置されているということがございますけれども、効果はいかがでしたか、ございますか。

○市民環境課長（西川順一君） 効果につきましては、カメラはもちろん設置をしているんですけども、その下の方に「不法投棄監視カメラ設置」というような看板を立てておけば、非常にその抑止力は非常に有るなというふうに感じております。

以上です。

○3番（野村広志君） この防犯カメラは、今市長からもありましたように、近年マンションのエントランスであるとか、エレベーター、大手スーパー、コンビニエンスストアなど、民間の共有スペースに多く設置されております。また、駅や道路、公園といった場所にも多く見受けられ、比較的身近なものであると考えられます。防犯カメラの設置は100%設置したから安全である、安全がもたらされているというわけではございませんが、言うまでもありませんが、しかし、今、担当課長からもありましたように、抑止という部分では、非常な効果を発揮しているのではないかなと思っております。

実際に、平成26年度の警察白書では、犯罪抑止に向けた取り組みの一つとして、街頭防犯カメラの設置を掲げ、街頭防犯カメラは、被害の未然防止や、犯罪発生の的確な対応に有効であるとしております。

そこで、お聞きをいたしますが、以上のようなことを踏まえながら、今後の本市がこのことについて、現状を勘案しながら設置推進に向けた計画等があるのであれば、お示し、お聞かせいただきたいなと思っております。

○市長（本田修一君） お答えします。

今、計画があるかどうかということにつきましては、計画は無いところがございます。ただ、

警察の方ともその都度お話をしているところがございますが、例えば、銀座街に設置するとか、そのような防犯の観点からの設置というのは、今後考えなければならぬでしょうねというような話はあるところがございますが、具体的には進んでないところがございます。

○3番（野村広志君） 以前も、商店街であるとか、銀座街等で、そんな話があったかと、私も記憶しておりますけれども、プライバシーの問題であるとか、もろもろの問題で実現してないところがございますが、所管警察の方々と、また協議をされまして、考えていただければなと思っております。

この防犯カメラであります、公共の安全を確保するために重要な役割を果たしておりますけれども、学校を含む近辺の通学路など、全国各地で子供たちを狙った凶悪犯罪が続発しております。先ほど教育長からも話がありましたが、幸い本市にしては、子供たちを対象とした凶悪事件の発生はございませんが、その前兆ともいえる不審者の情報や声かけ事案は、先ほども何件か報告がありましたが、以前にも度々本市で発生しているようでございます。現在は、地域の方々やボランティアの見守り隊、PTAの方々による、学校周辺や通学路などで見守り活動を行っていただいておりますが、今後の対応を含め、お考えをお示しいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

教育委員会としましては、スクールガード・リーダーに、登下校時間に巡回してもらったり、それから各学校に対して、地域ぐるみでの不審者対策を行うよう指導したりすることで、不審者の抑止力となるように努めております。今後、児童生徒が、安全に通学するために、防犯カメラの設置が必要というようなことがある場合には、また市長部局とも十分検討していきたいと考えています。

同時に、大事なことは学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携を図りながら、多くの目で子供たちを見守っていけるように、努めていくことが大事なかと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○3番（野村広志君） これを全て防犯カメラに頼ると、設置することで、安全が確保されるとは考えておりませんが、様々な可能性を考慮して、時期を見てしかるべく検討に入っていただければなと思っております。

それでは、最後になります。志布志港に入港する貿易船舶の乗組員に対する地域住民の不安視する声についてお伺いいたします。

志布志港に入港する貿易船舶は、9月1か月だけでも71隻に上っております。志布志港が発展していくためには、大変望ましいことではありますが、一方で入港した貿易船舶の乗組員が住宅地を通り、スーパーなどへ買い出しに出かける様子がよく見受けられるようでございます。そのこと自体については、経済効果等々で非常に有り難いことではございますけれども、徒歩で数名のグループになり、出かけられているようでございます。多くの乗組員の方は、買い物をされ、そのまま船に戻られるようでございますけれども、近隣住民にとっては、少なからず不安であるよ

うでございます。新若浜地区を埋め立てられ、船舶の入港も増えている中、本市が進めている臨海工業団地の整備等も相まって、街が大きく西に広がり、この通山地区を含めながら人口も増えておりますし、また今後、高速道路等も整備がされる予定で、ますます発展して来つつある中で、志布志警察署の西には、西側ですね、志布志警察署から西の方には駐在所もなく、住民にとっては一層の不安が広がっているようでございます。こうした状況を勘案して、駐在所の新規の要望であるとか、防犯等、防犯カメラの設置などなど、未然防止や抑止につながるようなことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか市長、見解をお聞かせいただきたいと思ます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志警察署からの情報によりますと、市内での刑法犯の発生件数は、年々減少傾向にあるということで、平成26年度実績では、認知件数は100件でございます。犯罪の発生率でいけば、県内43市町村のうち、30番目ということで、わりかし低位になっております。しかしながら、今お話がありましたように、国際化に伴いまして、新若浜地区が、また更に外国の方々が多くなるということでございまして、そのようなことにつきまして、市民の方々が不安におびえておられるということだったら、何らかの対応は必要かなというふうに思ます。

そしてまた、確実に犯罪が増えるということであれば、また県とも相談させていただきながら、その対策に取り組みたいというふうに思ます。

○3番（野村広志君） 志布志警察署と、関屋交番、関屋口の交番がございすけれども、あそここの区間というのは、非常に短いというか、近いというのは御認識があらうかと思ますけれども、以前志布志警察署の方は、国道220号線沿いの所にございました。あそこにあつた時には、比較的バランスと申しますか、とれてたような気がいたしておりますけれども、現在大きく西に街の方が広がりつつある中で、駐在所の再編で安楽の駐在所も閉鎖されておりますし、それから西の方には駐在所というのが設置されておられません。そういった現状等もあつて、市民の方々が不安に思つていらつしやる方もいらつしやるということでございす。現状を把握されて、必要に応じて県などへ要望していくのも市の務めではなかろうかと思ます。最後に市長、こここのところを答弁をいただきたいと思ます。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、志布志市において、犯罪の発生というのは、県内では少ない方だと、そしてまた、最近特に様々な防犯関係の団体の方々が一生懸命そういうような活動をされておられまして、犯罪の発生件数が減っているということでございす。そのようなことでありますので、県としましては、志布志警察署管内の駐在所の設置について再検討され、特に夜間パトロールをするために、パトロール隊を増やす方向で駐在所の削減をされたということでございす。その結果もあるんじゃないかなというふうに思つてるところでございす。今後また、犯罪が発生する、犯罪が増えていく方向になれば、また県と協議をさせていただきまして、新しい安全対策を採ってもらふということをしてもらいたいというふうには、考えるところでございす。

○3番（野村広志君） 確かに犯罪件数が本市では県下を見ても少ないということは、非常に有り難いことで、これは所管の警察並びに関係者の方々の御努力のおかげかなと思っておりますけれども、地域の方々の声等も十分に組み入れていただきまして、このこと、度あるごとに出てくる話になろうかと思えます。県の方々との協議も、市長、よく行われると思えますので、そういった中で話題に上げていただきながら、今後長い先の展望として捉えていただければいいのかなと思っております。警察のパトロールなどを重点的に行っていただきまして、住民の不安を少しでも和らげていただければなと思っております。

今回、市民が安心して安全に暮らしていける、環境づくりについて幾つか質問をさせていただきました。市長が言われます「志あふれるまち」の基本理念に基づいて、市民のため、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政運営に今後とも傾注していただきたいと思えます。

これで私の一般質問を全て終了いたします。

○議長（上村 環君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、2時45分まで休憩いたします。

—————○—————
午後2時27分 休憩
午後2時44分 再開
—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○2番（青山浩二君） 改めましてこんにちは。真政志の会、青山でございます。

今年のお盆明けでございましたが、隣の曾於市において、子ども議会というものが開催されたようでございます。市内の小中学生が子供目線で、それでいて、かつ大人顔負けの質問が執行部に投げかけられ、大成功のうちに終了したようでございます。小さい体でこの場に立ち、緊張したとは思いますが、執行部に向けて自分の気持ちを素直に発言できたことは、あの子たちにとって、今後の大きな成長につながるのではないかと、そういうふうに思います。

私も、そのことを踏まえ、今一度初心に戻らなければならない、そう感じる次第でございました。そして、そういった子供たちが将来を担っていく志布志市の市政繁栄を築くには、多くの課題がございます。その課題克服には勇気ある行動、そして、今まで誰も発想しなかった施策による改善が必要な時であると強く感じております。それらを実現するには、やはり一般質問をやり続け、市民の声を市政に投げかけ続けることが一番大事ではなかろうかと、そういうふうに思っております。

そして、市民の皆さんから最近こういったことを聞くことが増えてきました。それは、「もう何回も一般質問をしているんだから、それほど緊張しないでしょ」と。しかしながら、この議場は、やはり一種独特の雰囲気があり、質問者席に立つと、やはりとても緊張いたします。そして、この程良い緊張感と同時に、今回もこの場所に立てることを多くの市民の皆様方に感謝を申し上げ

げ、通告書に基づき、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、定住促進住宅用地の確保についてでございます。また、このことについては、過去に同僚議員も多数質問をしてきましたが、私は私なりの視点、そして、私なりの考え方で質問をしていきたいと思っております。

近年自治体を取り巻く環境は、多様化する住民ニーズや長引く景気低迷による歳入の落ち込み、少子高齢化の進展による社会保障費の増大など、極めて厳しい状況でございます。このような中、どのようにして地域を盛り上げていくのか、地域活性化のためには、どのような独自の政策を打ち出していくのかは、首長の自らの判断に委ねられている状況でございます。とりわけ多くの自治体にとって切実な課題である人口減少問題については、安定した行政運営に関わる重大な項目であるのは、皆さんも御承知のとおりでございます。

本市では、豊かな自然環境に恵まれている市の特性を生かしながら、地方創生における取り組みの大きな柱として、定住促進住宅用地の分譲を進めていこうとしております。これまでは、行政サービスに大きな差はなく、「住民は役所を選べない」と言われてきましたが、これからは本市の強みを生かし、他市町村との行政サービスの差をアピールすることで、住民に役所を選んでもらうようにしなければ生き残っていけないのではないかと、そういうふうにも思っております。いかにして住民を定住させるのか、いかにして外から人を呼ぶのかといった定住促進策に力を入れる自治体が増えてきていることから、本市も、このことについて遅れをとらないようにしていかなければならないと、そう思っております。そこで、まず現在の本市における住宅政策の取り組み状況について現状をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 青山議員の御質問にお答えします。

定住促進住宅用地につきましては、これまで旧松山町時代に新橋、泰野、尾野見に各1か所ずつ、また、合併し、志布志地域の森山地区に1か所整備を行ってまいりました。合わせまして、現在松山地域の泰野地区、松山中学校の隣接地におきまして、年度内の完成に向けて整備を行っているところでございます。

また9月議会におきまして、尾野見地区の用地取得の可決をいただきましたので、現在用地取得に向けて手続き行っているところでございます。この他、志布志地域においては、志布志市土地開発公社が宅地分譲政策を行っているところであります。これまで不動産業者など、なかなか入りにくい中山間地域ということで、特に旧町時代の施策もありまして、松山地域を中心に整備を行ってきたところでございます。

○2番（青山浩二君） では、今回は私の出身地でもあります伊崎田校区についても話をさせていただきます。

本市の人口は、住民基本台帳よりますと、平成18年11月は3万5,465人、5年後の平成23年11月で3万3,974人、そして現在、平成27年9月現在で3万2,779人と、合併以来10年で2,686人の減少であるようでございます。

そして、伊崎田校区の人口といいますと、平成18年11月は2,191人、5年後の平成23年11月で

1,990人、平成26年1月で1,873人と、こちらは9年間のデータではございますけれども、318人の減少となっております。そこで、減少率を計算してみますと、市全体では、平成18年比で7.6%の減、伊崎田はといいますと、平成18年比で倍の14.5%の減となっております。こういったデータを見てみれば一目瞭然であり、市全体の減少より、伊崎田校区の人口減少は、市の2倍の勢いで減ってきている状況でございます。このデータは、伊崎田校区だけではなく、山間部の校区には全て当てはまるのではないかと思います。まず、この現実を市長は率直にどのように捉えているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の人口につきましては、毎年200人から300人減少しているということで、今お話がありましたように、特に中山間部、それから志布志の地域でも、街部の人口も減少しているということでございまして、その辺が顕著な流れであります。このことにおいては、先ほど別な議員の中でもお話があったところでございますが、将来的には消滅可能自治体に近い数字の減少率になっているということでございますので、何とかして、人口増というものを図っていかねばならないということにつきましては、まち・ひと・しごと ころろざし創生戦略の中で申し述べているところでございます。ということで、市全体においてはそういったことでございますが、市の中でも偏りがあるということについては、バランスよくやりたいなというふうには思っているところでございまして、先ほども申し述べましたように、特に松山地域において、そういった定住促進のための分譲計画を進めているところでございます。

○2番（青山浩二君） 国では、まち・ひと・しごと創生法が成立し、地方版総合戦略の策定を地方自治体が行うことになりました。本市におきましても、本年10月に策定をし、我々議会にも報告があったわけでございますが、その中の将来人口推計では、今から5年後の平成32年には3万389人となり、25年後の平成52年の2万8,828人を最低のピークとし、45年後の平成72年には3万375人にまで人口が増えているとしています。今の、この現実から見ると頭をかしげるような数字ではありますが、この増加するであろうという背景には、40項目以上に及ぶ様々な施策を実施していくと明記してあります。そして、その中には、冒頭にも話しましたが、「定住促進住宅用地の分譲」と、しっかりうたっておりますので、これらを全て実行していけば、この数字も絵に描いた餅に終わることはないと思います。

そこで、先の議会で松山町の尾野見地区に定住促進住宅用地の取得が可決されました。松山町の皆さん、そして特に尾野見地区の皆さんにとっては、とても喜ばれたと聞いております。そして、それを聞いた伊崎田校区の住民の皆さんも、「うちの校区にもそういった定住促進住宅用地ができればいいんだけどな」というような多数の声が届くようになりました。これは尾野見地区にできるから、ぜひうちにもというわけではなく、私がこの職に就く前から、ずっと住民から声が上がっているのでございます。ちょっとお聞きしますが、市長の元にも、こういった声は届いていなかったのでしょうか、少しお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私のところにも直接的に、このような声が届いてきておりました。その声を受けて、それでは適地というものはないのかということで、調査を進めるようになってきてるところですが、なかなかそのような適地が見出せなかったということが現状でございます。

○2番（青山浩二君） そういった声が市長のもとに届いていたようで、市長も少しは気にかけていたのではないかなというふうに推測をいたします。

そこで、先ほど申し上げたデータのとおり、本市の人口は減少傾向にあります。人口減少は地域内の消費の減少による産業の衰退や自治体の財政状況の悪化を招き、地域経済全体の衰退につながっていくことは明らかでございます。

人口増加対策は、速やかに手を打たなければならない緊急課題ではなからうかと思えます。人口増加対策の一つに、今回私のテーマでもあります定住促進に係る住宅政策が上げられると思えます。そこで、市長には伊崎田校区民の声が届いているようでありましたが、声が届いてから伊崎田地区の住宅政策について、また具体的な場所として、山之口のあの広大な山林に定住促進住宅をとる要望もあったかと思えます。ことについて検討していただいたのかどうか、まずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えします。

この伊崎田、山之口の山林につきましては、地域の方々が管理組合を結成されまして、もう何年も前から売却の候補地というふうに聞いているところでございます。いろんな方々が、この山林についてはお話があったようでございますが、なかなか最終的に販売ということに至っていないということであったようでございます。ということで、私の方にも、ぜひ市として開発して欲しいというような声は届いて来ておったところでございますが、改めて、この山を宅地として造成するために積算しましたところ、概算で5億円程度かかるということでございまして、これに更に用地取得費や、それから区画整理をしまして、道路を入れたりということで、実際に分譲する販売の段階では坪単価が10万円を超えるというふうな試算されたところでございます。ということで、現状でいきますと伊崎田では、とても高い分譲地になるということで、かなり難しいなというふうには思っているところでございます。

○2番（青山浩二君） 伊崎田地区は都城志布志道路のインターチェンジも近くにあります。市役所本庁も近く、都城や鹿屋、そして志布志の市街地にも程よい距離であります。そういった点からも利便性も非常に良いのではないかと思ひ、再考の余地は十分にあると考えます。そこら辺はどう考えていますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

今お話がありますように伊崎田、山之口周辺は、コンパクトシティという形で見れば、理想的な地区になるんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

そういうことで、民間の方々が結構入る余地があるのかなというふうに思っていたんですが、その方々においても、なかなか入りにくい地域になっているということでございますので、今後また改めて市として開発できる土地を選定しながら取り組みをしていきたいというふうには思っています。

○2番（青山浩二君） 分かりました。いろいろと経費や農地の問題等も含め、様々な諸問題、課題があるかと思えます。住宅政策につきましては、先ほども申しましたが、交通事情あるいは公共施設との距離感など、その利便性のある立地条件のもとで総合的に判断していくとは思いますが、前向きに御検討をお願いする次第でございます。

それでは、少し視点を変えてお伺いしたいと思います。

本市において、今現在住宅取得等に係る補助制度について、住宅の新築、増改築あるいは既存住宅の取得など、その費用の一部を助成する制度には、どのようなものがあるのかお示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えします。

住宅の新設や既存住宅の取得につきましては、移住定住促進事業としまして、市外から移住する方を対象に助成する制度がございます。

また、増改築につきましては、既存住宅に住宅リフォーム助成事業として、また、店舗においては、店舗リフォーム助成事業として、それぞれリフォームに係る経費の一部を助成する制度をとっているところでございます。

○2番（青山浩二君） そういった各種制度でございますけれども、今市長が申し上げたとおり、市外の方が本市内に家を建てる場合等に対象になるようでございます。逆に、他の市町村のそういった制度を利用して、本市から流出するケースが多々あると聞いております。こういったすばらしい助成制度を地元の人にも対象を広げることはできないのか、お考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） ただいまお話ししました移住定住促進事業につきましては、平成25年度から開始しているということで、3年目を迎えて、そろそろこの内容について見直しが必要かなというふうには思っております。

ただいまお話があるように、市外からだけでなく、市内の方々にも枠を広げてもいいのかなというふうには思うところでございますので、今後検討してまいりたいと思えます。

○2番（青山浩二君） 今答弁をいただいた助成制度におきましては、本当に有り難い制度であると感じます。特に、若い子育て世代にとりましては、住宅を建てようと思うきっかけの一つになっていけばと感じております。

地元の人にもぜひ対象を広げていけば、もっと市民に喜ばれる施策になるのではないかなというふうに思います。

では次に、平成25年から始まった空き家バンクの実績についてお伺いたします。簡単で結構でございますので、これまでの登録件数並びに契約成立件数等、分かればお示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 空き家バンクにつきましては、平成25年度から取り組んでおりまして、これまで空き家は登録が12件、うち3件が賃貸で成立しております。

また、空き地につきましては、登録は12件、うち2件が成立しているところでございます。

○2番（青山浩二君） 今の答弁のように登録件数、それから成立件数、そんな大きい数字では

ないんじゃないかなというふうに思います。空き家バンクにつきましては、なかなか市民の皆さんに浸透していないのかなというふうにな感じを受けます。そこで、この事業の情報発信、いわゆる物件所有者と入居希望者をつなぎ合わせる、そういった情報発信はどのようになっているのか、ちょっと概要で結構でございますので、その点をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えします。

空き家バンク事業の情報発信につきましては、市のホームページや校区公民館での会合、郷土会をお願いをしているところであります。

入居希望者から問い合わせがございましたら、物件の所有者につないでいるのが現状でございます。

市といたしましては、仲介業務や契約の業務は行っておりません。所有者が希望した場合には、宅建協会の皆さん方に仲介業者として入っていただくというのを手続きとしてやっております。

○2番（青山浩二君） そういったシステム、そして、そのサービスを今後更に充実をされていて、空き家バンク事業をやっていただきたいというふうに思います。

次に、子育て支援の観点から定住促進を考えてみたいと思います。子供を産んで育てやすい環境をつくる少子化対策、次に、その子供が魅力を感じて住んでみたくなるような環境をつくる定住促進策が必要であると私は考えます。

本市においても、いろいろと子育て支援を行っておりますが、志布志市で生まれ育ち、将来住み続けていただく政策、また市外からも本市の子育て支援に魅力を感じて移り住んでもらえるような支援策を展開する必要があると思います。

そこで、現在子育て中のお父さん、あるいはお母さん方が、現在の子育て支援策をどう捉え、また具現化できていない部分で、どのような要望やお考えを持っておられるのか。一度、そうした子育て真っ最中のお父さんお母さん方と膝を交えて懇談する場を設けて、そういったこれからの子育て支援の施策、あるいは、これからの市の将来像の構築等々に生かしていただくような、そんな懇談の場を設けたらどうかというふうに考えていますが、現在のところ、そういった考えはないのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 現在のところ、そのような場というのは設けていないところでございます。しかしながら、市民がいろんな場面において語り合ったり、そして、その中でいろんな意見が出てまいりますので、そのことが市の政策として反映できるような形というものは、非常に大切なことだというふうに思います。

そしてまた、まち・ひと・しごと ころざし創生戦略の策定に伴いまして、アンケート調査をしたところでございますが、「子供を持つ移住者が地元のお母さんたちと親しくなれる環境づくりをつくっていただきたい」という要望もあつたようでございます。特に外から来られる方は、知り合いもあまり無く、懇談する場も無い、ましてや意見を言う場も無いんじゃないかなということでございますので、今後関係する課で協議をしてまいりたいと思います。

○2番（青山浩二君） 懇談もいろいろとテーマ別にしたりとか、呼び掛けをしたりとか、そう

いうことをすると参加者の動きも変わってくるのかなというふうに思います。いろんな場面で、そういった子育て中のお父さん、お母さんの声を吸い上げる場面もあるかと思しますので、更にそういった新しい懇談の場ができるような場合には、ぜひ懇談を開催していただいて、子育て支援を更にサポートしていただくよう切望するわけでございます。

次に、過去3年間ぐらいで結構でございますので、Uターン・Jターン・Iターン、そういった状況のもと、特に18歳から40歳までの若年層の定住状況がお分かりなれば、ちょっと状況をお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えします。

U・I・Jターンの状況につきましては、毎年県からの報告を求められておりますが、どこの市町村においても明確な数字は報告できてないところであります。

本市におきましても、移住定住促進事業での実績として報告しているところでございますが、この数字となりますと、平成25年度で3世帯9名、平成26年度で7世帯17名、平成27年度3世帯4名の3年間合計で13世帯29名が移住してきております。また、このうち中学生以下の子供が9名おられるということでございます。

○2番（青山浩二君） そういったデータについては分かりました。いずれにしましても、そういったデータが出れば、本市にどのぐらいの魅力を感じて入って来ていただいているのかと、そういったような状況分析ができるんではなかろうかというふうに思います。そんな思いでお聞きしたわけでございます。

今、様々な質問をしてまいりましたが、実はといいますと、これは現在伊崎田地区に住んでいる方、そして「伊崎田地区に住みたいけど、住宅を建てる場所がない」と訴え続けていらっしゃる大勢の方々の意見を集約したものでございます。市長、先ほどの答弁にもありましたが、市長にも伊崎田校区の声が届いているのであれば、尾野見地区のような市民に喜ばれる住宅用地の確保を目指してみてもと思えますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

先ほど答弁しましたように、松山地域においては、かなり進められて来たところでございます。伊崎田においても、そのことを進めたいというふうに思っていたところですが、なかなか適地が見つからない。また、農用地等の関係で、なかなか個人でも前に進まない状況があるということについては認識して来たところでございます。そういうのも含めながら、今後、伊崎田においても定住促進住宅用地というものの候補地を見つけながら確保してまいりたいと思えます。

○2番（青山浩二君） 定住促進住宅用地の場所についても、今市長答弁にありましたように、農地との関係もありますので、学校周辺の畑等には難しいと思えます。ただ、市長、頭の中に伊崎田の地図を思い描いてみてください。先ほども申し上げた山之口にあります広大な山林を、大体あの辺の山林だなというふうな場所については、お分かりだと思います。「あの山林を開発し、定住促進住宅用地を」という声が年々高まってきているのです。あの山林に、そういった住宅用地ができれば伊崎田地区は、昔のような活気ある校区に生まれ変わると思えます。

そして、それがモデル地区となり、本市の他地区にもそういった定住促進住宅用地を作っていけば、25年後、45年後、これの将来人口推計の数字も夢ではないというふうに思います。市長、再度聞きます。どうですか、伊崎田地区に大きな一つの決断をされてみませんか。

○市長（本田修一君） 私も伊崎田中出身なので、当然やりたいのは本当に山々でございます。ただ、先程来申しましたように、民間の方も結構入っていたり、それから農地の問題があったりということで、なかなか前に進まなかった。

そしてまた、今、始めにお話がありました山林、山之口の山については、開発するにはかなり経費が伴うということで、ここは少し無理かなというふうに思っています。

ということで、別に新たに候補地を見つけなければいけないと、それは最終的に分譲価格をやはり坪1万円ぐらいというようなことを想定しておりますので、土地の取得価格等、それから造成の経費というのを勘案しながら取り組みをしてまいりたいというふうには思うところでございます。

○2番（青山浩二君） 定住促進について質問してまいりました。今、市長答弁にもありましたように、大変難しい問題ですが、難しいからといって手をこまねいていても何も変わりません。国や県の施策を待って、他市町村と足並みをそろえて歩いているのは、人口の減少に歯止めはできないというふうに考えております。早急に行政と市民が一緒になって、人口増加策を考え、他市町村よりも早く手を打つことが大事ではなかろうかというふうに思います。そして、他市町村にない本市独自の魅力を創出することにより、地域間競争に勝ち残ることができ、人口流入も見込まれてきます。ぜひこの志布志の良さを生かした住宅政策を推し進めていただきたいというふうに思っております。

今後の政策に期待をいたしまして、この質問を終了したいと思います。

それでは、次に入りたいと思います。

税外収入による自主財源の補完について、いわゆる公共施設の命名権を民間企業に売却するネーミングライツの導入についてでございます。

近年、多くの自治体において、景気停滞及び財政難での新たな収入源の確保が課題となっております。税収を上げることに苦労する中で、多くの自治体で実施されているのは、自治体の広告事業であり、中でも現在注目されているのが、施設の名称を民間企業等に売却して資金を得る民間資金活用策のネーミングライツでございます。アメリカでは、1990年代からこのことが急速に広まり、野球場、アメリカンフットボール場の多くがスポンサー名をついたスタジアムに変わってきました。日本の公共施設では2003年に大手食品メーカーの味の素が東京スタジアムの命名権を購入し、名称が「味の素スタジアム」に変わったのが最初であります。そして、鹿児島県におきましても2006年に県文化センターの命名権を芋焼酎で知られる西酒造株式会社が購入し、「宝山ホール」という名前がついています。

また、日置市におきましても、伊集院ドームが「チェスト小鶴ドーム」というふうになっており、県内の自治体でも積極的にこのことに対し取り組んでいる自治体もあるようでございます。

このネーミングライツによって、施設管理者側は、やはり施設の維持や運営をしていく費用を補う新たな財源の確保が主なねらいでございますし、命名権を購入する企業側は、施設来場者へのPR、企業商品名などの認知度アップをはじめとして、地域への貢献という企業姿勢の明示など、地域活性化への貢献にもつながり、双方にとってメリットがある制度だと思っておりますが、まず、この制度について市長、そして教育長は、それぞれどのようなお考えを持っておられるのか見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公共施設の命名権売却、いわゆるネーミングライツにつきましては、2003年国内で初めて取り入れられたところであります。ただいま12年ほどとなっているところでございますが、この数年においては、各種の自治体で命名権売却の導入が増えてきているということでございます。

これまで自治体では、公式ホームページへのバナー広告や広報誌への広告掲示など、少額収入が中心でありましたが、海外の先進事例から、より大きな額の収入が想定できるため、厳しい財政状況の中、施設の更新管理経費の抑制や、新たな財源確保として期待されているというふうには思うところです。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

ネーミングライツは、施設の運営主体が、その命名権利を一定期間販売し、その代わりにスポンサーとなる企業等から料金を受け取るというものでございます。

現在、県内においては、先ほど議員言われましたように、鹿児島県の「宝山ホール」、日置市の「チェスト小鶴ドーム」、南さつま市の「梶志田サッカー競技場」の3施設がネーミングライツを導入している施設と把握しております。教育委員会においては、運動公園や文化会館など多くの施設を所管し、多額の維持管理経費も必要となってきました。今後、施設を維持管理する新たな財源として、ネーミングライツを導入し、財源を確保することも一つの有効な手段であると考えております。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） 市長、教育長の見解は十分分かりました。では、現在市が行っている有料広告事業についてお伺いしたいと思います。現在どのようなものがあり、そしてまたそれは、どれぐらいの収入があるのか、直近3年間ほどでよろしいですので、分かっていたらお示しいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えします。

ホームページのバナー広告、市報しぶしの有料広告、市内地図案内板広告の3種類の事業を行っております。

ホームページにおいては、平成24年度で72万円、25年度で83万2,500円、26年度で79万2,000円で、合計で234万4,500円でございます。市報しぶしの広告は、平成24年度で106万円、平成25年度で111万円、平成26年度で78万円、合計で295万円であります。市内の地図案内板の広告では、24年度はございませんで、25年度が13万7,820円、26年度で16万8,480円、合計で30万6,300円となっ

ております。

○2番（青山浩二君） 今、御答弁いただいた事業は、それはそれで非常に大事であると考えますので、そのことについては、今後も継続して行って欲しいと、そういうふうに思います。

これまでの国内におけるネーミングライツの事例の多くは大都市圏における野球場やサッカー場、そして文化施設であるようでございます。こうしたものを地方自治体に当てはめようとしても、その広告価値であったり、費用対効果というものを考えますと、広告媒体としての魅力といったものが果たしてどうなのかなというような意見もあるかもしれません。しかしながら、今現在、全国を調べてみると、比較的小さなコミュニティ施設にも導入されているようでございます。地方には地方に合った形に発想や考え方を考えてみてもいいのではないかなというふうに思っております。地方における施設に対する命名権におきましては、単に財源確保、あるいは広告宣伝というツールということだけではなく、企業と自治体のパートナーシップをしっかりと構築することによって、新たなスポーツ事業、文化事業の創出でありますとか、子供たちへのスポーツ育成事業、あるいはスポーツ振興、文化振興に結び付けていくんだと、財源はこうしたことに活用して地域の活性化に結び付けていくんだということを明確にした上で、呼び掛けをしていくことも大事ではなかろうかなというふうに思っております。

小さな施設への導入、企業と自治体のパートナーシップの構築、新たなスポーツ事業、文化事業の創出、そして子供たちの育成と、あらゆる可能性を秘めていると私は思いますが、このことについて、どう考えているのか見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

命名権売却につきましては、スポンサー企業にとって宣伝広告手段の一つであろうかというふうに思いますが、議員お話のように公共施設の命名権料を支払うことで、施設の管理や改修費のほか、青少年への育成や市民向けのイベントや交流事業を行うということで、活用はいろいろあるんじゃないかなと。そしてまた、スポンサー企業とのパートナーシップも芽生えていくんじゃないかなということで、地域の活性化につながる可能性もあるということでございまして、企業にとっても地域にとっても、大いに貢献していく内容ではないかなというふうに思っています。

○2番（青山浩二君） ここ近年では、このネーミングライツの範囲が拡大し、通常募集をするような地方自治体が施設などを指定するのではなく、命名権を購入したい民間事業者などが、命名したい施設を提案できるという「提案募集型ネーミングライツ」というものが行われ始めているようでございます。これは通常、随時受付を行い、民間事業者の方からネーミングを購入したい施設、名称、金額、期間などの提案を受け、自治体内での関係機関との調整、自治体と事業者による協議などを経て決定するという仕組みであるようでございます。このように民間ならではのアイデアを広く市民から意見を募集することも大事であるというふうに考えますが、このことについて市長、どうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

ネーミングライツを導入する場合には、スポンサー企業が、公共施設の命名権を取得すること

による広告媒体としてのメリットと、公共性、平等性を意識する市役所とのずれ違いも発生する可能性があるということでございますので、導入前は住民への意識調査も望ましいのではないかと考えています。

また、導入の可能性及び適正な条件設定を行うためには、対象施設の選定を含め、施設の広告主となりそうな企業に対する事前の営業というか、調査も必要ではないかなというふうに思っています。

○2番（青山浩二君） 通常のネーミングライツであるとか、先ほど申した提案募集型ネーミングライツであるとか、ネーミングライツにも様々な形態がありますが、この事業を導入すれば様々なメリットがあるように思います。そして逆に課題も出てくるように思いますが、このことについて、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公共施設を管理する市にとりましては、やはり施設の維持管理ということ、そしてまた運営費ということがございます。ネーミングライツによるスポンサー料等は、その時の貴重な財源になり得るということでございまして、更に金額によっては地域や青少年の育成にも充てられるということで、メリットは多々あるというふうに思います。しかしながら、スポンサー企業を募集したものの全く応募がない例や、短い期間でネーミングライツを取得した企業が変わってしまうという可能性、それから、施設名称から地名がはずされてしまうというようなことで、ネーミングライツ契約企業が不祥事を起こした場合、その施設のイメージダウンにつながるということもございまして、いろいろなメリット、デメリットを考えながら取り組むべき事かなというふうには思っているところでございます。

○2番（青山浩二君） そういったメリット、そして課題もあるように思いますが、メリットの部分は、それはそれで伸ばしていき、課題は様々な角度から検証し克服をしていけば、素晴らしい制度であることは間違いないと思っておりますので、庁内での議論を活発化していただきたいと、そういうふうに思います。

そして今、自治体にとってのメリットを答弁いただきましたが、民間企業にとってもメリットは多数ございます。冒頭でも話しましたが、施設来場者へ告知・PR、企業商品の認知度向上、ブランドイメージの向上、地域住民の好感度の向上、顧客との接点の確保、スポーツや文化振興等の自治体の施策に協力しているというイメージの形成、地域に貢献するという企業姿勢のイメージなど、民間にとってもプラスの要素が多いのであります。私から見てみると、こんなに双方にとってメリットが多い施策に、なぜ今まで着手していないのか不思議でなりません、過去にこのことについて議論したことは無かったのか、少しお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えします。

今議員がお話があったように、様々なメリットがあるということで、本市においてもいろいろな施設についてネーミングライツの議論があってもおかしくなかったのではないかなという御指摘でございますが、残念ながら、そのことについては無かったということでございまして、多分

それは、もしそのようなことの議論を進めて、本当に進出していただける企業があるのかどうかということから、まず心配しての議論が進まなかった状況じゃないかなというふうに思ったところ。もっと果敢に攻めていくべきだったのかなと、今は思っているところでございます。

○2番（青山浩二君） 民間活力がスポーツ振興、文化振興に寄与し、それがまさに協働による地域の活性化にもつながっていくものというふうに思いますので、ぜひこうした仕組みづくりをつくっていただきたいというふうに思います。

そして、このことが本市と企業、そして利用者である市民の皆様にも御理解をいただいて、三者それぞれ有益な関係ができるのではないかとというふうに思っております。

本市としても厳しい財政状況の中で市民サービスを低下させず、公共施設を維持していくためには、新たな税外収入の確保が必要であり、公共施設のネーミングライツはうってつけの政策であるというふうに考えます。

本市には野球場をはじめ、陸上競技場、体育館、テニスコートなどを備えた総合運動公園、そして文化会館を始めとした様々な施設が多数ございます。有明の野球場に関しては、毎年韓国の大学生が約1か月に渡りキャンプを実施しております。松山のテニスコートにしても、市外の団体選手の利用が多い状況でございます。そして、陸上競技場、しおかぜ公園ではサッカーフェスティバルで多数県外の高校生が毎年やってきております。更には2020年には国体も控えている状況でございます。地元企業が命名権を購入し、企業名や商品名のついた競技場であれば、一気に企業側の知名度も上がるのではないかとというふうに考えています。ぜひともこういった考えのもとで、積極的なネーミングライツの導入に向けた前向きな検討をお願いしたいというふうに思いますけれども、最後に市長、いかがでしょうか、市長の思いを聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併しまして10年を過ぎようとしています。そのような状況の中で、ますます市の財政状況は厳しいというふうになってきている中で、ただいまお話があったように、新しい財源が確保できるということになれば、そのことについては、積極的に取り組むべき内容かと思えます。

今後、県内自治体や他団体の例も参考にしながら、関係各課で協議を進めてまいりたいと思います。

○2番（青山浩二君） 今、市長御答弁のように、今後協議をしていくというふうに御答弁をいただきました。しかるべき時期がきたら、しっかりと検討して行って欲しいというふうに思います。

そしてまた、その時は私もまた、この質問を再度投げかけてみたいと思います。そして、税外収入により、本市の財政状況が少しでも改善することを期待いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（上村 環君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。



○議長（上村 環君） 以上で本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3 時34分 散会

平成27年第4回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成27年12月9日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

八 代 誠

平 野 栄 作

小 園 義 行

出席議員氏名（17名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	16 番 岩 根 賢 二
17 番 東 宏 二	18 番 小 園 義 行
19 番 上 村 環	

欠席議員氏名（2名）

12 番 毛 野 了	20 番 福 重 彰 史
------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、市ヶ谷孝君と青山浩二君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

発言を許可します。

まず、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 改めまして、皆さんおはようございます。

真政志の会、八代誠でございます。この場に立たせていただき7回目の一般質問になります。早いもので、来年の2月をもちまして、議員として2年が経過いたします。いまだに議員として力不足を感じておりますが、残り2年間精一杯頑張っていきたいと思っております。

まず、質問に入ります前に紹介しておきたいことがございます。昨日は、「全日本歌唱力選手権」に出場した市内の若者が日本一になったことが話題になりました。私にも3人子供がおりまして、一番末っ子が志布志高校を卒業いたしました。その同級生が昨日の坪田君でありまして、先週金曜日から、「こういう子が出るので、お父さん、ちゃんと投票してね」ということで、家族内大騒ぎでありました。優勝した坪田君は決勝で「HOME」という題名の歌を熱唱いたしまして、最後に「ふるさとのことを思いながら歌いました」ということで、感慨深く話していたのが、本当に印象的でした。

また更に、昨日ちょっと中継もあったわけなんですけど、来年2月には2回目の鹿児島ラーメン王決定戦が開催されます。うちの志布志市のマルチョンラーメンさんは、ディフェンディングチャンピオンということで、シード権によって出場が決定しております。

もう一つですね、明けてすぐ2日と3日に開催される東京箱根往復駅伝大会に東洋大学が出場するんですが、本市の有明町出身の野村峻哉君という子が秘密兵器的な存在で出場するんじゃないかということで、話を聞いております。志布志が話題になるイベントが目白押しですので、皆さん時間が取れるときには、ぜひ応援をしていきたいなというふうに思っております。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答方式により質問してまいります。

農業振興についてということで、まず最初に茶業振興について伺ってまいります。このことにつきましても、私自身もそうですが、複数の同僚議員も一般質問において茶業農家の苦悩について様々な角度から市長にお願いしてまいりました。

早速本題に入りますが、本市におきまして、上水道の供給に対して、需要が上回ってしまい、やむを得ず取水制限をしたことはないのか、そういった状態が懸念されて、地域住民の方々

への制限に関する広報などをしたことはないのか、そういう実績ですね。

また、その実績がある場合、その要因として、どんなことが原因だったのか、その特定される要因について伺っていきたいと思います。更に、そういう事態を受けて、実際採られた対策ですね、取水制限に対する防止策を採られたことがあるのか、実績があればお示してください。

○市長（本田修一君） おはようございます。

それでは、八代議員の質問にお答えいたします。

水の上水道の供給に関しての御質問でございますが、平成23年4月におきまして、生葉洗浄のため、平常年より多くの水道水が使用され、供給量に不足を生じまして、宇尾配水系の伊崎田地域で給水の制限と節水のお願いをした経緯がございます。

給水制限につきましては、水道大口使用の茶工場数箇所を給水バルブ調整を行い、給水量の調整を図ったところですが、誠に地域の皆様及び茶業農家の皆様に御心配とご迷惑をおかけしたところであります。

その後、水道供給量の増量を図るため、送水ポンプなどの水源施設の改善を2か年に渡り行い、給水の万全を図り、現在は改善されている状況でございます。

○4番（八代 誠君） 今、市長の方から御答弁いただきましたが、平成23年に伊崎田地区で、そういった水の制限をしなければならなかったということでもございました。伊崎田には、茶工場が数軒ありまして、また、地域名では鍋っていう表現をするんですが、そちらにも農協さんが経営される大きな茶工場がございます。時期によっては、伊崎田には小・中学校もありまして、プールを使用しなければならないというようなことで、非常に水の利用が多かったように記憶しております。いずれにしても、それだけの水を使用しなければならない理由というのがあるからだと思います。桜島がもたらす降灰が原因なんだろうなということなんです。それぞれの工場によっては、上水道を使用したり、あるいは自前でボーリングをして地下水を利用される、その取水の手法というのは、統一はされておりません。お茶の農家さんに話を聞きますと、一番茶及び二番茶、更には秋番茶の収穫、加工時期が影響を受けているようでございます。灰の除去作業になるんですが、畑で摘んだ生葉を生産ラインに乗っける最初の段階で、生葉管理装置に保管します。トラックに積んでトラックからダーツというような形で、その装置に一旦降ろすわけですね、それが生葉管理装置という部分になるそうです。その保管された生葉の製造工程に入る前に、灰を落とすために洗浄装置で水洗いされて、その後ベルトコンベヤーに乗かって次の工程に移っていく。その段階でも上水、先ほど申しましたボーリング地下水を使用して、シャワー状にして仕上げ洗浄されていきます。更に、水分が多いわけですから、脱水あるいは除水装置によって生葉表面の水分を飛ばして生産ラインにやっここで乗っかっていくということです。ここまでが降灰という、私たちが住んでいるこの鹿児島県内農家が頭を抱えなければならない、余計な作業工程になるわけですね。こういった灰の除去作業に係る費用を調査してみました。

真水、先ほど話しましたように、上水道あるいは地下水を使っている、これは各工場によって異なります。そして、今の水ですね、水と動力、電力ですね、それから、燃油、乾かさなければい

けないということで、普通に風だけということもあると思うんですが、温風で乾燥させなければならぬので、重油あたりが必要になってくるということでありました。そして、更には人件費ですね、こういったものが生葉1kg当たり約10円経費がかかっているということでした。この10円というのは、単に、これくらいだろうということで設定された数字ではなくて、ある工場さんに行って話を伺ったところ、その数字については、しっかりした積算根拠がございました。数年かけて出した数字だということで、私、10円と言いましたが、そちらの方では9円80銭というような確かな数字を示されたところでした。この生葉1kg、約10円かかるんですが、製品になると蒸し方で、その数量は変化いたします。標準で約20%の歩留まり、深蒸しという種類になると16から18ということでしたが、約17%の歩留まり、そういった形に変化していくということです。ですから、逆算していくと、今度はお茶の製品1kgを製造するのに、約50円から60円程度が、この降灰除去作業に関わる経費ということが言えるかなというふうに思います。この数字については、私があくまで個人的に調査した数字ですので、これですよという数字ではないんですが、大体お茶の製品1kgに対して、降灰があるばかりに50円から60円の余計な経費がかかっているということです。

先ほどは、あくまでも上水道の使用量について市長に、そんなに使ってるんですよということと質問をいたしました。この降灰除去に対する現状というものを、再調査していただいて、水だけにこだわるのではなくて、この降灰除去作業全般関わる経費の一部を補助できないかなというふうに思っているところです。市長、このことについて、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の茶の作付面積は、平成26年度で1,225haとなっております、市を代表する作物となっております。

しかし、近年では全国的な消費の落ち込みで、荒茶価格の低迷によりまして、所得の減少から厳しい経営を強いられております。生産者にとっては、コストの削減を図っていかねばならない状況にあらうかと思えます。そのような中で、本市のように降灰の影響を受ける地域にとっては、水道水による生葉の洗浄を行わなければならない、降灰の影響を受けない産地からすると、労働力や水道料金の費用が加算されるなど、経営コストが上昇しているのが現状であります。

これまでは、活動火山周辺地域防災営農対策事業で降灰防止・降灰除去施設等整備事業によりまして、摘採機能付き除灰機械や、摘採前洗浄機械、生葉洗浄脱水施設整備に国や県の補助事業を活用してきております。

また、茶園では、地下水や畑地かんがい用水を利用しましては、スプリンクラーで散水するなど、ほ場においても降灰の除去に努めております。

しかし、桜島による降灰は降り続いており、生産者はほ場で、また茶工場で洗浄、脱水し、二重の対策を講じながら生産加工に取り組んでおられるところです。

こちらの方で試算しました生葉洗浄にかかる経費につきましても、生葉1kg当たり10円となっております。

お尋ねの降灰除去作業にかかる経費の一部助成につきましては、他の作物との均衡性から難しいというふうに考えております。

○4番（八代 誠君） 今、市長が言われた、本市には1,225haのお茶畑があります。反当約生葉が600kg、収穫できるということですので、そこから逆算していくと、その一部を補助できませんかということになると、莫大な数字に、実はなっていくわけですね。そういったことで、市単独では本当に、これ厳しいのかなというふうに、私自身も思っております。

しかし、今市長が言われたように、お茶というものは、市を代表する作物であるというのは、市長も今お答えの中にあっただけなんですけど、少し視点を変えて考えてみたいというふうに思います。

今、市長が言われた活動火山周辺地域防災営農対策事業という補助事業が展開されています。27年度の予算では、園芸では約1億円、茶業関連では7事業主体において、6,357万円が計上されておりました。これは、お茶の生育遅れ、これも先ほど市長が言われたんですが、お茶の生育遅れの被害防止、及び降灰除去作業のコスト軽減のための乗用型摘採機能付き除灰機、ですから、お茶を摘む機会に灰まで取り除く機械に対しての、購入するための補助制度であるわけです。

園芸についても同じで、施設整備や機械の購入に対しての補助制度はあるわけですね。しかしながら、お茶を摘んでお椀に生葉を、こういう機械を使ってでも、お茶を摘んでお椀に水をためて、摘んできたお茶葉を入れてみると、やはり灰が残っているということで、どうしても洗浄というものはしていかなければならない。確かに、量としては、そういう機械があるから、大分経費というものは削減できているというふうに思うんですが、農林水産省において、つまり国ですね。お茶をどうも嗜好品だと位置付けているみたいなんです。私、この嗜好品と言われたときには、「はあ」というふうに、実際思ったところでした。ですから、お茶はたばこと同じ扱いということなんです。

先ほどもお話ししましたように、市長は「お茶は市を代表する作物ですよ」と言われましたが、私はれっきとした農作物だというふうに考えております。お茶の畑に対して、皆さんお茶畑っていう表現をされます。だから、その「嗜好品」という言葉に、私は非常に疑問を持っております。確かに「飲まんなら飲まんよか」ということ、悪い言葉を使えば、そういう扱いになるかと思いますが、国や鹿児島県のそういう補助事業において、採択基準というのがあるのは、本当十分理解できます。こういった採択基準の降灰事業を使って、機械とか設備とかを購入する、そういうことの基準の見直しについて、ぜひ市長に市単独で補助金、何かできんですかということでお聞きしましたが、本当に私もちょっと厳しいかなというふうに思っているところです。であれば、そういった補助事業が国と県において行われているわけですので、そういう採択基準の見直し、そこをもう一回調査していただいて、できれば市長に強い働きをしていただきたいと。また、そのことはお茶だけではなくて、農作物全般、降灰に影響を受ける、そういったものについても同じような考え方で、市長、何とかそういう会合、市長として出席される土改連とか、そういった形の、あるいは国会議員と会われるというようなこともあるかと思っておりますので、そういう強い

働き掛けをぜひしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お茶が嗜好品ということについては、私もちょっとどうなのかなというふうには思っておりません。

農水省で、昨年ユネスコの方で、日本の和食が世界自然遺産に指定されたということで、その時にポスターがつくられておりまして、そのポスターの中に実はお茶が入ってなかったんですね、その時に農水大臣、そしてまた政務官等にお話しまして、ぜひ農水省の局長さんたちにもお話しまして、このポスターはおかしいんじゃないですかというようなお話も申し上げたところでした。担当の方々、その関係者の方は十分分かっているんだけど、お茶は、そういった嗜好品というか、和食には入らないんだよね、というようなことで、別途対策は考えるというようなお話はされておったようでございます。

ということで、日本を代表する飲み物ということで、お茶というものについては、もっともっと深く認識していただきたいというふうに思うところは、まさしく議員の御指摘のとおりでございます。

ということで、この降灰対策につきましてとっている茶業農家の厳しい状況というものについて、ほかに何か対応することはできないかということ考えたときに、一つには、井戸を掘るということも、自前の水源を確保するということもあるんじゃないかなということで、このことについては、従前から要望してきておったところでもあります。平成26年度事業によりまして、新規で生葉洗浄脱水施設を導入する事業主体において、ボーリングなどの水源施設を整備することが可能になってきたということでございますので、今後も現場の実情を把握しながら、自然災害に対応した、この降灰に対応した生産者の要望を改めて関係団体とともに協議し、国や県に声を届けてまいりたいというふうに思っております。

○4番（八代 誠君） 上水道を使用することではなく、ボーリングをして地下水をくみ上げるということが、新設する工場、あるいは改良する工場に対して、そういったことができるようになったんだということで、担当課の方に伺ったところ、話を聞いたところでした。そういったことで、やはり先ほど話しましたように、今の採択基準というか、基準ですね、マッチしないことがあればそこを農家さんに対して、基準に合わないですよということではなくて、もちろん職員の方々は、そういうことをどこに言っているのかということになりますので、そういったことに対して、市長の方で集約されて、いろんな会合に出られるときに、そういったことを、この基準というのは志布志市だけではなくて、鹿児島県の防災営農対策には合わないですよというようなことをですね、やっぱり大きく表現していただきたいなというふうに思っております。

実は、お茶生産は10年ぐらい前ですかね、絶好調であったわけです。しかし、今回このお茶のことで、有明町が中心になってしまいました。お茶農家さんに話を聞きに行くと、どこどこ製茶さんが、もう今年度を限って工場を閉めると、3件ほどそういう話を聞きました。そういう話を聞くと、本当にそういう閉められる農家さんに会った時に、どんなふうに声をかけていいのか

なというふうに思ったりもします。いろんな形の経営のやり方というのがあるんですが、そういった形で、もちろん市長も御存知で、いろんな対応をさせていただいております。

昨日も全員協議会の中で、駅舎の説明があった中に、「お茶畑が必要なの」というふうに言われましたが、「いやぜひ必要ですよ」、市長のそういう想いというのは、そういったところにも出てるんだなというふうに、私、感じたところなんです、相当厳しい状況にあるということで、いろんな所にいろんな場所で、そういった強い働き掛け、基準に対しての見直しもやってくださいというような形で、ぜひお願いしていただきたいと思いますが、市長、最後にもう一回、そこら辺のことを市長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、茶業につきましては、本市の農業の中でも主幹作物となっております、茶業農家があげる所得が減少しているということについては、本当に私としましても、何らかの対応をしなければならないということで、ここ3年、4年一生懸命取り組みをしているところでございます。しかしながら、これは全国的な話でございまして、全国的に消費が減少しているということが、まず大きな要因と。そしてまた、その原因となるのが、様々な飲み物が増えてきているということが原因となってきているということでございます。そのような状況を打破するためには、業界においては、何が必要かというふうに考えたときに、一つは輸出、一つは茶の機能性に着目して、日本国民全員にこのお茶の機能性が高いということを認識していただくような風習になれば、茶の消費がぐんと伸びてくると。そしてまた、輸出においても、そのような観点から安心・安全な飲み物であると、それを生産できる日本国の生産品だよということが伝われば、ある方に言わせれば「たちまち日本茶は足りなくなりますよ」というお話でございまして。そのような将来的な展望を描きながら、一つ一つ対策を練ってきている。そしてまた、いろんな会合において、そのようなお話を申し上げながら、一緒になって、そのことについて、消費拡大について取り組みをしていきましょうよねというようなことの発言はしてきているところでございます。

そのようなことでございますので、ぜひ将来的には、そのような時代が到来するということを生産者の方は持っていて、ここは踏ん張っていただいて、引き続いてそのような時代が来た時に、良かったよね、あのときばっとなって、というようなことが言えるような時代にしていきたいなというふうに思っているところでございます。それには、今お話がありましたように、一つ一つ課題がございまして、その課題についてなるべく関係機関に働き掛けながら、私ども共に対策を練り、また予算を立てて事業化するわけでございますが、特にこの件については、今申しましたように、関係機関、特に国において、様々な関連事業を提示されるというふうに期待しているところでございますので、そのものに応じたものをすぐさま取り入れ、少しでも早い段階で経営が維持できるように、そして、向上されるような環境に持っていきたいというふうには思っているところでございます。

○4番（八代 誠君） ぜひですね、今市長が言われたように、今年度は200万円でしたかね、海

外だけではないトップセールスができる費用も計上がされておりましたので、明けてすぐか2月が分かりませんが、市長がそういった所にいかれた際にも、ぜひ全責任を持ってトップセールスをしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、T P Pのことで、関連しまして伺っていきたいと思います。

日本、アメリカ、オーストラリアなど、参加12か国が10月5日大筋合意し、来年2月以降に署名を目指す環太平洋連携協定、いわゆるT P Pであります。政府は対策会議を開いて、11月25日に総合的なT P P関連政策大綱を決定いたしました。今朝の新聞にも載っていたんですが、オバマ大統領が直接総理の方に、豚肉でしたかね、こんな姑息（こそく）なこともやるんだなというふうに思ったんですが、安倍総理が拒否したというようなことで書いてありましたので、ひと安心したところでした。

そういったことで、大綱を決定したということで、今年度の補正予算から、かなりの増額が予想されるのではないかなというふうに考えているところです。しかし、増額されたからといって大綱に示されたメニューというのは多岐に渡りますので、まずは、やはり国の機関、そして県の機関、表現は正しくないと思いますが、国がまず、こんだけよこせ、その残った分を各県に配分されて、そこから出先の地域振興局に配分がされて、志布志市が要望する国や県の補助事業に予算が付いていくわけです。本当に末端に位置するといってもいい、この志布志市にどれだけの好影響があるかは想像できないところなんです。通告書には「インフラ整備をはじめ」と示しましたが、まだ改良されていない農道、水路整備に非常に期待をしているところでもあります。3月に私も質問いたしました、「畑かん関係の事業が展開されている地区におきまして、測量設計とか、地元説明会とかあったにも関わらず、なかなか整備が進みませんよね、なんでですか」ということで伺ったところなんです。「要望はしているけれども、予算が付かないんだよ」というようなお話でありました。そこで、繰り返しになってしまうんですが、前回は畑かん関係のことだけでしたので、現在進行中の県あるいは国から補助決定の整備になっていくわけなんです。農道整備、水路整備事業について、その事業名と補助率、及びその事業量、事業量については、全体予算と件数、今年度を含む実績を示す金額と件数、来年度以降にまだ残っている件数と予算額は結構かな、件数あたりがどの程度、割合として残っているのかということをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国はT P Pに関しまして、本年の10月5日にアメリカのアトランタにおいて閣僚会合におきまして、大筋合意ということに至っております。国の方では、これを受けまして11月25日に総合的なT P P関連政策大綱を決定しまして、本年度補正予算の検討をしておられるところでもあります。政策大綱で、農政新時代という新たなステージに生産者が持つ可能性と潜在能力を遺憾なく発揮できる環境を整えることなどを挙げまして、攻めの農林水産業へ転換という体質強化などが盛り込まれているところでございます。

しかしながら、今回の補正予算の総体の規模は3兆円を超えるということで、その中で農林水産関係は3,000億円台ということでございまして、具体的な内容につきましては、T P Pの影響予

算を見極めてから固めるようですが、農道を整備する土地改良事業の取り組みや、畜産農家の効率化を戦略的に実施する事業などで、基金を創るという案も検討されております。

ということでございまして、お尋ねになられました農道整備や水路整備についてでございますが、まず畑かん事業の県営畑地帯総合整備事業でございますが、これは補助率が79.5%で、進捗状況としましては曾於南部地区で農道の計画が23本ございまして、11本が完成、水路の計画では12本ありまして、2本が完成しております。第三曾於南部地区では、農道の計画が19本ありまして、11本が完成しております。水路の計画が16本ありまして、4本完成しております。路線本数に対する進捗率は、約40%となっております。今年度の予算も要望額に対しまして3割程度の内示というふうになっております。ということで、なかなか思うように進まないという状況でございます。

現在の発注状況でございますが、茶園のスプリンクラーやハウスの散水施設を優先的に整備しまして、農道水路関係につきましては、農道工事が1本、1路線、水路の設計委託が1路線となっております。

また、耕地サイドの事業につきましては、現在、農業基盤整備促進事業で実施中の農道整備及び水路整備といたしましては、農道整備が1路線、用水施設が1地区の整備を行っております。こちらのほうは、補助率が国費で55%の補助率です。事業費にしまして、2,220万円となっております。

農業・農村活性化推進施設等整備事業で、水路整備につきましては、配水施設1地区、ほ場整備1地区の整備を行っております。補助率は県費が40%であります。事業費は2,449万円であります。平成28年度におきましては、農業基盤整備促進事業で、舗装工事4路線2,210m、暗きょ排水1地区、用水施設1地区を計画しております。事業費は7,620万円を予定しております。

また、現在の整備計画が完了し次第、次の計画を新規申請する予定でありまして、整備が必要な幹線道路や地元要望のある路線の現地調査を行いまして、事業採択要件を確認しながら、計画的に整備推進してまいりたいと考えております。

○4番（八代 誠君） まずは曾於南部、それから第三曾於南部、畑かん関係の数字について示していただいたわけなんですけど、まずもって、これはやっぱり畑かんということで、水を利用していただかなければならないということで、なかなかまだ末端施設等の整備を優先されていかなければならないのかなという気がしているところです。それでも、やはり要求されるものに数字に対して3割程度の配分しかされてないということで、この機会を私自身はチャンスだと思っておりますので、地元から要望があって計画はされていくんですが、いろんな課題等もあるかと思えます。そういった課題がある所というのは、順位が下の方になっていくんでしょうか、準備して、万全を期して整備ができるんだという、そういう箇所を、ぜひ準備をしていただいて、強い要望をしていただければなというふうに感じているところです。

畑かん以外の数字については、ちょっと、何割程度というお示しがなかったんですが、農業・農村活性化推進施設等整備事業、あるいは農業基盤整備促進事業、中山間地域は、これは区画整

理ですので、農業・農村活性化推進施設等整備事業、あるいは農業基盤整備促進事業等について、本市から要望額というのは幾らだったのか、また、その要望額に対して国は、鹿児島県ですね、示された事業費は幾らだったのか、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。その割合について分かればお示してください。

○市長（本田修一君） お答えします。

農業基盤整備促進事業につきましては、要望額9,640万円で、決定額が2,220万円で、交付率が23%でありました。農業・農村活性化推進施設等整備事業は、要望額が2,641万円で、決定額が2,449万円で、交付率92%でございました。

○4番（八代 誠君） 95%ついた事業もあるということですが、担当課により計画され要望もしている。国、あるいは鹿児島県から予算配分がされれば問題が解消されるということで、先ほども申しましたように、まさにこのタイミングではないかなというふうに考えているところです。そういった意味では、ぜひ担当課におかれましては、一層の努力をしていただきたいというふうに考えます。しかしながら、要望はあるんですが、先ほども話しましたように、用地関係で整備のめどが立たない、名義人が亡くなった、その相続人が何十人も関係している、そういった箇所ですよ。整備計画の採択基準を満足しない箇所、幅員、幅ですね、そういったところが該当しない。先ほど市長の答弁の中にもありましたが、道路については「幹線」というような言葉も使われたわけなんです。そういった採択基準に満たない箇所というのは、志布志市、自分はほとんどじゃないかなという気もしているところです。現在、先ほどもお話しました要望、あるいは計画をするんだけど、用地関係等で整備のめどが立たない箇所、更にそういった採択基準を満足しない箇所に対して、どんな事業を本市では展開しているのか。また、そのことについては、先ほどの事業がありました。国や鹿児島県からの補助はあるのか、それとも市単独でやっているのか、そのことについてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えします。

要望がありました採択要件を満たす路線については、今後も農業基盤整備促進事業で計画しまして、年次的に要望しまして実施してまいりたいと思います。

また、補助事業の採択要件を満たさない農道、水路等につきましては、砂利散布や生コン支給事業及び単独の土地改良事業や多面的機能支払交付金事業での対応を考えているところでございます。

○4番（八代 誠君） 今、市長から示されましたように、生コンあるいは採石の支給によって改善・整備をされている現状があるわけです。本当に限られた財源によって工夫された手法だなというふうに考えております。しかしながら、今年度6月、梅雨に入りまして、非常に今年は雨が多いでした。がけが崩れて田んぼに使用する水路が詰まった、あるいは畑に行く農道、田んぼに行く農道、崩れたというようなことで、現地に何回か走って行きましたが、やはりそういったところを整備しようとする場合に、受益者負担が必要になってくるということで、非常に悩ましいような現状になっています。ただ、現状として、生コン支給の事業をやってみましょうかとい

うことで、昨年そういったことで申し込みをされたところがあったんですが、私の説明不足もあるんですが、「生コン支給なんですよ」と言ったつもりなんです、そこの地権者さんたちは、もう市がやってくれるんだと勘違いされておりました、また次の年、ちょっと呼ばれましたので行って見たら、その作業ができてない、どうしてだろう、お年寄りが多いんですね。高齢化社会で「いやちょっと、そいであればできんど」というようなことでありました。支給をしても労力が無いと、じゃあそれを地元の建設業にというふうに言うんですが、そういうお金も無い。市内の中山間地域に限らず、自治会の運営については、非常に厳しい地区があつて、限界集落に近い自治会も現に存在しています。先ほど話しました、支給されるものはあつても、その作業はできない。9月議会においては、同一会派、平野議員から一般質問の中で、市長の答弁にもありました多面的機能支払交付金制度の利用についても議論されたわけなんです、私、伊崎田出身なんです、この多面的機能支払交付金制度についても、ぜひ活用してください。ああ、それはいい制度だねということなんです、締めで、その会計、あるいは代表者さんは、監査が入るかもしれないので、「そういう資料というのは、きっちりそろえてくださいね」と言われると、「そいやればできない」というようなことで、先ほどの現物支給に対しても対応できない、良い制度があるにもかかわらず、やっぱり引いてしまわれる、そういう地区がかなり多くて、どうしたもんかな、本当に苦慮しているところです。

先ほど言われましたお茶についてもそうだったんですが、国や県が要求する整備の採択基準を満たさない農道、ここをどうやって整備していくかということが、本当に課題になってくるのではないかなと。生コン支給、採石支給に対しても対応できる地区。それから、多面的機能交付金制度に対しても、もう取り組んでいる地区。しかし、今私が話しました両方ともに対応できない地区。この志布志市内においても5年後、10年後、私、相当な地域間格差というのができてくるんじゃないかなという気がしてならないんです。お茶の場面でも、そういった話をしましたが、本市がやっぱり抱えている現状というものを本当に精査していただいて、国や県に対して補助事業の基準、何かこう緩和できないのかなというふうに思っているところです。近いところでは、すぐ野井倉の飛行場跡地なども、幹線についてはかなり広いですが、軽トラック四駆かなんかで走らんと走れないような農道というのは非常に多いわけですね。その地区については、多面的機能交付金事業制度を利用されておりますので、年次計画をされて整備が進んでいくと思いますが、そういった労力がどうしても確保できない、支給に対して確保できない、あるいは多面的機能支払交付金制度についてもなかなか取り組んでいただけない地区があるんだということをどんな形でカバーできるのかと、そういうところも含めまして、補助事業の基準、緩和していただきたいというふうに思っているんですが、市長、どうですかね、今のその問題について意見をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、補助事業の採択要件に合わないというところにつきましては、多々あるところがございます。このことにつきましては、今お話がありましたように、基準の緩和を

求めるということについては、更に要望してまいりたい。そしてまた、一番大きな予算の確保についても要望を強くしてまいりたいというふうに思っています。

そしてまた、どうしても合わないところが出てまいりますので、そのことにつきましては、先ほど申しましたように、生コンの支給事業とか、そういったものを対応しながら、地元の方々と相談をしまして、地域の生産性向上を目指してまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） ぜひですね、そういった採択基準に対して、先ほどのお茶もそうでしたが、本当にこの地区にどこがマッチするの、国や県が示しているその採択基準、TPPの記事も結構目にするんですが、大型化大型化と言って、そんな地域というのが、この志布志にあるのかな、幹線だけをどんと新設で作れば、そういう補助対象になっていくよ、どこがあるのという気がしてならないところです。ぜひ市長の方から、国や県に対して、そういった補助事業に採択できる緩和策というものを頑張ってもらえればなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（上村 環君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

次に、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） こんにちは、こんなに早く回ってくるとは思いませんでしたので、まだちょっと心の整理がついておりませんが、通告書に基づきまして、質問に移らせていただきます。

今回質問をするにあたりまして、前回もやって、それを踏まえての今回の質問ということなんですけれども、いろいろまだ改善すべき点、たくさんあるのかなと思います。それと、今後この指定管理期間というものが3年から5年に見直された時に、我々議員としては、同じ施設を任期中にもう一度点検するということができなくなるのかなということで、また今回この質問を上げさせていただいたところです。

今回の定例会におきましても、また平成28年度新たに指定管理者が指定になるということになっております。公募の施設が2施設、非公募が9施設ということでありまして、いずれもが5年間の期間ということになっているようであります。

本市におきましては、平成19年に導入をされました。その時、私も指定管理者として最初手を挙げた一人でもありました。そういう経緯もありまして、この指定管理という部分につきましては、非常に興味を抱いていることと、今後このシステム自体が良い方向に向かっていけば、相当な効果が発揮できるものだと思うんですが、なかなか他の市町村の取り組みからすると、我が市においては、遅れているのかなという気がしております。そういう点で、ちょっと質問させていただくところなんですけれども、25年の第4回の定例会におきまして、同僚議員が質問をして、「少しまごつきながら取り組みをしたという経緯がありますので、改めてこのことが市民サービスの向上に本当につながっていくのかということ議論を重ねながら、今後も指定の管理をする」と答弁をされているわけです。ただ、市長は、このように答弁をされておりますが、今回の提案を見てみまして、果たして議論をされた跡があったのか、ちょっと疑問に思えるところが多々見受け

られております。導入以降においても、この指定管理者制度を十分に検証しながら、また各施設、個々に設置目的というものがありますので、それらを十分に指定管理者が、その目的に沿った運営をしているのか、そういうことが検証されてきたのかなということをちょっと疑問に思っているところです。

それと、また今回最多4回目の更新を迎える指定管理者の方々もいらっしゃいますし、初めて指定管理者となられる方もいらっしゃいます。そしてまた、公募公募によって指定管理を継続される方もいれば、公募で1回やって外れた団体もいらっしゃるようです。そういう観点から、この指定管理の在り方というものを再度検証すべきものがあるのではないかなと思っております。

そこで、今、私ずっと資料を目を通していきまして、ちょっと疑問に思っているところが数点あります。まず、4回ずっとやっている施設もあるわけなんですけど、選定を繰り返してきたわけですが、その際に公平性、透明性の確保という部分は確立をどんどんされてきているのか、どうなのか。そして更新の度、管理者さんは1回1回更新をするごとに、経験値が高まっていくわけなんですけれども、果たしてそのスキルというのは高まっているのかどうか。

そして、新規参入者、今回も1施設に対して新規の参入者がございますが、そこに対して決まっている以上、今後はその施設を運営していかないといけない。ただし、運営するのは初めてです。そういう観点からアドバイスとか、そして、今後の連携というのは十分に図られていくのか。

それと、これまでもやっていらっしゃると思いますが、利用者側からいろんな要望や苦情が出されていると思いますが、そういうものが適切に改善されて、それがうまく構築をされてきて、そしてまた、今回の更新につながっているのか。それと、協定書の見直しや、管理運営上における管理者目線に立った管理条例等の見直しまで行っていらっしゃるのか。そして、所有者である市側といたしましては、施設の長期的な維持管理に対して、どのような取り組みを行ってきたのか。そしてまた、どういう計画を持っていらっしゃるのか。各施設の業務評価が統一した形で実施されているのか、などという面でまだまだ十分ではないような気がしているところでございます。

そこで第1点目といたしまして、この指定管理者制度が平成19年度に導入されて、もう長い期間が経ちました。それと、先ほども申しましたように、今度で3回は確実にやっている方もいらっしゃるわけです。そして、この期間、ある程度の効果というものが認識されていると思うんですが、そこにつきまして、どのような効果があったのか、具体的に24年度も質問しましたら、総合的なもので、つかみようのない回答でした。できましたら、具体的な形でお示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

指定管理者制度の成果ということでございまして、指定管理者制度導入の目的としましては、「公の施設の管理について、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しまして、住民サービスの向上を図りつつ、経費の節減に努めること」としてあります。

本市の公の施設については、現在99施設の中で、指定管理者制度を導入している施設は43施設であります。指定管理の導入効果として、まず施設管理費については、直営で管理していた導入前では軽微な補修であっても、現場立ち会いや、事務手続き等の一連の事務処理が必要であったわけですが、導入後につきましては、指定管理者において施設を管理することでこれらの事務が軽減され、効率的な運用が進んでいると考えます。さらに指定管理団体としましても、施設を管理運営させるための雇用の確保及び拡充に結びついているものと考えております。

一方で、施設の維持補修費については、施設の老朽化に伴う修繕費や消費税増税による影響で、増加傾向にある状況となっております。今後も行財政改革を進める中で、公共施設の管理の在り方について研修を行い、施設サービスの向上と経費の節減について努めてまいります。

具体的にということですが、例えばシルバー人材センターの場合でございますと、現在当団体が指定管理者として管理している施設につきましては、有明体育施設と城山総合公園の運動施設となっております。施設を管理していく上で、これまでに有明体育施設延べ43人、城山総合公園の運動施設で延べ45人の雇用創出が図られたということでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

指定管理者制度については、多様化する住民のニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図るものであります。

教育委員会といたしましても、この指定管理者制度を導入しまして、多くの社会教育施設、文化施設、運動施設等の維持管理を委託しております。

指定管理の効果につきましては、それぞれの施設の指定管理者と毎年度事業計画や管理業務の協議を行いながら、利用者の利便性を高め、住民サービスの向上を図っております。

また、ほとんどの指定管理者では、施設の利用率を高めるため自主事業も実施されており、新たなサービスの充実も図られているところであります。

具体的な指定管理者制度の効果ということにつきましては、例えば、文化施設におきましては、生涯学習講座を受ける市民が非常に増えているという状況もありまして、私どもとしましては、3,000人を目標に今、取り組んだり、それから全国的にも有名な創年市民大学との協議とか、そういうことで、非常に内容的にも充実している、そういう施設もございます。

以上でございます。

○7番（平野栄作君） ほとんど前の回答と一緒ですね。市長の答弁の中で「雇用創出が図られた」ということですが、これはシルバー人材センターは雇用関係は発生しないという施設で、会員さん方に仕事の場を提供する意味合いからいくと、雇用の創出には当たらないんじゃないかなと思います。そこは、ちょっと他の施設の管理者とは、また若干違う意味合いで捉えられた方がいいのかなと思っております。

それと、その文化施設についてもですけれども、今、創年市民大学との相乗効果等があるというふうなことですが、今、管理をされている団体、次はまた違う団体になりますよね。それがス

ムーズに、多分実際やっていらっしゃるところが受けていかれるわけですから、スムーズにつながっていくと思うんですけども、実際今までは、その事業だけをやっていらっしゃったところが、今度は施設の運営までをやられる。そうした時、非常に負担がかかるわけですね。今まで他がやっていたところを、一緒に事務所にいるから、次からは、その施設の管理もやりなさいというようなことで、今度指定になるようですけども、そうしたときに、今までうまくできていた事業について、負担が出てきて、集中できなくなる可能性もあるんじゃないかなと、この出してある資料を見ても思えるところがあるんですよ。前回においてはですよ、非公募による選定理由といたしまして、「指定管理者候補の前身である志布志市公共施設管理公社が平成4年の設立から管理を行っている」と、そして、非常に熟成されていると。そして、今回も適任であるというような形で選定をされておまして、今回は今度は違う目線ですよ、効果的かつ効率的な施設の管理を行うため、当該施設の指定管理の在り方に関し、検討し、協議した結果、施設の管理及び生涯学習推進事業を同一事業者が行うことが最も合理的であると考えられる。ということはですよ、ずっと長年やってきて、今の実績を残している。しかし、今度は市の目線で一緒にいて、そこに一緒にいる事務所、だから二つがあるとおかしいから、一緒にやったほうが効率的だと決めつけたような選定の仕方、それも非公募という形になってる、果たしてこれがどうなのか。

それともう一つですよ、経費の縮減、削減ということの捉え方、これについても毎年、管理の更新の時だけなんですけれども、管理料の推移が出てきますよね、これは減少したところは1か所も見ることがないんですよ、毎年増えています。多分年度協定の中で協議をされながら、消費税の関係もあると思います。そして、いろんな形での修繕とかあって、その部分が加算されることは当然分かります。ただし、原則、経費の縮減を言うのであれば、どこかでか下がることも必要じゃないかなと思うんです。

それともう1点が、この「最大の効果」というのをうたっております、文章でありますね。この「最大の効果」という捉え方、これがものすごく分からないんですよ。市民の利用する方々に対して最大の効果を発揮する、このことをちょっとお示しをいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 文化会館の指定管理者の在り方について、今回設備、あそこの管理と、それから事業をすることが一緒になっていたところを、今回、別にしましょうということで提案をしているわけですけども、このことについては、これまでずっと懸案事項として残っているというふうに私は聞いております。と申しますのは、いろいろとあそこを使用するにあたって、あそこに一人いらっしゃるわけですけども、その一人の人が管理を受け持ち、そして、他の人たちは自主事業、いろんなことをやっていくというようなことで、どうも市民からとってみても、非常に分かりにくい、そういう体制になっているということで、今回は一緒に全て賄ってもらおうというような形にしたわけでありまして。このことによって、今議員が心配されているように、いろんな他の事業に影響があるというような懸念をされておりますけれども、そういうことがないように、私どもも十分な配慮をしていけたらなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○総務課長（萩本昌一郎君） 全体的な指定管理という形で、特に御質問のありました経費の削減は、どうなっているのかということで、御質問がございました。議員の御指摘のとおり、今回議案に上げているそういう施設を含めまして、指定管理料が当初からいたしますと、削減になっているものは、残念ながらないわけでごさいますし、理由としましては、議員も申されました消費税の関係もごさいますし、人件費の高騰もごさいますし、それから燃料費、そういったものを含めまして、本当に経費の面だけで申しますと、大きな削減効果というのは、数字的には無いところでございます。ただし、市長も答弁いたしましたように、直接管理をしていた頃から申しますと、指定管理者の方に、今お願いしているわけですので、軽微な補修であったりとか、修繕であったりとか、あるいはいろんな形で、職員が関わっていたものが、それが指定管理者の方が、今担当していただいていると。つまり職員の適正化計画等で、私どもは今、段階的に職員の方の定数削減もしているわけでごさいますけれども、そういった当初から申しますと、七、八十名削減している中で、こういったこと等が指定管理者の方でお願いできているということは、数字的には削減ということにはなりませんけれども、人間的にみますと、人が減っていく、職員が減っていく中で、指定管理者へお願いすることで、そういったもろもろの施設の管理ができていくというふう理解をしているところでございます。

それから、最大の効果というようなことで、これも全体的な立場で、お答えいたしますけれども、市が直営で行うことよりも、指定管理者、民間の活力、民間のそういうノウハウ等を活用することによって、施設の対応はいろいろ違いますけれども、それぞれ施設ごとにいろんな形での民間のそういうノウハウ等を管理に活用することによりまして、市民サービスは直営よりは、今、教育委員会の方でも答弁がありましたけれども、以前からすると、市民サービスに向上して、つながってる部分もあるのではなかろうかというふうにごさいます。

○7番（平野栄作君） 今、おっしゃるとおり、最大の効果ですね、変わってから開会時間が早めになったりとか、そういうところは目に見えて出ていますよね。だから、グラウンド・ゴルフをされる方とか、早朝からやりたいという方についても、そういう形ですぐ手配していただいて、そしてまた、年間予約等もやっていただいて、ダブらないような形の、重複しないような形の調整もできるようになっている。そういうところは本当、見えるんですよ、ただ、そういうのがなぜこれに出てこないんですかね、評価じゃないんですか、それ。そういうことを良いところも、やはりずっと出すべき、悪いところもやはり出して、これはこういうふうにごさいますよということも出さないと、我々は出された、この資料で見るわけですよ。

それと、もう1点ですけれども、開田の村と農業歴史資料館は前回提案された時には1本で出されておりましたよね、途中でまた再提出になって、二つに分けた形で提案がありました。そこが、いきさつがどうやったか、ちょっと覚えてはおりませんが、金額が合算になっていたもんだから、多分それを分けるということだったと思います。

それと、もう1点が、前管理者が、公園の方ですけれども、維持管理についてはやっていたの

に、それを直営に市が切り替えて、また今回戻しているというような、何か曖昧な形態も出ていますよね。これは、多分その時も指定管理者は、指定管理者がやった方が目が届くから、管理は行き届きますよということだったのにもかかわらず、市が直営に戻した、そして、クレームが来た。そして、また元の状態に戻しているわけですよ。そこらあたりって、市はどうなんですかね。指定管理者がやって、この方がいいですよという提案をしたにもかかわらず、市がそういう形で、多分監査での指摘事項だっと思いたしますが、変えている。そしてまた、市民から苦情がきて、また元に戻している。こういう流れもあるわけですよ、この管理の中で。そこらあたり、教育長どうお考えですか。

○教育長（和田幸一郎君） 有明開田の里と、それから歴史資料館、それぞれ目的が違いますので、そういうことで、今回二つに分けていると思いますけれども、1回市の方へ出された計画が、また市民からの要望で、市民からの何かクレームで変わって、また元に戻ったという、そこら辺のいきさつ、ちょっと分からないんですけれども。基本的には指定管理者制度というのは、冒頭申しあげましたように、経費削減と、もう一つ市民のニーズに応えるということもありますので、どれぐらい応えられたのかというのは分かりませんが、市民のそういうニーズに応えるために、再度このような形がとられたのかなというふうに思っています。経費の削減という部分と、それから、市民のニーズに応えるというのは、どうしても市民のニーズに応えようとすれば経費を上げなきゃいけないという部分もあったりするので、そこら辺の何か持ちつ持たれつ関係といますか、そこが非常に難しいところがありますけれども、今回の前のいきさつというのが、ちょっと私の方も十分把握されておりませんので、この件については、課長の方に答えさせてもらいます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 開田の里公園の部分でございましてけれども、以前、平成24年度までは建設課の方で所管をしていたところでもございましたけれども、利用される方が、農業歴史資料館の方に来られて、利用の手続き等をされるということでございましたので、市民の利便性を考慮しまして、生涯学習課の方の管轄ということに変えまして、指定管理の方もお願いしているという状況でございます。

○7番（平野栄作君） 十分分かるんですよ、流れは分かっているんですけども、結局、最大の効果を求めるためにやっていた、そこを指摘を受けました。多分維持管理についての芝刈りなんかをば全部委託をしていたから、その部分が再委託をすることはおかしいんじゃないかという監査委員からの指摘があったのを受けて、多分変えられたと思う、直営に戻った。そしてまた、もうめちゃくちゃやったですよ、管理が。向こうも時間がないもんだから、予定した日に入れざるを得ない、雨が降ろうが、天気であろうが、その予定した日にしか作業ができない状況の中で管理をしてきて、結局は大きな苦情につながっていった。そういう経緯があるんですよ。だから、これ何かおかしいんじゃないですか、統一性が。だから、そこはやはり市としても、所管課であれば、そこはやはり言いきるべきだったと思うんですよ。あっちに行ったりこっちに行ったり、これが本当の最大の効果を求めているんだろうかというのが非常に危惧されるんですよ、そ

こをもう一遍お願いします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 平成24年の段階でそのような協議を行いまして、一括して管理をしていくということでございます。

また、管理作業につきましても開田の里組合が直接する部分とシルバーに委託する部分を整理しながら、管理を進めていくという形で協議をした経緯はあるところでございます。

○7番（平野栄作君） 今回質問をするにあたって、いろいろ調べてはみたんですが、なかなかそういう資料が出てきませんですね、やはりちょっと1枚だけあったんですけども、この指定管理を行うにあたって、段階を市の方で設定をしてるんですよ。ここは最初5年間ということですので、1期目、2期目、どういうステップアップをしているか、していくのか。そして、その中で行政が受け持つ部分、指定管理者が受け持つ部分、そういうのを明確に示している。そして、組織の在り方も市、指定管理者じゃなくて、市と一体となった管理を進めていく、そういうことを明確に示しながら、市民の利便性向上を図っていく、そしてまた、3期目という形で、市の方でこういう計画をつくって実施をしているところもあるんですよ。ただ、うちののを見てみると、本会議の中でもいろいろありましたけれども、本当に市として、この指定管理に、もうちょっと検討したのかなと、前提案された時の意識が、今回もそのまま出てきているのかなと、全く進展がない中で、ただ時間がきた、はい次はもう非公募でいきましょう、3年から5年にいしましょう、新規であっても5年でいきましょう。何かそういう形で出ているような気がする。その裏付けとなる、こういうものを示しながら、実際こういう形で、これまで経過してきて、これを踏まえて次のステップとして、こういう形の今回指定管理の提案をしますというものがあれば、我々の受け取り方も違うと思うんですよ。ただ、こういうものも何も示しがいい中で評価をされ、この評価についても各所管課の担当課でやっていらっしゃるんですかね、また、そのことについて後で質問しますけれども、そういうことをやっていらっしゃるんです。ですから、この指定管理を先ほど総務課長がおっしゃったように、今後人員削減なんかが進んでいくと大変貴重な部分なんです。そしてまた、この指定管理者の方々もステップアップをしていただけて、自分で、こういうものを進めていただけていっていただけないんですよ。それがずっとこう、資料を目を通して見るけれども、行ったり来たりして、全く上にステップアップしていないような気がする。そこをもう一遍、どう思われているかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

指定管理者制度の導入につきまして、その導入の当初から議員の皆さん方からも、様々な御意見等を寄せられて導入がされたところでございます。その中で、指定管理につきましては、行政が保有する施設について、民間に移管できるところについては、原則移管というようなことで、この指定管理者制度が始まったということございまして、今、振り返ってみると、ひょっとすると直営のままにいくべきだったところにおいても、そのようなことがとられたのではないかなというような反省もしたところでございます。そのような中で、今回また改めて指定管理者を定めるということで、その評価について考慮しながら、次回の指定管理者を定めるところでござい

ますが、施設自体が非常にもともと直営であった施設を新たに指定管理者を定めながら、民間の方々に委託して行っていくということで、なかなかその受けられた方々も、従来の流れの中で取り組まれて、その新たなサービスの提供ということについては、なかなかそのような道が見出せなかったのかなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、今回改めて、こうして私どもが指定をしようという時に、3年というものについては、若干短かったので5年という指定期間を考えて指定するとなれば、その中で、新たな工夫が生まれて、そして、新たなサービスが提供できる環境になるのではないかなというようなことを考えまして、今回このような流れになってるところでございませう。その中で、選定の際には、今まで管理を受けていた方々が、十分に管理がされてないとすれば、あるいは市民の方々から様々な苦情等が寄せられるということがあったということならば、そのことにつきましては、評価の際に、その評価点が厳しくなるというような状況のもとで、今回の採点をしまして、指定管理者を定めたところでございませう。

○教育長（和田幸一郎君） 今、議員の指摘を受けながら、私、今回初めて指定の変更というこの時期に差し掛かっているわけですがけれども、3年前に指定を受けた時に、果たして行政の方の指定管理者への方針、そういうのが明確に示されて、徹底していたのかなという、教育委員会関係七つありますけれども、指定管理を受けるにあたって、市の行政の方針というのが、きちんと相手の方に伝わっていたのかなという、そこのところもちょっと今後また検討していかなきやいけないと思ひますし、それからまた、指定管理者と、それから私ども行政との役割分担といひますか、これは指定管理者がきちんとやると、こちらは行政の方が関わると、そういう協議というのが十分なされていたのかなという、そういうところは懸念するところでありませうので、今後そういうところといひものも、きちんと教育行政の方としても踏まえて、指定管理者の方に依頼をする、お願いをするということになるのではないかなと考えております。

○7番（平野栄作君） 指定管理者の皆さんも、やはり市の意向といひものがどういふところにあるのか、そして、どの程度を目指していらっしやるのか、そこがある程度明確に分かっておけば、そこに向けて、やはり努力をされる。

そしてまた、他の見方からして、それに別な方向で、また努力をされていくと思ひますよ。ただ、市としてそういう方向も示さずに、ただ施設だけを管理してくれといひような言い方だと、どこに頂点があるのかが分からない。ただ既存のものを進めていくだけ、そこに経費の削減なり、利用者の利便性の向上なり、そういう発想が生まれるのかどうか。だから、やはりある程度、そういう設置目的に応じた施設であれば、やはり市としては、こういう高い目標を掲げているんだといひことを指定管理者と一緒になつて協議をして、そして、そこに向けて指定管理者は指定管理者として日々の業務を行っていく、そうすることで、それがまた、市民の利便性の向上に跳ね返っていくと思ひますよ。今、私が言っていることは、市がそういう目標といひものを持っていらっしやるのか、持っていらっしやらないのか、そして、こういう段階的なスケジュールといひものが内部にあるのかどうか、そこをもう一遍確認させてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話、お示しになりました管理者において、目指すべき方向性、そしてまた、目指すべき方向性を実現するためのステップアップすべき内容等についての協議事項については、定めをしていないところでございます。

○7番（平野栄作君） 今後5年という期間になります。今まで3年であったのが5年、何も関わらなければ5年間そのままの状態ですよ、じゃなくて、やはりあと施設の問題等もありますので、一概には言えないんですけども、やはり市がそういう公共的施設を今後どうしていくのか、大きなやはり計画性とかですよ、方向性、そういうものを持たないと、実際に施設を運営されている方々については、結局5年間というスパンが今度は出てくるわけです。その5年間で、市はどういう方向性でいるのか、そういうことがない中でですよ、やれと言われても何が起るかわからない、老朽化の観点からもですよ、そういうところはあると思うんですよ。ですから、やはりそういうものは、早急に作っていただきたいと思いますが、こういうことを今後検討をするか、協議するか、どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、議員の方から御指摘がございましたように、受ける側としても、市が目標というか、目指すべき方向性をきちっと示していなければ、いわゆる施設の管理のみになってしまいがちだということは十分分かるところでございます。

しかし、指定管理者の指定を受ける審査の段階においては、市民サービスの向上ということも十分盛り込まれておりますので、サービスの向上なるものが、何かということについても、今後内部的にも、そしてまた、指定管理者の方々とも協議をしながら、そのことを要綱に定めまして、そのことについては、今後は取り組みをしてまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） もう1点だけお聞かせください。

今までずっと指定管理者がいろいろいらっしゃいますが、そういう指定管理者を1回寄して、寄してというか、集まった会という、指定管理者は、その施設によっていろいろ違いますけれども、そういう会をもって、その中で今何が課題となっているのか、今後どういうことが必要になる、方向性としては、こういうものを、こういう方向に持って行って欲しいとか、いろいろあると思うんですよ。担当課については、そういう担当者には話はすると思いますけれども、同じ指定管理で悩みを持っていらっしゃると思うんですよ、そういう会というものが今まであったのか、なかったとしたら、今後そういう会をつくっていくことは考えていらっしゃるのか、そこをお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのお話は、指定管理者の連絡協議会みたいなものということのお話かと思いますが、今までそういったものはつくっておりませんでした。御指摘のとおり類似施設を管理する団体が多々あるわけでございますので、その方々とは、こうした形で連絡協議会ではなくても、何か一緒に集まってミーティングか、そういう会合をする場はつくっていきながら、サービスの向上と、

そしてまた、御要望と、そして私どもが求める内容の検証とする場はつくっていくことが必要なというふうに思ったところでございます。今後、そのような組織づくりに努めてまいります。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会関係は、七つの施設がございますけれども、市民から「あの施設はどうも接遇が悪い」と、「対応が悪い」というような声等がありまして、今年スタートにあたりまして、教育委員会の方に、それぞれの管理の責任者に集まってもらって、接遇について、課長の方から具体的な指導したというような、そういう例がございます。

今後、やはりそれぞれの施設が責任をもって、市民のいろいろなサービスに対応するというのを考えれば、そういうことは今後取り組んでいく必要があるかなと、そういうふうに思っております。

○7番（平野栄作君） それでは、次に移ります。

次回から指定管理の期間は5年間という形に延長されますが、この事業の評価方法ですね、今までは3年というスパンでした。これが5年になるということで、我々もさっき言ったように、多分次にいるかどうか分かりませんが、適切な評価ができるような形をとっていただきたいなと思っております。これまでのやり方とすれば、毎月月末で締めて、そこで実施状況であるとか、そういう資料を提出をする。そしてまた、その積み重ねがあって、年度末に1年間の分をトータルしたものを報告するという形になろうかと思っております。これが今3年、実質的には2年分を評価するわけですがけれども、その評価で次更新時期にこういう形での更新、資料ができて更新がなされていくというスパンになっているのかなと思っております。これが5年という期間になったときに、職員の担当の方、大体、今までは3年間というスパンでした。途中で入れ替わりはあったのかもしれませんが、大体その3年間は分かるような形だったと思います。これは5年になりますと、異動というケースもあります。ですから職員の方が替わられて、初めてこういうのに担当する方も出てこられるかと思えます。そして、この更新ごとに資料だけで判断ができるものでもないと思うんですよ。先ほどもあったように利便性の向上、そういう中で、資料として数値だけが上がったから良かったとか悪かったとかで判断できない施設もあるかとは思いますが。そういうことを踏まえますと、この評価の仕方ということも、また考えていかなければならないと思うんですけども、また何回もやっていたらっしゃるところ、そこについては、やはりずっとやってきた、そのトータル面を含めた評価ということも必要になるかと思えます。新規の方というのは、もうありませんけれども、前回やっていた方はいるわけですので、前回やっていた方の評価、プラス今回新規にきて、公募等になるわけですが、公募で前回の方と、選定委員会ですか、そこに出されて評価されるんですけども、我々はその点数しかないんですよ。じゃあなぜ、この前やっていた方が駄目だったのかなというのが分からないですよ。だから、前はこういう形でやってもらって、どこが悪くて、今回こうした場合、ここの部分が勝っていたので、今回こういう結論になりましたというのが見えないもんですから、多分いろいろと私の方にも電話等がきましたけれども、やはりなぜかなと、なぜ新しいところに、それもまた5年間というようなことのものもあったわけですね。そういうのも踏まえてなんです

けれども、やはりこう、更新する時には、第三者が見ても分かりやすい形で資料としてお示しをいただきたいなというのがあります。

そして、その資料が本会議の中でもありましたけれども、道の駅の評価については、非常にシビアなものであったと、他ののを見てもみますと、丸と二重丸、それが若干変動しているだけですよ。特に面白かったのが、志布志の体育施設、NPOがやっているところですね、ここは二重丸が10いくつあるんですよ、松山と志布志、見てみてください。3項目ですか、二重丸があるのは、この差、これを見た時に、この評価というのは果たして平等に行われているのかなというのをものすごく危惧したんですね。そういうのがありますので、果たして同じ目線で見えちゃって、こんだけ違うのであれば、あとの2施設をやっている管理者については、相当なクレームを出さないといけないと思いますよ。ただ、それが無いということであれば、担当者の目線の違いなのかなと思います。そういうのもありますので、ちょっとまた一つずつお尋ねします。

先ほども市長が簡単に回答をされましたけれども、この3年から5年になった経緯、それと新規の参入団体については、3年間という議論はなかったのか、その点をまずお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回定例会に提案しました11の指定管理施設につきまして、庁内で組織する、指定管理者制度検討委員会や、行財政改革推進本部会議で、指定期間をこれまで同様に3年を継続するのか、または5年に引き上げるのか、各施設の特性を勘案しつつ、その施設の形態に則して検討及び判断してきたところです。

なお、事業の評価方法につきましては、統一した項目による評価調書を策定しまして、それぞれの所管課で評価を行っております。指定管理者には、毎年事業報告書を提出する義務があり、所管課にあつては、協定書や仕様書の内容に沿って提出された報告書の比較、検収を行い、事業報告書どおりに適正に履行されたのかを確認を行った上で、年度評価調書を作成しております。

また、指定期間が満了する年には、これまでの管理事業経過の振り返りとしまして、総合評価も行っているということでございます。

[平野栄作君「3年間の議論については」と呼ぶ]

○総務課長（萩本昌一郎君） 総体的な指定管理という立場で、すみません、お答えさせていただきます。

今、市長も答弁いたしましたが、指定管理の検討にあたりましては、庁内で組織します検討委員会、その中で、まず検討いたしまして、それぞれ所管の課から出されるそういった提案内容を、それぞれ個々にそこで協議をしながら決定をして、最終的に行財政改革推進本部の方で、また決定をいただくわけなんです、その検討委員会の中で、それぞれ今までは3年でございますけれども、いろんな諸事情を勘案して3年よりも5年の方が、より効果が望めるのではなかろうかというような、そういった協議等を何回かいたしまして、最終的に指定管理者等が、特に取り組みやすい形の目標、議員が先ほどから言っているように、そういう計画的に取り

組む、そういった体制等がとれるのが5年ではないかと。その5年というのも、実は、私ども指定管理の指針というのを定めておまして、その指針の中で5年以内というのがございましたので、今までは3年でございましたけれども、そういったもろもろの事情を考慮しまして、今回は指針の最大限の5年で取り組もうかというようなことを検討委員会の方で協議をしまして、最終的に行財政改革推進本部の会議で諮りまして、今回は5年でいこうというようなことで決定した。そういう経緯がございます。

○7番（平野栄作君） 一般論としてですよ、蓬の所の親水公園の管理ですけれども、前は3年だったわけですよ、公募によって5年、今度の後から決まった人は5年になっていく。前された方は3年であったと、そこは何かちょっと、そういう方々についても、今度は5年で、また次が今度は公募になるか、非公募になるかも分かりませんが、そこあたりがちょっとよく理解されるのかなと思ってですね。

やはり新規の団体であれば、初めてやられるわけです。確かにノウハウは持っていらっしゃる団体であろうかと思いますが、その施設の特性があるということを書いてらっしゃいますよね。そういうものを何も経験せず、多分下見をしていらっしゃるって、十分なものを積み上げた結果、今度公募で採択されたんだと思いますけれども、第三者から見ると、やはり最初のとっかかりから5年間でいいのかなと。

それともう1点は、いろいろと先ほどありました。苦情のある施設があったということですよ、そういうところも一律に、じゃあ5年間に延長する、そのやり方。やはりそこらあたりというのは、私も確かに、投資的な観点から見ると、5年間という安定した期間が必要だと思います。ただし、そこに持っていく過程の中には3年という議論もあってしかりではないかと思うんですが、そこについてお聞かせをください。

○総務課長（萩本昌一郎君） 先ほど答弁いたしましたように、最初は3年でございましたので、3年か5年かということの議論は当然ございました。各施設につきまして、3年がいいのか、5年がいいのか、そういった協議をしながら、今回、今議員もおっしゃいましたけれども、安定的な指定管理者の方が、そういう管理運営ができるのが5年ではなかろうかと、そういう非公募、公募も含めまして、そういった形が指針に基づく、今回は5年の範囲内で、最終的には、今回はお願いしようというようなことで決定をしたところでございます。

それから、苦情のあった施設というのは、ちょっと私、把握をしておりませんので、申し訳ございません。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどの評価のことですけれども、ここに評価の難しさが、私は出てきているなと思います。なぜかといいますと、七つの施設を、それぞれ違った人たちが見ているわけです。それでは、同じ人が見た場合はどうなのかといいますと、これもまた問題があります。なぜかといいますと、それぞれの施設を熟知してないわけですので、これは客観的な評価にならないだろうと、そういうふうに思っておりますので、どうしても、その施設を熟知している人が評価をせざるを得ない、そういうことになるんだろうと思います。

先ほどの指摘で、志布志運動公園と有明、あるいは松山の運動施設との、その評価のことについて、志布志の方が二重丸が多いのではないかというようなことになりましたけれども、これにつきましては、私ども見ておりましたが、志布志の運動公園のいろんな事業についても、それから体力づくりとか、各種イベントとか、大会会場とか、スポーツ合宿とか、総合的に見て、やはり志布志の運動公園というのが、市民のニーズに応えた対応をしているというのは、これは私ども見ていても、そのとおりだと思います。よりこちらの方が丸が多いというのは、ある意味妥当な評価の仕方なのかなというふうに思っております。大事なことは、誰から見ても客観的で公正で透明的な、そういう評価でなければいけないわけですが、今後とも今回指摘を受けましたので、この評価にあたっては、担当はもちろんですけれども、それぞれの課で責任をもって外に出せるような、そういう評価を今後とも進めていかなきゃいけないんじゃないかと、そういうふうに改めて認識するところです。

○7番（平野栄作君） 今、教育長がおっしゃったその点ですが、前回示されているものと、ずっと比較してるんですよ。確かに「良好」というものが多いです。ただしですね、前回一重丸だったものが二重丸になるのは問題ないですよ、良い方向にいくわけですから。それが落ちてる部分もあるんですよ、9項目ですか、落ちてらっしゃる。だから、一概にどうなのかなというのが判断できなくなるんですよ、こういうことをすると。確かにおっしゃることは、よく理解できますし、よく頑張っていると思います。私が言っているのは、この評価のやり方なんですよ、こういうことで我々に示されると、我々としては、この資料をもって判断をせざるを得ないし、聞き取りとか、そういうこともやりますけれども、ただ、これを見て前回と比べて何でこんなに差が出てくるのだろうか。

そして、本会議の中でありましたように、道の駅の分については、非常にシビアな判定がなされている。そういう事もですね、ですから、そこらあたりは難しい事とは思いますが、やはり統一をしてもらいたいというのがあります。

それと、今の確かに分かりますよ、5年にして全部足並みをそろえてしまえば、次も足並みはそろいます。ただ、市民センターとか、社協がやっているところとはまた違ってきますからね、あそこはまた5年ですから、再来年の更新となりますけれども、ですけれども、やはりそこらあたりは、もうちょっと考えて、やはりやる方々も多分一抹の不安はあると思います。経験とかそういうのはあるから大丈夫なんだろうとは思いますが、やはりそういうところもやっぱり3年というものをもって、そして、そこでクリアできたときには5年と、次からは5年という形になっていく、そういうことも今後は必要ではないかなと思います。そこは今後検討をしていただければいいかなと思っております。

それから、あと1点ですが、自主事業というのがありました。教育長の方からもありましたけれども、確かに志布志の方では行われているようです。文化センター、やっちくふれあいセンターでは共同開催というのがあるようですよね。この在り方なんですけれども、やはり自主事業を展開していくということは、市民の参加を巻き込んでいくというような形になって非常に良い

ことなんです、まずこれをやることになった場合に、この自主事業の経費というものが、この指定管理料の中から投資して行うのか、それとも全く独自のものであるのか、その自主事業を行ったその経費でもって、その自主事業を展開していくのか、そこがちょっと私、分からないものですから、その点お聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（萩本昌一郎君） 全体的な指定管理の制度の中での、すみません、答弁ということで、よろしくをお願いします。

答弁の前に、先ほどの評価表の関係でございませうけれども、あの評価表につきましても、制度検討委員会の中で協議をしながら、この様式でいこうというようなことを当初から定めているわけなんです、議員が御指摘のように、評価の仕方うんぬん等につきましても、こういう形でというのは事前協議うんぬんをしながらというのは、ちょっと記憶にないところございまして、それぞれ所管におきまして、あの様式に従って、それぞれ評価をするというようなことで、議員が御指摘のように、極端に差が出ているところやら、そういう差異もあるところございませう。

今回、いろいろな御意見等をいただいておりますので、また検討委員会の中で、こういった評価の在り方、評価表の項目の在り方とか、そういったものを検討しながら、より分かりやすい形で皆様方に提供できるような、そういうスタイルというのをまた検討させていただきたいと思っております。

それから、今のお尋ねの自主事業の件についての経費の持ち方でございませうけれども、仕様書以外のことで指定管理者が自主的にされる経費でございませうので、それぞれの指定管理者の中で費用を持っていただくというような形で今はしているところございませう。

○7番（平野栄作君） 分かりました。

蓬の郷の池の管理の中です、今の管理者が水車をつくったりとか、水生動物の展示とか、巨大うなぎとかの展示を実施して、新聞にも載ったわけなんですけれども、そういうことを自主事業として指定管理料の中でやっていらっしゃる、ということはです、反対から言えば、非常に管理費の削減をしていらっしゃるということですね、通常管理費は、管理はちゃんと行った上で、あの自主的な事業を取り組んでいらっしゃる。ということは、今年度に限って言えば、非常に自助努力をされて管理費を削減して、その削減したものをそういう展示、そしてまた、近隣の施設との融合性というんですかね、誘客アップにつなげている、そういうことをやっていらっしゃると思うんですが、そういう点の評価というものも全くこの中에서도示されてなくて、ただ公募で二つの点数だけなんです、あるんですけれども、そこらあたりも一生懸命やってらっしゃるようなんですけれども、そこあたりの評価というのは出てこなかったんでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 親水公園の所管は、港湾商工課です、回答させていただきます。

今回、親水公園については、公募による選定ということで、当然そのことについては、応募された方々のヒアリングを行いましたので、その際に今までの実績等も紹介されたところでした。そういった関係で、選定委員には、今までの実績等々についても十分理解していただいた中での

選定ということで、評価されたというふうに認識しております。

○7番（平野栄作君）　じゃあ新規で、今度指定管理をやられる方は、そういうベースがあるわけですよ、もう今作ってらっしゃるわけですから、そのベースは引き継ぐと、そのものは引き継ぎながら次の管理に生かしていくという理解でいいんですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君）　協定書の中に引き継ぎ事項も定めているところです。そういったところで、新たに指定管理者が交代となった場合には、速やかに引き継ぎを行ってくださいという項目も設けておりますので、その今まで自主事業で設置された施設等については、新たに指定管理者となった事業者と協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○7番（平野栄作君）　ぜひ、そうしていただきたいと思います。私も所管の方で、ちょっといろいろ指定管理については、勉強させていただきましたが、私が非常に危惧しているのが、先やってらっしゃる指定管理の施設がありますよね、そこは、もうある程度の形というのが決まってきたております。

そして、それが公募となった場合に、非常に危惧するのは、一生懸命やっていらっしゃるところであっても、この施設を取りたいということであれば、その上の提案をしていくわけですよ。それがそのまま実施されていく方向であるんだろうと思いますけれども、もしそれがなされずに低下した場合、そこって非常に怖いんですよ。そういうことは無いとは思いますが、そこが一概に無いとは言えないわけですよ、だから、公募の恐ろしさというのは、そういうところがあるんですよ。その団体を詳細に調べるとかではないですよ。やっぱりそういう実績がある団体だから手を挙げられるわけなんですけれども、これは極論ですけども、1か所北海道へ行った時に見たのが、ものすごくハイレベルなことをやってらっしゃったんです、独創的な考えで。ただ、逆を言うと、次、手を上げる時には、その上のものを提案すれば、ひょっとしたら変わる可能性もあるんだよなと考えた時に、一生懸命やっている方々というのは、どうなんだろうなというのをちょっと気になったもんですから、今ちょっとお話をさせていただいたところなんです。

それと、あと評価の方法ですよ、指定管理者委員会設置要綱の第2条第3項の中に、業務の実績評価についてのこともうたっていると思うんですが、この選定委員会が公募がなくなっていくとなると、選定期間しか働かないことになりますよ。更新時代に公募がある時にしか働かないというのではなくて、ここが実績評価を担っていくという、そういう考え方はできなかったのか、それと、そういう考えはないのか、そこをお尋ねします。

○総務課長（萩本昌一郎君）　ただいまの御質問の選定委員会でございますが、公募の際にどちらをというような形での協議をしていただくときに、協議をさせていただいたところでございますが、御指摘のように公募がなければ、選定委員会は開催は予定はないというようなことでございます。

ただ、先ほどから質問等がございますように、それぞれの施設の評価の仕方がございますけれども、先ほど申し上げましたように、庁内の検討委員会で協議をしました評価調書、それに基づ

いて協議をしているところでございまして、これについていろいろ御指摘をいただいておりますし、またそういう統一性が私どもから見たときも、多少不安な面がございますので、今御質問にもございましたように選定委員会、こういったものの活用を、それぞれの非公募の施設にあっても検討委員会の中で協議なりしていただくような、そういった工夫はできないか、今後また検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（平野栄作君） 評価についても、まだまだ中身については、課題が多いのかなというふうに認識をしておりますので、今後についても、ちょっとそこらあたりを、まだ協議を深めていただきたいなという気持ちがあります。

もう2点、ちょっと確認ということなんですけれども、先ほど聞き忘れたんですが、蓬の郷交流ふれあいセンター以外の施設の管理者が今度新たに選定されるわけなんですけど、旧管理者と新たに管理をされる方、それぞれ見積額等の提案があったと思いますが、その提案額に差がなかったのかどうかということが1点と。

あと、3年と5年という期間の在り方なんですけれども、今、5年に市は統一しようというのが、何か見えているような気がします。ただ、新規参入の場合、やはり先が分からないということ等もありまして、ある程度の期間を区切って検討をすべきではないかなということもありますので、そこを、今後やはり5年に統一をされるのか、それとも3年ということを考えて、そういうことも考えながら施設ごとには3年間という適用をしていくのか、そこ2点をお伺いさせていただきます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 指定管理期間の3年と5年の考え方でございます。先ほど答弁いたしましたように、検討委員会の方でそれぞれ所管からの提案に基づいて協議をさせていただきました。今回は、今までは3年だったけれども、今回は5年ということで、業務内容に一定の専門性とか、それから、事業の継続性、それから安定性、状況変化への対応とあわせまして、収益を生む施設もございまして、そういったものにつきましては、雇用の安定とか、リース期間の関係であるとか、そういったものを検討いたしまして、議員がおっしゃるような3年という声もですね、意見も当然あったわけではございますけれども、今回は5年というように、審議というか、新たに申し込まれた方もいらっしゃるけれども、そういったことを含めて5年としたところでございます。

今後どうするかということでございますけれども、今後もまた指定管理の検討委員会等で、こ

ういった機会には検討することになりますので、今回のこういったことを踏まえまして、また状況をじっくり勘案しまして、市長やらと協議をしまして、次回にはまた皆さん方に提案するようなことになろうかというふうに思っております。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 蓬の郷ふれあい交流センター以外の施設の指定管理料の額については、同額で提案があったところでした。

○7番（平野栄作君） 同額ということ、はい、分かりました。

それと、やはりこの期間の問題ですけれども、やはりある程度のメリハリをつけた方がいいのではないかなという気もしますけれども、もうちょっと検討をしていただきたいというのと、我々もちょっと勉強させていただきたいなという気持ちがあります。

それでは、次に移らせていただきます。3番目です。

利用者の利便性向上や、更なる利用率アップを目指すためには、管理者のスキルアップと、類似施設管理者間の連携が必要だと考えるがということで質問をしております。

今、市長と教育長のお手元には資料をお渡しをしておりますが、他のところの資料です。結局、この指定管理者が単体で行うよりは、やはり同じ施設を管理するのであれば、市の施設です。市民も同じ目線で見えておりますので、やはりその管理者の考え方がまちまちというのは、ちょっとおかしいのかなと思います。そういう意味合いだろうと思いますが、そういう連絡協議会を市が先導してやっているところ、そしてまた、これは県レベルになるところと、市のレベルもなんですけれども、指定管理者同士で主催した行事を組み立てて、それぞれの施設でやってらっしゃる、そして、それが自主事業に結び付いていくというケースのものをお渡しをいたしました、本市においても、やはりそういう取り組みというのは、必要になってくるのではないかなと思っております。

利用頻度とかいろいろな問題もあります。そして、特に体育施設におきましては、志布志の利用頻度は高く、有明、松山という順に利用率については推移しているようです。確かに野球場とかテニスコートとかいう特殊な部分については、それぞれ別になりますけれども、屋内競技とか、そういうものも現在低迷傾向にあるのかなと、それと、市民の健康増進という観点からは、まだまだスポーツ施設を活用すべき部分が多いと思うんです。そういうところを改善していくためには、やはりそういう取り組みが必要になってくると思うんですが、その点については、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、本市の公の施設につきましては、指定管理制度を導入している施設が43でございます。その施設形態は様々でございますが、教育、福祉及び産業分野等の特性を生かした施設となっております。分野が異なれば、その運営形態も異なっているため、現在は各施設の所管課で基本協定書や仕様書に基づきまして、管理運営等の確認、点検、及び協議等を行って、管理者の資質向上に努めながら、利用者の利便性の向上対策を行っているところであります。

ということで、現状はそういったことでございますが、今、先ほども答弁しましたように、今

後においては、指定管理者連絡協議会のようなものを考えて取り組まなければならないというふうには、考えているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 指定管理業務につきましては、基本協定に基づきまして、事業計画が提出されまして、毎月定期報告を受けておりますが、特に年度初めは前年度の反省、改善点の協議を行いながら利用者の利便性の向上対策を図っております。

特に、受付業務や利用者への応対、接遇についても研修を行いながら、サービスの充実を目指しているところであります。

また、スキルアップのための講習会には、積極的に参加するように指導しているところであります。

類似施設管理者間の連携につきましては、本年度は施設使用料の見直しを行いましたので、平成27年3月に指定管理者合同の担当者会を開催し、制度の徹底を図ったところであります。

今後は、それぞれの施設が提供できるサービス内容をお互いが共有して、更に情報やサービスを市民へ還元できる体制づくりが必要であると感じております。

以上です。

○7番（平野栄作君） ちょっと教育長にお尋ねですけれども、非常に体育施設の活用は図られていると思うんですが、以前に比べて活用というか、体育館とかの、グラウンド・ゴルフとかそういう形で屋外を使われるスポーツというのは非常に盛んだと思いますが、屋内のスポーツというものの利用状況、そういうものをどういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか。多くなってきていると思われませんか、昔と変わらないと思われませんか、それとも減ってきていると思われませんか。

○教育長（和田幸一郎君） 具体的な数値の問題になってくると思いますので、担当課長の方に答弁をさせます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 屋外のグラウンド・ゴルフ等については、増えておりますけれども、体育館の利用につきましては、横ばいから若干減少ぎみというような状況になっているところでございます。

○7番（平野栄作君） ちょっと私も、ずっと数値を追ったわけじゃないんですけれども、見とって屋内を使う方が減ってきてるんじゃないのかなというのが若干気に掛かる場所なんです。それと、有明の体育施設なんか、よく行くんですけれども、昼間空いている時間帯が非常に多いんですよね。そこらあたりをうまく、他とリンクというのはおかしいんですけれども、これも自主事業の一環でも取り組めますし、他の課との共催という形での利用というのでも図れると思うんです。というのが、やはりスポーツはしないといけない、なんだけど、なかなか取っ掛かりがないというのが現状だろうと思うんです。我々も本当、この体形からして「運動不足」とよく言われます。運動しないといけないというのはあるんですけれども、なかなかその取っ掛かりがつかめないところであります。そういう方々がたくさんいると思うんです。そういう方々に対して、既存の体育指導員の方々と連携して、新しいスポーツがありますよね、簡単にできるスポーツ。我々は校区でビーンボウリングというのをやっております。松山には、玉入れの道具もあります

よね。そういう形で、各施設に固有のスポーツがあります。そういうものが全然普及されていないわけなんです。我々がそういうスポーツを知りたい時には、体育指導員に聞いて、「今、何かいいスポーツはないけ」ということで、そういう資料が、こんなのがあるよというのを集めて、その中から、これは高齢者にもできるなというものを選別をするんですけども、実際であれば、こういうことを専門にやっている施設の管理者等が、その当該施設の空き時間とか、利用頻度を踏まえて、逆に提案をして活用策を提案していく、それが私はこういう指定管理制度の重要な部分になるんじゃないかなと思うんです。極端なこと言いますと、保健課でウォーキングとかをやっているんですよ、いろいろな取り組みをやっているんですよ。それを体育館の、有明で言えば、武道館が今空いていますよ、ですから、あそこで簡単なヨガ、ストレッチ、そういうものができる用具をそろえて、保健課と協賛した形で、そういう施設を活用する。そして、多分夜になると、夕方から以降はたくさんまた利用があると思いますが、昼間空いている時間帯を活用していく。そういうことも有りだと思うんですよ。なぜそういう提案が出てこないのか。そして、志布志についてはほとんど利用されていると思います。だから、そういうところには他の施設でこういう取り組みをやっていますよと、そういうことを案内していく。そういう連絡会ですね、そういう中でいろんなことが生まれてくると思うんですよ、施設の状況を見ながら。だから、そういうことを発展的にやっていくためにも、そういう連絡協議会等が非常に必要になってくるし、今後、それが市民にとって望まれる指定管理者の姿ではないかと思うんですが、市長はこのことについていかがお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

体育施設において、昼間が空いているというのは、いろんな方々のそういった、例えば仕事の在り方とか、それから、学校の在り方とかいうのがあって、やむを得ない事情かなというふうに思っています。

ただ、土・日等利用できる期間に利用されていないというのについては、もったいないということになるかと思います。そのような場合に、当施設において、こういった形でのサービスが提供されていますよというような情報交換とか、情報提供の場を作ることについては、先ほども申しましたように協議会的なものがあれば、そのような場になるというふうには思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 指定管理にある施設が更に住民のサービスに答えていくためには、今議員言われますように、有効活用されるというのが一番だと思います。そういう意味では、場所がそういう、一方は詰まっている状態で、一方はあまり使われていないという状況がある。あるいは、ニュースポーツ等がなかなか普及されていない状況もある。あるいは、物品等が情報の共有がされていない、そういう様々な課題がありますので、最終的に指定管理者制度の趣旨というのは、市民のニーズに積極的に応えていくという、そういう立場ですので、議員が先ほど言われましたように、連絡協議会等を通して情報交換することによって、お互いの施設が資質が高まっていく、スキルが高まっていくというのは、すごく大事なことだと思いますので、前向きに受

け止めながら取り組みを進めていきたい、そういうふうに思っています。

○7番（平野栄作君） 昼間はほとんど勤めていらっしゃるということで、利用がないということだと思えますが、ただ一方ですよ、やはり健康な人生を過ごしていくためには、やはり運動とか、そういうものは必要なんですよね。だから、そこになかなか一人でできるスポーツといったらないんですよ。グラウンドとかそういうのもやはり団体であるし、やっぱり好き嫌いというのがあります。だからそういうもので、一人でも行って、ちょっとしたものができるよというようなものがあるんですよね、ニュースポーツの中でも。だから、そういうものをどんどん発信をしていって、来てもらって、活用してもらおう。そして、結局は長寿命化につなげていく、いずれは国保税の減につながっていく、そういうことにもつながっていくわけですよ。だから、健康診断の受診勧奨をだけじゃなくて、別な意味から、いろいろお茶のことも言っていますがね、それをなぜ体育的な面からもそれができてこないのか。いくつかの方向からのそういう取り組みはできるわけですよ、だから、あるものを活用しながら健康寿命を延ばしていく、そういう取り組みをぜひ一つの手法として取り入れてもらって、そして他の保健課の事業なんかとも組み合わせることで、相乗効果が上がっていくような気がするんですけども、最後、その点をもう1点お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

対象となる方々は、多分時間があるということのお話かと思えます。その方々においても今ある既存のスポーツ等については、十分御存知かということでございますが、新たなスポーツとなると、私どもも自身も知らないし、また、関係者においては、その普及についてはなかなか取り組みがされていないということであろうかと思えます。私自身、健康増進運動については、一生懸命取り組んでいるところでございます。そしてまた、それを高めることが本市の財政にも寄与するというところでございますので、今お話があった内容につきましては、十分考慮しながら取り組みを深めてまいりたいと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） 健康寿命というのは、本当に大事なことだと思いますので、教育委員会の方としましても、「一人1学習、1スポーツ、1ボランティア」というのをキャッチフレーズに取り組みを進めております。この一人1スポーツにつきましては、昨年度6月にスポーツ振興計画をつくりました。そのスポーツ振興計画の中で、市民へのアンケートの中で週1回スポーツをしている割合を数字で発表したわけですが、週1回スポーツをしている割合というのが、志布志市民は35%です。国の方は、65%という数字を目標にしているわけですが、そういう週1回スポーツをしている数字が35%という、その数字を踏まえながら、特に生涯学習課の方では積極的にそういうスポーツに取り組むような体制を立てていこうということで、今取り組みを進めています。その中の一つとして、今議員が言いましたように、一人でやるスポーツ、そういうところの紹介がまだ十分でないということですので、スポーツ推進員の方々は一生懸命頑張ってくださいますので、さらにこれを機会に、新しいスポーツがたくさんありますので、市民の皆様方に啓発をしながら、この週1回のスポーツ、35%が数値的にまたどんどん高まって

いくように取り組みを進めていきたいと、そういうふうには思っております。

○7番（平野栄作君） 生涯学習課とか、いろいろ仕事の幅が広いですので、やはりそういうところを減らしていくには、そういう施設管理者、そういう方々がやはり自分のこととして受け止めて管理の一環として、そういう方向に持っていく、そういうこともこの流れの中にあるんじゃないかなと思いますので、そこらあたりは、また今後十分管理者の方々とも打ち合わせをしてもらって、自分の施設なんだ、そして市のもので、こういう形で使っていくんだというものをどんどん打ち出して行って欲しいなど。

それと、ホームページ等もまだ持っていらっしやらないような状況ですので、そういうところでもですよ、やはりニュースポーツとして、うちの施設にはこういうのがある、他の施設にはこういうのがありますよと。使用する場合は事前に連絡があれば持ってきておきますとか、そういうことも案内等もあれば、また更に使いやすい施設になっていくかと思っておりますので、その点については十分協議をしていただいて、前向きに進めていってほしいなと思っております。

次に移ります。

今回、管理者が更新されますけれども、ほとんどの施設で老朽化というのが大きな課題だというふうには受け取るわけなんですけれども、一方で指定されて、その施設を管理する側という方に立つと、設置目的に沿った利用を実施し、より利用率を高めていきたいと、そしてまた事業の幅を広げていきたいというつもりで日々努力をなさっていると思うんです。しかし、その設備自体の不具合、体育館等の雨漏りとか、今あるみたいですが、そういうものがあることによって、できるものができなくなる可能性もあります。そういうことがひいては利用率の低迷になって、それがひいてはその管理者の評価にもつながっていくという形にもなっていくのかなと思うところなんです。そしてまた、その不具合によって当然要らないはずの人員費が必要になる。そういう無駄な経費が必要になっていく、そういうことも考えられるわけですが、今回5年という期間をお示されておりますけれども、この5年間の指定を更新するという中においてですよ、各施設、不具合があります。その不具合を全てチェックをされて、そして、その不具合の修正、あるいは改修、そういうものを示した上で契約の更新というものになっているのか。また、備品類についても使用状況を把握して、適切に備品配置が行われているか。また更に、施設の維持管理に要する備品類の更新についても、この5年間というものを通して計画的にスケジュールが策定されているのか。その点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の指定管理施設においては、全部合併前に建設された施設ということでございます。

御指摘のとおり、どの施設も老朽化が進んで施設を維持管理していくということが大変な作業になっておりまして、その都度補修を行っております。現在全庁的な取り組みの中で、施設ごとの利用状況や施設の現状把握を進めており、長期的な視点での施設の管理計画の策定が必要であると認識しております。今後、利用者の意見や費用対効果も分析しながら、大胆な統廃合も視野に入れての検討が必要であろうというふうには思っております。

指定管理者に対しましても、将来における市の公共施設の在り方について共通意識を図りながら、維持管理の方法を協議していかなければならないと、そしてまた、お話がありました備品についても同じようなことであろうかというふうに思います。

○7番（平野栄作君） 「大胆な統廃合」という言葉が出ました。一つお聞かせいただきたいのは、体育館等の耐用年数は確か47年間というふうになっていたようなんですが、いろいろ聞くと、この47年間というのは前提で定期定期のメンテナンスを行いながら、経過していったのが47年というような、私は認識を持っているんですけれども、今の体育施設なり、教育委員会等が所有している施設なんかは見てもですね、学校にしてもですね、本当メンテナンスが充実しているのかなという、本当危惧するような建物もたくさんに受けられるんですが、実際ですよ、今もう3施設とも30年を経過しているわけですよ。この施設をいつまで使われるんですか。

○市長（本田修一君） 大胆な統廃合ということをお話したところですが、実際に、具体的に検討に入っているわけではございません。

○7番（平野栄作君） 先ほども言いますけれども、この指定管理に移行してから相当の年数が経過しているんですよ。そして、指定管理をされる方々も一生懸命その施設を活用しながら利用の増を目指して頑張っていると思うんですよ。ただ、施設が老朽化して雨漏りがずっと有明の施設なんかは続いてますよ。雨漏りがするたびに対応をしていっていると思うんですよ。それに対して余計な経費がかかるわけですよ、実際。雨漏りが今していますよ、雨が降れば使えませんよという状況が発生している。

そして、施設が30年を経過して、どう見てもあと十数年で耐用年数を迎えるわけですよ。今度は5年間という指定管理期間を設けたわけですよ、この5年間の間に施設はどんどん老朽化していくんですよ。今現在発生している箇所についても手立ても計画的な改修もなくて、そしてまた、この5年間指定管理をやってくださいと言っているような気がしてならないんですが、そこ確認です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在市内の体育館全てで老朽化による雨漏りやしみを確認しているところでございます。使用頻度やアリーナ等の競技スペースへの影響のある体育館から対策を講じる必要があるというふうに考えております。施設の防水工事につきましては、多額の事業費が必要となるため、市長部局の方で進めているということでございますが、運動公園、志布志の体育館においては8,770万円程度、城山総合公園の体育館においては6,200万円程度、有明の体育館においては9,700万円程度の修理のための事業費が必要と、工事が必要というふうには考えているところでございます。

○7番（平野栄作君） ちょっと質問の回答がきてないんですけれども、結局、今そういう状況が発生しております。現状ですよ、今。来年更新ですよ。5年やってください、その中でその施設の改修スケジュールも無い。そういう施設を指定管理として管理を任せるわけなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 確かに市民からの要望も、例えば体育施設の雨漏りとか、それからまた、指定管理者の方からも雨漏りの対応ということについての要望というのが出ているわけで

すけれども、先ほど市長が申しましたように、多額の予算が伴うということです。このことにつきましては、今後市の公共施設の維持管理については、指定管理者と、そして私どもの方と十分協議をしながら今後進めていかなければいけないわけですが、今のところ具体的なそういうのができておりませんので、長期的、中期的、短期的、いろんな視点で方策を立ててまいりたいと、そういうふうに思っております。

○市長（本田修一君） 今ほどお示しました予算につきましては、概算で出されているということでございまして、このことについては、今回お受けになる管理者についてお示しはしてないところでございます。当然予算につきましては、様々な事業を組み立てながら改修していくと、そしてまた現段階では利用するについては、支障が無いという状況でございまして、今後総合的に他の施設もございまして、総合的に財務の方で計画を組むということにしているということでございます。

○7番（平野栄作君） それは分かるんですよ、だから、有明の施設で今雨漏りがしております。ほかにも不具合があります。じゃあ来年からまた5年間指定管理をお願いし、継続します。じゃあ来年の8月にこのことについて対策を講じます。次の年には、このことについて対策を講じます。そういうスケジュールが全ての施設が示されているのかということなんですよ。

○財務課長（西山裕行君） 今現在、市内の公共施設等につきましては、公共施設等総合管理計画を策定する計画でございまして、この計画につきましては、平成28年度末の策定ということでございまして、現在市内の施設を全て調査をしておりますので、この結果に基づきまして、来年度末までにはある程度の方向性等の方針を出したいというふうに考えてはいるところでございます。

○7番（平野栄作君） 何ですかね、その対応が遅いというか、結局この指定管理者制度を導入する19年の時点において、分かっているわけですよ、その施設があつて、どれほどのものだったのか、全体的なものじゃないかもしれないけれども、それを指定管理者に任せるわけですよ、管理運営を、サービスの質の向上を言うわけですよ。それに対して何も市の方では、この10年間というものの、その施設に対して評価もなし、修繕の計画もなし、そしてまた今後は期限がきたから5年間延長します、やってください。手を挙げられたからそれはいいんでしょうけれども、ただ、利用者とかそういうところから見ると、この状況でまた更に悪くなっていくんじゃないか、来年はもう使えなくなるんじゃないか、そういう心配もあると思うんですよ。だから、何か私、いつも思うんだけど、やっていることがですね、何かちぐはぐな気がしてならないんですよ。一緒にやれないのかなと、指定管理を導入するときには計画を作って、この施設はもう40年で使用を禁止します。ただ、40年までは毎回こういう形で手を入れていきますよ、ただし、40年になった時にはもう廃止する予定です。概算でもいいですけども、そういうものが実際はあつてしかるべきであると思うんですよ。どこで壊れるかも分からないけれども、線もひかずにですよ、やってください。多分3年後に、もし大きな修繕とかなったときにどうなるのかなと思うんですよ。その点どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、全体的に統廃合を考えていかなきゃならないということについては、考えているところでございますが、具体的に検討には入っていないということでございます。

それは、旧町からそれぞれが利用されていた、そしてまた、それぞれの地域で親しみのあった施設ということで、基本的には維持していきたいというような考えがあつてから、今のような流れになっているということでございます。今後においては、今お話がありましたように、耐用年数等があるわけでございますので、そういうのをお示ししながら、また利用の実績、頻度というものも考慮しながら、それぞれの施設において、将来的に統廃合ということを打ち出していきたいというふうには考えるところでございます。

○7番（平野栄作君） 冒頭でもありましたけれども、指定管理に移行したことによって担当の方は業務量が削減されたんですね。じゃあなぜ、その業務量の削減の部分をですよ、その施設の状況の把握とかですよ、データは上がってくるわけですよ、毎月、自分は動かなくても、どういう状況なのか、それがもう9年続いているんですよ。なぜそれが生かされないのかな。だったら削減されているわけだから、その部分、ああ今こういう状況で今後こういう形に移行していくんだらうなということもつかめると思うんですけどね、なぜそれができないのか。この質問について、最後そこだけお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

業務量につきましては、ただいま業務量調査をそれぞれの担当の方で、そしてまた、それぞれの職においてやっているところでございます。その業務量の平準化について一生懸命努めているということでございまして、ただいまお話がありましたように、この指定管理を受けている施設を担当している部署においては、当然その部分については減ってきていると思います。また、相対的に他の業務も抱えているということでございますので、相対的に、この量というものはあるんじゃないかなというふうに思っています。

それから、先ほども少しお話がありましたように、担当も変わっていくということもございまして、新しい担当になりましたら、その業務が無いということが普通だというようなことございまして、減った分について、何らかのまた新しい取り組みをするということについては、たぶん行き届かなかったのかなというふうには思うところでございます。ただ、そういうことではございまして、ただいま御指摘がありましたように、長期的にこの施設の有り様についてそろそろ考えるべき時と、そしてまた、それをしっかりと市民の皆さん方にお知らせしながら、御理解をいただくべき時期にきているというふうには痛感するところでございます。

○7番（平野栄作君） そう言われるとですよ、さっきの評価は何だったんだらうと思うんですよ、今度は逆に。職員が変わって、そこの職員が評価をしているわけですから、担当が変わっているということ、前のことは分からないとなると、この評価自体はどうなのかなと、ちょっと今一瞬思ったんですけども、まあそれはいいとして。

ただ、市の流れとして、やはり人員を削減して業務量が多くなる、それを移して行って平準化

していくというのは分かるんですよ。だから、そこにはやはり共通したものがないといけないと思うんですよ。結局は何年かしたときは莫大なまた改修費とかですよ、今でも億ですよ、この金額を見たときに、そういうのが発生していくわけです。それをいかに減らすかということが必要なんですよ。そのために、どうやっていくかということを考えて、それを一緒に考えていけないといけないのが、全く別々に進んで、指定管理だけは10年規定、また今度施設のものについては、来年度策定をするということでしょう。何かこの、先が何かちぐはぐになっているなという感じを受けるんですよ。だから、そこ辺りは、やはり箱ものというのは手をかけなければどんどん傷んでいくんですよ。だから、ある程度手をかけながら維持して、耐用年数を長くしていくというのが、橋りょうについてもやっていることなんですよ。だから、他の施設についても、やはりそういうことを、建てた時には維持管理が必要になってくるわけですから、そういうものがベースになって、それをまた、他の指定管理の方に引き継いでいけば、スムーズに行くような気がするんですけども、何かそこがですね、しっくりこないところです。

ちょっと時間がないので、そのところは、今後また十分検討していただきますよう要望しておきたいと思います。

それと、最後ですが、委託料の額なんですけど、本会議の中でもいろいろやり取りがあったように思いますが、どっちにしても必要な経費の上限額というのを定めないとはいけません。この経費の算定時なんですけども、地域の住民の方々からいろんな声が届いていると思うんですよ。というのは、我々にも同じ方が同じような相談を受けるケースがあります。極端に言えば、その施設周辺部に居住していらっしゃる方、そういう方々なんですけども、何度言っても手を入れてくれないとか、そういうケースが結構あるんですよ。そういうケースがあったものから、こういう経費算定については市の方もある程度の積算を行うし、指定管理の方々もそれぞれ積算を行っていくと思うんですが、そこらあたり、今までは住民の声、これがいろいろ苦情があったものを解消するような予算の配置、そういうことを考えて積算をしているのか。それとも何も考えずに、この総体額という形で指定管理者にポンと投げているのか。また、今年みたいに雨が多かったりとかしたときには、また作業内容もグンと違いますけども、なるべくこういう施設というのは、近隣と接している部分については、やはり近隣の方々の感情も考えながら適切な維持管理を努めていかなければいけない、そういう予算の配分が必要だと思うんですけども、その点についてお聞かせをお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基本的には、適正な管理、そしてまた適正な運営ができる予算措置をしているということでございます。年度途中で変更がございましたら、その都度また相談に来ていただいて、対応できるところは対応をするということをしているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 指定管理料の積算につきましては、人件費、事務費、消耗品費、光熱水費、修繕料、環境美化の委託料等を積算して指定管理基準額としているところでございます。この基準額は、指定管理期間5年間の基準となるものでありますが、あくまでも基準額でありま

すので、維持管理経費の著しい増加や消費税改正などについて見直しを行うものであります。

指定管理期間5年間の基本協定を締結いたしますが、実際の指定管理料につきましては、毎年度ごとの年度協定書により、指定管理料を決定しているところでございます。

指定管理者等の要望も聞きながら算定をしているところでありますが、さらに作業の業務量や周辺の状況等も把握し、全体的な景観にも配慮した維持管理に努めていきたいと思っています。

先ほど議員御指摘の周りの市民からの苦情、そういうことにつきまして対応が遅れている部分というのがありますので、私ども、そういう市民のニーズに迅速に応える、そういう体制を取るということも大事なことでありますので、今後また指定管理者の方には、そういう部分も含めての指導というのを徹底していかなきゃいけないのかなということを反省しているところでございます。

○7番（平野栄作君） 特に、近隣の方というのは、もうそこから動けないわけです。この前ふるさと祭りに行きました、その前まで調整池の周りは伐採してなかったんですね。前日に伐採がされて、でも、家との間がまだ未伐採の状態でした。そしてまた、奥の方も前日に伐採されました。その前の週ですか、行ったら、「今年もまた刈ってくれない」というような声を聞いたところなんですよ。

それと、もう1点は、指定管理施設においては、毎回手を入れないといけない所、それと数年おきに手を入れないといけない所、そういうメリハリの部分が出てきます。そういうものも計画的に予算化する。そこは、また年度協定の中で見直しをされていくと思うんですけども、そういうことも必要になる。ただ、今度はその美観の維持の限度、ここまででいいのかということだろうと思うんですけども、今の現状でいきますと、その調整池ですね、下の方の。市長も御存知だと思いますが、ここ数年フェンスの内側は伐採しておりません。ですから、外から見たときに金網の内側か、ずっと草が立っていますよね、カヤとかがですね。あれがああ状態でのいいのかどうか、そこは市長どうですか、この前お祭りに行かれて。

○市長（本田修一君） 今回の御質問があったということで、改めて検証したところでした。

調整池については、何年か整備がされてない状況でございまして、一部樹木が立っている状況でありましたので、いわゆる調整池の機能性が損なわれているなというふうには思ったところでございます。このことにつきましても、すぐ対応するように命じたところでございます。

○7番（平野栄作君） 双方が同じ感覚でないと、一方だけが常にきれいにしてもですよ、予算の範囲があるからできないわけですよ。

だから、同じ予算の執行状況について緑地管理については、この程度だという、同じレベルの認識がないとおかしくなると思うんですよ。どっちかが高かったり低かったりしてしまうとですよ、このレベルでいいんだと思ってしまえば、もうそれで終わりなんです。経費がないから、もうそれでおしまいと言え、それ以上のことはしないわけですので、そこをどちらかがやはり検討して、このレベルですよということまで上げていかないといけないんじゃないかなと思います。多分、刈りにくいとか、そういうケースも多分あるとは思いますが、その調整池の中

は別ですよ、あの周りですね。あそこはやはり早急に対応していただいて、見栄えは全然違うと思いますので、それと、近くに住んでいらっしゃる方は、そこを散歩されるわけなんですよ。非常に見通しが、歩いていて他からの見通しも悪いというようなこともありますので、そういうことも十分考えながら対応していただきたいと思いますが、その点について、最後お願いします。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、ただいまお話があった箇所につきましては、すぐさま対応するように命じたところでございます。

総体的に見て考えてみますと、それぞれ施設の特徴がございまして、その施設施設において管理の在り方が、有り様が違うのかなというふうに思ったところでございます。

例えば、芝生においても、志布志の総合グラウンドにおいては、いつも利用者がございまして、それに沿うような在り方、あるいは松山の総合運動公園においては、またそれとは違う芝の管理の在り方があるのかなというふうに思ったところでございますので、そういう意味合いからしたら、先ほど御提案がありました協議会というものを組織しながら、それぞれの管理者にお互いの管理の状況を確認し合ってもらって、どのレベルに自分のところは持っていけばいいのかということ、当局と話をさせていただければ、いい形での管理運営ができるようになるのではないかなというふうに考えたところでございます。

今後また、協議会等を組織しながら取り組みをしてまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） ぜひそうしていただきたいと思います。担当の皆さんも非常にまだ仕事量は多いと思うんですよ。だからその部分を指定管理者の方々が補っていただけるような形、そして、情報がやはり同じ情報レベルを持って、その部分はですよ、持って行っていただきたいなと思っております。

私も最初、指定管理という導入のときにタッチしておりまして、その時の状況からしてもまだ手探りの中での指定管理者の指定だなというのを感じたところですけども、その後、今回こういう提案がありましたけれども、まだなかなか中身が進展していないのかなというのを感じております。ただ、今度更新される指定管理者の方々も相当経験を積んでいらっしゃいますので、質の高いサービスが提供できるように、そしてまた、市はそれをバックアップしていただければ有り難いなと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、2時まで休憩いたします。

○
午後1時45分 休憩
午後2時00分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

憲法で保障された請求を、外遊が忙しいということで臨時国会が開かれずに推移して、何とか閉会中審査ということで国会が開かれております。国民には全く見えていない状況の中でTPPの問題や、それぞれ大臣の抱えている問題等々が国民の中によく見えないという状況が続いているのが今の国の状況じゃないでしょうか。そうした中で、先に成立した戦争法、連休が明けたら収まるんじゃないのと、そういった国の人たちの声もあったわけですが、それどころか、とどまるどころを知らない状況の中で、いまだに大きな声が国民の声として国に届けられる、いろんな形での運動が続いております。私たち議員は、こうやって開かれた場所で当局の方と議論をする。そして、それはひいて住民の皆さんにとって良いものにするために議論をするという市議会議員としての立場とした時に、国の有り様はどうなんだろうねというのが、私が感じている率直な感想であります。

私たち市議会議員も年4回の定例会ですが、これ、当局の方も大変でしょう。毎月議会が開かれたらですよ、その中で限られたたった4回の議会の中ですので、この間に寄せられる住民の皆さんの声をしっかりと当局の市長をはじめとした皆さんにお届けをして、良いものを作っていくと。そして、分からないことは明らかにしていくと、そういうことが大事だという思いで、今回も6項目ほど通告をいたしました。

数が多いですので、端的に質問をし、しっかりと時間内に終わりたいという思いでありますので、よろしくをお願いします。

それでは、最初に政治姿勢ということで、庁舎等在り方研究委員会の取り組み状況を問うということで質問通告をしておきました。

この間、合併以来一貫してこの問題を絶えず取り上げてきたところです。先の議会から「研究委員会で検証をし、それをいろいろと研究し、そして検討委員会に上げて、更に住民の声を聞く、そういった場にしていくといい」という市長の答弁でありました。この間の取り組みの結果、それなりの動きがあったんでしょう。少しお示しをください。

○市長（本田修一君） 小園議員の御質問にお答えします。

9月議会定例会の一般質問で新市が施行された9年間の振り返りや、検証するため、業務の現状や組織形態等に関する検証項目の関連性や、また、振り返りを実施する職員の対象範囲等について、研究委員会の中で協議中であると答弁したところでございます。

その後、庁舎等在り方研究委員会で、協議、調整したものを振り返りシートとして策定しまして、完成した振り返りシートの回答について、課長補佐、係長に協力を依頼したところでございます。現在集約中とございまして、分析及び検証をしまして、その結果を基に研究委員会で、今後も多角的に議論、研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

○18番（小園義行君） 研究委員会で係長さん以上のそういうアンケート等をとって検討を重ねる、研究をしていくということでありました。その結果を今集積されて、集められて検討をしているというふうに理解をしたところであります。それぞれあるでしょう、それをお示しをすると

いうわけには今はいかないという状況ですね、それは理解をしました。であれば、まずこの研究委員会に対しての市長の関わり方というのは、皆さんでどうあったらいいかというふうにして、市長としてはその中身に口を出したりとか、いろんなことを、この関わりは一切持っていないというふうに理解をしていいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘のとおりでございます。

○18番（小園義行君） 当然、その研究をするということでありますので、首長の政治姿勢としては、選挙でお約束をしたことを実現していくということでありますのでね、たまたま議会の側からそういう投げかけがあって、それを研究したいというのであれば、そこに首長の意向が反映されるようであれば、当然採用されますね、それが無いということで、職員の皆さん方が日頃業務をこなしながら、住民の皆さんの声やお互いの感じているものを率直にきたんのない意見を出し合って、どうだろうというようなことを合併後10年を節目としてやられているというふうに理解しますので、その市長の立場は評価をしたいと思います。

やはり職員の皆さん方は堂々と、どうあることが一番いいのかということ、この研究委員会の中でいろいろ議論していただいて、お示しを議会にも当然いつかされるでしょう、その結果がですね。その立場で、今議会ごとに1回ぐらいのペースだというふうに理解をしてくるんですけども、もっとこれを早めて、研究をし、検討委員会へ格上げと言いますかね、そういうふうにして、住民の意見を聞くという、そういうスピード感が僕は必要だろうと思うんですが、そこについては、市長は関わりないということですけども、それを推進していくという立場からした時に、今私が言ったそのことについてはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

研究委員会につきましては、私がどうこうする立場じゃないということで、お話申し上げたところでございます。ということで、その研究委員会の中で、おのずとスケジュール等については、考えていかれるというふうに思うところでございます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、研究委員会の座長は総務課長が務めておられるというふうに理解していますが、今、私が言ったタイムスケジュールですね、それを座長としてはどういうふうに考えておられて、これを進めていこうと思っておられるんですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 研究委員会ということで、各課長お願いしまして、私が委員長という形で務め、進行させていただいているところでございます。

市長が答弁しましたように、今係長以上、約140名ほどになりますけれども、振り返りシートを委員会の方で協議しましたものを配布しまして、アンケートを集計しているところでございます。アンケートが終了し、集計が済み次第、その内容等をまた協議しまして、研究委員会の中で、次のステップに向けて協議をしていこうというふうに考えているところでございます。

それから、開催等につきましては、協議できる状況にまとまりましたら、また次の展開を検討してまいりたいというふうに考えております。

○18番（小園義行君） 少し、そのアンケートがどういった中身かというのは、私たちは知る由もないわけですが、もしよかったら、こういうことのアンケートを調査をしておりますということをお示しができるものであれば、今端的に教えてください。

そして、タイムスケジュールとして市長の任期が終わる、あと2年ちょっとですか、そこまで研究をしていくというふうには、私はならないと思うんですよね。そのタイムスケジュールを座長として、この首長の任期の間、研究をずっとして行って、検討には値しなかったというふうになるということでは、僕は少し違うと思うんですが、あわせてアンケートと、タイムスケジュールだけ少し教えてください。

○総務課長（萩本昌一郎君） 振り返りシートにつきましては、非常に多岐に渡りますので、微々細々には、ちょっと申し上げても分かりにくいかと思っておりますので、大きく六つの分類に分けております。それについては御報告させていただきます。

一つは、アンケートを受ける者の役職、それから業務の現状、それから庁舎の利用状況、駐車場環境、本庁舎と組織形態、その他ということで、こういったような項目につきましては、本庁勤務もいるし、支所勤務もいるし、それから係長以上としましたのは、係長さん方につきましては、おそらく合併前からそれぞれ旧町にお勤めだということで、合併前と合併後の両方を見ていらっしゃるというようなことで、係長以上をお願いしまして、今申し上げました大きな六つの分類の中で、さらに細かく分けまして、それぞれ提出を願って集計をしているところでございます。

それから、タイムスケジュールということなんですが、この研究会につきましては、今言ったような形で投げかけておりますので、このシートがまとまって、それから次に研究できる段階になれば、検討できる段階になれば、その時期をまた検討させていただいて、議員が申されましたその年数というものについて、どうなのかというのは考えますが、私の今の立場で申し上げますと、個人的で申し訳ないんですが、来年の3月で一応退職ということになりますので、それ以降につきましては、できるだけ速やかに、こういったものを基にしながら研究を続け、更にステップアップするような形で申し送りをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○18番（小園義行君） そのアンケートの中身、それはよく分かりました。ぜひですね、座長として任期が来年の3月で退職だということであれば、スピード感をもってやっていただき、次の方に引き継ぐ時も、スピード感をもってやるよということだけは、お願いをしておきたいというふうに思います。

本庁舎問題については、本当に私は志布志町地域に住んでいるんですけども、松山町地域、有明町地域の方々ともいろんな意見交換をさせてもらう中で、こういう形での取り上げ方をずっとしてきたところでありまして。私自身の考えは、もう申すまでもなく、これまでも一貫してそういうことですので、今お願いをしたそのことについては、そういう対応をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、2番目にマイナンバー法について質問をしたいと思います。

これ、いろいろ共通番号制とか、税保証一体、いろいろネーミングがありますので大変ですが、

マイナンバーと分かりやすいところで質問をしたいと思います。これの実施に基づいて、説明会をそれぞれ自治会でされたわけですが、実施されて住民の方々の参加状況がどういうことだったのか、お示しいただきたいと、20歳以上ということでもいいでしょう。その人が、対象がこれぐらいおって、実際に参加されたのはこれぐらいですよというものがあればお願いします。全部の人口でも構いませんけれども。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民向け説明会と民間事業者向け説明会を開催しております。市民向けにつきましては、388自治会を対象としておりまして、実施しましたところ100%の388でございます。

民間においては、民間事業者に案内を申し上げまして、105社、117名の方が参加した説明会が開催されております。

○18番（小園義行君） 今、388という数字を出されましたが、ここです、参加状況というのが当然分かりますね。それがどれくらいなのか、そして、民間の関係で中小業者の方への説明会だと思うんですけども、そこが今何社ということで、ちょっと聞き取れませんでした。もう1回、民間については再度お願いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 市内の全自治会を対象に、市長が説明しましたように、自治会担当職員がおりますので、それぞれの全ての388の自治会に出向いて説明会をいたしました。出席率は約40%ということで、今集計しているところでございます。

それから、民間の事業者につきましては、税務署と一緒に開催をいたしまして、その際には105社の117人の民間の方が参加をしていただいたところでございます。

○18番（小園義行君） 今、答弁がありましたように、この通知カードの配布が進んで、大方終わったのではないかというふうに思っているところですが、配布の現状というのはどういう状況なのか、郵便局が持って行って書留でやって不在の場合は持ち帰りますね。1週間留め置いて、来たら再度行く、来なかった場合は役所にそれが送り返されてくるということになっているんですが、そういった状況についてお願いをします。

○市民環境課長（西川順一君） 市内の通知カードの送付につきましては、松山地区は11月16日から、有明地区及び志布志地区が11月22日から始まり、郵便局に確認したところ「配達は終わった」とのことです。宛所なし、保管期間経過、受け取り拒否の理由により市に返戻された分は、昨日現在で本庁621、志布志支所1,100、松山支所247、合計1,935件であります。全部で1万5,855件配達されておりますが、不達率と申しますと、計算しますと12.2%が不達になっております。

以上です。

○18番（小園義行君） 今答弁がありましたように、全体の1割のところには届いていないという状況ですね。それとあわせて、冒頭にお聞きしました市民への説明会に約4割しか参加していないということで、非常にマイナンバー法の、このいわゆる意味っていいですか、理解が進んでいないのではないかというふうに今非常に心配をしています。当然志布志市は、高齢化率30%になら

んとしているところですのでね、65歳以上で独居の方々を含めて、非常に高齢の方々、心配をしているわけですが、実は電話がきて、「ちょっと来てくれませんか」ということで、「これ、どういうふうになるんですか」と言っ、「写真を貼らないかとな」とかですよ、いろんなことを聞かれますので、法律に基づいてしか私は返してないんですけども、自分の思いを言うと惑われますからね、だから、そういう中で届いたけど、届いてない人が約1割ですよ。今後、市の方針としては、新しく再度説明会を開くというような考えをお持ちなのか、そして、届かなかった1,935件、ここについての対応をどうしようとされているのか、お願いをします。

○市民環境課長（西川順一君） 先ほど報告いたしました1,935件のうち、これまで108件の受け取りがありました。今後まだ受け取りに来ていない方に、松山地区は既に発送しておりますが、志布志地区及び有明地区は本日付けで通知カードが市役所に返戻されている旨、そして受け取りのための来庁文書を発送する予定です。

なお、この通知カードの受け取りのため、臨時窓口を開設したいと考えております。その臨時窓口の開設内容は2点あります。1点目が、今度の12日の土曜日、13日の日曜日及び19日の土曜日、20日の日曜日を8時30分から17時まで本庁・支所開庁するという。2点目は、14日月曜日から18日金曜日までの平日を午後7時まで時間延長することです。まだ通知カードを受け取っていない方につきましては、ぜひこの機会に受け取っていただきたいと思っております。

以上です。

○総務課長（萩本昌一郎君） 先ほど説明会の状況を御報告させていただきました。その他にも市民の方に向けましては、マイナンバーに関係するパンフレットの全戸配布であるとか、それから散らしの配布であるとか、随時行っているところがございます、市報でも毎号を御紹介しているところがございます。それから、ホームページの方にも掲載しまして十分案内をしているところがございます。

それから、他団体、例えば商工会であるとか法人会であるとか、あるいは税務署であるとか、随時説明会が行われているようがございます。

今後、運用の運びとなるわけなんです、実際市民の方が、実際そういう状況等について、もう少し内容を詳しくというような御要望等が、今後あるようであれば、このマイナンバーのサービス自体がスムーズにいくように、私どもまた検討してまいりたいと思います。今、言ったような形で市民の方には御紹介しているところがございますが、再度説明会という声は、まだ現実的には私どもに具体的には届いてないところがございますけれども、1月以降、直近でもいいんですが、そういう声が挙がるようであれば、私ども単独で、あるいは、また税務署と一緒に連携してというようなのは何回でもやっていこうというふうに考えているところがございます。

○18番（小園義行君） 返されてから3か月したら、これ、破棄しないといけないですね、通知カードですね、取りに来られないとか、そういう状況の場合。そして、仮にですよ、そのことであと1,800件ぐらい残っているわけですけども、実際に実情を調査するといっても当局としても大変でしょう、これ。でも、1月1日からは運用が開始されていく、同じ制度の中にそのものが

渡ってない人と、渡ってる人がいるという、非常に不自然な形ですよ。そういうことが果たしてどうなんだろうねという、すごく僕は心配をしているわけです。あと年末に向けていろんなこと等、当局も忙しいし、そして今、課長の方ありましたけど、確定申告が始まりますね。そうすると税務署と一緒に説明会なんてほとんど不可能だというふうにタイムスケジュールとしても難しいだろうと。その中で行政として法が施行されるそのことをどういうふうにして住民に理解してもらおうということがないと、悪いけれども、パソコンでホームページを見れる人、そういう人は多分受け取っているのではないかと僕は思うんですけども、そうでない人たちですね、そこに対しては具体的なものがないと、法の施行の段階で全然見切り発車ということを心配をするから、そこに対しては親切的な行政としてどうやるんだろうと、人を雇ってでも、この1,800件からの人に何とか届くように、窓口を開くとか、努力は分かりますよ。そこについては、もう流れに任せるといふふうに理解していいのかな。

○総務課長（萩本昌一郎君） 様々な形で市民の方に案内しているということは、先ほど御報告したところでございます。先ほど答弁いたしましたように、そういうことで、実際制度が始まるよという中で、まだ説明等をして詳しく教えて欲しいというような、そういったお声等が上がってくるようであれば、私どもそれをまた、部会もつくっておりますので、その中でさっき確定申告ということで、税務署はなかなか難しいかもしれませんが、市の私ども単独でも要望のある自治会、あるいはそういったところに出向いていながら、説明等はして、じっくりと御理解をしていただくように努力していきたいというふうに思います。

○18番（小園義行君） いろんな形で努力をしていただきたいと、3月に向け、施行になった後も、いわゆる総会とかありますのでね、その自治会からもう1回やってくれよと、そういうこと等があれば、担当の職員を含めてきちんと説明には出向くというのは、基本だろうというふうに思います。

それとあわせて、そういうことだというふうに理解して、次の質問をします。

2003年の8月から住基ネット、いわゆる住基カードが始まって12年ですか、今。新聞報道だと全国だと5%ということですよ。本市は、この住基カードは幾ら発行されてるんですか。これだけ発行可能だったけれども、これだけですよと、分かりますか、分からなければいいですよ。

○市民環境課長（西川順一君） 927枚発行されていますが、今、有効枚数と申しますと720枚程度でございます。

今、発行枚数は927枚で、普及率2.8%でございます。以上です。

○議長（上村 環君） 最初の答弁は。

○市民環境課長（西川順一君） 先ほど、有効枚数と申しましたが、それについては訂正させてもらいたいと思います。普及率2.8%でございます。以上です。

○18番（小園義行君） 少し年をとりまして、耳がよく聞こえなくなってます。ちょっと大きな声で言ってもらわないと、大変申し訳ありません。

そういう状況でね、本来はたくさん出なきゃいけないものが、国の全国で5%しかなかったと

いう、ここにあまり要求がないんじゃないかというふうな、僕は個人的にはそう思うところです。この間具体的に、私自身もそうですけれども、いろいろ問われたそういったものについて、少し具体的にちょっと聞かせてください。

例えば、今、個人番号を私もきましたよ、やっと届きました、通知カードがですね。この個人番号カードは強制ではないというふうに理解をしております。これを、カードを作らなかつたりしても不利益はないですよ、という思いがちょっとあるものですから、今、私のところに、議会事務局に提出しましたよ。扶養親族等、扶養控除等申告書、源泉徴収票含めてですね、そういった法定の資料や、雇用保険、健康保険、厚生年金保険などの、それにいろいろやるときに記載がなくても大丈夫なんですかということが一つ。記載がない、マイナンバーはですよ、記載がないことで従業員や、その事業者、そういったものに不利益はありませんねということをお聞きをしたいんですが、いかがですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 例えば、個人番号の記載等、今議員が申されたように、そういう申請書等に記載されない場合につきましても、今現在の法の中では特に罰則はないということで、書かれなくて提出された申請書等につきましても、一応受け付けはするというようなことで伺っているところでございます。

○18番（小園義行君） そういうことであればですね、公文書ですからね。皆さん方が私たちに、これ出しなさいって、こうきますよね。それは、その字面を見ると、そのまま使用するしかないじゃないですか。でも、分からないことに対して果たしてどうなんだろうねということ電話をいただいた。私自身もですよ、正直言って扶養控除等の申告書に、私のマイナンバーは書かずに出したんですよ。それはなぜかと言ったら、僕はいっぱいですね、保険証からね、銀行のカードから、番号を市長もたくさん持っていますよね。それは個別ですよ。今回だけ特別に統一した12桁の番号が振られたからですよ、だから僕は書きたくなかったということですよ。私がJAに行って、お金引き落としますね、口座番号を書いたりして、僕の番号ですよ、書いて出しますよ。でも今回のやつだけはね、何か僕は書きたくないという思いがあつてしなかった。今確認をしましたが、そういう扶養控除等の申告書、こういったものについては書かなくてもよいと、そして不利益はないというふうに理解をしましたので、そうであれば、出される文書も、そういうものをちゃんと入れないと、受け取った側は非常に強制なのかなと思うことがあるんですね。そこについてはいかがですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 先ほど、私は今申されたような答弁をしたところでございますが、それはあくまでもマイナンバー法上の罰則はないということでございますが、ただ、マイナンバー法につきましては、国会で議決いただきました制度でございますので、全国民にそれを周知して、サービスを提供するという内容でございますので、ぜひ制度の趣旨を理解していただいて、記載してもらおうような、そういう努力をすべきだということは指導を受けているところでございます。

○18番（小園義行君） そのことは、後で少し論議します。

もう一つね、もうすぐしますと確定申告がきます。この確定申告書等にも番号を書かなかった

りしても受理がされないとか、そういった罰則等での不利益はないというふうに、先ほどの答弁を含めてあるんですが、これは事業者もそうですよ。従業員等の番号を取り扱わないことで、国税上のいわゆるそういう罰則が不利益がないというふうに、一番冒頭の聞いた時にそうだとおっしゃるから、そういう事業者にも問題はないのかということ。そして、窓口で番号通知や本人確認ができなくても、申告書は受理をするというふうに、さっきの答弁で理解をしたんですけども、これは法人、個人、あわせて確定申告のそういった問題、問題ありませんね。

○税務課長（木佐貫一也君） 御質問にお答えいたします。

税務署の方にも確認いたしましたが、先ほど総務課長が申しましたように、義務付けがありますので、お願いはするものの、特にそこの記載がなくても受理はするというところで確認はしております。

○18番（小園義行君） もう一つお願いします。雇用保険の関係で、ハローワークはいかがですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） ハローワークの業務につきましては、私ども承知しているわけではございませんけれども、それにつきましては、すみません。ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○18番（小園義行君） 今回、このマイナンバーというのは非常に、さっきも言いましたように、プライバシーの保護をとという点で心配があると、プライバシーの保護というのはどういうことかといったら、こっそりしとってよ、僕のことあんまり騒がないでって、そういうことから、憲法が保障しているプライバシーの保護というのがあるというふうに思うんですが、こっそりどころか、公にどんどんこういうふうになっちゃうと大変困るなという思いがあって、今いろいろ聞いたところです。ハローワークもね、多分、一緒だと思うんですよ。記載がないからといってね、いわゆる職を探している人に、あんたのは受け付けられないよというふうには、いきおいならないというふうに思います。

少し、この関係では、全国中小企業団体連絡会というのが、それぞれに各省庁と交渉をしているんですね。それが、それぞれ商工新聞等々にも中身が載っていますけれども、一切ね、「記載がなくても不利益はない」というふうに書いてあったものですから、うちの役所の中で、そういったものが共通認識になっているのかと、そうしないと、Aという住民が来たときに答えが違う、Bという人が来たとき違うと思ったら困るからお聞きしたんですけども、これね、いわゆる全国中小企業団体連絡会に内閣府、国税庁、厚生労働省、全部交渉をした中身が載っています。これを僕も見ました。見て、ああそういうことで大丈夫だねということを当局の人も共通理解の上に立ってないと、住民の人から、いわゆる来たときにですよ、答えがバラバラだと困るなという思いがあって、今お聞きしたんですが、総務課長の答弁があったように、記載をしなくても受け付けるし、不利益はないというふうなそういう答弁がありましたのでね、理解をします。

今回このことがあって、非常に私も勉強というか、いろいろ知ったところですが、今回の共通番号制度というのは、国が国民の監視や管理を強めて、所得だけではなくて、今後広がっていく

でしょう、おそらく、今はですけど。資産やどんな消費してんのかというようなことですね、いわゆる社会保険給付等々を確実に徴収して、過剰、不正な社会保障を受けてないかということ調査をするというのが大きな目的だというふうにおっしゃっている大学の先生などもあります。その中で、僕も一番心配したのは、この法律の中で重大だと思うのが、税務当局や公安機関、警察が一切の規制を受けずに、個人番号を利用できるようにしていることだというふうに、ここ、いろいろ解説書を見たりしました。個人番号法、いわゆるマイナンバー法では、19条の12項で、「その他公益上の必要があるとき」を定めております。そして、同法施行令第26条は、破壊活動防止法や暴対法、少年法、組織犯罪対策法など、約26を超える法律を挙げています。そして、公安機関や警察活動に個人番号の提供を認めています、その法律がですね。この破壊活動防止法では、公安調査官の権限、そういうのがうたわれています。きちんとそれでいいよということですね。公権力による個人情報不正利用、そういったこと等も心配はしますが、個人番号が今後は治安対策にも使われる危険があるという、そういう心配を勉強してみると、ますますそれが強くなっているというのがあって、皆さんと共通認識に立ってないとまずいよという思いがあって、私は今回のこのマイナンバーについては、ぜひ、実務を担うのは自治体の労働者の皆さんです、あなた方ですよ。この住民を拘束する、こういった番号制をやっぱりこれはおかしいよねと、感じるものがあれば、そこについてはきちんと私はいつもここで言いますが、法律や条例、要綱、規則というのは、住民を守るためにあるわけであって、役場の職員、市役所の職員を守るためにあるわけじゃないですよ。執行権はそちらにありますから、だからそういった立場で、今回のこのマイナンバー法も、よくお互いに勉強して、住民を守るその立場で、これはやはり取り組んでいかんといかんのじゃないかと思います。法律が決めたからそうだよということにもないと思うんですよ。ぜひですね、そこらについては、本当に出発点から、そのカードを持っている人、持っていない人、仕組みがおかしいですよ。そういった中で今お聞きしたようなことで、国が求めているものと、実際に外に出ているものと交渉したりすると、それはしなくてよいという国が答弁をしているんですよ。そういったことを踏まえたとき、我がまちの議会では、市長も国が言ったら、そのとおりだと、そのとおりやっていくということでありましたけれども、このマイナンバー法に対してはね、実際に平等の立場から出発していない、そういった問題を含めた時に、思い切ってこれはやめてもね、不利益にはならないと僕は思うんですよ。ぜひ、そういった中身をよく考えていただいて、この中止を求めていくとかね、そういうこともしないと、当局の皆さん大変今後は対応が難しいことになっていくのではないかと心配をするものですから、今ひとつ立ちどまって、このことについてはよく理解をするということと、理解をしていただくという作業が必要だろうというふうに思うんです。そういう立場で、今私がやめろと言いましたけれども、当局が、はいというふうにはならんと思うけど、住民を守るという立場からしたとき、市長、いかがですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど少しお話がありました住基ネットにおいて、なかなか普及しなかったと、その後、こう

してマイナンバー制度が取り組むということになりまして、国会で可決され、そして今、実施されようとしています。

そういうことで、大変大きな変革というか、取り組みということでございますので、市民の方々の御理解というのなかなかかなというふうに思っています。

制度は、だんだん運用されていくに従って、その中身について周知が深まってくるんじゃないかなというふうに思っております。現段階では、そのことによって、マイナンバーを申請書の中に盛り込まないことによって不利益を受けることはないということでございますので、そのような形で当面は推移していくというふうに思います。

しかしながら、先ほども申しましたように、だんだんこのことについては、認識が高まり、このマイナンバー制度についての取り組みが市民の間においても進んで来るんじゃないかなというふうには考えております。

○18番（小園義行君） 今、市長が答弁はありましたけれども、非常にこの、施行されても、具体的にそのカードが届かない人たちが、当然私は出てくると思います。そういう中で施行されていくわけで、本当にね、これきちんと考えないといかんだろうと。

全国で今、四つのこれに対して差し止め訴訟の裁判も起こされています。そういうこと等も含めると、果たして今回のこのマイナンバー法というのは、こっちが付けてくれよと言ったわけではないのに12桁の番号が、昨日生まれた子供から、死ぬまで高齢の方に全て12桁の番号を付けるという意味で、非常に心配のある制度だなというふうに僕は思っています。

そういった意味で、当局も一緒にこれを勉強してですよ、取り組んで、住民を守っていくという、その立場からの啓発なり、そういったものも当然必要だと思うんで、そういう立場でぜひ努力をしていただきたいものだというふうに思います。これ、今後しっかりと国のやり方とか、そういったものを見ていかないといかんというふうに思うところでございます。まだ、これについては、たくさん言いたいことありますけれども、次にいきたいとします。

三つ目に、課設置条例についてということで、今回、農政畜産課を設置をするということでの提案であります。今回の提案理由をもう1回、なぜ畜産課をなくして農政畜産課とするというふうになったのか、再度提案理由をお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本定例会において提案させていただきます課設置条例の一部改正につきましては、平成28年度組織再編計画に基づきまして、激変する社会経済情勢や、退職に伴う大幅な職員の減少等に対応するため、更なる組織機構の見直し及び事務の整理、合理化を図るということの流れの中で取り組むところでございます。

そしてまた、第二次志布志市職員適正化計画の中でも、より簡素で効率的かつ効果的な組織体制の構築と、職員間の業務量の平準化を図るということが求められているということから、今回の組織機構見直しで必要な措置をとるということでございますので、農政課と畜産課を統合しまして、農政畜産課を設置するということにおいては、具体的には口蹄疫、鳥インフルエンザ等の伝

染病等が発生した場合、スピードが求められることから、これらの有事の対応に現畜産課の職員数ではマンパワーが不足しているということ、そしてその際の職員一人当たりへの負荷が大きくなるということが考えられるため、迅速に初動体制を整えて市民への対応、及び職員への係る負荷の平準化を図るために統合するものでございます。統合しましても、課長補佐以下の職員数については、本庁・支所とも現体制を維持していく考えですので、今後には様々な業務が生じたとしても、業務の運営がスムーズに、そしてまた、サービスが低下することなく平準化ができるということから対応するところでございます。

○18番（小園義行君） 職員適正化計画、そしてそういった問題が生じたときの対応を迅速にやる、これは本会議での質疑でもいろいろ意見は出尽くしたような気もありましたけれども、人を少なくしないといかんから、ここを一つの課にしますよとあって、松山支所と二つですね、これね、農政畜産課長という、なった人はね、非常に負担が大きくなると思いますよ。農政課長でさえも大変だと思っただけですけども、今は農政課長に聞いても、いやいや大丈夫ですよとおっしゃると思うんですよ、これね。でも、実際にですね、口蹄疫をがボンと発生した時に、たまたま市長、畜産課長がおられたから、メインでバンとやれるけど、農政もしながら畜産もしながらといったらですね、これは非常に農政畜産課長の負担というのは大きくなるという、そういう心配もありますね。たまたま今回ですよ、農政畜産課じゃなくて、これ農政課と本来だとすべきだったんだと僕は思うんですよ。農政の中に畜産というのは入っているというふうに思ってたんですけども、これまで畜産課を置いていた理由というのは何なんですか、ほんじゃあ。

○市長（本田修一君） 農政課と畜産課においては、これは合併の時からどのような形で組織体制を構築すべきかということの議論があって、このような農政課と畜産課を設置されたところでございます。

畜産においては、当然畜産振興という大きな業務がございましたので、その畜産課の方に職員を配置するというところでございますが、課設置の要件としまして、2係体制でいかなきゃいけないということが前提でございましたので、こんなことを言うとおかしいんですが、畜産課を設置するために2係を設置したというような状況もございました。

ということで、どうしても職員体制自体は、非常にスリムな体制で取り組みをしてきたところであります。しかしながら、昨今、この畜産関係の病気というものが、ものすごく深刻になってきておりまして、ここ一、二年、PED体制について、いつも近隣のまちで発生したときに、緊急に私どものまちに発生した場合に対応する体制というものを構築しようということで、身構えている状況でございます。

ということで、家畜の伝染病においては、いつ発生してもおかしくない現況でございますので、畜産課においては非常に今負担が大きくなってきているということでございまして、そのようなことからマンパワーの発揮という点から、組織自体を大きくしていきながら、即対応できる体制をとってまいりたいということを考えまして、こういったことにするところでございます。

お話のように、課長においては負担が大きくなってくるとは思いますが、それぞれ専門の補佐

役を置きながら、係においても、その現有体制を維持していくということでございますので、課長においては、更なる取り組みに対する努力をしていただきたいということを申しまして、こういった体制の提案をするところでございます。

○18番（小園義行君） 畜産課の負担が大きくなっているからであれば、なおさら残すべきだと思うんです。これはもう部長制みたいなものになっていくんだね、みたいな気がしますよ。いわゆる農政畜産課長ですからね、農政部長みたいなもんですよ、全体を見てね。

具体的なやつを一つだけ、今畜産課に課長補佐の方がおられますね。農政畜産課としたときは、課長補佐とか、そういうのをどういうふうにしようとされてるんですか。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、補佐以下の体制については、現有のままということでございますので、畜産担当の補佐と、あるいは農政担当の補佐ということになるかと思えます。

○18番（小園義行君） よく理解ができないですね。

もう、あと1点ですね。松山支所の支所長の地域振興課と市民課が一つになって、一つですね。ここね、前から僕もずっと心配をしてたんですけれども、本庁の職員の、いわゆる仕事に対する負担と、支所の人はずいぶんですね、例えば、松山支所を例にとると、あそこにも税務の方がいますね、本庁はいいですよ、課税から徴収から滞納から全部、固定資産からありますね、それぞれの支所の税務課だけじゃないですよ、他の所の支所の職員の負担の重さという意味ですよ。あそこは全部一括で住民の人がいきますからね、徴収から滞納から課税から全部行くわけですよ。全てを受けないといけないというところですよ、支所というのは。でも、本庁は、本庁が暇だという意味じゃないんですからね、そこは分かってくださいよ。本庁はそれだけ業務量が多いのかもしれないけれども、住民からしたときは、支所も一緒なんです。課税のことでしょう、滞納のことでしょう、徴収、そして、いわゆる地籍のこと、全部税務が、支所は受けないといけないんです。本庁は、あそこに行って、そっちに行くと職員の人がそれぞれいるから、ここに対しての議論というのはどういうふうにして、今回松山支所がそうだと、志布志支所はなぜそういうふうにしなかったのかという、その2点だけ教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

松山支所地域振興課は4人体制でございますが、特定の時期において業務が集中し、職員への負荷及び時間外勤務が増大している状況になっております。そこで、課の統合によりまして、特定の時期の業務をより多くの職員で分担することができ、職員への負荷及び時間外勤務の削減を図ることが可能ということで、見直しを図るということでございます。また、志布志支所においても松山支所と同様に地域振興課、市民税務課、福祉課について職員の業務負荷状況や時間外勤務状況で2課、または3課統合という形で検討したところでございます。職員の削減については、可能でございますが、3課ともに毎月の業務量推移に大きな差はなく、統合しても職員一人当たりの業務量の削減効果は低いという結果になったところでございます。

また、来庁者が多い志布志支所において、その窓口対応が直接業務量に反映しがたいものもご

ざいますので、これらのことを踏まえ、今回の見直しでは、職員の削減及び業務の平準化が可能となりました松山支所の課だけ統合するというに至ったところでございます。

○18番（小園義行君） 現状を考えたとき、とてもじゃないけど、志布志の支所のそういうのは難しいと、いわゆる業務量とか、お客様が頻繁にこられるとか含めてですね。やっぱり松山はそうなのか、そうじゃないのかと言ったら、松山支所だってですね、私が思うに、少ない人数で嘱託職員の方が超えていますよ、職員の数より、そういう状況になってますね。そして、あそこ特異なところという大変ですけども、やっつく松山藩のあの時期、1か月、2か月前後ですよ、大変忙しいんですよ、あそこ。正直言って、私も農業委員会があつたりして、よく行くんですけど、遅くまでですね、ほとんどボランティアに近い形でしょう。松山から来られて本庁とか志布志支所に来た方も一生懸命手伝いはされるでしょうけれども、そこはそこの仕事だよ、みたいなことになっちゃうんですよ。どうしても僕は松山の支所の負担というのは、志布志の支所と同じようなね、ことではないのかという思いがするんですよ。

そういった意味で、いわゆる支所の統合、課の統合というのは、よく考えてやらないと、職員の心の問題とかいろんなところでね、心配が絶えずついて回る。だから、支所の職員の仕事に対する重さというのは、市長はどう考えているか分かりませんが、本庁の職員の人より受ける側は、非常に重たいものが僕はあるというふうに思っています。暇だよとかいうことじゃないと思うんですよ。税務課のことを一つ例にとっていましたけれども、徴収から課税から地籍から何から全部どうなってるのに行くんですからね、そういったのをどういうふうに受け止めているのかということをお聞きしたかったんですよ、そこらはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私、合併以来市長をしているところでございますが、それぞれの職員を見たときに、松山出身の職員の方々というのは、非常に有能というか、いろんな分野に長けているなというふうに思っていたところでございます。

それは、松山町役場時代、グループ制に近い形で業務を担っていただいていたということがございまして、そのことに対応できているというようなふうに感じていたところでございます。

ということで、今回においても多分そのような伝統が残っているのかなということでございまして、自然と他の分野においても、市民サービスが低下できない形での対応をしていただける体制になっているというふうには思うところでございます。

また、そういったことをする松山支所、松山支所の職員だというようなことではないかなというふうに思っています。そしてまた、総体的に見たときに、業務量が平準化される形になるということでもあります。

○18番（小園義行君） 業務量の平準化ということでいくと、こうしても、ということは、少ないねっていうふうに減らしていくわけだから、そういうふうに僕は受け取るのかなと、僕は、そういうふうには少し思えないという思いがあります。恐らくね、秋の陣のあの前後から含めてですよ、一日で済むわけじゃないですからね、ずっと立ち上がってから、いろんなことをする。そ

れとあわせて、志布志支所の税務課の人達だってですよ、全部徴収から課税から滞納から、いろんなものが来て、来られるわけで、その支所の職員の心の負担というのをね、よく理解してやっていただかないと、いかなというふうに僕は思います。これ、課の設置条例ということで、それぞれ総務委員会で議論されていくんでしょう。私は、そういったことが本当にきちんと配慮された中でのね、こういう課の設置条例の提案だったのかということ、少し疑問があるところです。これは、これで納得はいきませんが、そこでいいでしょう。

次にいきたいと思います。次は、道路行政についてということで、私はあんまり道路のことについては、これまでも質問とかいうのをほとんどしてないところです。それでも、我がまちには、国道もあり、県道もあり、そして、志布志市の市道もあり、生活関連道、農道、いろんな道路がありますね。そういった中で、県道や国道等の改修とか、いろんな要望がそれぞれあると思うんですけれども、住民からですね。そういった時の対応というのは、どういうふうに具体的に市として対応がされているのかということについて、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

道路の整備に関する要望においては、大規模な改築が必要な箇所、県が補助事業とする事業、あるいは国の事業とする路線というのがあるわけでごさいます、県の単独事業で申しますと、単年度完成を原則として要望するものがあります。

県の単独事業の要望につきましては、県の補助事業を補完する事業としまして、交通の安全と円滑化を図ることを目的とし、新規採択の改築は認められず、局部改良、待避所やメンテナンスフリー、排水路、舗装修繕、区画線設置などの単年度完成を原則として要望することとなっております、毎年8月頃翌年度事業の要望を行っております。

本市としましては、日常のパトロールの中で危険と思われる箇所、また地元自治会や校区PTAなどから要望があったところを中心に県については要望しております。

その他の大規模な改築におきましては、県が補助事業で事業化する路線箇所につきましては、曾於地区土木協会において、曾於市、大崎町と合同で毎年10月頃、県へ要望活動をしているところであります。

最近では、志布志有明線の野神工区、宮ヶ原大崎線山重工区、日南志布志線出土工区が採択されているところでございます。

○18番（小園義行君） 今、市長が答弁されたそのことについては、よく理解するんです。

住民の方が県道が、あそこは危険だから、あの草払いがこうだから、いろんなことを私たち、住民の方から議会の議員にも要望とかありますね。そして、住民の方が直接市の方をお願いをする。そういったことに差異があつてはいかんわけで、県道なり国道に対しての、市としては、きちんと住民から来たものについては、しっかりと県の方との対応がされているというふうに僕たちは理解したいわけですが、現状がどうもそういう状況になっていないということがあつて、県道については非常に今年から管理があまり良くない状況になっています。以前は、道路作業員の方がおられて、私は志布志・南之郷線とか、そこを毎日通るということで、年2回ぐらい

いろいろされたり、それが今、なくなっていますよ。そして、私たち「おじゃったもんせクリーン作戦」そういったので、私は志布志町の帖五区という校区に住んでるんですけど、私たちの所の間の校区の県道は、言葉は悪いけど、きれいにしていますよ。自分たちでやるわけですね、もちろんそれもいいでしょう。その他、住民からあそこをどうかしてとか、伐採してよとか来たときに、当局としては素直にそのことを受けて、ちゃんと県と対応がされているものかどうかということちょっと聞きたいわけです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質問のありました件につきましては、私ども速やかに県の方に対応をお願いしているところでございます。ただ、県の方も様々な要望があろうということから、その対応については遅れてしまうと、あるいは翌年度まわしというようなこともあろうかと思いますが、重ねて私どもは、その時には要望をするということでございます。

○18番（小園義行君） 住民の方々がですよ、県道や国道に対しての要望とかあった時には、しっかりと窓口、今は何ていいますっけ、課がいろいろ変わって、建設課。そういうところに窓口できちんとして、県の方に対応をしてもらおうような動きをするというふうに理解していいですね、今のやつで。そういうことは、ぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

その中で、志布志町の大性院地区の、ここの改修についてということで、具体的に進んでますかということですが、十数年前にあそこをこういうふうに改修しますと、絵も出たわけですが、私は、道路行政については、新しい道路をボンとつくとかね、そういう時代じゃないと思うんですよ。メンテナンスの時代に入っていると、冒頭、私の質問に対して答弁がありましたけれども、危険箇所を除去していくという、カーブを切って真っすぐにするとかですよ、そういうこと、もうメンテナンスの時代に入っているんだろうなと思います。そういった意味で、この大性院地区、ここですね、私もあそこをよく通るんですけども、改修が十数年間無い中で、知事も変わったりいろいろあったんでしょう。でも、石踊橋がありますね、あそこからの急なカーブの所、そして、元でん粉工場の跡から行って、今度、住家が左右並んでいく、あのカーブの所ですね、そして、途中の側溝の無い所があります。いわゆる垂れ流しといいますかね、汚水のね。そういったものに対して、住民からも要望は、これまでも出ていると思うんですけども、県との間で具体的な、そういう危険箇所といいますか、今2箇所言いましたけれども、そして、石踊橋から少し下ったところに、あそこだけ1画だけ排水がないんですね。車は、その汚水を飛ばしながら通行しているんですが、そういったものに対して、きちんとね、県にも対応をお願いしてやるべきだというふうに思うんですが、そこらは一切これまでもなかったのかね、いかがですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

議員の御質問のあった大性院地区につきましては、平成23年度に大隅地域振興局、また県議を交えまして、合同で現地の調査や検討会を行ったところでございます。カーブの狭い所ですね、それから排水の垂れ流しということも確認しております。

その中で、全面的な改良なのか、局部的な改良なのかということでの検討もしたり、あと用地が必要なのかというようなこともございましたので、建設課の方で地権者の一部、一部でございますが、地権者の同意も得ながら要望書を提出はしております。24年3月にですね。その後、もう少し県の方での動きが無いということでございます。

○18番（小園義行君） 静かにしているとなかなか前に進まない、何か声を挙げないとやっぱり変わらないのかなという、ちょっと思いもありますけれども、ぜひですね、そういう声があつて対応がされて、実際約3年近く何ら動いてないというね。そういうことじゃなくて、全部新しい道路をつくれとかですよ、あそこを拡張して大きく広げなさいという、そういうことじゃないわけであつて、そのメンテナンスをどうやっていくのかと、形に見えるようにしないと、住民の方から見たら、何も動かないという、行政は何もしてくれないというふうになるわけで、ぜひですね、そこについては、県議の方も一緒にね、そういうことがされてるのであれば、当然何らかの手が打たれて当たり前だというふうに思うんですよ。ぜひですね、27年度は終わりますけれども、来年度に向けて、きちんとした県との対応をして、そこに何らかの動きを起こしていくというふうに、私は理解を今の答弁でしたんですけれども、そういう形でいいですか。

○建設課長（中迫哲郎君） はい、議員のおっしゃるとおり、引き続き要望を重ねまして、そこが少しでも改善できるように要望していきたいと考えております。

○18番（小園義行君） 理解をしました。

次に、5番目の嘱託職員等の待遇改善についてということで、質問をしたいと思います。

これまでもこの問題はずっと取り上げてきました。具体的に他のまちとかね、これを見たいとか、いろんなことがあつたんですけれども、検討を具体的にしていなければいけないですよ、答弁だからですね。検討的にがされたんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嘱託職員等の待遇改善につきましては、平成22年度から報酬または賃金に通勤費用相当分を加算して支給し、平成26年度からは夏季休暇を付与するなど、これまでも適宜改善を図ってきたところでございます。

なお、県内の他市の時間給の見直しにつきましては、他の状況等を踏まえながら検討する市が多いようでございます。

今後につきましても、県内の他市の状況や、今回最低賃金が見直しとなったことや、平成27年人事院勧告の内容を勘案しながら、嘱託職員等の待遇改善については検討してまいりたいと考えております。

○18番（小園義行君） 市長とはこの問題でも過去何年もしてきて、本市は頑張っているというふうに理解をするところです。

平成25年の第2回志布志市議会の定例会で市長と総括質疑を文教厚生委員会でやりました。その時ですね、保育士等の処遇改善臨時特例事業という提案で、市長、覚えておられますね、あの委員会での答弁ね。その中で、私自身、そういう嘱託職員の人を見直し、ちゃんとやるべきじゃな

いのと言って、市長はこういうふうに答弁されたんですよ。全部は読みませんよ。「市全体の振興を図って、市民の所得を上げていくということ、そういった課題を解決していきながら、賃金体系を上げていく中で、臨時職員、嘱託職員の最低賃金というものも上げていきたいということは、私自身思っているところであります」というふうに委員会で答弁されました。委員長報告にも、これありますよ。その中で、今おっしゃるように、他の市の状況というのは、もう何回もやり取りしていますので分かっています。それと職員の、いわゆる身分の問題はもう議論しませんよ、それを積み上げてきて今ですからね。そこで、国が2015年度の国家公務員一般職の、これを人事院勧告に基づいて、給与を0.9%引き上げるよと、これは月給とボーナスを連続で引き上げるというのは、去年に引き続いて24年ぶりのことです。これ、4日の給与関係会議で正式に決定をされて、多分1月の通常国会で法案が出てくると思うんですけども、そういうことで、国家公務員平均5万9,000円、これを2年連続引き上げるというふうに国が新聞報道でも出ています。今、市長が委員会で答弁されたこと。そして、他の市の検討、状況を見ながらしていくということ。そして、過去に市長がこの議会の中で、答弁されてきたことというのは、本市の職員の状況もやっぱり考えないといけないと、本市の職員はこれでいくと、国は引き上げを人事院勧告実施するというふうになっています。

市長は、この本市の職員をこの人事院勧告完全実施ということであると、そういう関係のものが出てくると思うんですよ。職員はそうだけど、嘱託職員やそういったものについては、据え置くよということにはいきおいならんと思うんですね。経済の状況は右に上がってるというふうに国が判断したからそういうことですよ。そして、安倍政権として、ここ数年かけて、3年ぐらいですかね、かけて最低賃金を1,000円に持っていくんだと、3.3%ぐらい引き上げていくというふうに新聞でも出ています。我が町の嘱託職員、臨時職員の勤務条件に関する基準ということで25年度以降のことを、ここ持ってますけれども、これで、月額そして時給、そういったものがきちんと見直しをして、国がやっていくここに対して、一時金の支給や、そういったものもきちんとやっていくべきだと私は思うんです。過去の市長の答弁の積み重ねと、国のいわゆるGDP600兆円へ向けての対策と整合性がないと、これね、問題だと思うんです。正規の職員の人だけ賃金が上がって、嘱託や臨時の人はどうでもいいよと、言葉は悪いけれども、そういうことには市長の答弁をこれまで積み上げてきたものとですよ、議論した中で。この時給の見直しや、一時金の支給というものについて、国が示しているものと自らが答弁してきた社会状況の変化、そういうものを受けて市長、見直しをする考えはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後、人事院の勧告が出まして、職員についての引き上げ、待遇改善というのが示されるということになるかと思えます。それは、今ほどお話がありましたように、安倍内閣の方でGDP600兆円、そして、それを担保するためのそれぞれの国民の働く人の給料の引き上げということが前提となっているようでございまして、そのGDPの推移が順調にいけば、当然そういったふうになると、そしてまた時給が1,000円になるというふうには思うところでございます。

ということでございますので、本市においても、それに準じて職員、嘱託職員の待遇は改善してまいりたいとは思っております。

○18番（小園義行君） 今、「改善してまいりたい」ということでありましたね、しっかりと、ここ議論の積み重ねの中で議会というのは動いていく、行政というのは動いていくというふうに思いますよ。だから、市長のそれをずっと受けてやってきました。いわゆる見直しをしたいということですね、時給についてもですね。そのことについては理解をしました。当然、また条例改正とか出るでしょう、それについてもですね。だから、ぜひこの嘱託職員等の時給の見直し、そして、この一時金についてもね。僕は前から言っているけれども、住民の皆さんの懐を温めていく、その基本、基礎になるところは、役所で働く人、職員を含めてですよ。そこが基準になっているというふうに思うんですよ。民間の人が、いろいろそういうのを決められる時ですね、そういった意味で、今の市長の答弁は大変踏み込んで前向きな答弁ですよ、見直しをするとおっしゃってるんだから、それはそれで理解しますよ。ぜひですね、この一時金についてもね、他のまちでやっていると、そのこともこれまでも散々言ってきました。

ここに私ね、平成27年度12月の報酬支給明細書というのを今日いただきました。私の分ですよ、賞与報奨金ということで、金額で私は54万9,412円、私はもらうんですよ。それで、こういうものでね、考えた時に嘱託職員の人たちと私は同じ特別職ですよ、議員として。嘱託職員の人でも地方公務員法でいうところの特別職ですからね、ぜひね、そういう立場で、今市長がおっしゃったようなことで、この一時金についても、今年度は難しいかもしれませんよ。来年度以降ね、そのことについても時給の見直し、そういったものについては人事院勧告を受けてきちんとやるというふうにおっしゃった。この一時期については、金額は幾らしなさいということじゃないですよ。同じ報酬日、これ明日もらうんですかね、12月10日です。同じ時にですね、自分たちの仕事を支えてもらっている、その嘱託職員、そういったものについての一時金の支給というのを期末勤勉手当と、私なんかはこうなっているわけですけども、そういったものをしっかりと考えて、住民の懐を豊かにして、それがまた、やがて税収として返ってくるという、そういう理解に立てないのかなという思いがあるんですよ。時給の見直しは、もうさっき答弁がありましたのでね、この一時金について再度市長に答弁を求めたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一時金の支給につきましては、他市の状況を見ながらということでお話をさせていただいてきたところでございます。

今回においても、他市の状況を見ながらということでお答えさせていただきたいというふうに思うところでございますが、現在の段階では、先ほど申しましたように時給の改善に向けて取り組みをさせていただきたいということでございます。

○18番（小園義行君） 再度確認といたしますか、その時給については見直しをすることによって理解をしました。この一時金についてもですね。これぜひね、本当にその人がいないと仕事がうまく回らないという状況があるからお願いをされてるわけですよ。

これ、悲しい話を一つします。旧志布志町時代に私のよく知っている人が、当時は嘱託職員という言葉はありませんでした。臨時職員と、公立保育所ですよ。そこでボーナスの時にですね、正規の職員の人と同じ所に座ってるわけだからですよ、ついそれをちょっと見ちゃったというか、本人が見たんじゃないですよ、一緒こうしてほら、ボーナスってこう見てる、隣で見えるじゃないですか。そういうことがあって、その人がね、「ちゃんこさん」て、私はちゃんこさんと呼ばれる。「ちゃんこさん、もう今年いっぱい保育所辞める」と言って、さっと辞められました。その時、何でかなと思っていました。その時は聞かなかったんですけど、あとで少し時間が流れてから、何であの保育所を、保育士、せっかくお父さんたち頑張ってお金送って、あなたも頑張って資格を取って、保育士として頑張ってたのに、何で保育士を辞めたのと言ったら、「あれを見たらやる気がなくなった」って、言葉は悪いですよ。それだけの思いしかなかったのって、これ、とても言えないですよ、やっぱりやる気をね、持たせていくという意味では、金額はそれぞれでしょう。頑張ってねって、気持ち頑張ってねって、同じ責任を持たされて正規の職員と、そうでない人、そこに大きなものを見ちゃったら、まあいきおい萎えてしまいますよ。これ、ぜひ考えていただきたいのは、自分だけよければ良いということでもないと僕は思うんですね。市長は、そういう思いは絶対持っていないと思うんですけども、ぜひそこについては、働く人の環境を良くしてあげない限り、人は集まらないし、良い仕事にならないと思うんですよ。

今、国が介護離職ゼロとか言ってますけど、いわゆる介護をすることによって仕事を辞めないようにと、そういう人はあまり少ないと思うんですよ。介護する側の職員、いわゆる介護福祉士の賃金がたくさん上がらないから、ほら、みんな辞めていくんですよ、その仕事をね。だからぜひ、そういった意味では、きちんとした職員に対しての思いですよ、その僕は言葉を聞いた時から、ああこれはいかんと、本当にそういう思いがあって、その思いをどういうふうに形に表していくのかといたら、やっぱりきちんとした数字を出していくということしかないんですよ。

今回、市長が時給の見直しはやっていくということでした。そして、一時金については、今、私がそういうことを言いましたけれども、本当に、よし明日からまた頑張ろうという気持ちにさ、できるようなものに金額をね、たくさんやれば良いという問題でもないと思うんですよ。再度、もう1回そこをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一時金の支給につきましては、これまでも他市の状況を踏まえながらということで、お答えしているところでございます。

今後についても、今お話ししましたような形で対応させていただければというふうに思います。

○18番（小園義行君） 他の市というのは、支給していないところを念頭に置いておられると思うんですけども、やってるところはずっとやってるんですよ、これ。ずっとやってるんですよ、やっていたところがやめたというのは、僕が調べている以上ないですよ。やってないところがやったというのもなかなかないかもしれないけれども、その先端を切ってね、志布志市は頑張ってるねと、そういったものでありたいものだなというふうに思うんですよ。やってないところは同

列だから、そこをどう見てもですよ、変わらないですよ。だから、やっぱり高い所に合わせないと、前に進んでいかんと思うんですよ。ぜひですね、やってるところの自治体が、どういう工夫してやっているのかということをおはちゃんと調査研究して、我がまちでこれぐらいならやれるよねと、こういう方法ならやれるよねというのが、「他の市の状況を見て検討させてくれ」と市長がこれまで言ってきた思いだと思いますよ。私と一緒にだと思えますけれども、再度、これで終わりです、このことに関しては。

○市長（本田修一君） お答えします。

県内では、19市中3市が別な形で支給がされているようでございます。このことにつきましては、もっと他市が進んだらというようなことも考えているところでございますので御理解いただきたいと思えます。

○18番（小園義行君） 最後の項目に移ります。

商業振興ということで、地方版総合戦略策定ということで、ここに中小業者の声をどう反映させていくかということで、志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略の全体像というのを示していただきましたね。その中で、昨年6月に小規模企業振興基本法というのが施行されているんですけれども、本市は、その中でもよく頑張っておられるわけですが、この小規模企業振興基本法の中で、目的、定義、「基本原則」ということで、第3条ですけれども、「小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮、又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において、小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ、自己の知識及び技能を活用して多用な事業を創出する小企事業者が多数を占める我が国の小規模企業について多様な主体との連携及び協働を推進することにより、その事業の持続的な発展が図られることを旨として行われなければならない」、基本原則です。いわゆる小規模企業者とは、いわゆる従業員が5人以下の事業を言うということで、志布志市内でもそういうところがたくさんあって、その人たち自身がこの地域を支えているよということに基づいて、この法律が施行されているわけですが、その第7条で、「地方公共団体の責務」ということで、「地方公共団体は基本原則」、先ほど読みましたね、「にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」ということで、地方公共団体は、その第2項、「小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるように努めなければならない」と、この二つうたっているんですね、地方自治体の責務ですよ。そういうことからして、本市は、これに基づいて条例をつくるのか、そういったものにはまだ至ってないと思えますけれども、先々に向けて、これは10年間で変えていきますよという附則もあるわけですが、そういった条例制定をしてやっていくという

ね、そういう考え方があるのかということをお聞きをしたいと思います。この条例まではいなくても、きちんとやりますよというのは、このまち・ひと・しごと ころざし創生戦略で少し頑張っているというのはよく分かってますよ、そこについては、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

中小・小規模事業者が大半を占める本市の商工業を取り巻く経済環境は、昨年の消費税増税によりまして、個人消費が落ち込み、景気低迷による事業不振や後継者不足によりまして、廃業に陥るなど、極めて厳しい状況にあるというふうに認識しております。

そのような中で、志布志市の総合戦略であります志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略におきましても、新たな創業者への支援とともに、既存の中小企業についても事業の拡大や新たな販路の開拓、後継者等への事業の承継等支援や施設の老朽化対策を講じていくと明記しているところであります。

今後も、住民や既存店舗の皆様の多様なニーズに耳を傾け、商工会はもちろんのこと、地域おこし協力隊等、新たな発想も取り入れながら、地域と一体となった商工業の振興に努めてまいるところでございます。

条例制定につきましては、本市の商工業振興に関しまして、現在、平成18年1月1日より施行されております志布志市商工業振興対策協議会条例によりまして、議員の方々をはじめ、商工業者の代表や学識経験者の意見をお伺いしながら事業を展開しているところでございます。今後も、この協議会での貴重な御意見とともに、中小事業者から様々なニーズの把握に努めまして、商工会、事業者等とも綿密に連携しまして地域経済の活性化、事業者の経営意欲の向上につながるような事業の検討・拡充を図ってまいりたいと考えております。

○18番（小園義行君） 今、市長から答弁がありましたように、この新しく新規、また拡充していくよという、これもまち・ひと・しごと ころざし創生戦略の全体像の中でうたってあります。ぜひ今答弁があったように、本市のいわゆるそういう小規模の企業の方々というのは、大半そこが頑張っていて支えているというふうに思うわけですね。そういった意味で、住宅リフォーム助成事業、それを拡充していきますよ。それとか空き家のリフォーム助成事業も創設していくという、いろんなことを含めて、全体の中での商業、そういうものを経済を活性化させていくんだという立場ですのでね、ぜひそういう商工業者の小規模の方々の意見もよく取り入れていただいて、これを更に拡充、継続していくという、そういう立場で、私自身は今の答弁で思いましたけれども。この住宅のリフォーム助成事業等々も更に今回も補正予算が出ているように、大きな経済効果をもたらしてますのでね、ぜひそういう一人親方だとか、そういうところで頑張っておられる人たちを支援していくような政策をぜひ継続して続けていっていただきたいと、そういう思いでいっぱいあります。そういうことで、そういう人たちの声をしっかりと聞くということでありましたのでね、こういうここにうたっているものについても更に拡充・継続していくというふうに理解をさせていただきたくです。再度、それをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま取り組みをしております店舗リフォーム助成事業、あるいは住宅リフォーム助成事業につきましても、極めて関心が高く、そしてまた取り組みが深いと、そしてまた、周辺に及ぼす経済効果も高いということでございますので、今後ともこれらの事業を中心としまして、更に拡充をしてみたいと思います。

○18番（小園義行君） ぜひいろんな形で大変厳しいでしょう、年の瀬ですよ、もう12月入りしましたのでね。お互いに良い年を迎えたいなど、そういうふうに思います。そういった意味で、これから先、人口減少社会がくると、それはもう目に見えています。そして、高齢社会になっていくということを踏まえて、新年度へ向けての新規事業だとか、いろんなことを予算の査定の時期に入っていきますので、そういう大きな二つのものをしっかり頭に入れてやっていただきたいものだというふうに思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で本日の日程は終了しました。

明日から21日までは休会とします。

22日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時38分 散会

平成27年第4回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成27年12月22日（火曜日）午前10時14分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第60号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第61号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第62号 志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第63号 志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第64号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第65号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第66号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第67号 志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第68号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第69号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第70号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第71号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第72号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第73号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第74号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第75号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第76号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第77号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第78号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第80号 字の区域変更について
- 日程第23 議案第81号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第82号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第25 議案第83号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第84号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 陳情第10号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」についての福祉施策に関する陳情書
- 日程第28 議案第85号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第29 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第30 発議第3号 志布志市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 日程第31 発議第4号 志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議員派遣の決定
- 日程第33 閉会中の継続審査申し出について
（総務常任委員長）
- 日程第34 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（18名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環

欠席議員氏名（1名）

20 番 福 重 彰 史

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教育総務課長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時14分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、市ヶ谷孝君と青山浩二君を指名いたします。

○
日程第2 報告

○議長（上村 環君） 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員長及び産業建設常任委員長から報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

○
日程第3 議案第60号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第60号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第60号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6名出席の下、執行部から総務課長、農政課長、畜産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、行財政改革推進委員会へ諮問するまでの経緯と会議での議論はどうであったかとただしたところ、行政改革大綱に基づいて課の見直しを進めてきた。業務量調査を行い、各課のヒアリングを経て、了承を得たうえで行財政改革推進委員会に諮った。会議では長時間の審議が行われ、市民に対するサービスの低下を招かないか議論され、補佐以下の職員体制を変えない形でなら了承ということであったとの答弁でありました。

課の統合により職員数はどうなるのかとただしたところ、農政係が6名、生産流通係が3名、茶業振興係が3名、畑かん推進係が3名、畜産管理係が2名、畜産指導係が2名で現在の人員体制と変わらないとの答弁でありました。

委員会での総務課長の補足説明が「鳥インフルエンザ等の緊急時にマンパワーが必要なため」という説明であったが、そのような事態になれば全庁的に取り組むべきであり、補足説明としては違和感があるのではないかとただしたところ、説明不足で申し訳ない。行政改革大綱に基づき、市民に対するサービスを低下させずに合理的で効率的な体制をつくりたいという趣旨であるとの

答弁でありました。

農政課と畜産課は、それぞれ課内での協議はしたのかとただしたところ、農政課では係長以上で、統合するとしたらどのような体制が望ましいか協議した。現在の係体制であれば可という意見であったとの農政課長答弁でありました。

また、畜産課では、支所を含め係長以上で協議した。庁内どこもギリギリの職員体制で対応しており、課としては現行の職員数であれば可という意見であったとの畜産課長答弁でありました。

TPPや畜産排せつ物の問題など、レベルを上げないといけない時期であり、畜産農家の専門化、多頭化が進めば、畜産課はむしろ係を増やすべきと思うがどうかとただしたところ、大きい所帯の方が柔軟な対応が取れると考えているとの答弁でありました。また、畜産課長答弁として、課としては今の体制で努力していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第60号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

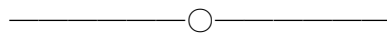
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第60号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第61号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第61号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第61号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について、総務常任委員会に

おける審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、申請書類等にマイナンバーを記入しなくても罰則はないということだが、「マイナンバーは書かなくてもよい」という情報について、どのように対応していくかとただしたところ、全国民に共通した制度であり、法律の趣旨に添ってマイナンバーを記載していただくよう丁寧に対応していきたいとの答弁でありました。

マイナンバーの取り扱いについては、職員のモラルが一番大事である。罰則規定を厳しくしてもらいたいとただしたところ、職員には徹底して指導を行い、そのようなことが生じないように取り組んでいきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第61号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

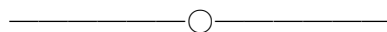
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第61号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第62号 志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第62号、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第62号、志布志市議会の議決

すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方自治法の改正により、なぜ基本構想が「議決すべき」となるのかとただしたところ、以前は「基本構想は議決を経た策定が必要」となっていたが、平成23年の地方分権に基づく改正により、その部分が削除された。本市では、そのような大きな構想には議決が必要と判断し、今回の提案となったとの答弁でありました。

基本構想策定の義務付けが廃止されたことの意義をどう捉えるかとただしたところ、地方分権により、基本構想の議決の判断について自治体に委ねられるということであるとの答弁でありました。

予算の裏付けがあり、実効性のある構想にすべきと思うがどうかとただしたところ、実現可能な構想を策定したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第62号、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

訂正をいたします。「執行部から総務課長ほか」と申し上げましたが、「企画政策課長」に訂正をいたします。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

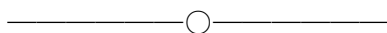
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第62号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第63号 志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第63号、志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第63号、志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6名出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市民の中には、税務課へ提出する申請書等にマイナンバーを記入する人とならない人があると考えられるが、一般質問の中では、記入しなくても罰則規定はないとの答弁であった。税務課としては、どのように対処するのかとただしたところ、罰則規定はないが、利便性の向上につながるものであり、法律の趣旨に沿って記入をお願いしていく。また、未記入であっても受け取り拒否はしないとの答弁でありました。

マイナンバー制度に係るセキュリティの担保について、市民への丁寧な説明が必要ではないかとただしたところ、安全性については情報管理課を中心に対策している。税務課としても十分説明していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第63号、志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第63号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第64号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第64号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第64号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6名出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、来年1月のマイナンバー制度の施行に問題はないかとただしたところ、施行日に合わせ、情報管理課を中心にシステム改修等を進めており、問題はないとの答弁でありました。

この改正により、申請書に個人番号の記入がない場合はどうなるのかとただしたところ、番号を記入しない人については、従来どおりの手法である、住所や生年月日等で納税義務者を特定することになるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第64号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

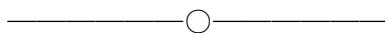
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第64号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第65号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第65号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第65号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正について、本市への影響はないのかとただしたところ、この条例が引用する上位法、職業能力開発促進法の一部改正によるもので、本市への影響はないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第65号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第65号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第66号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第66号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第66号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員6名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、マイナンバー制度が始まるが、受け取り拒否等でマイナンバーを記載しない人が窓口等に来た場合はどうなるのかとただしたところ、マイナンバーの記載がないことを理由に申請書を受理しないということはない。厚生労働省保険局国民健康保険課長からの通知で、申請者本人の個人番号が分からず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳ネットワークを用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないとの通知があったところである。介護保険においても、現在のところこれに準じた形で、個人番号の確認を考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

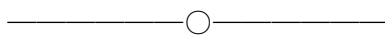
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第66号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 議案第67号 志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第67号、志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第67号、志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、12月10日、委員5名出席の下、執行部から、畜産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の措置で、どれくらいの畜産農家の利用を見込んでいるのかとただしたところ、現在の基金額が、1億2,000万円である。限度額の60万円で換算すると、200頭分の貸付が可能であるとの答弁でありました。

多頭飼育をされている農家が利用される場合、市外からの導入についても貸付の対象になるのかとただしたところ、基金の貸付対象要件としては、市内産の肉用素牛としているので、市外からの導入は対象外となるとの答弁でありました。

近隣自治体と比較してどうなのかとただしたところ、基金を創設して貸付を行っているのは、本市だけであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第67号、志布志市肥育経営安定対策貸付基金条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今の現状を見ますと、この60万円でも大変厳しいのかなという思いがあります。そうした点からしたときに、この60万円をもう少し引き上げて70万円にすべきでないか、そういった議論は全くなされなかったのかお伺いをしたいと思います。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいまの質疑のような意見は出ましたが、現状はそういうこともあるかと思えます。

終わります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第67号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の

とおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第68号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第68号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第68号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、自主事業の内容をただしたところ、整骨院やトレーニングジムなどを開設している。整骨院は施設使用料として月額11万3,000円を指定管理者に納入している。トレーニングジムは利用者から年会費5,000円を徴収しているとの答弁でありました。

昨年度の実績を見ると、施設の利用者は増えておらず、収支の差引額が47万3,000円ということだが、大丈夫なのかとただしたところ、いろいろなアイデアを出して少しずつ成果が出ている。ある程度固定客は居るので、今後は新規客を増やす努力をしてもらいたいと考えているとの答弁でありました。

備品や皿などの更新はどこが負担するのかとただしたところ、皿などの消耗品は管理者が負担し、金額が大きいものについては市と管理者で協議することになっているとの答弁でありました。

建築後20年くらい経過しているが、今後、空調など大きな支出が予想されるのではとただしたところ、施設ごとに改修計画を立てて、年次的に改修していくとの答弁でありました。

整骨院等の不正請求が報道されているが、当施設ではチェックしているのかとただしたところ、現在は行っていないが、施設を貸している立場なので、今後は必要と思うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第68号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

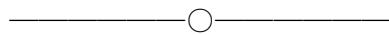
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第68号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第12 議案第69号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第69号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第69号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新規参入であるにも関わらず、指定管理期間を5年間とした理由をただしたところ、指定管理者が利用料金を受け入れて運営していく「利用料金制」を導入している施設は、今回から初期投資を考慮し5年とした。また、蓬の郷本体と一体となった管理が必要と考えたためであるとの答弁でありました。

今回の候補者は草払い機等を多く保有しているのに、指定管理料の提案額が同額だったのはなぜかとただしたところ、確かに草払いなどは自前の機器でできるが、自主事業の菖蒲（しょうぶ）植栽などで金額が増えたためであるとの答弁でありました。

財政基盤の状況を良好と判断した理由をただしたところ、選定委員に税理士がおられ、良好と判断されたとの答弁でありました。

公募になった理由をただしたところ、所管としては非公募で提案したかったが、指定管理の指針に照らせば、非公募とする施設の要件に該当しなかったため、「公募」となったとの答弁であり

ました。

所管としての評価と選定委員会の評価に矛盾がある。プレゼンテーションがうまくければ選ばれるというのではどうか。例えば3年ごとに公募し、その3年間で良ければ継続するというのが合理的ではないかとただしたところ、選定委員会では、面接でこれまでの実績をヒアリングしている。3年だと初期投資やモチベーションに影響すると考えた。これまでの意見を踏まえ、指針の見直しについて総務課と協議したいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、市長及び副市長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

指定管理期間が3年から5年になることについては、もっと早い時期に議会に対しても説明すべきではなかったかとただしたところ、変更については説明が足りなかったと反省しているとの答弁でありました。

これまで所管課の管理者への評価は高かったのに、このような結果になった。公募によりプレゼンテーションで選定する過程は、もう少し配慮すべきではないかとただしたところ、今回は非公募の条件に該当しなかったため公募となった。前管理者の実績を反映できるように、プレゼンテーション1回で決まるような在り方を見直していきたいとの答弁でありました。

指定管理期間については、一律に3年・5年と扱わずに、施設に応じた対応をすべきではないかとただしたところ、市民サービスの低下を招かないよう、施設の在り方についても、議会に相談しながら、見直していきたいとの答弁でありました。

現管理者の評価が、選定委員会に示されていないのではないかとただしたところ、現管理者の評価は、選定委員会にも示している。今回の選定の経緯については、現管理者に説明に伺いたい。次の管理者には現管理者の取り組みについて示し、参考にしてもらいたいとの答弁でありました。

副市長は、選定委員会の委員長であるが、指針を見直して、頑張った管理者が報われるような選定をすべきではなかったかとただしたところ、選定委員会では書類審査とプレゼンテーションで評価するが、次期管理者は画像を加工し具体的なイメージを抱かせた点と、造園業ということで加点されたと思う。今回指定の在り方が問われているので、今後見直していきたいとの副市長答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第69号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 今、委員長の報告の中では、採決の結果という報告がありましたけれども、私は採決には参加していないんですけれども、そういう報告はしなくていいんですかね。

○総務常任委員長（岩根賢二君） その点については、報告の必要はないということで、事務局

と確認をいたしまして、今回の方向となったところであります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今の報告と質疑を受けて、丸山議員が除斥の対象になった法的根拠は何かというのが1点であります。

そして、丸山議員は、特定非営利活動法人志布志みどりのプロジェクト、ここのいわゆる関係する理事そういった役員等に就任しているのかというのが二つ目であります。

そして、三つ目は、現在指定管理を受けておられるNPO法人、そこが先ほど委員長の報告の中では、明確に現在管理をさせていただいているそのことが、はっきりこれはまずいよという、そういった明確な、私たち議員が議案を判断する際の、そういったものに対する判断する明確な答弁が当局からあったのかというのが三つ目です。当然この議案は、特定非営利活動法人志布志みどりのプロジェクト、ここに対しての議案でありますので、私が求めました以上の三つのことについては、答弁を、そういう議論がきちんとされたのか、お願いをしたいと思います。

○総務常任委員長（岩根賢二君） 第1点の除斥のうんぬんという質疑ですけれども、委員会としては、特に除斥はしておりません。もちろん除斥の対象でもありませんので、第2点はちょっと聞き逃したんですけれども、あとでまたお願いします。

ちょっと待っていただけますか。

○議長（上村 環君） しばらく休憩いたします。

○

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） 2点目の点については、役員ではないということでございます。

3点目の明確な理由というのは、先ほど報告いたしましたとおり、総合点でということでございますので、特にここがという点については、先ほど副市長の答弁の中で申し上げておりますので、そのようなことで評価が高かったということでございます。

○18番（小園義行君） 今、委員長の方から除斥をしていないということでありましたが、今、質疑の中で退席を自らされたのかですね。その採決に加わっていないということであれば、地方自治法第117条、いわゆる議員、議長を含めて議員の除斥対象というのは、仮にそのことが議題となって、その瞬間から最初から丸山議員は、その場にいなかったのか、それとも採決の時だけそこから退席されたのか、ここが大変重要であります。議事に参与することができないというのが、議員必携等々自治法の実例でも出てますけれども、その事件が議題に供されてから表決が終わるまで議場から退場していなければならないということであるというふうに述べています。そうした点からしたときに、事実はどうだったのかと、もし、このことを明確にしないと瑕疵（かし）

ある議決をしたというふうに私は心配をするところであります。私は、その委員会に属していませんし、審議にも参加していませんので、今の委員長報告と議員の質疑、それに対する委員長の答弁含めて明確にしないと議会在が瑕疵ある議決をするということになると、これは問題に当たるといふ思いがあつて、今質疑をしているところであります。自ら退席をしたというふうに、私は判断をしていないわけですが、今の質疑ですね、そこら辺については、どうだったのか明確に答弁を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） 最初にお答えいたしましたように、委員会としては、特に丸山委員を除斥したということではありません。もちろん除斥の対象でもありませんので、採決の時には、委員会室に出席をしておられなかったということでございます。

○18番（小園義行君） これ最後です。自ら退席されたというふうに理解すると、それで自分が賛否の対象になっているというふうに本人が理解されるのかどうか分かりませんが、基本、私たちが議案としているのは、特定非営利活動法人志布志緑のプロジェクトに関して審議をしているわけでありまして、現在管理をされている、そこに丸山議員が何らかの形で関与があつたとしても、この議案とは全く、言葉は悪いですが、関係のないところであつて、そこから退席をするとか、自らされたかどうか分かりませんよ、そういったものが働いたとしたらですね、この議案に対して私たちは質疑をしているわけでありまして、現在やっているその人、法人に対してのうんぬんということは、質疑であるかもしれませんが、本来今回の議案は志布志みどりのプロジェクトに丸山議員が関係しているかどうかで、仮に除斥の対象とかそういうことになるわけで、表決に参加を自らしなかったのか、それとも退席を促されたのかどうかというのは、本人でしか分かりませんのでね、ここは議長のお許しをいただいて、丸山議員に質疑という形をしたいと思つていますが、もし、それが難しいのであれば、委員長の方でも結構でしょう。もし、これが最初から議題になった時から丸山議員がそこに参加していなければ問題ないというふうに私は思うんですが、仮に何らかの形で退席が促されたりしたとしたら、法117条が求めているそのことと全然関係のない中で議決、採決が行われたと、それは少し問題があるというふうに私は思うところであります。仮に、そのことで瑕疵ある議決がされたということであれば、首長は176条第4項で再議に付さなければならないということになるわけでありまして、ここは大変大事な部分であります。よつて、私が質疑しました丸山議員でもいいでしょう。委員長でもいいですが、自ら退席したのか、それとも、そういう何らかの力があつてそういうふうにしたのか、最初から退席を促されるのであれば、その議題になった時から退席していたのかどうか、そのことを明確にお答えをいただきたいと思つてます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいまの質疑に対してお答えいたします。

審査の過程では出席をされておりましたが、採決の時点で自主的に退席をされたものと理解をしております。

〔「丸山君はどうですか」と呼ぶ者あり〕

〔丸山一君「議長の判断で」と呼ぶ〕

○議長（上村 環君） 9番、丸山一君。

○9番（丸山 一君） 69号の委員会審議におきましては、最初からずっとおりましたけれども、採決の際には、

私は退席しております。

以上でございます。

[小園義行君「議長、特に」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 特に認めます。

○18番（小園義行君） ここ議長非常に大事な問題ですよ。今の委員長の答弁と、丸山議員の答弁では、私は微妙に食い違いがあると思います。よって、議会は、法を遵守しなきゃいけない場所ですのでね、

これに対する賛否を問う前に、協議会に少し移してください。そして、議論をして、間違いのない表決をもって採決をしないといかんというふうに私は思うんですけれども、議長いかがですか。

○総務常任委員長（岩根賢二君） 丸山委員から先ほどあった答弁についてですが、そういう相談をされて、自主的に判断をされたものというふうに私どもとしては捉えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○9番（丸山 一君） 今までの審議があったわけですけれども、現NPOの構成メンバーとして、理事ではありませんけれども、メンバーとして3年間一生懸命頑張ってまいりまして、それなりの結果も出しております。ただ、今回の選定委員会の結果におきましては、経費の縮減という面について指定管理料の削減が事業計画、収支計画で示しているかということにつきましては、基準額との差はゼロ円でありました。一方のNPOは、収支計画では17万2,000円の減で示していたはずであります。

また、今回の指定管理者の指定につきましては、他の議案がほとんど非公募であるにもかかわらず、今回の69号ともう一つが公募という形になっております。当面公募せずに選定する施設には該当しないということでありましたけれども、説明の中で、高度の専門性、地域との親交、経営上地域に貢献しているか、その他市長が認めた場合とありますが、果たして何が抵触したのでありましようか。他にもいろいろ理由をあげれば長いことになりますけれども、他のことは割愛をさせていただきます。反対の立場で討論といたします。

議員各位の誠意ある対応をお願いいたします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

○18番（小園義行君） それぞれ新しく、今回みどりのプロジェクトというところになるでしょう。先ほどもいろいろ質疑させていただきましたが、委員会の審議の中で、私自身が、ああそうかと納得できるようなやり取りではなかったような思いがあります。そういった立場からしたときに、私たち議会は、本会議を含めて委員会も当然法に基づいてそのことが決していかなければならないというふうに思うところでございます。私自身は、先ほどのそれぞれ総務委員会で、審議に加われた丸山議員、そしてそれを受けて、公平に運営をされた委員長のお答えですかね、そういったものを受けたときに、果たして地方自治法117条にどうだったんだろうという思いが少しあります。そういった立場で、これをすっきりした気持ちで可とするには十分な理由を見つけることができません。再度、そういう形でのものが必要なのかなという思いもありまして、今回はこの議案に対して、賛成という立場には少し立てないところであります。そういった意味で、これから仮に、可決、否決あるでしょう。それぞれがいい形でやっていただきたいという思いは一緒であります。途中の委員会の審議の中でのそういったもの等々を含めたときに、納得して賛成というふうにはいかない、それが大きな理由であります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

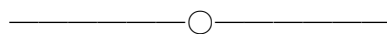
これから採決します。

採決は起立によって行います。

議案第69号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第13 議案第70号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第70号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第70号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、遊具の老朽化もあると思うが維持管理は大丈夫か。また、花パークなど今後の計画はとただしたところ、遊具は適正に管理されており、新たな遊具も導入されている。今後については、ダグリ岬一带の整備計画を策定中であるので、方針がある程度固まれば議会に示したいとの答弁でありました。

遊園地の運営上、特に安全面の評価は重要だが、二重丸になっていない。安全面の管理はどのようになっているかとただしたところ、事故等の恐れのあるチェック項目については、指定管理者から定期的に報告書の提出を受け、報告書に基づきヒアリングを行っている。再度指導徹底を行っていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第70号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

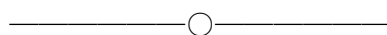
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第70号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第14 議案第71号 志布志市やちくふるさと村の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第71号、志布志市やちくふるさと村の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっております議案第71号、志布志市やちくふるさと村の指定管理者の指定について、審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、12月10日、委員5名出席の下、執行部から、松山支所産業建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りま

した。

主な質疑といたしまして、集客も増加し、売上も伸びていると聞いている。そのような中で、委託料の701万3,000円は妥当なのか。また、売上実績についてただしたところ、一日平均売上額は、25年度が35万3,000円、26年度が36万8,000円、今年は現時点では43万5,000円で右肩上がりである。指定管理料の算定は、施設や敷地の維持管理費が基礎となっており、前回の委託料より約40万円の減額となったとの答弁でありました。

次年度以降、売上額の数パーセントを市に納入してもらってもいいのではないかとただしたところ、前回受託後の、初期投資が大きく、その後も継続的に設備や宣伝広告等に多額の投資を行っている。また、活力ある施設を目指し、利益については、次の投資に充当する方針を取っている。売上益の一部を納付することは、現状では厳しいと聞いているとの答弁でありました。

宿泊棟の実績についてただしたところ、26年度の年間利用実績は、101名で、使用料収入は35万円程度であるとの答弁でありました。

合宿等の誘致を積極的に取り組めば、活用も見込まれる。現在の用途で継続して使用するならそういった努力が必要だ。あるいは、現在の利用率を考慮し、用途変更するか判断する時期に来ているのではないかとただしたところ、利用率が低い状況にある。合宿の誘致などの取り組みをしながら向上を目指すのが、結果的に問題が解消されない場合には、御指摘の部分も含め管理者と協議していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第71号、志布志市やちちくふるさと村の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第71号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第15 議案第72号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について

日程第16 議案第73号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について

日程第17 議案第74号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について

日程第18 議案第75号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について

日程第19 議案第76号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について

日程第20 議案第77号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について

日程第21 議案第78号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第72号から日程第21、議案第78号まで、以上7件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま一括議題となりました議案第72号から議案第78号の7件の審査につきましては、共通する項目があり、議案個々に関する質疑、並びに総体的な質疑として取り扱ったところであります。審査過程における、市長、教育長への総括質疑につきましては、議案第78号で一括して報告いたします。

それでは、文教厚生常任委員会における審査過程の概要と結果を報告申し上げます。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、議案第72号、有明開田の里公園の指定管理者の指定について、執行部より議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、開田の村管理組合は選定理由のところに「施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体」とうたっているが、開田の里公園と農業歴史資料館を管理することを目的としてつくられた団体なのかとただしたところ、開田の村管理組合は、開田の里公園と農業歴史資料館を維持管理することを目的としてつくられた団体であるとの答弁でありました。

組合長が市長になっているが、市長が変わった場合等はどうなるのかとただしたところ、現在も指定管理の契約をする場合は、副市長と管理組合の組合長である市長と契約をしている。今後は、運営委員の中から組合長を選出する方法も検討していきたいとの答弁でありました。

公園管理に係る324万2,000円の積算根拠についてただしたところ、農業歴史資料館と開田の里公園は一体とした管理になっており、その作業量に応じて按分をしている。人件費も作業面積に応じた形で按分した結果から積算したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第72号、有明開田の里公園の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について、執行部より議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、事務局長、事務嘱託職員、管理嘱託職員、臨時職員の月額報酬をた

だしたところ、指定管理料の中では、事務局長、事務嘱託職員、管理嘱託職員については同額の14万5600円、臨時職員については10万2,000円で積算をしているとの答弁でありました。

開田の村管理組合が実際に支払っている月額報酬をただしたところ、管理組合で実際に支出されている金額は、その組合で全体の人件費を役職ごとに整理されているとの答弁でありました。

公園が一体的に管理されているのであれば、条例も一本化すべきではないのかとただしたところ、教育委員会で議論し、総務課と協議していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第73号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について、執行部より議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現在、文化会館に在籍している志布志スポーツクラブの職員の身分はどうなるのかとただしたところ、志布志スポーツクラブの職員は、維持管理のノウハウを持っているので、指定管理者間で引き続き生涯学習センターで雇用するという事で調整されているとの答弁でありました。

駐車場も文化会館の施設と理解しているのかとただしたところ、維持管理については指定管理者が行っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第74号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について、執行部より議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、やっちくふれあいセンターが公募になった基準をただしたところ、指定管理については原則公募である。やっちくふれあいセンターは民間のノウハウによりサービスの向上を目指すということで公募になったとの答弁でありました。

総点で70%に満たない場合は選定しないとあるが、1社の場合であってもそうなのかとただしたところ、指定管理選考委員会の規定の中に基準があり、1社であっても70%以下の場合には選定できないことになっている。やっちくふれあいセンターにおいては、前回は81.3%、今回は82.5%の評価を受けたとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第75号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について、執行部より議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、プールの監視体制についてただしたところ、専門的な知識を持ち非

常時に即対応でき、そして資格研修を受けている者が管理をすべきだということで、本年度からプールについては外部の事業者に委託をしているとの答弁でありました。

シルバー人材センターは職員を派遣されているが、労働者派遣法に抵触しないのかとただしたところ、鹿児島県労働基準局によると、会員登録がされていれば問題はないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第76号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について、執行部より議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、消費税が増額された場合の対応についてただしたところ、消費税が10%になった場合は対応すべきであると認識している。指定管理者との契約の中でリスクの分担を定めてある。5年間の基準額をもとに、毎年度協議を行うとの答弁でありました。

公園管理の作業員3名はしおかぜ公園で作業をしているのかとただしたところ、しおかぜ公園と陸上競技場を兼務して管理しているとの答弁でありました。

25年度と28年度を比較すると、約330万円増額になっているが、要因についてただしたところ、25年度から26年度にかけての増額は、消費税が8%になったことで70万円程度、電気料の値上げに対応した分が30万円程度、水道料の不足額で10万円程度増額している。28年度については維持管理の作業分を今回見直したことにより、150万円を増額した分が主な要因であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について、執行部より議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、中体連の期間中に、有明野球場の外野スタンドの草刈りがされていなかったが、指定管理者に対し野球場使用の申し込み状況による管理等について指導しているのかとただしたところ、利用者からの苦情については、指定管理者と今後のスケジュールによる管理等について十分協議し、改善するよう指導したとの答弁でありました。

志布志の体育施設は早朝からの開館要望に応じていると評価されているが、有明の体育施設はどうかとただしたところ、有明の体育施設についても、大会等で早朝からの開館要望があった場合には対応しているとの答弁でありました。

5年後も非公募なのかとただしたところ、公募か非公募かについては、これまで指定管理者制度検討委員会において、当該施設ごとに検討されてきた。制度検討委員会や行財政改革推進本部会議で協議を重ねて決定していくので、必ずしも非公募が固定化しているということではない。

総務課とも協議をし、今後は公募・非公募の判断を含めて指定管理者制度の在り方や指定管理者についても検証しながら内部だけではなく、広く民意を反映するための外部委員も含めた組織を検討し、多角的な意見を取り上げた上で、提案していくことを共通認識としたとの答弁でありました。

次に、広く市民にチャンスを与えるべきと思う。今回、全ての施設において、3年から5年に指定管理期間が延びているが、営業努力が必要な施設は5年のスパンでもいいと思うが、管理だけをする施設の5年間は長い。そのような施設等は3年間にし、他の団体等が参入できるチャンスを与えて、その中で競争意識が芽生えてより良い管理がなされるのではないか。全ての施設が5年になった庁内での議論の内容についてただしたところ、指定期間の3年から5年になった経緯は、それぞれ各課で検討し、安定した経営、管理ということから案を作成し、指定管理者制度検討委員会本部会議で決定したところである。今後は、公募・非公募の在り方だけではなく、指定管理者制度の在り方、指針についても一度検証しながら外部の意見も聞いていくということを確認した。期間についてもそこで協議をしていきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、指定管理者の指定全般について、市長、教育長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

経費節減のための制度といいながら、非公募にしたり、積算根拠などが不明で、何を評価した結果なのかとただしたところ、消費税の関係、燃料代、人件費の高騰等があるため、当初より少しずつ上昇している。一般質問の中でもあったように職員の定員適正化に取り組み、当初からすると70名から80名も削減されている中で、これらの施設が変わらず運営されているということは制度のおかげで効果はあると評価している。今回の指定管理の提案にあたって、様々な問題が生じており、指摘のとおりだと思う。今後は、今回の議論を踏まえ期間の問題、公募・非公募の問題について、十分協議し、議会、市民にも分かりやすい内容にしていく。また、期間を5年間にしたことについては、雇用の関係や機器のリース等の管理運営上のメリットと今までの実績を踏まえて5年間にした。しかし、今後は、庁内協議だけでなく、外部的にも第三者の専門的な意見を聞きながら取り組んでいくとの答弁でありました。

また、指針では原則公募になっているが、ほとんどの施設が非公募である。これまでの実績などを勘案して非公募になったのかとただしたところ、今回、様々な疑義が出されたので、今後は公募が原則であることを尊重して取り組むとの答弁でありました。教育長からも、新しいところが出てきた場合には、競争という部分も出て来る。非公募にする理由はない。切磋琢磨して、よりよいサービスの向上を図ることが指定管理者制度の大きな目的でもあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第78号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。
これから議案第72号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
議案第72号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。
これから議案第73号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
議案第73号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。
これから議案第74号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
議案第74号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。
これから議案第75号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
議案第75号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり

り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案第76号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第76号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案第77号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第77号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案第78号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第78号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第80号 字の区域変更について

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第80号、字の区域変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっております議案第80号、字の区域変更について、審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、12月10日、委員5名出席の下、審査に資するための現地調査を実施し、執行部から、耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

議案書及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の基盤整備事業に伴い、各字どれくらい面積の増減があるのか、また、説明資料の地番は変わらないのか、とただしたところ、基盤整備の区域全体で登記をする。字ごとの変更による面積までは測定していない。また、現在の仮地番が付してある。これを基準としていくが、合筆などで変わる場合もあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号、字の区域変更については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

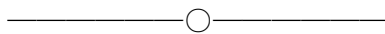
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第80号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第23 議案第81号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（上村 環君） 日程第23、議案第81号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、16番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第81号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告申し上げます。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方債残高は財政計画に基づいていると思うが、人口減少などによる財政計画の見直しはどうかとただしたところ、財政計画は平成18年度から5年ごとに計画しており、現在は平成27年度までの計画であるので、見直しを行っているところである。平成28年度からの計画は創生戦略と整合性のとれたものとしていくとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

行政告知端末の設置状況と、今後の見通しについてただしたところ、当初1万2,750世帯に導入し、その後、当初同意されなかった方や、新築、転入者の方などが設置されている。また、空き家に設置されている端末の撤去の要望もある。内訳は平成27年度、既存住宅への設置が56件、新築14件、転入17件、転居が23件で計110件である。撤去は17台であるとの答弁でありました。

行政告知端末の撤去の費用はどかが負担するのかとただしたところ、撤去費用は1件あたり約5,000円かかり、市が負担するとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと納税の最新の状況についてただしたところ、12月9日現在で3億9,773万円余り、件数で1万8,090件であり、今定例会の中で再度、補正をお願いすることも考えられるとの答弁でありました。

なぜ志布志市にふるさと納税するのか、分析しているかとただしたところ、寄附者は、何らかの形で志布志に関係のある人が多い。また、お礼の商品の良さはもちろんだが、案内の写真の見せ方にもよるのではないかと答弁でありました。

次に、総務課及び選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、河川等の監視カメラの設置状況についてただしたところ、志布志地区に7台、松山地区に1台、有明地区に3台の計11台設置しているとの答弁でありました。

選挙管理委員会分の主な質疑といたしまして、公職選挙法改正に対する取り組み状況はどうかとただしたところ、先進地研修を生かし、若年層への取り組みとして、今年度の成人式で模擬投票をお願いしている。また、若い人が集う場所での期日前投票所開設について研究しているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、緊急商工業資金利子補給金交付事業の増額の理由についてただしたところ、平成26年度は141件、市の利子補給額は1,008万3,000円であったが、平成27年度は件数が161件と増えているのと、高額の借り入れが多いため額が増えているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第81号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、8番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となっています議案第81号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、11日、委員全員出席の下、審査に資するため、安楽大迫工業団地の現地調査を実施した後、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、就学援助費と特別支援教育就学奨励費の支給項目と金額についてただしたところ、就学援助費は学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学学用品、修学旅行費、学校給食費を助成するものである。それぞれの金額は、通学用品は小・中学校が2,230円、校外活動費は上限があり、小学校が上限1,550円、中学校が上限2,240円。新1年生に対する新入学学用品として、小学校が2万470円、中学校が2万3,550円、修学旅行費は実費額のそれぞれ95%である。学校給食費は本年度から全額支給ということで、小学校が4万3,450円、中学校が5万600円。中学校では自転車購入費があり、自転車通学が認められた中学校1年生に対し1万5,000円が支給されている。その他、むし歯や中耳炎等の特定疾病分の医療費について支援している。特別支援教育就学奨励費は所得に応じて、Ⅰ階層とⅡ階層に分かれており、支給項目の2分の1又は4分の1の額が支給されるとの答弁でありました。

就学援助費の過去3年間の受給者数と全体に占める割合をただしたところ、平成25年度は小学校322名、中学校195名、合計で517名。平成26年度は小学校343名、中学校203名、合計で546名。27年度の最終見込みは、小学校365名、中学校208名、合計で573名である。全体に占める割合は、現段階で21.7%であるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、安楽大迫工業団地は、いつの時点で普通財産に変更されたのかとた

だしたところ、9月30日で用途廃止され普通財産になったとの答弁でありました。

整備後、会場の利用申込み等を含めた維持管理方法についてただしたところ、整備後の維持管理については、生涯学習課で担う部分と共生・協働のボランティアでお願いする部分が出てくると思っている。効率的な維持管理についても今後検討していくとの答弁でありました。

事業費をどの程度で計画されているのかとただしたところ、グラウンド・ゴルフコース、トイレ、水道施設が必要である。具体的な積算はしていないが、県内の状況等を視察したところ錦江町が2コートで約6,700万円、肝付町が4コートで約1億3,000万円の事業費である。これらを参考にしながら整理をしていこうと考えているが、現段階では概算事業費は出ていないとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、事務機器保守点検管理委託料は、国からの補助金は無く、一般財源で支出するのかとただしたところ、顔認証システムについては、事業費補助金及び事務費補助金の対象になっていないが、今後、地方交付税で財政措置がされる見込みであるとの答弁でありました。

1月からの交付に間に合うのかとただしたところ、1月の早い段階に間に合うように準備をしたいと考えている。今現在、個人番号カードが作成されたという連絡は受けていない。早い段階に顔認証システム、タッチパネルを導入し準備ができ次第個人に交付通知をするようにしているとの答弁でありました。

JICA草の根技術協力事業の事業費の減額補正についてただしたところ、当初、草木を細かく破碎するシュレッダーをサモアに導入する計画だったが、サモアの環境省の体制が整わずJICA九州と協議した結果、今年度の導入を見送ったところである。今後、その体制が整えばシュレッダーの導入を検討していくとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、自立支援医療費支給事業の増加は、人工透析受給者の増なのか、医療費の増なのかとただしたところ、生活保護受給者の人工透析患者が、当初予定していた9名から10名に増えた1名分である。医療費についても若干ではあるが増えたところであるとの答弁でありました。

みどり保育園建替事業の今後のスケジュールの概要についてただしたところ、補正予算が可決後、速やかに実施設計に着手し、本体工事の入札を実施する。3月までには間に合わないので、繰越事業としてお願いし、来年7月か8月頃の完成を予定しているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保険基盤安定制度は、毎年この時期になるのかとただしたところ、

今回の保険基盤安定制度の繰出金の増額は、国保の平成30年度からの改革の一環で補助率の引き上げがあった。国が財政支援として1,700億円増額したことによるもので、毎年10月末に申請をすることになっているとの答弁でありました。

保健師は年々増えてきているが、保健師の力を発揮させるために今の保健課スペースで十分なのかとただしたところ、現在のスペースでは狭小であると感じている。市長、副市長にも相談しているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第81号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

—————○—————

午後0時00分 休憩

午後1時08分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（上村 環君） 丸山議員より発言の取り消しの申し出がありましたので、発言を許可します。

○9番（丸山 一君） 先ほどの質疑の中で、事務局長の対応につきまして言及をいたしましたけれども、確認しましたところ、そういうことはなかったということでございますので、削除方をよろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） ただいま丸山君から本日の会議における発言について、会議規則第67条の規定によって、不適切な発言部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、丸山くんからの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっております議案第81号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった、所管分の審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、12月10日、委員5名出席の下、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、畜産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、畜産共進会報償費が減額されているが、品評会への出品をためらう声を聞く。出品牛増頭の対策を講じているのかとただしたところ、毎年、各生産部会に出品依頼をしている。特に松山地区は、優良牛を導入された方に、別途通知を発送し出品を依頼した。また、新たな取り組みとして、出品実績の無い方にも個別に出品を依頼した。これらの成果として、秋季品評会は148頭の出品となり、昨年度と比較して24頭の増頭となったとの答弁でありました。

畜産クラスター事業の豚舎改修による、完成後の規模についてただしたところ、肉豚1,000頭規模になるとの答弁でありました。

肉豚の枝肉価格について、最近の動向をただしたところ、肉豚の相場は、ここ2年間、高値で推移している。枝肉1kg当たり600円に近い価格を維持してきた。10月に400円台まで落ち込んだが、現在では560円前後まで回復した。生産頭数については、全国的に減少傾向にある。今後、T P Pに対する動きもあるが、増頭したいという意見もあるとの答弁でありました。

次に、農政課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、倉ヶ崎地区のほ場整備の進捗率についてただしたところ、現在、約15%から20%である。28年3月に完了予定であるとの答弁でありました。

用地取得費についてただしたところ、倉ヶ崎地区の取り付け道路部分の用地費である。1㎡当たり380円の単価で、山林790㎡を購入するための費用であるとの答弁でありました。

最後に、建設課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公園費の修繕料の増額補正についてただしたところ、大浜緑地公園の漏水対策に伴う修繕費である。布設された水道管が鋼管であり、老朽化による腐食で漏水が多く発生していた。当初の想定以上に修繕箇所が多くなり予算に不足が生じた。本年度をもって、全ての鋼管の布設替えを終了するとの答弁でありました。

住宅リフォーム助成事業の、一件当たりの平均的な助成額について、ただしたところ、現在まで、80件の申請があり、事業費総額1億200万円である。一件当たりの事業費が約120万円となり、事業費の15%の助成となるので、おおむね限度額の15万円平均と考えているとの答弁でありました。

今回の補正で、本年度の要望に対応できるのかとただしたところ、3月末の完成が条件なので、

あと10件程度で対応が可能と考えるとの答弁でありました。

以上で全ての審査を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第81号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第81号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第24 議案第82号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第24、議案第82号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第82号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員6名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

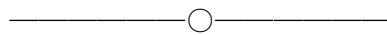
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第82号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第25 議案第83号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第25、議案第83号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第83号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員6名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、予算書の地域支援事業費の3項及び4項は新たに科目を設けたのかとただしたところ、国の制度改正によるもので、今回、新たに創設したものであるとの答弁でありました。

特定入所者介護サービス費が支給される対象施設をただしたところ、特別養護老人ホームは賀寿園、小松の里、やっちく、老人保健施設はつわぶき、とうご、ありあけ園であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第83号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第83号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第26 議案第84号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第26、議案第84号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第84号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員6名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、下水道使用料が74万6,000円増えているが要因は何か。また、現在の接続率についてただしたところ、使用料収入の増は接続率が増えたことによる。平成27年度は、これまでに37戸の新規接続があった。接続率は11月末で80.29%であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第84号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

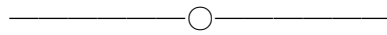
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第84号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第27 陳情第10号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」についての福祉施策に関する陳情書

○議長（上村 環君） 日程第27、陳情第10号、「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」についての福祉施策に関する陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました陳情第10号、育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」についての福祉施策に関する陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本陳情は、昨年度も提出され、昨年12月議会で採択されている。陳情書に5項目あり、4項目までは前回と同様の内容であるが、今回は5項目目に「学校生活」についての記述があったため、12月11日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長、保健課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求めました。そして、昨年度、採択されたことにより、執行部の取り組み状況について説明を求め、執行部からは、1項目から4項目までにわたって、詳しく現在の取り組み状況について説明があった。

新しく記述されている5項目目については、教育委員会としても、障がいのある幼児・児童・生徒の支援体制に努力している。また、就学に関して教育相談を行い、福祉課や保健課との情報交換などに早期から努めている。さらに、小・中学校に特別支援教育支援員を配置して、支援体制の整備に努力している。しかし、課題として保護者に就学指導についての理解が浸透していない状況にある。今後、連携を密にして就学相談に関する啓発を行っていく。

以上のような説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、就学指導委員会の中で、本来は支援学級が妥当ではないかと判断した児童・生徒の保護者が、支援学級には入れないという例はあるのかとただしたところ、就学指導委員会の結果を踏まえて、保護者と学校側とで十分話し合っ、就学先を決めているので、学校側が拒否することはない。学校の整備も社会的障壁を取り除く努力をしているとの答弁でありました。

次に、陳情書に子ども専任の保健師を増員してくださいとあるが、当事者として、どう考えているかとただしたところ、保健師が育つには10年かかると言われている。1人が母子専任となる

と、その職員のスキルは上がるが、別の業務が難しくなるというデメリットもある。市民の保健師という立場から、赤ちゃんから高齢者まで支援できる姿勢が望ましいと考え、現在、地区担当制を導入しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。

意見として、執行部も努力していることは十分理解した。しかし、保護者から陳情書が提出されたということは、まだ、理解を得られていないことがあるからだと思う。よって、執行部に更に努力してもらうためにも採択すべきという意見がありました。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第10号、「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」について福祉施策に関する陳情書については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

陳情第10号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。日程第28、議案第85号から日程第31、発議第4号までの4件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号から発議第4号までの4件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第28 議案第85号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（上村 環君） 日程第28、議案第85号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第85号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、ふるさと納税特産品事業及びふるさと志基金積立に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222億801万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。予算書の5ページをお開きください。

歳入の寄附金の特定寄附金は、ふるさと志基金寄附金を3億円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1億5,000万円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、企画費の委託料を1億5,000万円、積立金を3億円それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第85号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第29 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第29、同意第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成28年2月23日をもって任期が満了する上村裕治氏の後任として、島津陽亮氏を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

島津陽亮氏の略歴につきましては、説明資料の2ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

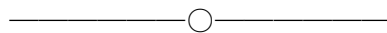
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。



日程第30 発議第3号 志布志市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第30、発議第3号、志布志市議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第3号、志布志市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について趣旨説明をいたします。

提出の理由は、市政の課題及び市民の意向を把握して、市政に反映させる活動・研究を行い、住民福祉の向上及び市政の発展に資するため、調査・研究に必要な経費の一部として、会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関する基本的事項を定める必要があるため、提案するものであります。

まず、提案提出までの経緯について御報告いたします。

当議会においては、平成25年7月臨時議会において、議会基本条例等調査特別委員会を設置し、二元代表制の下、議事機関として市民の負託に応える責務、開かれた議会づくりの推進のための議会基本条例の制定について調査・研究を行いました。議会及び議員は、不断の努力を重ね、資質を高め、真に市民の負託に応えねばならない、その根幹をなすものとして、同年12月定例会において、志布志市議会基本条例の制定を行ったところであります。ただし、政務活動費の導入については、特別委員会の協議の結果として、今後の課題としたところであります。また、同時に議員定数等調査特別委員会も設置され、議員定数の協議も行われ、結果、改選前の24名から現在の20名となったところであります。合併当時は33名であった議員数も改選の度ごとに削減を行い、

議会改革に取り組んでまいりました。その後、本年4月には一会派が結成され、5月には開かれた議会を目指し、様々な検討を重ね、基本条例制定後、初の全議員による議会報告会を実施したところであります。

現在も開かれた議会、市民に身近な議会を目指し、議会改革の更なる取り組みを模索しているところであります。その一つに政務活動費があります。政務活動費は、平成12年に地方自治法の一部改正により、政務調査費として法制化され、その後平成24年の法改正により政務活動費と改められ、議員の調査研究活動に支出限定されていたものを議員の調査研究、その他の活動と改められ、地方議員の活動にも支出することが可能となったものであります。

議会運営委員会の政務活動費の議論においては、使途について昨今の報道等により厳しい意見があり、市民に理解していただけるものか。また一方では、地方自治法のもと明文化されており、法的に支出が可能であり、その活用によって、市民福祉の増進、市政発展のために、また、議員資質向上に結び付けるものであるなど様々な議論を重ね、更には、このことを十分理解した上で所掌事務調査を行い、先進市議会の状況等の調査を行いました。慎重審議を重ね、政務活動費の交付に関する条例等の素案を全員協議会に提出いたしました。

全員協議会においても、様々な意見、議論があり、その後集約を行い、政務活動費の有効な活用により議員の資質向上はもちろんのこと、市民の意向の市政への反映、住民福祉の増進につながる調査・研究を行うために、政務活動費の交付に関する規定を備える条例の提案となったところであります。

次に、条例の説明を行います。

趣旨の第1条から委任の第12条まで、全12条からなる条例となっております。

条例の主な内容といたしまして、第1条でその趣旨、第2条で交付対象を会派及び議員としております。第3条は、交付対象議員に対する政務活動費の額を毎月1日を基準日とし、会派については所属議員に月額1万5,000円を乗じて得た額を議員に対しては月額1万5,000円と定めております。第4条は、交付の方法として、申請のあった月分から、当該年度の3月までを一括交付すること等を、第5条で会派所属議員数の異動に伴う政務活動費の追加交付及び返還について規定しております。第6条は、政務活動費に充てることのできる範囲を「市政に反映させる活動、その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に充てる」と規定しております。第7条は、会派における経理責任者の設置義務、第8条で収支報告書の議長への提出の義務について規定しております。第9条は、交付された政務活動費の残余の返還を規定しております。第10条は、支出報告等の保存、閲覧について定め、5年間の保存収支報告書等の公開、第11条で議長は政務活動費の適正な運用、使途の透明性の確保に努めること。また、研修内容、経費の使途に関する審査を行う「志布志市議会政務活動費審査会」を設置できることを規定しております。第12条は、条例に定めるもののほか、交付に関する必要な事項を規則で定めております。

なお、附則におきまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○10番（玉垣大二郎君） ただいま提案されました発議第3号に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

近年、この政務活動費の不適正な処理による不正受給が発覚し、新聞・テレビ等で大々的に報道されております。このことは、市民も悪質な事件として捉えられており、議会への関心と議員一人一人の資質や姿勢を問われている大きな問題となっております。私自身、この政務活動費の先払い、事後精算というシステムに疑問を感じており、自らミスを犯しやすいこの制度に対して納得していないところであります。

兵庫県では、今まさに裁判の最中であり、また、一般市民の生活においてはT P Pの問題、消費税増税、年金給付削減などの先行き不安な中での生活をされており、この導入については市民の皆様からは理解を得られにくいと思うところです。

我々議員は報酬をいただいております、給与との違いを考えると、議員活動全般に対する対価として支払われるものが報酬だと思っております。このようなことから、志布志市では今まで導入してこなかったこと、旧有明町、旧松山町、旧志布志町時代にも無かったということは、歴代議員の方々がこういった思いの上で議員活動をされてきたのであり、今に至っているものと考えるところです。このような理由から、今回の提案には反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 私は、ただいま議員発議で提出をされました発議第3号、志布志市議政務活動費の交付に関する条例の制定について、まずもって賛成の立場から討論をいたしたいと思っております。

議案提出までの経緯につきましては、ただいま議会運営委員長よりありましたので、重なる点は省かせていただきたいと思います。政務活動費の前身であります政務調査費は、地方分権一括法の施行等により、地方議会やその議員の活動がより重要になったことから平成12年の地方自治法改正により制度化されたものであります。

地方分権の推進が図られる中、地方議会は執行機関に対する監視機能や政策立案機能をより高める機関となることが求められ、諸機能の一層の充実が期待をされ、政務活動費は二元代表制の下で議会の基盤強化を図る経費として整備された、地方自治を支える大変重要な制度であると私は考えております。この政務活動費を制度化した自治法の改正当時の国会における趣旨説明でも、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査、活動基盤の充実を図る観点から議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保することが重要に

なっております」と述べられております。

志布志市におきましても、3か町の合併によって、議員の活動範囲もさらに広範囲になってまいりました。合併前には52名だった議員数が33名となり、次の改選で24名、昨年の改選においては、20名となりました。人口減少が取り沙汰される中で、少子高齢化社会の荒波を乗り切って行けるまちづくりが必要となる中、市役所の仕事一つを取ってみても、私が初当選をさせていただいた17年前と比較をすると大変な量となっております。市民生活は、多種多様になり、問題は山積している中、地方分権による権限の移譲も進む中で、議会に求められる立法機能、チェック機能の水準は高くなるばかりであります。そのような中で、自治法が改正をされ、政務調査費、いわゆる現在の政務活動費が制度化されたものと私は理解をいたしております。

議会の仕事は、大きく分けて執行部のチェックと政策提案にあると思います。執行部の予算執行に対して、十分な調査を行い、不要な予算は削る。またチェックだけではなくて、執行部だけでは気づかない住民ニーズを掘り起こして対応を促すことにより市民生活を守る、それが本来の役割だと思っております。政務活動費は、このような議会に課せられた大きな責任を果たすために、議員の活動を支える制度として必要不可欠な制度であります。

政務活動費は、巷間（コウカン）で言われるような、決して第2報酬ではありません。一方で、市民の皆さんがマスコミ等の報道を通じて危惧されているのは、政務活動費の透明化についてであると思います。この透明性を確保するために、改選前の特別委員会での議論を経て、改選後は議会運営委員会において実に長い時間をかけて議論を積み重ねてまいりました。

今回提出された議案は、収支報告書の保存と閲覧についての定めはもとより、5年間の保存、収支報告書等の公開を義務付けております。さらに研修内容、経費の使途に関する審査を行う志布志市議会政務活動費審査会を設置できることを規定いたしております。この規定は、他の自治体には無いものであり、政務活動費の導入に関しては、先進事例を学べる本市の後発の利点を生かした厳格で、透明性の高い独自性の強いものとなっております。条例に定めるものの他は、交付に関する必要な事項を規則で厳格に定めるとしており、使途基準の明確化やチェック機能の確立など、この条例は他の自治体と比較しても全くそんな色のない先進事例になるものと私は考えております。

今後も分権時代に対応した市議会の確立に向け、政務活動費に関する説明責任をしっかりと果たしながら、議会を活性化させ、基盤を強化する議会改革に取り組んでいくことを決意し、私の賛成討論を終わります。

同僚議員の賛同方、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

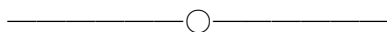
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。



日程第31 発議第4号 志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第31、発議第4号、志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第4号、志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、地方自治法で規定されている政務活動費の交付をすることとしたため、政務活動費に係る条文を改める必要があるため、提案するものであります。

主な改正部分は、第14条の「政務活動の充実」を「政務活動費の執行等」と改め、条文を整理するものであります。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりであります。

なお、附則におきまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

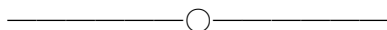
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第4号は、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、原案のとおり、決定されました。



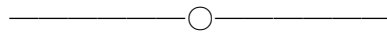
日程第32 議員派遣の決定

○議長（上村 環君） 日程第32、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。



日程第33 閉会中の継続審査申し出について

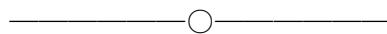
○議長（上村 環君） 日程第33、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してあります文書写しのとおり、総務常任委員長から閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第34 閉会中の継続調査申し出について

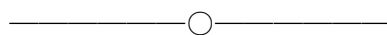
○議長（上村 環君） 日程第34、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（上村 環君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成27年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後1時56分 閉会